

2 寿府よりの連絡

21

12

月

16

日

寿府代りの電話連絡

5.12.16.

AM 7:40

川村書記官からのメッセージ

「ジュネーブ時間 7時36分、ウィルグッイ
ラウンドは ~~終了~~ 終了した。

「TNCの最後に、サザーランド事務局長が
7年に及ぶVRの成功を認めよと
述べた上で、榎でお返し、VRは
成功裡に終了した」

(3)

寿賀 (伊藤 (官総) さん) からの電話連絡

12/16、4:12 受

1. 7:30^{PM}すぎ サガーメントでの UR 終結を宣言
TNC 自体は各国のスピーチ 継続中。
2. 主要国 (米, EC, 加, 豪等) のスピーチはすでに
終わっている。
3. 赤松大使のスピーチは UR 終結宣言の直前
内容: サービス分野で米・EC が合意できたのは
残念だが、全体としては良かった。
4. 9:00 ころまでに TNC が終了すれば、
代表部で記者ブリーフを行う予定。

(以上)

2
(2)
12
月
15
日

U R (1 5 日 の 交 渉 日 程)

現 地 時 間 (日 本 時 間)

1 2 月 1 5 日

7 : 0 0 (1 5 : 0 0) サービス (最 終 国 別 表 + M F N 例 外 リ ス ト 提 出
期 限)

1 2 : 0 0 (2 0 : 0 0) サービス (最 終 G N S)

1 2 : 0 0 (2 0 : 0 0) 市 場 ア ク セ ス (交 渉 を 実 質 的 に 終 了 し た 国 を 事
務 局 に 通 報 す る 期 限)

1 4 : 0 0 (2 2 : 0 0) 市 場 ア ク セ ス (最 終 G N G)

1 2 月 1 6 日

1 7 : 0 0 (1 : 0 0) T N C

山 上 外

大 使
総務参事官

ガット班

通 番	—	日 付	平成 5 年 1 2 月 1 5 日
受 信 者	経 国 一 FAX 番号 (0081) - (3) - (石川 首席 宛 3581-9470)		
発 信 者	外務省在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部 ガット班 大西 (調) 発 (Kazushige ONISHI, ATTACHE)		
件 名	資料送付		

表紙とも全 3 枚

別添の通り、赤尾大使のステートメント（案）を送付いたしますので、ご査収の程
宜しくお願いいたします。

Check against delivery

Statement by Ambassador Nobutoshi AKAO
at the TNC meeting

1. Japan joins others in voicing strong sense of satisfaction as we gather here in this historic occasion to conclude the seven-year-long Uruguay Round negotiations. Seven years ago, Japan took an initiative together with the United States and others to launch the most challenging and ambitious venture with the earnest desire to strengthen the multilateral trading system and to pursue further liberalization of world trade.
2. On behalf of the Japanese Government, I wish to congratulate Mr. Peter Sutherland, Chairman of the TNC, for his determined leadership without which we could never achieve our goal. I wish to commend "friends of the Chair" and members of the GATT Secretariat as well for their dedicated efforts.
3. Japan, on its part, has made extremely difficult political decision on the rice question in order to contribute to the successful conclusion of the U.R. negotiations. But rice is not the only issue through which Japan has contributed. We have offered 60% tariff reduction of industrial goods, and have fully complied with the Final Act in agricultural sector.

4. In this historic moment nonetheless, I must register our deep disappointment over the inability of the two majors to make tough political decision to enlarge the package, in particular, in the service sector.
5. The strengthening of the discipline in world trade policy, including the establishment of an effective dispute settlement mechanism, is a major accomplishment of the Uruguay Round. Under the newly created World Trade Organization, Japan strongly wishes that the multilateral trading system will be further strengthened as we head the 21st century.

Thank you.

注意 1. 本電の取扱いに慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

極秘

電信写

02-003

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘書官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会口厚情研

察人園在警史オ

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
イ

審総安平
戸

企国
審

参軍不科協
審

国 参行専人難地
長

ア 参地中東
長 審北東西
一

北 審一二保
米

参一二
南

審西ロ洋
長 西東
二

近 参一二アア
ア長 二二

審総漁①
審経エ国
一ネ二
長 経途
一

参海 審準

経 参政調国開無
協 長

参緊評技有理

条 審条協規
長

情 参国析析調セ
長 一二

総 番 号 R 2 6 1 6 0 3

主 管

月 15日

寿 府 代 発

経 国 一

平成 5年 12月 15日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

事務連絡

第6668号 極秘 大至急

石川経国一長代理へ

ジュ府代ヤブナカより

日米農業交渉において、最後まで懸案として残つたぎゅうにく、ふたにく問題の決着振りは以下の通りです。

1. ぎゅうにく

(1) 実行税率として、実施期間1年目50%を6年目には38.5%まで引き下げ。

(2) ぎゅうにく輸入急増の場合は、国別表上のバインド・レベル（1年目93%、6年目50%）まで、関税を引き上げることができる。トリガー・レベルは117%。

(3) 上記（1）、（2）は日本政府の自主的措置として、日米間の書簡に記載（現時点での案文は、往電第6644号別FAX信の通り）。

2. ふたにく

(1) 実行ベースで、6年間に86・88年レベルからゲートプライスを29%引き下げ（部分にくの場合、1年目612円/kg（86・88レベルよりも低い）から6年目524円/kgへ）

(2) ふたにく輸入急増の場合のゲートプライス引き上げ（セーフガード）。トリガー・レベルは119%引き上げは国別表上のバインド・レベルまで。

(3) 上記（1）及び（2）は日本政府の自主的措置として、上記1.（3）と同様の書簡に記載。（了）

UR交渉の動き

15日

) 秘

12:15

首席代表者合合 (15日 11:30 - 12:00)

1. TRIP

ECが好案を出したか。反対が強く、結局とり下げた。

2. MA

伯及のやりとりにより ECのオファーに強い不満が表明された。
結果、これにより 10ヶ条の要求が出され、満足に解決
が得られず、農業交渉、全体に留保する旨発言。

3. サービス

ポチリ。ECが海運オファーに留保している点、ポチリで
海運を留保する旨発言。

4. 農業

2ヶ条あり BHAの再修正は「2」の農業に悪影響を及ぼ
す。これにより 交渉は停滞した。以上のオファーは維持し、
BHAと関係する交渉は中止する旨述べた。

5. TNC (17:00 ~)

「交渉長」と、各国の代表者で構成されるグループに
対して、この TNC の目的と役割を説明した。このグループは、
交渉の進捗を監視し、農業の交渉、MA 及び Verification の
合意の今後の作業は交渉に付いて言及する予定の由。

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

山上

電信写

15-063

大 政 官 外 務 省
次 長 典 房
臣 秘 官 官 客 客 長 長

北 環 査 外 研 長
代 ア 大 大 察 活
表 大 使 使 大 審

儀 対 会 口 厚 情 研
察 人 園 在 警 史 オ

審 報 際 内 外 プ
文 長

参 政 保 対 旅 外
領 移

安 平
国

参 軍 不 科 協

参 行 専 人 難 地

参 地 中 東
審 北 東 西

参 一 二
保

参 一 二
西 京

参 一 二 ア ア
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

参 一 二
一 二

総 番 号 R261677

月 15日

平成 5年 12月 16日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管
経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR (12月15日首席代表者会合)

第6672号 秘 大至急

(以下FAX送信 GV8919-02)

秘

15日午前の首席代表会合（午前10時から12時）の議論の概要は次の通り。（当方：本使、赤尾大使出席）

1. 繊維

サザerland事務局長より、7条1項サブパラのpronteをachieveに変えることで⁽¹⁾ 作⁽²⁾ 国の妥協が成立したが、これで差し支えなきやとの発言があり、米より満足ではないが受入れ可能との発言があり、米より満足ではないが受入れ可能との発言があり、右にて決定した。

2. 留保の撤回

(1) 米より、MTO設立に基本的留保を付していたが、現行のテキスト全体を基礎として、全ての他の留保撤回を条件にMTO設立に同意する、但し、名称については、WTO (World Trade Organization)が好ましいとの発言があった。

「サ」事務局長より、これを歓迎するとともに、MTOよりもWorld Bank等との対比からMTOよりもWTOの方が良いと思うとコメントしたところ、各国より特段の発言はなかった。

(2) ECがジョーンズ・アクトに関する日本提案についての留保を撤回した。

(3) 「サ」事務局長より、さらに各国の留保の撤回を促す発言があったが、各国が如何なる留保を付しているかについて若干の混乱があり、一時中断となった。

3. TRIP

一時中断の時、議場外でECがTRIP半導体修正案について対案を出す可能性があるとの話があった。会合再開後、ECがwaiting reservationの権利を行使して、上記に関する対案を出したが、反対が強く結局取り下げた（詳細については別途報告する）。

4. 農業のマーケット・アクセス

伯及びウルグアイより、ECのオファーに強い不満が表明された。伯は、これにより、

秘

10億ドルの持出しであるとし、満足のいく解決が得られるまでは、農業テキストの全体について留保する旨発言した。

5. 海運 (詳細については別途報告する。)

(ECの留保がどうなるかの問題。午後5時までに解決する前提で討議されなかった。

15日付けの海運についての閣僚宣言案及びアネックス案を別FAX信する。)

6. マーケットアクセス (モノ)

マーケットアクセス (モノ) の最終オファーの提出期限は本日午前12時から午後5時に延期された。

7. TNC会合 (本日午後5時より)

「サ」事務局長より、各国の発言はできるだけグループ毎にまとめ、且つ、十分organizeされたものとするよう要請があった。「サ」事務局長発言では、農業の位置付け、マーケット・アクセス及びverificationを含む今後の作業日程案(13日の首席代表会合において配布され、「サ」事務局長より簡単な説明のあったペーパーを別FAX信する)について言及する予定の由である。

別FAX信と共に米、加、EC代に転電した。

(了)

GV8920

山止

FAX信

大至急

秘

総番号 R261679

月 15日

平成 5年 12月 16日

寿府代 発
本省 着

主管

経国一

外務大臣殿

遠藤大使

UR (12月15日首席代表者会合)

FAX信 秘 大至急

(以下FAX送信 GV8920-04)

15.12.93

往電第 6672 号別 FAX 信

81 FAX 信

MINISTERIAL DECISION ON
NEGOTIATIONS ON MARITIME TRANSPORT SERVICES

GV : 8920 - 1

Ministers, meeting on the occasion of the conclusion of the Uruguay Round,

Noting that commitments scheduled by participants on Maritime Transport Services at the conclusion of the Uruguay Round shall enter into force on an MFN basis at the same time as the General Agreement on Trade in Services.

Decide as follows:

1. Negotiations shall be entered into on a voluntary basis in the sector of maritime transport services within the framework of the General Agreement on Trade in Services. The negotiations shall be comprehensive in scope, aiming at commitments in international shipping, auxiliary services and access to and use of port facilities, leading to the elimination of restrictions within a fixed time scale.

2. A Negotiating Group on Maritime Transport Services (NGMTS) is established to carry out this mandate. The NGMTS shall report periodically on the progress of these negotiations.

3. The negotiations in the NGMTS shall be open to all governments and the European Community signing the Final Act of the Uruguay Round which announce their intention to participate. To date, the following governments have announced their intention to take part in the negotiations:

4. The NGMTS shall hold its first negotiating session no later than one month from the date of this Decision. It shall conclude these negotiations and make a final report no later than June 1996. The final report of the NGMTS shall include a date for the implementation of results of these negotiations.

5. At the conclusion of the negotiations, Members shall be free to improve, modify or withdraw any commitments made in this sector during the Uruguay Round without offering compensation, notwithstanding the provisions of Article XXI of the GATS. At the same time members shall finalize their positions relating to MFN exemptions in this sector, notwithstanding the provisions of the Annex on Article II Exemptions.

6. Any commitments resulting from the negotiations, including the date of their entry into force, shall be inscribed in the schedules annexed to the General Agreement on Trade in Services and be subject to all the provisions of the Agreement.

7. Commencing immediately and continuing until the date (referred to in paragraph 4 above) of implementation of the results of these negotiations, it is understood that participants shall not apply any measure affecting trade in maritime transport services except in response to measures applied by other countries and with a view to maintaining or improving the freedom of provision of maritime transport services, nor in such a manner as would improve their negotiating position and leverage.

8. The implementation of paragraph 7 above shall be subject to surveillance in the NGMTS. Any participant may bring to the attention of the NGMTS any action or omission which it believes to be relevant to the fulfilment of paragraph 7. Such notifications shall be deemed to have been submitted to the NGMTS upon their receipt by the Secretariat.

wpmst1

ANNEX ON NEGOTIATIONS ON MARITIME TRANSPORT SERVICES

1. Notwithstanding paragraph 1 of Article II of the GATS and paragraph 2 of the Annex on Article II Exemptions, Article II and the Annex on Article II Exemptions, including the requirement to list in the Annex any measure inconsistent with most-favoured-nation treatment that a Member will maintain, shall enter into force for international shipping, auxiliary services and access to and use of port facilities only on:

- (a) the date of implementation of the results of the negotiations mandated by the Ministerial Decision on Negotiations on Maritime Transport Services; or,
- (b) should the negotiations not succeed, on the date of the final report of the Negotiating Group on Maritime Transport Services.

2. Paragraph 1 above shall not apply to any specific commitment on maritime transport services which is inscribed in a Member's schedule.

3. From the conclusion of the negotiations referred to in paragraph 1 above, and before the date of implementation of the results of these negotiations, Members shall be free to improve, modify or withdraw all or part of their commitments in this sector without offering compensation, notwithstanding the provisions of Article XXI.

4. References to the dates cited under paragraphs 1(a) and (b) above are contained in paragraph 4 of the Ministerial Decision on Negotiations on Maritime Transport Services.

Trade Negotiations Committee

FUTURE WORK PROGRAMME IN CONNECTION WITH THE
URUGUAY ROUND NEGOTIATIONS

Statement by Mr. Peter D. Sutherland on 13 December 1993

I believe it would be helpful to delegations if I outline how I see the work that will have to be done between 15 January and the Marrakesh meeting, envisaged for 12-15 April 1994, that I would propose to set out in a more definitive manner at the TNC meeting on 15 December.

I have already indicated the activities we will undertake in regard to legal drafting, as well as to adjustment and verification of Schedules.

We will adopt a TNC Decision next Wednesday on Trade and Environment that will require a report ahead of the Marrakesh meeting.

However, there are other issues on which I would like you to reflect. First, we must deal with the situation of four categories of countries that I hope would wish to be original Members of the MTO: (i) The least-developed countries have the option of taking an extra period of one year from 15 April 1994 to lodge their Schedules, although I have urged all of them to lodge their Schedules by 15 December; (ii) then, there are three countries which are full participants in the Uruguay Round but which have not completed their negotiations for entry into GATT: these are Algeria, China and Honduras; (iii) twelve countries which have been associated with the Round and which are at varying stages of progress in their own negotiations, ranging from the earliest stages to near finalization; and (iv) the eighteen countries which apply GATT on a de facto basis and have not participated in our multilateral negotiations.

After 15 December we will have to address these different situations bearing in mind our common objective that the MTO should be truly representative of world trade through the widest possible membership willing to meet the obligations. For this purpose, proposals will be submitted on the appropriate process, taking into account that the TNC is likely to lapse after the Marrakesh meeting.

Second, I have indicated at a previous TNC meeting that we will need to prepare a Ministerial Declaration to be approved at Marrakesh. This will be a subject for careful consideration, as well as the other matters that will appear on the agenda at our Marrakesh meeting.

Third, we need also to look beyond 15 April next so that Ministers may provide accordingly at Marrakesh.

In the light of the results of the Round, the proposed MTO will not be a successor agreement to GATT, as defined in the Vienna Convention. The two instruments are "legally distinct" and this means that insofar as governments put the Uruguay Round agreements into force and do not simultaneously withdraw from GATT under the Protocol of Provisional Application (which stipulates a sixty-day period after notification before withdrawal takes place), they will be bound by two MFN clauses which will apply to different sets of commitments and countries. Arising both from this

GATT SECRETARIAT

GV : 8920 - 4

consideration and from the need to launch the MTO under the best possible auspices, we should undertake intensive work after 15 April next. Some of the areas to be covered would be:

- the accession negotiations of the four categories of countries mentioned earlier;
- technical assistance missions to a number of those countries to contribute to their participation in such negotiations;
- the questions which follow directly out of the contents of the MTO Agreements and which are specifically provided for therein. For these cases, which vary considerably in importance, timing and nature, implementation procedures would need to be worked out as appropriate;
- other substantive subjects that arise in terms of:
 - (i) the link between trade and environment;
 - (ii) the contents of the Marrakesh Ministerial Declaration; and
 - (iii) the fact that since the MTO will have a considerably larger scope and responsibilities than GATT, efficient coordination procedures and courses of action need to be established;
- the Rules of Procedures for the Ministerial Conference, General Council and subsidiary bodies that will need to be drafted;
- the administrative, personnel, budgetary and financial issues, which will be complex because of the "legally distinct" concept. GATT and the MTO are likely to co-exist for a period of time that is presently unforeseeable and this prospect will call for careful and thorough planning;
- the question of ICITO/GATT also needs to be considered;
- the preparation of the Implementation Conference, in regard to which we have only the most sketchy indications in the Punta del Este Declaration.

Let me add that practically every item that will appear on the agenda of the MTO's inaugural Conference will have to bring together different elements that will need to have been worked out beforehand.

It seems to me that the institutional solution to enable us to prepare properly for the work ahead and to cover the issues I have mentioned, among others, will be the establishment by the TNC at Marrakesh of an open-ended Interim Committee for the MTO that would undertake these tasks and thus concentrate on the setting up of the new organization under the best possible conditions.

As will be clear from this partial enumeration of tasks, there is a great deal to be done after the signature of the Final Act and up to the Implementation Conference.

In the 15 January-15 March period we will carry out the preparatory activities that shall enable the Marrakesh meeting to approve the necessary mandates, and I expect to call a meeting of the TNC at the end of March to approve appropriate drafts for submission to Ministers at Marrakesh.

(3)

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

電信写

15-063

大 政 策 研 究 所
内 務 省 典 房
次 次 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

北 環 査 研 究 所 外 研 長
代 ア 大 大 察 括
表 大 使 使 大 審

議 対 会 口 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ

報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 務 参 政 保 対 旅 外

安 平 国 国

参 軍 不 科 協

国 長 参 行 専 人 難 地

参 地 中 東
審 北 東 西

米 長 一 口 保

参 一 二

審 西 口 洋
西 東

近 参 一 二 ア ア
長 一 二

長 審 審 漁 国
審 審 工 国
一 一 一
一 一 一

参 海 審 準

協 長 参 政 調 国 開 無
参 緊 評 技 有 理

長 審 条 規

審 長 審 国 研 析 調 七

総 番 号 R262936

月 16日

平成 5年 12月 17日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管
経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR (12月15日首席代表者会合：訂正)

第6722号 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 GV8992-01)

秘

往電第6672号に関し、

GV: 8992- 1

次の文章を4. (農業のマーケット・アクセス) の末尾に追加願いたい。

マレーシアより、ブレアハウス合意(BHA)の再修正は、[マ]の農業に悪影響を生
ぜしめる。「マ」としては大変不満だが、「マ」のオファーは維持し、BHAとはリン
クさせることはない旨述べた。

米、EC代、加に転電した。

(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

電信写

15-035

大 政事外(外)儀官
 大 移務 典房
 次次
 臣秘書官審審長長

政北(総)環査総 外
 代ア大大察括 研
 表大使使大審 長

総儀対会口厚情研
 察人(調)在警史オ

外 審報際内外ブ
 報 官

文 審一
 長 二

領 参政保対旅外
 移

審 審総安平
 長 企国

審 参軍不科協
 密

国 参行専入難地
 長

ア 参地中東
 長 審北東西

米 審一(保)
 長

参 参一二
 長

審 審西口洋
 長 西東

近 参一二アア
 ア長 一二

参 参参漁国
 長 参参工参

参 参参
 長 参参

参 参海 審準

経 参政調国開無
 協 参緊評技有理

参 審条(調)規
 長

情 参国析析調セ
 長 一二

総 番 号 R262622

月 16日

平成 5年 12月 16日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管
経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR (15日プレスブリーフィング)

第6711号 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 GV8977-03)

15日、TNC終了後、赤尾大使は邦人記者に対してブリーフィングを行ったところ、概要以下のとおり（別所経国一長、鶴岡企画官、石川企画官、当館辻同席）。

1. 冒頭赤尾大使より以下のとおり説明した。

（1）本日の首席代表者会合では、残りの問題について簡単な協議が行われた。米より、“Multilateral Trade Organization”を“World Trade Organization”とするとの提案があり、各国より特段の反対もなく決定された。これは米が議会との関係でMultilateralでは過去の経緯から議会を通し難いのでWorldとの名称にしたいとしたと思われ、これは単なる名称だけの変更である。

（2）本日までの交渉の中でDFAから大きな変更があったものとしては、サービスの分野では金融、ヒトの移動、海運、基本テレコムがあるが、特に金融では米のtwo-tier approachをつぶすためにWTO発効後6か月間は全ての国がMFNベースで実施し6か月後に再検討を行い、その際には代償なしで譲許の撤回、或いはMFN例外の適用が行えることとするとの案が出され、右が了承された。印よりは、金融でこのような措置がとれるのであれば、ヒトの移動でも同様の措置をとれる旨主張し、我が方が反対したが、結局明年4月の閣僚会合後1か月以内に交渉を開始し、WTO発効後6か月後に交渉を完結することとされた。（鶴岡企画官より、金融の分野は途上国の市場開放が主な目的とされており、途上国としても先進国に対して打ち返すタマとしてヒトの移動を出してきたものと考えられる旨付言。）

海運では、来年春の閣僚会合終了後96年6月まで交渉が行われることとなった。これは米のオファーに多くの国の不満があり、取敢えずこれで合意し、その後の交渉で更に不満が残るのであれば、協定発効6ヵ月後にオファーを撤回できるものである。

（3）これまでの具体的な交渉経緯としては、最後の数週間はサザーランドの下での首席代表者会合（非公式なもの）で交渉が行われ、その結果を本日のTNCで一括採択した形である。自分（赤尾大使）は、このやり方でうまくいくかと懸念していたが、サザーランドの指導がうまくいき、またfriends of the chairの尽力もあり交渉終結に至ったものと思う。また、サービスの分野での米の直接税、金融の問題では、米の言いなりになっていたらパッケージが壊れてしまうところであったが、サザーランドが直接ペンツェン財務長官に働きかけ、サミュエルズ、サマーズの派遣を得て妥協に至った。特に金融ではぎりぎりまで議論し、逆に米からの妥協をとったが、この借りはADで米の提案を国内で説明がつく程度までのむということで返したのだと思う。

2. これに続き質疑応答が行われたところ、以下のとおり。

Q：UR合意の発効は何時か。

A：（辻書より）最終合意文書の表紙には日付がブラケット付きで発効の目標日が

記述されているが、正式には明年4月の閣僚会合³⁷決定されることになる。従来95年1月1日の発効を目指すとの見方があったが、各国の国内手続きを事務局より非公式に打診した結果このような時期になったものと思う。

Q: 関税引下げだけでも95年1月からということはないのか。

A: 今のところそういうことはないが、発効が遅れればできるところからやっいてこうということになる可能性も排除されない。

Q: 明年4月の閣僚会合の日程如何。

A: 一応12日から15日の予定とされているが、正式には決まっていない。

Q: 今後、明年閣僚会合までの間にTNCが開催される可能性如何。

A: 少なくともリーガル・ドラフティング、譲許表の確認作業 (verification) を終わらせるためのTNCが3月末に開催される可能性がある。

Q: 今回の交渉は全体で何点くらいか。

A: 分野毎の違いもあり、何とも言い難い。市場アクセスの分野での農業のルールが確立され (我が国にとっては極めて厳しい決断を迫られることになったが)、また関税引下げでは1/3以上の引下げが行われた。更にTRIP、TRIM、統一紛争処理といった新しい分野の合意もできた。

(鶴岡企画官より) サービスに限っていえば、プンタ・デル・エステでの閣僚会合の際は、サービスをURに入れるか否かとの議論であったが、その後ブラッセルでの閣僚会合では枠組みができ、91年12月のDFA策定で協定案文の策定に成功し、その後2年間の交渉で80以上の国から国別表が提出された。これは当初の期待を大きく上回るものである。

Q: 統一紛争処理手続きができたことにより、米の301条等ユニラテラリズムとの関係如何。

A: (別所課長より) 一方的措置の撤廃は本ラウンドの目玉である。パネルの手続きが自動的に最後まで行われることにより、これまでよりも強い規律となっている。301条に関しては、その法令自体が違反措置なのではなく、右法令に従ってとった措置が違反であるので、301条がそのままガット違反となるものではないとしつつ、ツナパネル、油糧種子パネル等に言及。

Q: 林産物、繊維のオファー如何。

A: 我が方は林産物では約50%、繊維は1/3カットであった。米、ECの繊維のオファーにはアジア諸国に強い不満があるが、米はMFAのフェーズ・アウト

によるクォータの撤廃でアクセスが改善されるとしている。

Q: URの次のラウンド如何。

A: 今回のようなラウンドでやるのか、或いは環境、競争政策等一つ一つ片付けていくのか今後の話し合いによるところであるが、一部ではグリーン・ラウンドといった話も出ている。

米、加、EC代に転電した。

(了)

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

極秘

電信写

04-036

因 政 外 務 省
大 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 査 研 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

儀 対 会 口 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 参 政 保 対 旅 外

安 平 国 参 軍 不 科 協

参 行 専 人 難 地

ア 参 地 中 東 審 北 東 西

長 審 一 〇 保

北 参 一 二

参 西 口 洋

西 東

長 参 一 二 ア ア

近 ア 長

経 協 長 参 政 調 国 開 無

参 察 評 技 有 理

参 海 審 準

参 政 調 国 開 無

参 察 評 技 有 理

総 番 号 R262286

月 16日

平成 5年 12月 16日

寿 府 代 発
本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR市場アクセス交渉（日米バイ協議：アカオ・シュミット会談）

第6702号 極秘 大至急

15日、GNS非公式会合終了直後（午後3時）から約30分、マーケットアクセス交渉のとりまとめに関する日米二国間協議を行つたが、交渉妥結に至らずお互いの立場を述べあい議論は平行線をたどつたところ、同協議におけるやりとりの概要次のとおり。（出席者：先方よりシュミット大使及びノートン課長。わが方よりアカオ大使、石川企画官、イケダ通産省審議官、イシゲ課長、ハヤシ農水課長、ミクリヤ大蔵省企画官、イトウ補さ。）

米：米としては、日本と殆ど実質交渉については終結したが、依然重要な関心事項については未解決であるとの認識で、それらについては、15日以降も交渉を続ける意向である。未解決な関心事項とは、木材、どう、ホワイトスピリッツ、及びひ草、革ぐつである。

日：それは極めて残念である。15日までに全ての交渉を終結させることは、主要参加国の義務であり、この締切に向け各国はギリギリの努力をしてきている。今朝、ECからも最終的に交渉を終結する用意があるとの示さがあつたが、これに対してはわが方より、日本側から追加的なオファーがあるのでそれをもふまえてECのオファーを更に改善し、より大きなパッケージにして終結すべきであると伝えた。現在ECはわが方の提示した追加的オファーを検討中のはずである。

日本として、これまで米、ECよりの関心事項に誠意をもつて具体的に対応してきたことは明らかである。

木材について言えば、わが国は既に50%削減につき決着しており、これを更に米・ECのブラッセル合意を受けゼロにすることは不可能である旨伝えているはずである。ハタ外務大臣訪ジュの際にもUR閣僚会合及びハタ・カンター会談において、それがわが国の最終的立場であることは明確にしており、この立場は総理も同様である。総理のレベルまで上げ圧力をかければわが方が譲歩すると考えるのはげん想であるので、

電信写

誤解のないようにしてもらいたい。

日本の平均関税引き下げ率は、対世界で見ても、対米で見ても、相当の努力をしていることはけんちよでありこれを正當に評価すべきだ。どうは、非鉄全体のハーモの中で解決することになつていたはずなのに、どうのみを選んで（既にECの関税がゼロである）米EC間でゼロゼロを決め日本に押しつけるやり方は受け入れられない。ホワイトスピリッツの問題については、ECは追及しておらず、米は殆ど経済的利益はないはずである。ひ草関連の品目については、更に改善案を今朝オファーしたが、それを検討しているのか。そもそも、米EC間の交渉が失敗したからといつて、そのつけを日本側に押しつけるのは問題外であり、米国は日本に圧力をかけるのではなく、ECを説得する努力をするのが筋である。

米：日本の関税引き下げ率が大きいと言つてもそれはベースレートからではないか。（これに対し、わが方よりモントリオール中間レビュー合意の内容を指摘しつつ反論。）木材の50%合意は既に規定の事実であり、更に追加的に努力しようというのが四極の立場であつたはず。木材の問題は、ECとの関係と独立して、米国の最大の関心事項であり、更なる対応を求めたい。また、どうについては、ECと全く無関係であり、米国独自の問題と考えてもらいたい。ECのアルミについて日本がこだわるのも経済的に見ておかしいのではないか。米国議会のウルグアイラウンドに対する評価は厳しく、常に、自由貿易体制によりけんちよな利益を上げている日本から何をとつたのかという質問をあびせられるというのが現実問題だ。何れにせよ、自分（シュミット大使）は、ここで米の懸案品目につき譲歩する権限を与えられていない。

日：現行オファーにおいえる日米双方の平均関税率（日本81%、米国44%）引き下げ率とかいろいろ客観的な評価基準があるはずだ。米は、ECとのパッケージとは独立して木材やどうに関心を有しており、引き続き交渉を続けるというか、それなら、わが方として米国のせん維やトラックの高関税、木材輸出規制の問題が解決するまで交渉を続けねばならぬ（米側は、トラック、せん維につきこれ以上の関税引き下げに応ずるつもりはないと応答）。何れにせよ、わが方としては、サザランド事務局長が主張しているとおり、主要国間の交渉は本日5時が打ち止めであり、これ以上交渉を延ばすつもりはなく、米国とは交渉をすべて終結したいという立場である。自分（アカオ大使）は米国と妥結する権限を持つてここにきている。貴官にも同様に臨んでもらわなければこまる。

米：自分としては、米は日本との殆どの分野における実質交渉は終結したが、依然として重大な関心項目に

電信写

つき未解決であるので引続き交渉を続けるという以外のことは言えない。

日：米がそのような対応をするのであれば、わが方として今夕5時に予定されている最終TNC会合でもそのように対応するつもりだ。日本の立場を明確にレジスターせざるをえない。

米：今夕のTNCは、各国プレス監視の下で開催されるので、日米間でそのような問題があることを白日の下にさらすのはUR交渉全体の為によくはない。

日：わが方は、ここ数カ月間全体として米側の要求及びオファーの限界にも配慮してまじめに対応してきているのに、りん産物及びどうが政治品目であるとの理由で引続き明16日以降も交渉し続けるというのであれば、わが方としても徹底的に対応せざるをえない。わが方として、プレスの前で米側の理不じんにつき議論することにちゅうちよする理由はまつたくない。ASEAN等多くの国は、わが方の味方である。TNC開始の5時までに米側から日米交渉終結の返事がなければ、わが方としては、詳細にわが方の立場を述べて米側の対応振りを非難するつもりである。

米：それは望ましいとは考えないが、貴官がそのつもりであれば致し方ない。

(このあとのアカオ大使とヨークサ次席代表とのやり取りについては追電。)

米、加、EC代に転電した。(了)

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

極秘

電信写

04-036

因 政 外 外 機 関
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 総 査 総 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

儀 対 会 口 厚 情 研
察 人 園 在 警 史 オ

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 参 政 保 対 旅 外

総 安 平
企 国

参 軍 不 科 協

国 参 行 専 人 難 地

ア 参 地 中 京
審 北 東 西

長 審 一 〇 保

参 一 二

審 西 口 洋
西 東

長 参 一 二 ア ア
二 二

近 ア 長

総 漁 国
エ 国
一 ネ
長 経 途

参 海 審 準

経 参 政 調 国 開 無
協 長 参 緊 評 技 有 理

図 審 条 図 規
長

参 国 析 調 セ
長 一 二

総 番 号 R262292

月 16日

平成 5年 12月 16日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管
経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR市場アクセス（日米バイ協議：アカオ・ヨークサ会談）

第6703号 極秘 大至急

往電第6702号に関し、

1. 冒頭往電のアカオ大使とシュミット大使との協議において、米側は本15日の期限までに日米交渉の完結はできないとしたこともあり、その後アカオ大使よりヨークサUSTR次席代表に、連絡の上、次のとおり述べた。

（1）去る11日の四極大臣会合及びよく12日のハタ大臣・カンター通商代表会談の結果から見ても、引き続き米側がりん産物及びどうのゼロゼロに固執し、ウルグアイランド交渉の最終期限とされている本15日5時前に日米間の合意が成立したと言えないのは極めて遺憾である。日米としては、本15日午後5時までに事務局に交渉完結を伝える必要がある。

（2）仮に米側の同意がなくとも、わが方としては明16日以降りん産物及びどうにつき一切交渉するつもりはない。

2. これに対し、ヨークサ次席代表より、貴方の説明は良く理解できるが、他方米議会との関係でりん産物及びどうのゼロゼロにつき米行政府が対日せつしようが不調に終わり、これ以上進まないと言ったのでは到いていない、従って少なくとも米国内的にはシュミット大使が述べた通り、引き続き交渉するとの説明を行う必要がある旨述べた。

3. これを受け当方より、ハタ大臣がりん産物及びどうにつき四極会合及びハタ・ブリテン会談においてもはつきり述べたとおり、この点につき日本側のオファーのフレキシビリティは一切ない。そもそも米側が自分のオファーがいかにひん弱であるか省みることなく、日本側に対して国内政治及び業界の圧力を理由にゼロゼロを要求するのは極めて遺憾である。この点は先般ハタ大臣よりはつきりお伝えしたとおり、変わ

極秘

電信写

りようがない旨強調した。

4. これに対し先方は、日本の事情はわかるが他方米側の事情もあるのでガット事務局に対しては日米双方が交渉を完結した旨通報することで結構である。他方、米側国内事情もあり、自分（「ヨ」）またはシュミット大使から貴官あてに「本件につき米としては引き続き日本の一層の譲許を追及する」旨の一方的書簡を発出するというで解決を図れないだろうかと述べた。

5. これに対し当方より次の通り述べた。

（1）日米合意の上での書簡の発出は受け入れられない。貴方が勝手に書簡を発出し当方がこれを完全に無視するということにならざるを得ない旨述べたのに対し、先方は、それで結構である。日本側がわが方書簡を完全に無視して返事をいただけないとしても差し支えない。

（2）あるいは、日本側にとつては本件交渉はすべて終了済であり交渉には一切応じられない旨の書簡を受け取つても差し支えない。とにかく米側としては、対議会及び業界との関係でこれが完結したとはいえないということである。

（3）基本的にそもそも主権国間の問題であり、米側の申入れに対し日本側がどう対応しようが自由である。

6. 以上を受けて当方より、そのような了解のもとでお互いに日米間の交渉終結の旨を確認すると共に先方がどうしても書簡を発出したいというのであれば、上記のラインで然るべく対応する旨述べ、先方はこれを了承した。

米、加、EC代に転電した。（了）

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

極秘

電信写

04-029

大政國外儀
大務務典房
臣秘官官審審長長

外研長	總括審 査察大 使 環大 使 北ア 大 政代表
-----	--

研究情厚口會對儀
本史在圖人察

外報官 審報際内外ブ

文 | 審一二

領移 參政保對旅外

安平

企

參軍不科協

参行專人難地

反	
了	参地中東

長 | 審北東西
一

北	塞一	口	保
---	----	---	---

一、

洋口西番
一
西車

長	二
近	参一アア

了長	一二
----	----




長 | 一不^二
經途

参海	密準
----	----

參政調國開無
參政調國開無

審條協規

七調析新國参

総 番 号 R 2 6 3 2 1 2

月 17 日

平成 5 年 12 月 17 日

壽府代發

本省、省

主管

一 国 経

外務大臣殿

遠藤 大使

UR市場アクセス交渉（日米バイ協議）

第6737号 極秘 大至急

往電第6703号6. に関し、

1. 16日、米国ストラー臨時代理大使より本使あてに送付越した15日付書簡を別FAX信1.にて送付する。別FAX信は貴地接到次第極秘に指定換願いたい。

2. 冒頭往電のやりとりの経緯もあり、本使としては米側に対し、15日付の米側書簡をアクノレッジすることなく別FAX信2.の書簡を速やかに発出しておくことが適当であると考えるところ、差し支えなきや
おり返し回電願いたい。

米、加、EC代に転電した。(了)

外務省

2
(3)

12
月
14
日

府への出張者舟木さんより の参考連絡

5、12、14
10:44
(河内受)

<日程>

14日

09:00

G N G

10:00

首席代表者会后

21:00

G N G

15日

~~10~~ 17:00

TNC

以上

使席官
事官
姓長

~~important~~ 以下文章 3/7/2/2

~~00000~~

3/

Q. 国名はいつ提出したか。

A. ^{13/}~~14/~~ 日 夜、事務局に提出した。

Q. その概要は？

A. (summary を 読))

（東京は内閣府の資料を元に、国連の資料 (X) を、

Q. いったん公表するの。

（国連の資料を元に、国連の資料 (X) を、

A. 公表は、明日 4 月に 本件 (国) 名を最終的に
たてつけが分かったことになった。

- ① 関税相当量については、改訂最終合意文書案の規律の範囲内で、内外価格差の現状等を適切に反映し、かつ、関税化に伴う国内生産、価格、流通等への影響を可能な限り緩和し得る十分な保護水準を確保する。
- ② アクセス約束については、改訂最終合意文書案の規律の範囲内で、産品毎の国内生産、価格、流通等を十分踏まえつつ、適切な税率水準及び割当数量水準とする。
- ③ また、麦類、一部乳製品等に係る国家貿易制度については、コメに係る国家貿易制度とともにこれを維持するものとする。

(3) 関税率の引下げ

個別品目の国内生産、価格、流通等の実情を十分に踏まえつつ、関税引下げを行う。その際、改訂最終合意文書案において課されている、6年間で平均36%、個別品目では最低15%の削減率を満たすこととする。

3. 輸出補助金

我が国は、基準期間において輸出補助金を供与していないので、削減約束は行わないが、これまで輸出補助金を付与していない産品について輸出補助金を導入しない約束を行う。

ウルグアイ・ラウンド諸協定（交渉現状）

（14日08時現在）

1. テキストが既に固まり、15日のTNCの最終的採択を待つ状態にあるもの

- （1）セーフ・ガード協定
- （2）衛生及び植物検疫措置の適用に関する協定
- （3）貿易の技術的障害に関する協定
- （4）輸入許可手続に関する協定
- （5）関税評価に関する協定
- （6）船積み前検査に関する協定
- （7）原産地規則に関する協定
- （8）TRIM（貿易関連措置）
- （9）各国の貿易政策レビュー（TPRM）
- （10）アンチ・ダンピング協定

2. テキストは固まっているが、若干の国が留保しているもの

- （1）農業合意（韓、バチ、ルカ、アイスランド、カナダ）13日未決
- （2）MTO設立協定（祖父条項（ジョーンズ・アクト）につき我が国、EC留保中）（*）
- （3）繊維に関する協定 ほぼ結着
- （4）補助金及び相殺措置に関する協定（加）

3. テキストは固まっているが、1-2の問題点が残っているもの

- （1）サービス協定（オーディオ・ビジュアル）
- （2）TRIP（賦課金に対する内国民待遇等）
- （3）紛争処理規定

4. テキストは既に固まっており、別途関連の交渉が行われているもの
金融

(対外務省想定)

(更問) 外務省はドゥニ調整案の中に、追加的譲歩条項が含まれていることを知っていたのか。知っていたとすれば何故骨子が示された時点で総理に報告しなかったのか。

(答)

1. 骨子は、特例措置の適用に当たって代償を払わなければならないという考え方を示しており、その延長線上として、特例措置の継続のためにも何らかの代償が必要であるとの考え方があることは承知していた。このような基本的考え方については、総理に対しても説明してあった。

2. 他方、このような追加的譲歩という考え方が農業合意テキスト案にどのような具体的案文で盛り込まれるかについては、骨子の提示の段階では明らかではなかったし、その意味においては知らなかった。従って、総理にも十分な説明ができなかった。

(8日衆議院予算委員会における武村官房長官の保利耕輔議員に対する答弁参照)。

1. 背景

(15) 日本は、いつ、いざこゝ場で 留保撤回を
表明したのか？ その時、何らかの反応は
あったか？

(答)

13日夜9時40分、遠藤大佐が 平岡駐米の
訓令に基づき、ITCラウンド事務局長に対し
背景テキストに添った留保の撤回を表明した。

その時、「ITC」事務局長より、これは日本の
UR交渉に添った大佐の責任ではないとの
発言があった。

2. その他

(1) ガ-バス (AV) のテスト結果と関係。どういふ状況か。

答 1. 米・EC間で AV につき ^{13日夜} 継続的に交渉が行われており
と承知している。

2. 米・EC間の合意内容が何であつても ガ-バスに関する
TRIP のテストの変更が必要となる可能性は排除

されない。現地 (各々) 時間 ^{14日} 早朝の時点で、この
ような修正と関係する具体的な作業が行われている

と承知している。

[註] 国合 ^{に就} ~~合~~ テストの変更に関する ^{交渉} ~~交渉~~ の言及をどのように
表現する。これは最も適当な方、貴方に判断し、
本局にて T/F 御検討の上 照会へ処理願います。

2.
(2)
<問> TRIPのテキストはまとまったのか。どのような状況か。

<応答要領>

TRIPについては、最終的な合意には至っておらず、著作権等に関する内国民待遇問題等をめぐって行われている米EC間の協議の進展も見つつ、最終合意に向けて集中的な交渉が行われている。

(3) ADの留保の残っているもの、
(14)

(5) ADテキストについて
~~13日夜~~、日本が留保を付していたところ、
13日夜、その留保をとり下す旨
オランダ事務局長に伝えた。

(一) 准备并参考资料

(4) 「サリ-ランド・ペ-ル-」は何時迄存在した
 だろうか。その公表時期は。

が、事務局に於て、14日の首席代表者
会議でその取り扱いにつき言明せざる見込あり

あるところ、「サガ-ランド-ペーパー」は 14日
午後より早く終了の面を配り、
すべく作業中の由。

~~CONFIDENTIAL~~

なお、同ハ-ハ-西配布に際しては、70%濃縮者等

1-10 何らかの情報を提供を行なったと考えられ、それによ
りない A-10-内容の公表が「行なわれること」にある模様。

各国国別表の提出状況

(93年11月以降)

(未定稿)

平成5年12月13日

	農業	非農業
米 国	○	○
欧州		
E C	○(インディカイスト)	○(水産物のみ)
オーストリア	○	○
スイス	7日に工業製品に関する改訂オファー提出予定	
東欧		
ポーランド	○	○
チェコ	○	○
スロバキア	○	○
ハンガリー	○	○
ルーマニア	○	○
北欧		
スウェーデン	インフォメーション	○
ノルウェー	○	○
フィンランド	○	○
アイスランド	○	×
アジア		
シンガポール	○	○
インドネシア	○	○
フィリピン	×	○
ミャンマー	○	○
インド	○	○
中 国	○	○
香 港	×	○

マカオ	○	×
韓国	×	○
パキスタン	○	○

大洋州

オーストラリア	インフォメーション
N Z	ノーティフィケーションのみ

中南米

キューバ	○	○
メキシコ	×	○
ペルー	インフォメーション	
ベネズエラ	○	○
ジャマイカ	○	○
トリニダード・トバゴ	○	×
セント・ルシア	○	○
エル・サルバドル	○	×
アンチグア	○	○
ベリーズ	○	○
セント・ビンセント	○	○
グアテマラ	○	×

中近東

トルコ	○	×
-----	---	---

アフリカ

エジプト	○	○
モーリシャス	○	○
ウガンダ	○	○
チュニジア	×	○
ガーナ	○	○
ナイジェリア	○	×
ザンビア	○	○

コートジボアール	<u>インフォメーション</u>	
カメルーン	<u>インフォメーション</u>	
モロッコ	○	×
ナミビア	○	○
セネガル	×	○
南 ア	○	○
スアジランド	○	○

?

	サイプラス	<u>インフォメーション</u>	
合計	53ヶ国	40ヶ国	40ヶ国

(工業品のみの提出国 15ヶ国)

なお、マレーシア、タイ、モロッコ、については、15日に行われた非公式全体会合において11月19日までに提出するとの発言あり。

(注)△は非農業分野のうち工業品のみを提出したことを示す。

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

電信写

02-003

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次 次
臣 秘官官審審長長

政 北経環査総 外
代 ア大 大 大 研
表 大 使 大 審 長

総儀対会口厚情研

察人園在警史オ

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 官 参政保対旅外

総 長 審総安平
企国

審 参軍不科協

国 長 参行専人難地

ア 参地中東
長 審北東西

北 米 長 審一二保

中 南 長 参一二

長 審西口洋
西東

近 ア 長 参一二アア

経 長 審総漁国
審経エ国
一 不
二 途
一

参海 審準

経 協 長 参政調国開無
参緊評技有理

条 長 審条協規

情 長 参国析析調セ
一二

総 番 号 R260524

月 14日

平成 5年 12月 14日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管
経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

事務連絡

第6621号 秘 大至急

(以下FAX送信 GV8843-06)

秘

U.V. 0043- 1

(三八〇字)

経国一石川課長代理へ 拜啓代敷中より
14日午前の首席代表会後の概要~~（要）~~は次の
とおりです。（赤尾大使のデブリの速記メモ
大使未決裁）



起

GV: 8843- 2

首席代表/佐/信 (12月40年) (A.M. 10時 ~)

10時45分起

17日と2.

1. 曹漢 (薩摩大使、赤尾大使出席)

この会では、最先端が一部9国の留保:

鉄いっせ、探検王。

46 卷之六

[illegible]

昨夜 5014 Y-1 から最 test 已受潔器との互座
並行しての系統に及ら。非業、4)2 (5" L. 1.

道行¹²の¹³系¹⁴に¹⁵て。非¹⁶常¹⁷、¹⁸422(18"11)。

○ 日 本 人 々 (2 人 法 定 代 理 人 面 対)
 本 日 日 本 人 々 2 人 法 定 代 理 人 面 対
 本 日 日 本 人 々 2 人 法 定 代 理 人 面 対

・この決定がVRの標準規格問題を行かぬことに
 敬意。

敬啟。

(1) $\angle$: この OR の交点に直線が通ると思ふ

（二）各口海關

加一受器

大妹と想い、南條のことは、(バインM)今交渉中
解決したいと居る旨、行言。
→ 遺言者が尋ねる所に向か、2113

1925年 十月廿六日

1957年12月 (ニラ4 7月25日
12月10日)

秘

GV: 8843- 3

Q' の117. 76618 ^{（本國と協議した結果として）} 1733174 (附屬表5) の表上0

(由達防) 中(1) 12112. ~~全日と7月神化~~
(Section B) ~~テストとD種でみ上げ~~

~~12112. 76618~~

12112 ミニマクスは 12112 9%, 72741に 76618
表上0の表上0に 12112 一部 12112
~~12112~~ (Under disagreement 5

12112 (12112) 12112 12112, 12112 の表上0を 12112



越

GV: 8843- 4

(2) 廣州 1951.10.13.

468713.

「升」部居左大 系介系、石 匕 不 1、 提 以 (同) 維 台 收 以 1、

是也。故其寸量法決定於 $\frac{1000}{11}$ 行於上耳。

C

C

Sec. A a minimum access a 數字 $\sqrt{\text{Sec B } 29}$

問に及ぶ 體差があるのは残念。

19% 和訳の表現に別産の味を考へか

[illegible]

地方、異國の国境を越え、一歩

COCAINE ~~同種~~ 日産は通商(200) ^{22E} 王冠の如く

(7/8) 10/3/2 / consensus

お国が「あんなにうれし」私が国を

乙未年加功：(同志) 5. 5.

43

以上の議論を踏まえ、ワザラシは、研究の全
一部の国に於いて、textは合意されたこ
とで、各口の実績は認められた。

一部の国に鉄工、textは合意、工場の
追加、各口の実績は正確な。

江、各口均與洪氏不睦。

秘

GV: 8843- 6

3. 聯文五首

三六九 幾毛あり、次のとおり修理完了したため、
特に異状なし。

中 1952.5.22.7 の「」内の文章は削除。

(2) 1526 の脚注 (211) は削除

(b) 附録2の表 → 前附.

24) の特別 (EC 提案 134/1(c) 及び 2(c))

4. 實 際

ト 牛ニ受胎後、本日 P.M. 6 時許に安胎して産む。

(印出. 通心可^{性か} 5 7 8)

125/1000000 (1000000)

1:2128. 本日午後2時(2時)に交渉を経て、
12月12日午後2時(2時)に交渉を経て、

(3) OR. 正式発表の後のTNCは明日(5月17日)午後(17:00)の予定

南雄 (17:00) の予定

本日の首席代表は
花井 正幸 氏に決定。

張 12 號 劉 南 平 啟。

山王

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

電信写

15-035

大 政事外務官
 大務務 典房
 次次 臣秘書官審審長長

政北⑧環査総 外
 代ア大大察括 研
 表大使使大審 長

総儀対会口厚情研

察人圖在警史オ

外 審報際内外フ
 報 官

文 審一二
 長

領 参政保対旅外
 致

審 審総安平
 国 企国

審 参軍不料協
 国

長 参行専入難地

ア 参地中東
 長 審北東西

審 審一〇保
 長

参一二

審西口洋
 長 西東

近 参一二アア
 長 一二

審 審⑧漁国
 長 ⑧⑧エ国
 ⑧⑧ネ
 ⑧⑧

参海 審準

経 参政調国開無
 協 参緊評技有理
 長

審 審条⑧規
 長

情 参国析析調セ
 長 一二

総 番 号 R260617

月 14日

平成 5年 12月 14日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR (12月14日首席代表者会合（午前）)

第6627号 秘 大至急

(以下FAX送信 GV8856-03)

14日午前10時より首席代表会合が開催されたところ、概要次の通り。(当方：本使、赤尾大使出席)

1. 農業

この会合で農業テキストのAnnex5 section B(途上国関連)の修正が合意され、日、加等が留保を取り下げた。

(1) サザ-ランド事務局長(以下「サ」事務局長とする)の発言
冒頭「サ」事務局長より、まず、我が国の決定につき次の通り述べた。昨夜、細川総理から農業テキストを受諾するとの決定を行ったとの書簡を頂いた。非常に喜ばしいことである。日本政府がこの決定をするにあたりいかに困難な状況であったかを理解している。この決定がURの重要な最終局面で行われたことに敬意を表するとともに、これがURの完結に貢献するものと思う。

(2) ついで「サ」事務局長は、各国と協議した結果として、特例措置(附属書5)の途上国関連部分(section B)第7項について、テキストを口頭で読み上げ(ミニマム・アクセスは1-4%、第2ティレの末尾に一部修文(under this Agreementを追加したもの))、各国の賛同を求めた。

(3) 各国の発言

加は、受諾を表明した。

メキシコは、大丈夫だと思う、最終的決定には達していないものの関税化の例外は求めないと思う旨述べ、関税化の問題についてはバイのマーケット・アクセス交渉において引き続き解決していきたい旨付言した。

ノルウェー、アイスランドは、本国と連絡中である(さらにノルウェーよりは、担当者が寿府に向かっている)旨述べた。

韓国は、パラ7が承認された(ミニマム・アクセスは1-4%)、パラ7のセカンドティレにunder this Agreementを追加し、承認された旨発言。

(4) 我が方発言

我が方よりは「サ」事務局長より紹介のあったとおり、極めて困難な状況にも拘らず受諾決定が昨日行われた。パラ7についてコンセン

サスがあるのであれば我が国もこれに加わる用意がある旨述べた。

(5)以上の議論を踏まえ、「サ」事務局長は、確答のない一部の国に留意しつつも、テキストの追加修正部分は合意された旨述べ、各国より異議はなかった。

2. オーディオ・ビジュアル

(1)「サ」事務局長より、米EC間で今朝合意ができたと承知している。勿論、バイの交渉がそのままマルチの交渉の結果になるわけではないが、マルチの交渉の完結に積極的に貢献するものと思う。追って、詳細についての説明をこの場で取り上げたい旨述べた。

(2)「サ」事務局長の要請を受け、米、ECより、昨夜の徹夜の交渉の結果、今朝妥結したが、具体的内容については、少し時間を頂きたい旨述べた。

(3)印より、我々の交渉はマルチの交渉であり、バイで問題が解決されると全てが解決されるとのアプローチは受け入れられない(特にTRIPに言及)旨指摘した。

(4)「サ」事務局長よりは全く印の指摘の通りであり、あくまでマルチの場での最終解決が必要である旨述べた。

3. 紛争処理手続了解

ラカルテ議長より、次の通り修正点を説明し、特に異議はなかった。

(1)パラ22.5及び22.7のブラケット内の文章は削除。

(2)パラ26の2つの脚注はいずれも削除。

(3)Appendix 2のリストの農業合意の規定は削除。

4. 今後の日程

「サ」事務局長より次の通り述べた。

(1)サービス交渉は、本日午後6時までに完結して欲しい(印より、遅れる可能性がある旨指摘があった)。

(2)市場アクセス(モノ)については、本14日夜中までに交渉を終了した国のリストをドニ-議長に提出して欲しい。

(3)UR交渉の正式終了のためのTNCは明日15日に開催する。

秘

000000-0

(4) 本日の首席代表会合は正午に再開する予定である。

米、EC代、加に転電した。

(了)

14日 11時30分

12/14/93
新井代 (数中公使)

カター と フリタン は 共同記者会見を行い

* EC ^{間の} 協議 は 終、T- ~~日本側は~~

結論 として AV は * EC 合意 から おこした、

との発表を行った。

これを受けて ストラー - に 数中公使より 連絡し ~~日本側は~~

日米間の交渉も これにて 終りとの討議は T- ところ。

先ずは 木材が 残っている 点 述べていた T- の点

当方より、~~日本側は~~ こと 述べ あれた。答へ

政治決断を したところであり。これ以上

一切 関税 関係は 何も できなない。これは

とだけ ハイレベルで 申し 述べても 答へは 同様に

でありと 応答。先ずも 理解は 済んで いた。

(とりあえず)

事務参事官
ガット 到任

通番	〒 -	日付	平成 5 年 12 月 14 日
受信者	石川 昭一 様宛 FAX番号 ()-()-()		
発信者	在ジュネーヴ代表部 M 村 (ローマ字(苗字) 発)		
件名	UR (貴族院長宛)		

14日
首席代表者会合 (15:30 ~ 16:30) の種別 (遠藤大使出席)

5. 12. 14

1. 金融 (2-tier approach の問題)

ボ-ズ議長

- 関係宣言 B20 Annex 2 に同意 (60日 MFN 2 段階、MFN 例外、^{2011. オフ-の撤回 (代位)})
- 現在 table 2020.11.7 - E capture し、
MTD 脱却 検討 実施し、
MFN に移行する ことと意図。
- 実施期間の今後の 60日 のタイムフレームの中で どのような 種上りか
で 1 年か 2 年か。
それと 及ぶか 可能である。
- 途上国の中には この 5 段階 (2011 年) があるが、多くの国が
この 2 年を 支持 して くれる と思う。

ササノハ 事務局長

フレグ オフ サ 4 年 下で。 101. フォルダ の 命令 が 聞かれます と思う。

2. TRIP

カートランド氏： 米の 共同提案 について。 支持は あったが、 2014 年
前には 十分 ではない。 他方、 2014 の フォルダ に
ついて 可能性は 排除 されない。

米の 14 条-bis については 排除 された。 肉心 国 内
で 検討 する こと 望む。

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

電信写

15-035

大 政事外務官
大 務務 典房
次次
臣秘書官審審長長

政北環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総儀対会口厚情研
察人園在警史オ

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領 参政保対旅外

審 審総安平
企国

参軍不科協

国 参行専入難地

ア 参地中東
審北東西

長

審 口保

参一二

審西口洋
西東

長

近ア長 参一二アア
一一

審 審漁国
一一

審 審エ国
一ネ一
一一

長

参海 審準

経協長 参政調国開無
参緊評技有理

審 審条規

情長 参国析析調セ
一一

総 番 号 R261132

主 管

月 15日

寿 府 代 発

経 国 一

平成 5年 12月 15日

本 省 発

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR（首席代表者会合：12月14日午後）

第6640号 秘 大至急

（以下FAX送信 GV8874-02）

秘

GV: 8874- 1

14日午後の首席代表会合（午後3時半から4時半、6時10分から6時25分）の概要は次の通り。（当方：本使出席）

1. サービス

(1) 午後3時からの会合（金融：2-tier approach）

ホーズ議長より、次の発言があった。

(イ) 閣僚宣言及びAnnex 2(別FAX信:6か月MFNで実施後、MFN免除ないしオファーの撤回(代償なし)を行うという内容)を用意した。

(ロ) この目的は、現在提出されているオファーをcaptureし、協定発効時より実施し、6か月間はMFNを維持することにある。

(ハ) この方式による場合、現在テーブルされているオファーについての対応はいろいろありうるが、協定発効時に高水準のコミットメントを維持したい。

(ニ) 現在から協定発効後6か月のタイム・フレームの中でどういうコミットメントの積み上げができるかやってみたい。

サザランド事務局長より、フレンズ・オブ・チェアの下でバイ、ブルリの会合が開かれようと述べた。

(2) 午後6時10分からの会合

サービス協定(別途送付済み)、上記の金融に関する閣僚宣言及びAnnex 2(別FAX信)が採択された。但し、印(ズッチ大使)より、「人の移動」を取り上げるべしとの異議が申立てられ、本件についても閣僚宣言的なものを発出する必要性につき検討することとなった。オーディオ・ビジュアルについては、ECの修正案は撤回された。

2. TRIP

(1) 午後3時からの会合

カートランド議長より、次の通り報告があった。

米加共同提案については、支持はあったが、マルチ化するには十分でなかった。他方、マルチのプロセスに持って来る可能性は排除されない。サザランド議長より、関心

秘

GV: 8874- 2

国でもう少し協議することを望む旨述べた。(なお、米提案の14条-bisについては撤回された。)

(2) TRIPについては、午後7時15分から再開される首席代表会合において取り上げられる予定。

別FAX倍とともに米、EC代、加に転電した。

(了)

FAX信

大至急

秘

総 番 号 R261133

月 15日

平成 5年 12月 15日

寿 府 代 発
本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR (首席代表者会合: 12月14日午後)

FAX信 秘 大至急

(以下FAX送信 GV8875-02)

14 December 1993

往電第 6640 号別FAX信

GV : 8875- 1

MINISTERIAL DECISION ON
FINANCIAL SERVICES

Ministers, meeting on the occasion of the conclusion of the Uruguay Round,

Noting that commitments scheduled by participants on Financial Services at the conclusion of the Uruguay Round, shall enter into force on an MFN basis at the same time as the General Agreement on Trade in Services,

Decide as follows:

1. At the conclusion of a period ending no later than six months after the entry into force of the Agreement Establishing the MTO Members shall be free to improve, modify or withdraw all or part of their commitments in this sector ~~notwithstanding the provisions of Article XXI of the GATS.~~ ^{without offering compensation} At the same time Members shall finalise their positions relating to MFN exemptions in these sectors, notwithstanding the provisions of the Annex on Article II Exemptions. From the date of entry into force of the Agreement and until the end of the period referred to above, exemptions listed in the Annex on Article II Exemptions which are conditional upon the level of commitments undertaken by other participants or upon exemptions by other participants will not be applied.

2. The Committee on Trade in Financial Services shall monitor the progress of any negotiations undertaken under the terms of this Decision and shall report thereon to the Council for Trade in Services no later than four months after the entry into force of the Agreement.

注: 10月1日の理事会の修正は 14日 (1993年) 会合において
本大議長が発言し承認された。

14 December 1993/13.00

GV : 8875- 2

SECOND ANNEX ON FINANCIAL SERVICES

1. Notwithstanding Article II of the General Agreement on Trade in Services and paragraphs 1 and 2 of the Annex on Article II Exemptions, a Member may, during a period of 60 days beginning four months after the date of entry into force of the Agreement Establishing the MTO, list in that Annex measures relating to Financial Services which are inconsistent with paragraph 1 of Article II of the Agreement.
2. Notwithstanding Article XXI of the General Agreement on Trade in Services, a Member may, during a period of 60 days beginning four months after the date of entry into force of the Agreement Establishing the MTO, improve, modify or withdraw all or part of the commitments on Financial Services inscribed in its schedule.
3. The Council for Trade in Services shall establish any procedures necessary for the application of paragraphs 1 and 2.

(3)

UR交渉の動き

18:27

上(書)

経済代表者会合 (18:10 → 18:25)

1. サービス

(1) GATS テキスト 採択

関係宣言集 (金融)

Annex-2 ()

(2) 但し BP (ズッチー) より、「人の移動」を
上げるべしとの要求が中(ま)に
入った。

本件についても 関係宣言的なるものを

残す必要がある性につき 検討する
ことになった。

(3) AU... ECの修正案は撤回

2. 次日は 19:15 再開

TRIP をとりあげ予定。

達達人使、赤尾大使、坂中公使、岡田公使、駒岡公使、石川(文)

各部(世)、世(B) 森(書)

UR交渉の動き

20:34

首席代表者会合 (19:00 - 20:30) 連南・赤松大使出席

4-12

1. 人の移動

印 従来の 関係宣言書 に 米 国 公 民 の 入 国 の 妨 害 を 免 除 せ ぬ 旨 を 示 した。 又、人の移動については、金融、海運など MFN 例外 等 の 理 由

で 関 係 宣 言 書 に 720% の 入 国 の 妨 害 を 免 除 せ ぬ 旨 を 示 した。 又、人の移動については、金融、海運など MFN 例外 等 の 理 由 で 関 係 宣 言 書 に 720% の 入 国 の 妨 害 を 免 除 せ ぬ 旨 を 示 した。 又、人の移動については、金融、海運など MFN 例外 等 の 理 由

に 関 係 宣 言 書 に 720% の 入 国 の 妨 害 を 免 除 せ ぬ 旨 を 示 した。 又、人の移動については、金融、海運など MFN 例外 等 の 理 由

に 関 係 宣 言 書 に 720% の 入 国 の 妨 害 を 免 除 せ ぬ 旨 を 示 した。 又、人の移動については、金融、海運など MFN 例外 等 の 理 由

2. 金融

ホーバースは： 関係宣言書の採択された後、本日は 1971 年 "sector" の後 に "without offering compensation" が 採 取 された。 又、人の移動については、金融、海運など MFN 例外 等 の 理 由

3. 海運

二は、ホーバースは： 関係宣言書の採択された後、本日は 1971 年 "sector" の後 に "without offering compensation" が 採 取 された。 又、人の移動については、金融、海運など MFN 例外 等 の 理 由

に 関 係 宣 言 書 に 720% の 入 国 の 妨 害 を 免 除 せ ぬ 旨 を 示 した。 又、人の移動については、金融、海運など MFN 例外 等 の 理 由

注意 1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会には検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

電信写

15-035

大 政 外 官
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 環 査 総 外
代 ア 大 大 括 研
表 大 使 使 大 審 長

総儀対会口厚情研

察人園在警史オ

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移
参 政 保 対 旅 外

審 総 安 平
企 国

参 軍 不 科 協

国 長
参 行 専 人 難 地

ア 長
参 地 中 東
審 北 東 西

審 一 〇 保

参 一 二

審 西 口 洋
西 東

参 一 二 ア ア
一 二

参 一 二

参 一 二

参 一 二

参 一 二

参 一 二

参 一 二

参 一 二

参 一 二

参 一 二

参 一 二

総 番 号 R261134

月 15日

平成 5年 12月 15日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR（首席代表者会合：12月14日（夕））

第6641号 秘 大至急

（以下FAX送信 GV8876-01）

GV: 8876- 1

14日夕の首席代表会合（午後7時から8時半：サービス）の概要は次の通り。（当方：本使、赤尾大使出席）

1. 人の移動

印提案の閣僚宣言案（別FAX信）につき、印より金融サービスと同じタイム・フレームであるが、MFN免除等の条件は付されていないと発言。これに対し、米ECを含む先進国の殆どのほか、フィリピン（アセアン代表）等の途上国も賛成。我が方は、

「人の移動」は、金融、海運などのMFN免除、各国オファーの撤回等が理由で閣僚宣言案発出につながっているケースとはステータスが違うとして、同じアプローチをとるべきではないと発言。我が方に同調する国は~~概~~なく、議長より、本案は交渉グループを作るといっただけであるので、日本はwaiting reservationにしてほしいとの繰り返しの要請があり、これに対し、我が方より、中身をよく検討する必要があるとして態度を留保した。会合一時中断後、日印間で協議し、印案を若干修文した形の宣言案（別FAX信書き込み参照）を作成し、事務局に提出した。

2. 金融

ホーズ議長より、本日午後の会合で閣僚宣言が採択されたが、本文3行目sectorの後にwithout offering compensationが抜けていたので訂正したい旨発言があり、了承された。

3. 海運

ホーズ議長より、2か国がオファーを撤回すると言っている。他方、今のコミットメントを維持するとしている国もある。今後の取り組み方としてはテレコミ方式と金融方式の2つがあり、議論している。現在のオファーをcaptureしたいという強い要望があり、そのためには金融方式に平行なものとなるが、いずれにしても今日（14日）中に結論を出したいと述べた。シンガポール及び香港はオファーを維持する旨発言。我が方よりは、海運の場合一般的には良いオファーが提出されているので、金融方式であるべき旨、また、伯もこれに同調するも、自発的参加方式が望ましい旨発言した。別FAXSと並に米、印、ECに伝電した。

FAX信

大至急

秘

総番号 R261135

月 15日

平成 5年 12月 15日

寿府代 発
本省 着

主管

経国一

外務大臣殿

遠藤大使

UR (首席代表者会合: 12月14日(夕))

FAX信 秘 大至急

(以下FAX送信 GV8877-01)

14 December 1993

印提案

往電第

6641

号別FAX信

GV: 8877- 1

MINISTERIAL DECISION ON
MOVEMENT OF NATURAL PERSONS

Ministers meeting on the occasion of the conclusion of the Uruguay Round.

Noting the commitments resulting from the Uruguay Round negotiations on the movement of natural persons for the purpose of supplying services.

Mindful of the objectives of the General Agreement on Trade in Services including, *inter alia*, the increasing participation of developing countries in trade in services and the expansion of their service exports.

Recognizing the importance of achieving higher levels of commitments on the movement of natural persons, in order to provide for a balance of benefits under the General Agreement on Trade in Services.

Decide as follows:

1. Negotiations on further liberalization of movement of natural persons for the purpose of supplying services shall continue beyond the conclusion of the Uruguay Round, with a view to ~~achieving~~ higher levels of commitments by participants under the General Agreement on Trade in Services.

2. A negotiating group on movement of natural persons is established to carry out the negotiations. The group shall establish its own procedures and shall report periodically to the Council on Trade in Services. (Following achievement of)

3. The negotiating group shall hold its first negotiating session no later than one month from the date of this Decision. It shall conclude these negotiations and produce a final report no later than six months after the entry into force of the Agreement establishing the MTO.

4. Commitments resulting from these negotiations shall be inscribed in Members' schedules of specific commitments.

(3)

1 5 - 0 6 3

調査分析圖表

(以下FAX送信 GV8888-01)

外務省

秘

14日午後10時より開催されたUR首席代表者会合の市場アクセスに関する討議の概要次のとおり。なお、TRIP、繊維、サービスに関しては、別途報告。

1. 伯より、本14日午後8時にECアボット交渉官よりECオファーの大幅撤回に関するFAXを受領した。同FAXは、他に、豪、パキスタン、印、ベネズエラ、コロンビア、チリ、ウルグアイ、亜、墨、香港、シンガポール、比、タイ、マレーシア、韓国、ノルウェー、フィンランド等宛となっているが、伯に関する限り、4億ドルという大幅な後退となっているとして、強い遺憾の意を表明した。これを受けて、エジプト、シンガポール、亜、印、チリ、パキスタン、マレーシア、インドネシア等多数の国より、交渉期限をあと半日後に控え、市場アクセス交渉全体の崩壊(unravel)につながることを懸念する、自国のオファーを撤回せざるを得ない、ECとの間では途上国側的大幅持ち出しである(例えば、シンガポールの対ECオファー70%、ECの対シンガポールオファー30%)等、ECに対する強い非難の合唱となった。
2. 我が国からも、10月のECのインディカティブ・リストは約15の条件が付されており、我々が以前から指摘していたとおり、最終段階になってかかる条件が満たされないとして、撤回したに違いない旨、また、シンガポールより、米EC或いは四極間の問題は当該関係国間の問題に抑制すべきであり、途上国に波及しないようにして欲しい、主要国のうち日本だけは途上国に漸進的な自由化の下に極めて真摯な行動を取っており、途上国と日本との交渉は円滑に行われている、他方、ECは要求ばかり押しつけてきている等重ねて強く非難した。
3. かかる多数国の強いEC非難を聞いたサザerlandより、ECの対応がそのようなものであるとすれば、全く受け入れられず、ECより納得の行く説明を求めたいとした。
4. サザerlandの求めにより会場に姿を現わしたアボット交渉官(パーマンは当地不在)より、ECは悪意があって遁報しているのではなく、透明性のために連絡したのである、内容的にはオファーの撤回ばかりではなく、米EC合意を受けての改善・一部修正(エレクトロニクス、科学機器等)、四極閣僚会合の結果の結果、ある国が銅及び林産物のゼロゼロに応じられなかったために修正・調整したもの、はきものプルーリ会合での合意が成立しなかったこと(これもある国の反対による)によるECオファーの引下げ等をも含んでおり、これは全体として1%ポイント程度の変更に過ぎない等種々抗弁した。これに対しても再び幾つかの国より、EC非難の発言があった。
5. 本問題については、明15日午前10時からの首席代表者会合で討議されることとなった。

(米・EC諸国(等))

米、加、EC代に転電した。

(了)

UR交渉の動き

22:35

サービス

海運内心国会合
(22:40 再開。)

1. 交渉継続の方式 (基本アルム方式、金融アセス方式) に付き議論。

2. 関係決定案及び付随の案の提示を待つ。

首席代表者会合

22:30. 開始

TRIP等について議論。

環境入使、赤見入使、森中入使、河村入使、高田入使、石川(入)

吉部(入)、辻(入)、森(入)

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

電信写

15-035

大 政事外務官
大 事務 典房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 環 査 総 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

総 儀 対 会 口 厚 情 研
察 入 圃 在 警 史 オ

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 参 政 保 対 旅 外

審 総 安 平

企 国

参 軍 不 科 協

参 行 専 人 難 地

参 地 中 東

審 北 東 西

審 一 〇 保

参 一 二

審 西 口 洋

西 東

参 一 二 ア ア

参 一 二

審 一 〇 保

参 一 二

参 海 審 準

参 政 調 国 開 無

参 緊 評 技 有 理

審 条 規

参 国 析 析 調 セ

総 番 号 R261245

月 15日

平成 5年 12月 15日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR (12月14日 (よる) 首席代表者会合: サービス・せん維)

第6653号 秘 大至急

(以下FAX送信 GV8892-02)

GV: 889²~~8~~- 1

14日夜の首席代表会合（午後10時から12時）のサービス及び繊維の議論の概要は次の通り。（当方：本使、赤尾大使出席）

1. サービス

（1）人の移動

E印閣で協議した閣僚宣言案（往電第6641号別FAX信）が採択された。

（2）海運

ホズ議長より発言したところ次の通り。

海運について交渉グループを作るための閣僚宣言について協議されているが、基本テレコミと金融のハイブリッドのようなものが浮上している。それに応じて、アネックスにおいて法的手当をする必要があるだろう、現在、その方向での進展が見られるが、1つ大きな問題、即ちECの言っている不可能な要求（交渉期間の終わりまでに満足な成果が得られない場合は、このセクターをサービス協定から外す）がある。そうになると、サービス分野全体をカバーするサービス一般協定の基礎を揺るがすことになる。シンガポールより、サービス協定はECに属しているのではない。アセアンは、海運のオファーを出しており、引っ込めるつもりはない。ECの交渉の態度は極めて傲慢である旨述べた。

この後、サザーランド事務局長より、一時ブレイクする旨述べ議論は打ち切られた。

2. 繊維

今朝米が言った繊維のフェーズアウトの修正提案（繊維主要輸出国に対するquotaの増は、その国のマーケットアクセスのオファーに条件付けることとしたこと）に関して、香港より、自国は明日オファーを出そうと思うが、今朝米の繊維についての修正案の話聞き、これで香港として交渉を終結できるのか疑問である、また、香港のオファーは米のオファーに比べてはるかによいということを述べた。

米より、ajustmentが必要なのはa couple of casesの話である、しかもnotificationを行うと言っている、他のところには問題がないと述べた。

秘

GV: 889²~~8~~- 2

サザランド事務局長より、いずれにしても米提案にはコンセンサスがないので、明日改めてとりあげることになるであろう旨述べた。

3. TRIP及び市場アクセス交渉に関する議論は別途報告する。

4. 明日(15日)の首席代表会合は午前10時に開催される予定。

米、加、EC代に転電した。

(了)

外 朝海軍や官
経 統 参
防 局 課 長
鈴木
副 座 席

小倉局長からの連絡 (08:40)

同日 同日

米の木材の鋼のセロセロ要求に際し、

米はハイレベルで(クリンから総理へ)電話越し
で指示を受けているので

自分(小倉局長)は、官邸、通産、農水と
連絡の上「NO」ということに対応がく
せつし、総理へもこの旨を願って

従って

貴府においてこのラインで(NOということ)

対応が必要あり

また、貴府においては、米のLDCに対して

日本から出したもののキャンセルをしようと思われ

これに対抗するため、我々よりたいては

「米の要求に対し日本から対案を出したから、米が

この対案を受け入れたから」とりLDC向け

プレスリリースを出す」といふ

会談の場において同様の発言を行なう。

(上記に際しては貴府に連絡、数中公使)

より小倉局長、自宅に電話を入れる

と定めた。 09:00

極秘

11

主 管

壽 府 代 發

一 国 経

本 省 著

遠藤大使

第6636号 極秘 大至急

米に転電した。(了)

夏	五
---	---

主管課緊急処理用

極秘

大政事務次官
外務省
秘書官
審議官
長

政北経環査総
代才大入察括
表入使使大審
研長

儀対会口厚情研
察人信在警史オ

外報官
審報際内外ブ

文長
審一二

領移
参政保対旅外

審
審総安平
企国

審
参軍不科協

国長
参行専入難地

ア
参地中東
審北東西
一

北
審一二保

参一二

審西口洋
西東
二

長
参一二アア
一二

近ア長
審総漁国
審総エ国
経途
二

経協長
参海 審準
参政調国開無
参緊評技有理

条長
審条協規

情長
参国析析調セ
一二

総番号 R261131

月 15日

平成 5年 12月 15日

寿府代 発

本省 着

主管

経済局長

外務大臣殿

遠藤大使

UR交渉（日米市場アクセス交渉）

第6639号 極秘 大至急

（限定配布）

往電第3363号に関し、

本件市場アクセス交渉は明15日正午まで期限が延びたところ、万ークリントン大統領より冒頭往電のようなアプローチがある場合でも、これまでの交渉経緯にかんがみれば、表現はともかくとして基本的には以下のラインで対応することしかるべしと考えられる。

1. 日本としては、コメであれだけ大変な政治的決定をしたところであり、これ以上の譲歩は絶対にできない。米国は韓国にコメであれだけ大きな政治的配慮を示し、また、ECとの関係では、結局、仏が反対したオーディオ・ヴィジュアルを対象外とするスモール・パッケージをのんだが、その一方で日本にだけこれ以上の譲歩をせまるなどということは全く承服できない。

2. りん産物については、わが方は90年の日米合意をきちんとじゅん守しており（50パーセントカット）、ゼロ／ゼロは、くり返し述べているように、到てい受け入れられない。

ECはりん産物のゼロ／ゼロを米国に同意するに当たって、マレーシア、インドネシアのまるた輸出禁止の解除などを条件づけているが、米国が日本にゼロ／ゼロを求めるのであれば、その前に米国のまるた輸出制限を撤廃すべきである。

3. どうについては、米・EC合意は全くバランスを欠く不当なものと言わざるを得ない。日本にとつてはどう、アメリカにとつてはなまり、ECにとつてはアルミニウムが各々センシティブな品目であるが、日本は非鉄の全ての関税を3パーセントに引き下げるという米・加提案を積極的に支持した。ところがECがアルミニウムの関税を引き下げられないということで、日本のくるしいどう（どう地金で輸入シェアー35%）

のみにしぼりゼロ／ゼロを求めるなどという米・EC合意はあまりにも身勝手なものである（しかも、この
どうでもゼロ／ゼロの品目ばかりをピックアップしている）。（日本の他、カナダ、豪州はアルミを含め
た全ての非鉄につき、基本的には3パーセントのハーモを行う方針である。）

（4）市場アクセス交渉では日本はこれまで米国と協力し、できるだけ大きなパッケージをつくるべく努力
し、7月の東京合意では多大の困難があるなかでウイスキー、ブランディのゼロ／ゼロに合意もしてきた。
然るにECはエレクトロニクスや科学機器など日米が共同して求めてきたゼロ／ゼロには全く応じず、残念
な結果に終わっている。

（5）市場アクセス交渉やサービス交渉は米・EC交渉の結果、かなり小さなパッケージとなつてしまつた
ことは残念であるが、そうしたなかで、コメの決断などくるしい選択をした日本にこれ以上の負担ときせい
を強いることは全くアンフェアであり、受け入れられない。

米に転電した。（了）

2
9

12
月

13
日

ウルグアイ・ラウンド交渉
(現状)

平成5年12月12日

1. 農業 : 実質合意達成の見込み

2. 市場アクセス : 非鉄 (アルミの例外問題)

林産物 (10年間でゼロゼロ提示)

ホワイト・スピリッツ (ゼロゼロ)

エレクトロニクス (米ECの対日オファーの改善)

～全体として縮小均衡に向かう可能性あり。

3. サービス : 金融 (相互主義によるMFN除外問題は未決着)

海運 (MFN例外の公算)

オーディオ・ビジュアル (米EC間でなお調整中)

4. その他 : MTO (設立される方向)

アンチ・ダンピング (専門家レベルで交渉中、妥協
は最後になる模様)

12日 13:00 (東京) 午後

鶴岡から/ 東京へ

サービス交渉 (オーディオ・ビジュアルについての現状)

93. 12. 12

1. 米・EC間の懸案となっているオーディオ・ビジュアル (AV) については、カンター・ブリタン間において交渉が継続されており、12日午前も交渉継続の見込。なお、11日にはカンター・ブリタン間でほぼ一日にわたり交渉が行われ、4極が4時間遅れで開催され、その中でもAVが解決されたとの説明なし。

2. 米・EC間の交渉状況は必ずしも明らかではないが、双方とも強い政治的要請のもと可能な限り自らの立場が交渉結果に反映されるよう努力。

3. 交渉中と見られる解決策は以下の通り。

(1) テレビ放映に関するEC指令は現状維持を約束。衛星放送、有線放送等の新技術については、ECは今後の規制の権利を全面留保することを主張。米国はある程度の規制は受け入れるが、基本的には自由な状況の維持を要求。

(2) AVの製作者及び出演者の保護のため、私的所有権に関し、米は内国民待遇を要求。ECは主として仏の反対により、これを拒否するも継続的に交渉中。

4. AVは海運と直結しており、米・EC間で双方両サービスにつきあわせて交渉されているものと見られる。これは11日4極においてサービス分野では金融のみが取り上げられ、AV及び海運につき一言も触れられなかったことが示しているものと見られる。

5. 交渉の行方は予断を許さないが、米・EC共にAVの解決を強く希望しており、内容的に不十分になっても妥協が成立する見込が高い。その時期が何時になるかは最終譲許表の提出が14日午後2時とされたのでそれまでは引き延ばされる可能性が高い。

各一石川青席へ

井本より

藤中公使

URLa 現状 12/21:70 現状

(首席代表会)

4日: 大節会費

S of R は入った。

うかいほ落した。

(必死に全体像を叩き出すつもりで)

石毛工場の情報収集中)

22時頃、ラフと配布される。(これ以上の修正は
ない模様)

現在 首席レベル会合は中絶してグリーン・ユー
(グリーン・ユーモア) 中

平行してB7/12を模索中

3/18

が上から下までの
農業の探検

エング

(TRIP
サート2)

カハ

SPS と TPRM は 7年程度

補加金に71712 ECバ留保

ウーバーに因る了解 探検

(既存のウーバーは1970年代初頭2年後に終了 7子=21/10/10)

(近き24時間以内)

7子 米の農地調整法ウーバーは60年代の

1 (b) (iii) のリストに含めたい旨を井本より発言があった。

脚注の

(文書番号2773/Add 1の文書参照)

寿府・藪中参事官よりの電話連絡

(12月13日 午前7:50)

(サトウ)

1. AD

案文を送ったが、採択されそうな状況のもの。
中味は相当ひどい、特に standard of review。
日本は反対したいが、多勢に無勢。遠藤大使は、
全体の動きを見ながら対応せざるを得ないが、
もうすぐ採択される可能性あり。

2. MA

ECのエレクトロニクスに関するオファーに伴う、日米
半導体参加の件。MITI中野部長は最終的には
仕舞いかとの感触。事実上の行為ならさほど害はない。
いずれにせよ、東京でも見て、米2、条約局にも相談して
ほしい。場合によっては請訓するかも知れない。
明日にも対応が必要となる。

3. その他、全体の動きは、FAXで送る。

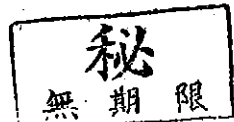
大臣

次官 官房長

経済局長

朝海(審)

安倍参事官、美根経総参



ジュネーブでのUR交渉の動き

(12月13日 午前9時45分)

(美根経総参)

1. アンチ・ダンピング

テキストが採択された。日本は留保。

通産省は、日本にとり大変不利だとこわいているが、
中野部長は最後は大使に任せようということであった。

standard of review が国内の判断をかなり優先
させる形で収まったので、相当ひどい内容。

う回部分は、ダンケル・テキストから落ちて、79年協定に
戻ることになった模様。

2. 農業

(1) 午後4カ国会合を開催。Annex 5に non-trade-
concern をそう入る形については、大臣がかんばられた
こともあり、米、加、トウモロコシはサポートする。もうあまり
議論しないで、最後に入ることにしよう。それ以外
は無理だ。

(2) LDC の数字はまだ入っていない。ヨークサーに
よれば、韓国は 4-8% の3分の2とは全く違う
数字を言っている。

U R 交渉 (12月12日の動き)

08:00 羽田大臣・カニタ 通商代表会談

09:30 " ・ マクラーレン 加貿易大臣との会談

10:40 " ・ ドニ 市場アクセス協議との会談

09:00 ~ 首席代表者会談

12:00

[反ダンピング、SPS、補助金 など 審議]

13:00 ~ 農業 4ヶ国 会合

14:30

Annex 5 カカオ提案 パラ3はドニ・マクストと12
[LDC条項 など 審議] マルク会合に提案予定。

15:00 ~ 首席代表者会談

[SPS テキスト 採択。 TPRM テキスト 採択

補助金テキスト 採択 (但し ELL が 留保)

22:00 頃 ~ ~~22:00~~ 反ダンピング テキスト 採択

(但し 日本 が 留保。 特 に スタンダード オブ

レビュー が パネル の 権限 を 制約 して いる の が 問題。)

13日 01:30 現在

[サービス、TRIP 審議 予定]

19:30 ~ 農業 少利国 会合 (8ヶ国)

21:00

[LDC 条項 審議 最終的 結論 2ヶ]

大臣、
次官
官房長

経済局長
朝海(審)
佐佐(参)
美根(参)

秘
無期限

ジュネーブにおけるUR農業交渉の動き

(13日午前10時15分、森中参からの電話連絡)

(美根参を総参)

12日行われた首席代表者会合において、農業問題に
関し、サザランド事務局長が日本の政治的困難に

鑑み、非貿易的関心事項に関する例の一行を
追加・修正(別紙参照)したいと席上で発言。

LDCのパーセンテージは白紙のまま。これで農業テキ
ストは確定した。

日本、加、韓、パキは留保を付した。ノルウェー、アイスランド、
は留保、しかし明日決定。その他の国は異議なし。
(従って、留保付で確定した。)

Annex 5と同様、今の追加が認められたことは
公表してよい。大臣の報告に入れては如何。

(3)

Japan Proposal: changes to Annex 5 of the Text on Agriculture

12 December 1993

2/
2

3. Any negotiation on the question of whether there can be a continuation of the special treatment as set out in paragraph 1 above after the end of the implementation period shall be completed within the time-frame of the implementation period itself as a part of the negotiations set out in Article 20 of this Agreement, taking into account the factors of non-trade concerns.

14/04:30

0794 03/15 P01 R259937

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

電信写

15-035

大 政事外務官
 大 事務 典房
 次 次
 臣秘書官審審長長

政北総厚査総 外
 代ア大察括 研
 表大使使大審 長

総儀対会口厚情研

察人園在警史オ

外 報 官
 審報際内外ブ

文 受
 審一二

領 受
 参政保対旅外

審総安平
 企国

審
 参軍不科協

国 長
 参行専人難地

ア
 参地中東
 審北東西
 長

審
 審一〇保

参一二

審西口洋
 西東
 長

近ア長
 参一二アア
 一二

審総漁国
 審総工国
 一ネ二
 審
 長

参海 審準

経協長
 参政調国開無
 参緊評技有理

審条規

情長
 参国析析調セ
 一二

総 番 号 R259937

月 13日

平成 5年 12月 14日

寿 府 代 発
 本 省 着

主 管
経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR12月12日首席代表者会合

第6589号 秘 大至急

(以下FAX送信 GV8800-01)

外 務 省

秘

UV・8800-I

12日、首席代表者会合の概要（アンチ・ダンピング以外）次のとおり（我が方本使出席）。

1. 全体の模様

1. 午前10時から断続的に開催。12日中にテキストを完成することが目標。討議の中心はアンチ・ダンピングであった（追電する）。首席代表者会合で難航した問題をグリーンルームでの少数国会合で扱い、その結果を首席代表者会合に戻すという過程が繰り返された。午前1時半に終了。

2. サービスの文化の例外、及びTRIPの法人著作権（米EC交渉中。話がつけば、マルチ化）は、議論されずに残されている。13日午前11時より首席代表者会合にて討議。（結局、米ECの交渉が決着せず右会合では討議されず）

3. その他の問題は内容的には確定。但し、幾つかの留保あり。

4. 首席代表者会合は非公式であり、TNCで最終合意案を拒否することはできない。但し、一部を拒否することは全体を拒否することと同じ。

II. 個別事項

1. 農業

（1）サザerland議長より、日本の政治プロセスをfacilitateする趣旨から特則（Annex 5）を認めたことをアナウンスした。

（2）サザerland議長より、6年後のレビューの中に「non-trade concern」を追加することを提案し、了承された。

（3）テキスト全体について、日本、韓国、パキスタン、加、ノルウェー、フィンランドが留保。うち、右北欧2ヶ国は13日に政府決定。

2. SPS

採択された。

3. TPRM

採択された。

4. AD

追電する。

5. TBT

採択された。

6. 繊維

（1）米、仏と印、パキスタンとの対立があったが、テキストはほぼ固まった。幾つかの留保あり。

（2）4%のdown paymentは自由選択であることが確認された。

7. 紛争処理

Appendix 2、22条5及び7を除いてクリーンなテキストあり。右規定については、13日午後3時より、機構問題の交渉官レベル事務局リンデン顧問を議長に協議する予定。

8. ガット24条に関するECの解釈については、「決定」を行うのではなく、ECが一方的にステートメントを行うこととなった。

米、加、EC代に転電した。

（了）

GV: 8848 1

14日12時より行われた首席代表者会合のポイント次のとおり。なお、次回首席代表者会合の開催は、早くても本日午後3時半。

1. 米より、米EC合意を説明した。

(1) オーディオ・ビジュアル

米はオファーを撤回。MFN例外を取る。マルチの手当は不要。

これとパッケージとなっていたTRIPについては、内国民待遇を修正して、撤回する。半導体とノン・バイオレーション修正案を引き続き追求していく。

(本件については、本14日午後2時から、カートランドの下で協議。)

(2) 民間航空機

議長提案により、補助金合意は脚注を対してマイナーな修正をする(別FAX信)。

(3) 金融

two-tierはなし。MTO発効後に、一定期間MFNを延ばして、その間に交渉する。その後、MFN例外、オファーの撤回を認める。右期間の長さについては、米ECは6ヶ月、ホーズ議長は1年としたい方向。いずれにせよ、マルチの手当が必要。

(4) 繊維

主要輸出国の市場アクセスに問題あり。MFAのフェーズ・アウトに関連。輸入枠の伸び率と市場アクセスとの関連あり。マルチの手当が必要。

2. サザerland事務局長より、次のとおり述べた。

(1) TRIPについては、米提案を討議する。

(2) 民間航空機合意の議長提案については、カートランドより説明した上で、右提案には十分な支持があるとして、異論なく採択した。

(3) 繊維については、ドゥニ議長の下で協議を行った後、首席代表者会合に戻す。

(4) 各国の市場アクセス交渉の合意についての事務局への通報の期限は、15日の昼12時に延期する。

3. 各国の発言のポイント

(1) 香港：海運について、既成事実を押しつけてはならない。金融に関する上記期間については、6ヶ月では短い。これによりイニシャル・オファーがスケールダウンした。

(2) シンガポール、スイス、NZ：金融に関する上記期間については、6ヶ月では短い。

(3) マレーシア：海運は問題である。

(4) パキスタン：本日、モノの市場アクセスのオファーを提出する。

別FAX信に

米、EC代、加に転電した。

(了)

主管課緊急処理用

極秘

大 至 急

総 番 号 R 2 5 9 2 5 3

主 管

月 1 3 日

寿 府 代

発

経 済 局 長

平成 5 年 1 2 月 1 3 日

本 省

着

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR 農業交渉 (テキストの確定)

第 6 5 6 2 号 極秘 大至急

(限定配布)

1. 12日よる、首席代表者会議が継続して行われ、各分野のテキストが確定していったところ、農業分野については、13日午前1時、サザerland事務局長より、これまでのテキスト案に加え、日本の政治的問題にもかんがみ修文したいとして、別FAX信のと通りの提案がなされた(別FAX信は本省接到後「極秘」に指定換願いたい)。9日の首席代表者会議において提示されたテキスト案(往電第6439号別FAX信)に、右修正を加え、他方、途上国のミニマム・アクセスのパーセンテージ及び国家貿易輸出企業条文(10条5)は空白のままとして、サザerland事務局長は、これをもつてテキストとしては確定したいとし、各国の了承を求めた。

2. これに対し、わが国、加、韓国、パキスタンが立場を留保し、ノルウェー及びアイスランドは、明日態度を決定するので1日態度を留保したいと述べた。

3. 以上の各国の留保を付した上で、農業テキストは確定した。(了)

大 政 事 外 外 儀 官
大 務 務 次 官 典 房
秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外 研
代 次 大 大 察 括 長
表 大 使 大 審 長

議 対 会 口 厚 情 研
察 人 信 在 警 史 オ

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 参 政 保 対 旅 外

審 総 安 平
企 国

参 罕 不 科 協

国 長 参 行 専 人 難 地

ア 参 地 中 東
審 北 東 西
一

北 審 一 二 保

参 一 二

審 西 口 洋
西 東
一

近 ア 長 参 一 二 ア ア
一 二

経 審 総 海 国
審 経 エ 国
一 ネ
一 途
一

参 海 審 準

参 政 調 国 開 無

参 緊 評 技 有 理

審 条 協 規

情 参 国 析 折 調 セ
長 一 二

Japan Proposal: changes to Annex 5 of the Text on Agriculture

12 December 1993

3. Any negotiation on the question of whether there can be a continuation of the special treatment as set out in paragraph 1 above after the end of the implementation period shall be completed within the time-frame of the implementation period itself as a part of the negotiations set out in Article 20 of this Agreement. taking into account the factors of non-trade concerns.

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

電信写

15-063

大 政 電 外 務 省
因 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

北 韓 査 査 外
代 ア 人 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

儀 対 会 口 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ

報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 政 保 対 旅 外

安 平

国

参 軍 不 科 協

参 行 専 人 難 地

参 地 中 東

審 北 東 西

保

参 一 二

審 西 口 洋

西 東

参 一 二 ア ア

参 一 二

参 一 二

参 一 二

参 海 審 準

参 政 調 国 開 無

参 緊 評 技 有 理

参 条 規

参 国 析 調 セ

総 番 号 R 2 5 9 9 6 1

月 1 3 日

平成 5 年 1 2 月 1 4 日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR交渉（カンター米通商代表の話し）

第 6 5 8 8 号 秘 大 至 急

13日朝、カンター米通商代表が本使に電話にて連絡越したところ、概要以下の通り。

1. 先方より、TRIP協定中の半導体の特許の強制実施に関する米提案の支持を要請越したのに対し、本使より、米はわが方の外弁オファーがひん弱なものであるとして、米のオファー撤回を通告しているが、米が撤回を取り下げ、現在のオファーを維持し、これを対外的に非難しないことを条件とすれば支持しうる旨応答した。（最終的にはわが方のツルオカ交渉官とシュミット首席交渉官との間で話し合いが成立した。）

2. 更に先方より、日本が木材のゼロ／ゼロ及びどうの関税をゼロとすることにふみ切るよう要請越したので、本使よりは、本件については先般大臣より貴代表にお話した通り極めて困難なものであり、わが国としては木材では既に十分なオファーをしており、また、どうについてはアルミ等も含めるのであればゼロ／ゼロも排除しないが、どうだけのゼロ／ゼロには応じられない旨述べた、先方は右要望をくり返し述べ、更なる検討を要請越したが、当方より、現在コメ問題の決定をめぐって困難な政治情勢にあり、その他の問題については政治的決定をする余ゆうもない旨述べておいた。

3. 本使より、オーディオ・ビジュアルに関する米、EC交渉の進ちよく状況につき質したのに対し、先方より、両者の立場は近づいているが、未だに決着には至っていない。現在EC外相理事会に出席の為一たんブラッセルに帰っているブリタン副委員長が今般ジュ府にもどるので、交渉を再開できれば今般中、あるいは明日早朝には解決したいと考えている旨述べた。

米、加、EC代に転電した。（了）

EC・仏におけるUR交渉結果の検討状況

12月13日10:50現在

1. EC特別外相理事会

○URに関する特別外相理は現地時間13日15:00（日本時間23:00）より開始予定（EC代）。

2. 仏

○ロイター電

・ ジュッペ外相は、ブラッセルへの出発に際し、金融サービス、オーディオ・ヴィジュアル、航空機補助金、繊維等を上げ、UR交渉には解決すべき点が残っており、13日特別外相理では結論が得られず、再度会合の可能性もある旨示唆。

・ 14日に予定していた議会での議論については、右に伴い延期され、15日になるであろうと述べた。

○ロンゲ通産大臣→谷田部大使（13日）

（別添）

13日朝、本使は求めに応じロンゲ仏産業・郵政・通信・貿易大臣を往訪したところ、
会談概要以下の通り。（当方小原、赤堀、先方アセリノ大臣補佐官同席）

~~当方小原、赤堀、先方アセリノ大臣補佐官同席~~
~~明し、アセリノ大臣は同席しなかった。~~

1. UR交渉

(1)本使より、本13日午後ブラッセルの理事会に参加されると側聞しており、UR交渉の最終局面でのご多忙な時にお会いできて光栄である旨述べたところ、「ロ」大臣より以下を述べた。

早朝にお呼び立てして申し訳ない。貴使のおっしゃる通り、13時に理事会に向け出発する予定。UR交渉関係では内政面でも多忙である。国民議会が求めているUR交渉に関する討議はおそらく15日に行われることになる。一部の議員は合意案がまとまる前の段階で、政府のマンドートにつき討議することを主張していたが、政府としては、交渉権は政府にあるところ、合意案成立後に議院に諮ることとした。（本使より、与党が国民議会の安定多数を占めている状況では、議院の承認は問題ないのではないかと質したところ）政府としては、与党内の棄権や欠席で賛成が420票程度の低い水準になることは避け、450票は確保したいと考えている。（注：国民議会の議席数は577、内与党は472議席）

— 中略 —

(4)本使より、報道によれば現在米・E Cがオーディオ・ヴィジュアル分野を含めほぼ合意に至った由である、仏の強い決意に基づいた交渉態度には感服する旨述べたところ、「ロ」大臣より次の通り述べた。

米E C交渉に関してはいろいろな情報があり、自分も^{必ずしも}最新の情報には~~必ずしも~~接していないところ、合意があったと確信してお伝えするには早い、そう祈っている。仏の断固たる交渉態度はバラデュール首相の本件に対する真剣な取組みによるものが大きい。右が仏の本件担当者の士気を高揚させたといえよう。オーディオ・ヴィジュアルに関しては確認を取らねばならないが、ビデオ・カセットに係る著作権使用料の配分の問題に関しては若干米側に有利な条件を受け入れたかわりに、仏映画産業の存続が可能な内容となっている。

以下略

a9977ALL r

u f BC-TRADE-FRANCE-ISSUES 13-12 0138

BC-TRADE-FRANCE-ISSUES

France cites several remaining hurdles in GATT

PARIS, Dec 13 (Reuter) - French Foreign Minister Alain Juppe said on Monday that several difficult issues remained to be solved in the GATT world trade talks, citing financial services, audio-visual trade, aircraft subsidies and textiles.

"It's not done yet. We are going to have a busy council," Juppe told reporters on leaving a meeting on trade with Prime Minister Edouard Balladur to attend a European Community foreign ministers' council in Brussels.

He suggested the Brussels session might not be able to take a final decision on a draft GATT agreement.

"I don't rule out that we may need another ministerial council meeting," he said.

As a result, the French government was delaying a parliament debate on GATT initially expected on Tuesday. Juppe said: "It won't be tomorrow. Probably Wednesday."

REUTER

Reut12:48 13-12

UR交渉

(13日の動き)

当地 18:40

12/13/93

経口ー

1. 日程

10:00 ~ TRIP (カートランド主催)

10:30 ~ 農業G77会合 (余上国のミニム・アフレスの数字)

11:00 ~ 首席代表者会合 (主にサービス, TRIP)

(なお、テキストに留保を付している国は
解除できるか 確認を求められる由)

~ 我が国関連では 農業, アンチダumping ~

17:00 ~ TNC (15日の段取りの打合せ)

非公式GAIS

その他市場アフレスのバイ協議あり。

2. 主要懸案

農業 (余上国の数字), AV (ワンター・ブリタレ
経行中)

金融 (two-tier 取扱い),

(他にアフレス, 海軍, TRIP等)

3. 17日日程

あぐま { 18:45 ~ 20:00 社会党中執委,

で { 20:30 ~ 政府与党首脳会議

等 { 21:30 ~ 閣議

} 確認

12月13日 (午後1時)

東京
午後9時 現在)

首席代表者会議 サービス審議中。

リガンド事務局長は遠隔手段により内話

今夕は首席代表者会議でスピーチをし。

米ECが市場アクセス交渉で妥結できるよう強く
働きかけよう。

14:30 -

22:30 -

少数回会合 (金融問題)

現在 -

回々回 コーディネーター間で市場アクセス交渉

経国 |
御中
至急

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

電信写

15-068

因 政 務 司 官 審 査 長
大 務 司 官 審 査 長
臣 秘 官 官 審 査 長

外 務 省 外 務 司 官 審 査 長
代 表 大 使 官 審 査 長

研 究 情 報 対 策 委 員 会
史 料 在 館 人 察

外 務 省 外 務 司 官 審 査 長
報 告 外 内 報 告

長 審 一 二

領 事 官 参 政 保 対 旅 外

長 安 平 国 際 安 全

参 軍 不 科 協 国 際 参 軍

参 行 専 人 難 地 国 際 参 行

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

参 地 中 東 二 参 地 中 東

総 番 号 R259801

月 13日

平成 5年 12月 14日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管 経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR (サザールランドの記者会見)

第6587号 大至急

(以下FAX送信 GV8799-01)

GV: 8799- 1

13日午後4時30分過ぎより約45分にわたり、サザerland事務局長が記者会見を行った。同会見の模様につき当地プレス関係者より聴取したところ、概要以下のとおり。聞き込みのままなるも取り敢えず。

1. 殆どの分野で合意が成立した（農業、繊維、TBT、原産地規則、サービス（オーディオ・ビジュアルを除く）等を列挙）。

2. 15日（水）が交渉期限であることは、今も変わっていない。

3. （記者からの質問に答えて）コメの問題は極めて重要な問題であり、自分（「サ」事務局長）は、日本がこの問題を責任をもって解決することを信じており、これがUR完結のためになると考えている。

4. （冒頭スポークスマンより、今後の日程として）テキストの交渉はテキスト印刷のための時間的な理由から、本13日午後11時が期限であり、これは米、EC交渉の決着の期限でもある。その後は明日一杯市場アクセス等のパイの交渉を行う。

米、加、EC代に転電した。



ウルグアイ・ラウンド諸協定（交渉現状）

（13日22時現在）

1. テキストが既に固まり、採択を待つ状態にあるもの

- （1）セーフ・ガード協定
- （2）補助金及び相殺措置に関する協定
- （3）衛生及び植物検疫措置の適用に関する協定
- （4）貿易の技術的障害に関する協定
- （5）輸入許可手続に関する協定
- （6）関税評価に関する協定
- （7）船積み前検査に関する協定
- （8）原産地規則に関する協定
- （9）TRIM（貿易関連措置）
- （10）各国の貿易政策レビュー（TPRM）

2. テキストは固まっているが、若干の国が留保しているもの

- （1）農業合意
- （2）MTO設立協定（祖父条項（ジョーンズ・アクト）につき我が国、EC留保中）
- （3）繊維に関する協定
- （4）アンチ・ダンピング協定（我が国のみ留保）

3. テキストは固まっているが、1-2の問題点が残っているもの

- （1）サービス協定（オーディオ・ビジュアル）
- （2）TRIP（賦課金に対する内国民待遇等）

4. テキストは既に固まっており、別途関連の交渉が行われているもの
金融

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

電信写

02-003

大 政事外外儀官
大 務務 英房
次 次
臣 臣 審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 新
表大使使大審 長

総儀対会口厚情研

察人富左登史オ

外 報 官
審 報 察 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 務 官
参 政 保 対 旅 外

審 総 安 平

長 企 国

審 参 軍 不 科 協

国 長
参 行 専 人 難 地

ア 参 地 中 東

長 審 北 東 西

北 審 一 二 保

参 一 二

審 西 口 洋

長 西 東

近 参 一 二 ア 了 二

経 審 総 漁 国

長 審 経 エ 国

審 一 ネ 一

審 経 途

参 海 審 準

経 参 政 調 国 弱 無

長 参 緊 評 技 有 理

条 審 条 協 規

情 参 国 折 析 調 々

総 番 号 R 2 6 2 9 6 2

月 1 6 日

平成 5 年 1 2 月 1 7 日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

事務連絡

第 6 7 1 8 号 極 秘

石川経国一長代選へ

ジュ府代ヤブナカより

往電6717号に関し、

冒頭往電にて報告した13日のシワク農水審議官とオメーラ米特別交渉官のやりとりの中で、「オ」交渉官は、コメの特例措置の代償は専ら農産物で払われていると述べた後、他方、USTRは例えば金融サービスでも代償を払うように圧力をかけている模様、と述べた由です。何ら御参考まで。（了）

3 総理テレビ会見

官邸に届けたもの
(農水と協議済み)

総理ＴＶ会見発言メモ

1. 本日、私は、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業交渉に関する最終合意案の議長調整案を受け入れるとの決断をしました。ついては、交渉のこれまでの経緯、決断に至った理由、それに伴う国内農業施策の基本的方針について説明し、農家の方々を始めとする国民の皆さんの理解を求めたいと思います。
2. ガットは、１９３０年代の保護主義の波が世界経済の混乱を招き第二次世界大戦の一つの原因となったとの反省から、戦後の世界に安定した自由貿易体制を築くことを目指し、１９４７年に発足しました。我が国は１９６５年の加入以来、関税やその他の貿易障壁をできる限り取り除くための多国間交渉—これをガットでは、ラウンドと呼んでいます—に積極的に参加してきました。ウルグァイ・ラウンドは、１９８６年に始まったガットの第８回目のラウンドで、世界の１１６もの国と地域が参加して行われてきた一大交渉です。関税、農業、繊維、海運や金融などのいわゆるサービス貿易、特許権や商標権を含む知的所有権などの１５にわたる幅広い分野で、世界の経済活動の実体に即した新たな国際ルールを作り、自由貿易体制を一層強固なものにしようとする世界的な事業であり、自由貿易体制の今後の命運を決定する重要な交渉です。
3. 今までのガット体制の下で、農業については、その特性に応じて工業品とは異なる貿易ルールが定められていました。しかし、ウルグァイ・ラウンドにおいては、農産物の世界的な生産過剰に伴う補助金付き輸出競争の激化を背景として、貿易に影響を及ぼすすべての措置を新しい国際ルールのもとにおくことを目指して交渉が開始されました。

この農業分野の交渉においては、各国農業の自然的、経済的、社会的条件の違いを反映して主張の対立が大きく、特に米国・ＥＣの対立を巡って、当初４年間の予定であった交渉期間が長期化し、交渉開始から既に７年を経過してします。
4. この間、一昨年の暮れには輸入制限を全て関税に置き換えるという包括関税化の原則や輸出補助金、国内補助の削減の方法が示された最終合意文書案が提示されました。さらに、昨年１１月には、この最終合意文書案を一部修正することに

ついて米・E C間の合意がありました。しかし、各国とも困難な問題を抱える中で、いずれの時期においても最終合意には到らず、引き続き交渉が続けられてきました。

このような中で、世界最大の農産物輸入国である我が国は、食料輸入国としての立場が交渉結果に反映されるよう、輸出国と輸入国とのバランスを確保することや、コメ及び稲作の我が国における格別の重要性を踏まえて、コメについては包括関税化の例外扱いとすることなどの基本方針の下に、国会決議の趣旨を体し、最大限の努力を行ってきたところです。

この交渉において、農業団体や農業関係者その他の方々からの支援は政府を勇気づけ、国際的に我が国の立場を主張する上で大きな力になったと思います。

しかしながら、米、E Cをはじめ、世界の大勢は包括関税化をウルグアイ・ラウンド農業合意の重要な原則として受け入れる姿勢を示しています。また、今月15日の交渉期限を直前に控え、これまでの交渉経緯を踏まえ、ガット事務局等交渉の調整役にあたる人々の努力によって、ウルグアイ・ラウンド全体の成功のため、最終段階におけるギリギリの調整案として、包括関税化に一定の特例が設けられる旨の案が提示されました。これによると、コメについては一定のミニマム・アクセスを受け入れることを条件として、6年間関税化を実施しないことができるとともに、その後の取扱いには6年目の協議に委ねられることとなりました。

この調整案は、我が国の主張が全て受け入れられているものではありませんが、各国の対立する意見を踏まえた最終のものであり、我が国としても、最終的な判断を下すことが必要となりました。

5 このように、我が国をめぐる状況には非常に厳しいものがあり、その中で、我が国の選択肢は次の3つしか残されていませんでした。

第一は、調整案の受入れを拒否し、別の調整案を出して包括関税化への反対を続ける途、

第二は、農業合意案の原則に戻り、コメを含め包括関税化をそのまま受け入れる途

第三は、ウルグアイ・ラウンドを成功裡に終結させ、かつ、我が国の立場を可能な限り確保するよう、ギリギリの妥協点を探る途、

であります。

現時点で別の修正案を出しても、交渉の現状からみて賛成する国はなかったでしょう。したがって、第一の途をとることができなかったことは明らかなです。

また、第二の途は、我が国の農業・農村に深刻な影響を与え、その存立を危う

くするものであり、到底この途を選択し得るものではありません。

6. このたび提示された調整案は、第三の途といえるものであったのではないかと考えます。この調整案には、コメについての関税化の特例措置、輸出制限への規律の強化が盛り込まれるなど、これまで我が国が食料輸入国の立場から粘り強く主張してきた基本的考え方が相当程度取り入れられていることは既に御案内のとおりです。もちろん、コメ以外の農産物については関税化の特例の対象とはならず、関税化を余儀なくされることなど、我が国農業にとって厳しい内容のものであることは十分に認識しておりますが、各国の対立する意見を踏まえ、議長 の努力により調整された最終段階におけるギリギリの案であると認めざるを得ないのではないのでしょうか。

我が国は、自由貿易体制の下で経済発展を遂げ、今日の地位を築き上げてきたところであり、ガット体制の維持と世界経済発展に向けて、ラウンド成功のための重大な責務を負っていると認識しております。

世界の大勢が調整案受入れとなっているなか、仮に我が国が受諾しなかった場合には、ウルグァイ・ラウンドを我が国が崩壊させたという国際的非難を浴びるだけではなく、関係国から我が国の農産物の輸入制限についてガット提訴された場合、我が国は極めて苦しい立場に追い込まれることが確実なこと、アメリカから通商法301条発動などの圧力のもとで二国間協議を強いられることなどが考えられます。

以上のような考慮すべきいくつかの点を総合的に判断した結果として、私としては、この第三の途であるところの議長調整案を断腸の思いで受け入れる以外はないとの結論に達した訳であります。

7. 今回のこの調整案受け入れの決断に際して、私は、日本の農業が今後とも維持・発展し農家の方々が安心して生産を続けて行けるような環境を確保することが極めて重要であると考えています。

このため、昨年策定された「新しい食料・農業・農村政策の方向」に即した力強い農業構造を一刻も早く実現すべく、平成6年度以降、施策の格段の充実・推進を図っていくことが不可欠であると考えています。

また、今回の合意に伴って影響の生ずる問題に対しては、UR合意の実施時期までに、対策を具体化していきたいと考えています。

第一に、米については、農家の方々が安定して生産を行えるよう、ミニマム・

アクセスの受入れに伴う転作の強化は行わず、消費者の方々へは、今年の冷害の経験も踏まえて安定供給が図れるような対策について検討・具体化していきたいと考えています。

第二に、米以外で関税化への移行や輸入数量の増加などによって影響の生ずる農産物の需給や価格を安定させることに加えて、加工・流通面の合理化やコスト低減を図る必要があります。

第三に、我が国農業の一層の体質強化、生産性の向上を図るため、農業の規模拡大や基盤整備を加速することや立地条件の厳しい中山間地域など今回の合意によって影響の生ずる地域における産業振興や就業機会の確保などについて、政府一体となって具体化を図って参りたいと考えています。

対策の実施にあたっては、地方公共団体を始めとして関係方面の協力を求めながら万全を期したいと考えています。

また、今後の農政の展開方向について、これまでの国民の皆様のご議論を踏まえ、農政審議会の意見を求めることとしたいと考えています。

8. 終わりにあたりまして、私は、今回の決断をするに当たり、農業を魅力ある産業として確立するために最大限の支援を惜しまない決意であることを表明するとともに、農業の体質強化は必ずや消費者にとっても大きな利益をもたらすものであることについて国民の皆様に特段の御理解をお願いして締めくくらせていただきたいと思います。

総理テレビ演説（案）

1. ガットのウルグアイ・ラウンドは、12月15日の交渉期限を目前に控え、いよいよ大詰めを迎えており、世界経済が低迷する中、その帰趨は大きな期待と注目を集めています。ガットは、1930年代の保護主義の波が世界経済の混乱を招き第二次世界大戦の一つの原因となったとの反省から、戦後の世界に安定した自由貿易体制を築くことを目指し、1947年に作成された関税と貿易に関する協定です。我が国は1965年に加入以来、関税やその他の貿易障壁をできる限り取り除くための交渉—これをガットでは、ラウンドと呼んでいます—に積極的に参加してきました。ウルグアイ・ラウンドは、1986年に始まったガットの第8回目のラウンドで、世界の115もの国と地域が参加して7年間にわたって行われてきた一大交渉です。関税、農業、繊維、海運や金融などのいわゆるサービス貿易、特許権や商標権を含む知的所有権などの15にわたる幅広い分野で、世界の経済活動の実体に関与した新たな国際ルールを作り、自由貿易体制を一層強固なものにしようとする世界的な事業であり、自由貿易体制の今後の命運を決定する重要な交渉です。また、ウルグアイ・ラウンドにおいては、各国が自分にとって都合の良い分野だけに参加し、都合の悪い分野には参加しないといったことにならないように、参加国はすべての分野に一括して参加することを求められています。

2. 農業については、今までガット体制の下では工業品の世界に比べて必ずしも十分な貿易ルールが作られていませんでしたが、ウルグアイ・ラウンドにおいて初めて本格的な国際ルールが作られようとしています。たとえば、これまで世界の農業貿易を歪めてきた原因とされる輸出補助金や、効率の悪い国内補助を見直すと同時に、輸入の数量による制限を禁止して、これをもっと分かりやすい関税という保護に置き換えようとの議論もされてきました。

こうした交渉の中で、我が国は、食糧の大輸入国としての立場から、輸出補助金に歯止めをかけること、輸入国の食糧安全保障に配慮すべきこと、環境保全のために農業が果たしている役割を重視すべきことなどを訴えてきました。また、消費者重視の立場から食品衛生規制についても大きな関心を呼んでいます。こ

の点についての日本の主張は相当程度最終合意文書案に含まれることとなる予定です。

4. 輸入制限をすべて関税に置き換えるという考え方、即ち、包括的関税化については、我が国として、農産物輸入国に対する衝撃が大きすぎるとして、これを回避すべく最大限の外交努力をつくしてきたことはご承知のとおりであります。また、我が国は、ただ単に反対を唱えるのではなく、我が国にとって格別の重要性を持つコメを守るためにぎりぎりの交渉を行ってきました。この交渉においては、農業団体や農業関係者その他の方々からの支援が政府を勇気づけ、国際的に我が国の主張を貫徹する上で大きな力となったことを指摘したいと思います。

しかし、今や世界の大勢は、包括的関税化がウルグアイ・ラウンドの農業合意の原則であり、例外を設けることは認められないとの立場にまともっています。その中で、我が国のほか一、二の国を除くすべての国は、次々と包括的関税化の受入れに踏み切ってきています。これは、今までの保護の形を関税化することは、より目に見えやすいものにすることであって、保護自体をすべて廃止してしまう訳ではないという考え方が、世界的に受け入れられてきたためであります。

5. このように、我が国をめぐる状況には非常に厳しいものがあり、その中で我が国の取る選択は次の3つのいずれかであります。

第一は、あくまでも一切の妥協を拒否して包括的関税化への反対を続ける途、

第二は、コメを含め包括的関税化をそのまま受け入れる途、

第三は、ウルグアイ・ラウンドを崩壊させない範囲で我が国の立場を可能な限り確保するよう、ギリギリの妥協点を探る途、
であります。

自由貿易体制の下で経済発展を遂げてきた我が国として、コメを一粒も入れないと云うことが世界に通じるはずはなく、第一の途をとることができないことは自明です。仮に第一の途をとってラウンドが失敗する場合には、我が国がその責めを負うことを覚悟しなければなりません。また、米国通商法301条などに基づく圧力の下での二国間交渉を余儀なくされるかもしれず、本来我が国が払うべき代価より大きな代価を払わなければならない恐れもあります。

また、第二の途は、農家への大きな影響や食糧制度といった基本的枠組みの抜本的改正を行わなければならない、この途をとることもできません。

6. したがって、我が国として取るべき途は第三の途以外あり得ないのではないのでしょうか。このたび提示された調整案はこの第三の途を具体化したもので、我が国がこれまで関税化してこなかったコメ、乳製品などの20以上の品目のうち、コメについては関税化を受け入れないことと引き替えに、ミニマム・アクセス、即ち最低限のコメの輸入を行うことを求めるものであります。具体的には、この調整案の下では、コメの輸入は、ウルグアイ・ラウンド合意の発効後1年目は国内消費量の4%、6年後には8%まで拡大することになります。

この調整案の受入れは、コメ以外の品目の関税化を求められ、また、ミニマム・アクセスの設定という形でコメの輸入を求められる点で我が国にとって厳しい選択であり、苦渋にみちた決断を要するものであることは言うまでもありません。しかしながら、包括的関税化の受入れが世界の大きな流れとなっている中で、コメの関税化を回避することができ、かつ、輸入水準も打撃を受けない水準に押さえられたという意味では、現下の状況で望むことができる最善の案であることについて国民各位のご理解を得たいと存じます。この調整案を受け入れるべきでないという声に対しては、他にいかなる方法があるのかと率直に問いかけたいと思います。コメの凶作に伴う緊急輸入が100万トンを超えようとする状況にあって、この調整案の下では、ミニマム・アクセスによる輸入の水準は、初年度には約40万トン、6年目でも80万トンです。生産者にとっては、国際ルールに従った適切な保護の下で生産を行うことができることとなります。消費者の立場からも、おいしい日本のコメを食べる機会が奪われることは全くないことは明らかです。

また、我が国のみが苦しい選択を迫られている訳ではなく、各国とも困難な問題を抱えながらウルグアイ・ラウンドの成功のために犠牲を払っています。米国、カナダ、スイス等の国々も困難な状況を乗り越えて包括的関税化を受け入れるにいらっています。

7. 今回、私が、このような苦しい決断を行うのは、ウルグアイ・ラウンドの成功が、我が国経済全体の利益になると考えたためだけではありません。それは、私が、農業において新たな国際ルールを作るという世界的な流れに日本もできるだけ参加し、このルールに従って日本の農業を保護していくことが、長い目で見た場合、日本の農業の安定的な発展をもたらすと確信しているからであります。コメ作りの後継者が約17万人という水準に至っている現在、私は、この合意の受入れを契機として、適切な国内措置を迅速に講ずることにより、我が国農業を国際化時代にふさわしいものに発展させていく決意であり、世情云われている農家の方々の農政に対する不安を払拭すべく一層の努力を払っていく所存です。私はこの苦しい決断を行うに当たり、私の考えを国民のみなさまに率直に申し上げると共に、皆様と手を携えて明日の日本農業、日本経済を目指して変革の途を進んでいきたいと切望いたします。

総理テレビ演説骨子

1. ウルグアイ・ラウンド交渉は、1986年に始まった、自由貿易体制の今後を決定する重要な交渉である。15分野という幅広い分野で、世界経済のボーダーレス化に応じた新たな国際ルールを作り、自由貿易体制を一層強化しようとする世界的事業である。

2. この中には、伝統的な工業品の関税引き下げのみならず、知的所有権の保護、サービス貿易の自由化等、日本にとって極めて関心の高い分野が数多く含まれている。

3. 農業については、初めて本格的な国際ルールが作られようとしている。たとえば、これまで世界の農業貿易を歪めてきた原因とされる輸出補助金や、非効率的な価格支持政策を見直すこと、また、それと平行して、輸入面での障害を関税化という形で変えようとの議論もされてきた。

こうした交渉の中で、わが国は、食料の大輸入国としての立場から、輸出補助金に歯止めをかけること、輸入国の食料安全保障に配慮すべきこと、環境保全における農業の役割を重視すべきことなどを訴えてきた。その関連で、輸出国が安易に食料の輸出を制限して輸入国の食料安全保障を脅かすことのないよう、輸出国に対する規律を厳しくすることも主張してきた。輸入国としてのこれらの主張は、今般の農業合意案にほぼ反映されつつある。

4. 輸入面での規制を全て関税に置き換えるという考え方、即ち、包括的関税化については、わが国として、これは農産物輸入国に対する衝撃が大きすぎるとして、これを回避すべく最大限の努力を行ってきた。しかし、世界の大勢は包括的関税化は原則の問題であり、例外を設けることは認められないとの立場をとり、その中で、わが国と韓国を除く各国は、次々と包括的関税化に踏み切ってきている。今までの保護の形を関税化するということは、保護のやり方を変えるもので、保護自体を全廃するものではないという考え方が、世界的に受け入れられてきたためである。

このような厳しい状況の中で、わが国は、ただ単に反対を唱えるのではなく、わが国にとって格別の重要性を持つコメを守るためにぎりぎりの交渉を行ってきた。その結果、コメについては、特例措置として関税化を行わないことを認めさせることができた。しかし、コメを一粒も入れないということでは世界に通用しないし、ガット違反として訴えられる可能性もある。即ち、コメの関税化を受け入れないこととの見合いで、最低限のコメの輸入は受け入れざるを得ない。

(コメの輸入は、ウルグアイ・ラウンド発効1年目は消費量の4%、6年後には8%まで拡大されることになっている。)

5. 今回、私が、このような決断を行うのは、ウルグアイ・ラウンドの成功が、わが国全体の貿易利益になると考えたためだけではない。それは、私が、農業において新たな国際ルールを作るという世界的な流れに日本もできるだけ参加し、このルールに従って日本の農業を保護していくことが、長い目で見た場合、日本の農業の安定的な発展に資すると確信しているからである。したがって、私は、この合意の受け入れを契機として、適切な国内措置を併せて講ずることにより、わが国農業を国際化時代にふさわしいものに発展させていく決意である。国民の方々のご理解を得たい。

ガットのウルグァイ・ラウンド交渉が始まって7年になります。この交渉は、戦後ガットの誕生以来8回目の多角的貿易交渉であり、主目的は関税その他の貿易障壁を漸次引き下げ、国際貿易に秩序と安定性を与える国際ルールづくりを行うことによって、より自由な世界貿易体制を確立することにあります。

この交渉は、1986年に開始されて以来、何度か最終的な妥結のための大団円の局面を迎えましたが、いずれも失敗に帰し、今や12月15日を最終期限として、その成功裡の終結のために各国が懸命の努力を行っているところです。

御承知のとおり、我が国は戦後の廃墟と灰塵の中から奇跡的な国家再建に成功し、今や世界有数の経済力を有するに至っております。このような目覚ましい復興の背後に、ガット体制という、自由貿易を目指した国際的な枠組みがあり、この枠組みから我が国が享受した恩恵には計り知れないものがあると言わなければなりません。

ウルグァイ・ラウンド交渉が失敗した場合には、ガット体制が崩壊し、地域主義、保護主義が台頭し、我が国の繁栄の基盤が大きな影響を受けることとなります。逆にこの交渉が成功すれば、世界の貿易量は（ ）の仕事を新しく創出することになると言われています。交渉を成功させるべきであるということについて、何人も異議を唱へはさまないのは、まさにかかる認識によるものであることは言を待ちません。^論

この交渉は15の分野に亘って、包括的合意を目指して行われてきておりますが、この中に農業交渉があります。そして、この中で、我が国の最大関心事であるコメについて厳しい交渉が行われて参りました。

我が国はコメについて、これが国民の主食であることから、食糧安全保障、環境保全の立場に立って、国内生産による自給の方針を堅持して参りました。平成3年末に、ダンケル・ガット事務局長によって提出された最終合意案、所謂ダンケル・ペーパーにおいて、農産物の輸入に関する包括的関税化が提案されてからも、我が国は一貫してこの受入れを拒否し、コメについては、関税化を回避すべく我が国の立場をさまざまな場で強調してきました。

しかしながらここで国民の皆様のご理解を是非いただきたいのは、ウルグァイ・ラウンド交渉は多国間の交渉であり、全ての交渉参加国が受け入れることとならなければ妥結しないという性格のものであるということです。各国がそれぞれ

固有の困難な問題を抱えながら、大胆に歩み寄らなければ合意に漕ぎつけることが出来ないということです。

遺憾なことではありますが、農産物輸入の関税化は世界の大勢であります。また、そもそもガット大勢の依って立つところは関税化であり輸入障壁の排除が大原則となっているのです。このような状況の下でコメの自給方針を堅持することは、極めて困難になっていることを率直に認めざるを得ないのであります。

長きに亘るラウンド交渉を経て最終段階に至った今、ガット事務局は農業交渉をまとめ上げるとの見地から、コメ問題に対する我が国の立場をも考慮して、調整案を作成し、各国による受入れを求めてきております。

その調整案は次のような内容となっています。

()
結論を先に申し上げますと、私は我が国としてこの調整案を受け入れざるを得ないと思います。

我が国があくまでも関税化を拒み続け、ラウンド交渉をまたも失敗に帰させる責任の一端を負うこととするか、或いは、関税化を受け入れて我が米作農業に敢えて危機的事態をもたらすことを甘受するか、或いは、そのいずれの道も選ばず、一定の代償を払うことを余儀なくされることを覚悟の上で関税化の導入を当面回避するか。この3つの選択肢の中で我が国がとり得るものは、残念ながら第3の道でしかあり得ないのではないかと考える次第であります。

言うまでもなくそれは容易な選択ではありません。

大局的見地

国際貿易の恩恵

ガット体制の擁護

他の国も犠牲を払ってる。

ガットのウルグアイ・ラウンド交渉が
始まり七年に及ぶ。この交渉は、
戦後ガットの拡大と日本と国同様の
貿易交渉であり、この交渉は、
貿易障壁を漸次取り、国際貿易の秩序と
安定性をなす国際ルールづくりも行ふこと
により自由な世界貿易の基盤を確立
するところにある。

この交渉は、一九八六年に開始されて
以来、何年か最終的な妥協点があり
この間の局面を巡っては、しばしば
生ぬき帰し、今年十二月十五日を最終
期限として、この交渉の終結を待ち
各国の政府の努力を行くところである。

交渉のとり、我が国は戦後、
交渉と経済の中核的な国際関係

に成功し、今や世界諸國の經濟力を有するに
至つてありやう。このことを目覚めし、
後世の世に、カント体制という、自由
貿易と目指した國際的な枠組があり、
この枠組より我が國が富み豊かと思ふのは
計り知れやう。ゆゑかあると、このやうなことは
やりやう。

ワルグワイ・ラウント・交流が失敗した場合
いは、カント体制が崩壊し、地域主義、
保護主義が抬頭し、我が國の繁栄の
基盤が大いに影響を受け、ことなり
しやう。逆い、この交流が成功すれば、
世界の平和は

の仕事と、新しく創出する、こゝに
あると、このやうな、交流が成功
した、とある、こゝに、何人も
望みをはかまふのは、よいことである。
知識、このやうな、こゝに、と信じて。

この交渉は十五の分野にわたって

包括的な協定を目指して行われてきて

ありますが、この中、最も重要な交渉が

ありそうです。そして、この中で、我が国の

最も関心事である、貿易と関税の

交渉が行われてきています。

我が国は、（我が国民の生活と健康のため）

食糧安全と

健康、環境保全の立場に立ち、国内生産

による自給の方針を堅持してまいりました。

平成三年末に、ダンケル・カント事務局長に

よく提示された、最終合意案、所謂

ダンケル・レポートにおいて、農産物の輸入

に關する包括的関税化が提案されてくる。

我が国は一考して、この受け入れを拒否し、

これについては関税化も回避し、我が国の

立場をうまく守る場を確保してまいりました。

しや（な）ら。こゝで、国民の感情の理解
を重視するべきなのは、ウレガアイ・ラワンに
よるは多国内の交渉であり、まづの
交渉が同国を受け入れることになければ
安易でないという性格のものであるといふことは
各々がそれ（国家所有の問題）と
記すから、大膽に歩み寄らなければ
（6）に満ちたところから来るものではないといふ

遺憾なきを有る。農産物の
 肉類は世界の大部分あり。また、
 まくわが かつ付割の依り立つところは
 肉類にあり。輸入障礙の排除が大原則と
 なす。また、北米の下で、
 最大の自由貿易維持するとは、
 かくある。いかに、われらも
 らるべきものなり。

長さにあるラウンド・スプーンを何て

最終段階へ至る。カント事務局は

農業・交通をもっとあし上げるものとせむ。

その問題に對する我が国の立場をどう置く

として、調整案を作成し、各国に提出せられ

ておめりきである。

この調整案は次のように内容と

してなる。



結果を先に申し上げよう。私は我が国
として、この調整案を受け入れるを得ない
と思ふ。

我が国はあらゆる肉類に拒み続け、

ラウンド・スプーンをもちのぞいて帰る。

また他の一端をもちのぞく。或いは

肉類に受け入れて我が国に農業・交通に

對して危機的事態をもたらしうするに甘んずる。

或は、さういふものの性質は、一時的に
什物を拂ふことも余儀なくあらう。と
その上、同様にのちとる面同様
する。この三つの選取股の中で、我々同
かとり得るものは、残るやうに才三の選
と、一かあり得るやうにはないかと考へた才
あり。と。

これは、普通の選取股

大なること

に際するの思ひ

なすに、その擁護

は、その擁護と拂ふこと

4
臨時

時

閣

議

(12/4
午前3時過ぎ)

4(1)

社会党 若林水産部会 松葉市 明

(12/19)

社会党 若林水産部会 松葉市 明

一九九三年十二月十四日

(社) 中央執行委員会委員長まとめ

一、食糧の自給率向上は農政の基本であり、わが党は一貫してコメ・乳製品などの市場開放に反対してきた。最終局面を迎えたガット・ウルグアイラウンド交渉はドウニシ議長の調停案が提示された。これは、われわれのこれまでの方針に照らせば反対である。

一、しかし、政権交替の実現によつて誕生した細川内閣は国民の期待に応えて政治改革の断行と景気対策の推進に全力をあげている。この政権の安定と政策の展開に党の責任はますます重大となっている。したがって、今回の農業合意に関する調整案の受入れについてはウルグアイラウンドの成功と連立政権に参加する立場から総理の判断を了とせざるをえない。

一、長期にわたる自民党政権のもとで誤った農政が続けられ、農業の疲弊と荒廃がもたらされた。わが党は、厳しい条件下に立たされた日本農業の再建に農民のみなさんともにも再出発する。国民の主食を安定的に自給し、国土と環境を保全するために欠かすことの出来ない農業を政策的に再整備するための①中山間地域など農業不利地域における所得補給金制度の取り入れ②青年農業就農助成③地域農業振興計画などの法制度及び政策を確立するとともに、農業に従事する人々が生活を向上でき、希望の持てる政策を実現する決意である。

一九九三年十二月十四日

抗 議 二 月 明

日本社会党農林水産部会

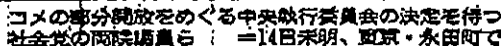
一、紙川内閣は、ガット・ウルグアイラウンドにおける農業分野のドウニ・議長「調整案」を受け入れた。また、日本社会党執行部も、われわれの再三の申し入れにもかかわらず紙川内閣の対応を「了承」したことは断じて認められない。

一、この「調整案」は、政府がいかに弁解しようともコメの部分自由化であり、乳製品、でん粉等の関税化を含めて農畜産物の完全自由化の道をたどることは明白である。

一、われわれは、コメ等の「例外なき関税化」をあくまで反対すると国民に公約してきた。社会党執行部も三度にわたる国会決議を守ることを全国大会で決議し、連立政権の樹立に当たっても八会派合意として「例外なき関税化」に反対することを合意してきた。

われわれは、社会党執行部が紙川内閣の「調整案受入れ」を「了承」したことは断じて容認することはできない。こんご衆・参両院議員をはじめ、全国の有志を結集して、わが国農業の再建をめざし、コメの関税化、市場開放阻止のため新たな決意をもって臨むものである。

潮流底流



「選挙区向け」と他の与党

「それだ、その金で買つて置け。それでどういふことを出すとでも、即ちやがて金を開いて対岸を渡す。行部はとうりじめをつづけるか」だが利川政和にならなうといふのと同じように陳水会はやがてなくなられてゐる。いと激しい面が相次いだ。

とも、労働会は新しい階で国会内会派の職配屋を買っていたが、直ぐには近

⑨ 農業対策に全力
⑩ 補正「きょうにも成立」

志望は社党選文
委員長が辞表
社党の候補者対策
委員長「中絶行動」は
十四日、党本部で村山富市
委員長と会い、コメ市場の
内の勢力争いについて「所
属問題は亦かかる甚で、誰
かなか能い」と述べ、感
激に對する謝詞を言う
のは嬉しいとの感語を示し

選分開放を要求、候補
決定を急ぐこと、選別
委員長の辭職を提出し
た村山氏は、改めて「相
したい」と強説所がった
が、張氏の急進論といふ
から受理するべからざる

た、国内対策の目録に「い
いては「兼て専ら」の形
成でにおい進べ」とい
ない「一」を述べ、国会
で紀事団の機関に受けた

「延長」優先で
効果は望めず
否決の公算も大

のが以來、内閣不信任案
についても兎執行部は慎重
断えを明していない。
不信任案は通付は他の
件に優先する先議案件の
め、修正予備成立前に據

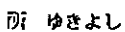
矛盾多い社党見解

100

主由北發

ドクニ、議員の謝罪案が
呈送されたが、これはわれ
われの所々まで、乃方此に照
したがつて、今回の議員

正 こと つし
常 こと 志 た た



遼河開闢總理
遼河開闢の派会長の密
契で建元副總理・外務省
四日、部内で商談し、則
親監製官が改定改革市
法家の年内成立のニメ市
開闢その遼河開闢の存在
旧來が佐川總使が一
一内務り入れ開闢の三局で
長に相の「ワン発」
福川吉相の「ワン發」
遼河問題にまで発展する
の総論を明らかにした。

4(2) シナリオ・発言要旨



12月13日(月)閣議シナリオ(案)

1. 外相

- ジュネーブ状況報告及び最終調整案受入れ要請

2. 農相

- 意見表明

3. 関係大臣発言

4. 総理

- 受入れ御発言及び国内対策検討指示

5. 官房長官

- (1) ウルグアイ・ラウンド交渉採択の外相要請の了承
- (2) 受入れ「総理大臣談話」了承

ウルグアイ・ラウンド交渉について

〔平成五年十二月十三日閣議
外務大臣発言要旨〕

一、十二月十日から十二日までジュネーブを訪問し、四極の閣僚会合に出席するとともに、カンタミ通商代表、エスピー米農務長官、ブリタン欧州共同体副委員長、サザラント・ガット事務局長等と率直な意見交換を行ってきました。

○

○

○

○

二、ウルグアイ・ラウンド交渉は、モノの市場アクセス、サービス、知的所有権等の極めて広い分野をカバーし、また百十六箇国（含むE C委員会）が参加していますが、真剣かつ夜を徹しての交渉が各種レベルで行われており、我が国としては、その主張を貫徹すべく最大限の努力を行ってきた。この結果、全体として交渉は実質上妥結しつつあります。

三、反ダンピング、オーディオ・ビジュアル、金融等の分野において最終段階の調整を要する問題が



ありますが、交渉は正に大詰めを迎えています。今後の予定としては本日も実質的に交渉が終了し、その後、実質合意の内容を添付した最終文書案が配布され、十五日の貿易交渉委員会（TNC）において同文書案の採択が行われることとなっています。

四、農業合意案のうち、我が国は包括的関税化の特例措置に関する調整案に対する態度を明らかにしていませんが、~~本~~田中^{ひんちゅう}に意思決定を行わなければ、農業合意文書の作成に支障を来すのみならず、我

が国の立場を大きく損ないかねません。

コメについては、我が国は、従来の基本方針を踏まえ、その内容を少しでも有利なものにするようギリギリの交渉を行ってきました。しかしながら、各国が包括的関税化を農業合意の原則として受け入れているという厳しい状況にあつて、右調整案は我が国農業にとって厳しい内容であることは事実であります。非貿易的関心事項に関する我が国の立場にも相当程度配慮したものであります。なお、我が国において、将来特例措置を継続するか否かを交渉する際、結局のところ包括的関税化

をのまされるのではないかという危惧を表明する向きもあつたことにかんがみ、こうした将来の交渉においても食糧安全保障などいわゆる非貿易的関心事項を考慮に入れる必要があるという点を追加的に明示してもらふことを私から強く要請し、最終段階でこれが認められました。このことは、将来に対する国民の不安を和らげることに役立つと思います。

五、自由貿易体制の下で経済成長を遂げてきた我が国は、右体制の維持・強化に資するウルグアイ・

○

○

○

○

ラウンドの成功のためにあらゆる努力を払う必要があり、かつ、貿易・経済大国として国際社会において確固たるリーダーシップを示すべきであることは言をまちません。このような観点から、我が国として農業合意調整案を受け入れざるを得ず、十五日の貿易交渉委員会において、農業合意調整案を盛り込んだウルグアイ・ラウンド最終文書案の「実質合意」の採択に同意することとしたいと考えます。ついては、関係閣僚のご了承を得たいと存じます。また、最終文書に我が国が署名するに際しては、明年の然るべき時期に改めて閣議に

お諮りすることと致したく存じます。

○

○

○

○

ウルグアイ・ラウンド交渉について

平成五年十二月十三日閣議
総理大臣発言要旨

一、ウルグアイ・ラウンド交渉現段階での全体の姿勢と各国の取り組み方及び我が国の交渉上の立場は、外務大臣の報告のとおりであります。

我が国はウルグアイ・ラウンド交渉の成功のために国内努力をし、交渉の進展のための貢献も行ってきましたが、その中で現在、我が国にとって一

○

○

○

○

番大きな問題として残っているものが農業合意案であります。

二、農業合意案については、外務大臣からの報告にもありましたとおり、政府としてなし得る最大の努力を傾注して参りました。最終段階においては、外務大臣を急遽寿府に派遣して交渉全体の総合的調整にあたらせました。

しかしながら、同案を巡る情勢は外務大臣ほかの努力にもかかわらず、極めて厳しい状況にあるという報告がありました。ドウニ議長による農業合

意案は、各国の主張を討議し、折衝した結果の案であり、また、外務大臣の報告のとおり、我が国の主張に相当程度配慮したものであるというのは各国の認識でもあります。現段階でこれを変更することは、交渉を著しく困難にするものであります。

三、農業合意案は、我が国農業にとって難しいものであることは事実であります。しかしながら、ガットのもとで多角的自由貿易体制の中で現在の経済的發展を実現した我が国にとって、目前に迫ったウ

○

○

○

○

ルグアイ・ラウンド交渉の成功裡の終結のために
応分の貢献を果たすことは、我が国の国際的責務
であります。

よって、これらの点を踏まえ、本日、我が国とし
て本案を受け入れることとしたいので是非ご了承
いただきたく存じます。

四、他方、我が国の農業が今後とも維持発展し、農
家の方々が引き続き安心して生産を続けていかれ
るような環境を確保していくことが必要であるこ
とは申すまでもないことであります。従って、農

業合意案の受け入れによりもたらされる関係農業分野での影響については、早急にこれを見極め、所要の国内対策を検討していくこととし、お配りしてある閣議了解案につき、後日御了解を得、これにより対処していく所存でありますので、各閣僚の御協力をお願いいたします。

○

○

○

○

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に対処するための国内農業
施策に関する基本方針（閣議了解案）

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の成立、実施に伴い、新たな国境措置の下で我が国農業・農村の振興を図り、その将来展望を切り拓いていくため、政府としては、農業の多面的機能にも留意しながら、先に策定された「新しい食料・農業・農村政策の方向」に即した農業構造を早期に実現すべく、関連諸制度、諸施策について、引き続き格段の充実、推進を図ることとし、加えて、今次合意の実施に伴い生ずる農業・農村及び関連産業の諸問題について、下記により、所要の措置を総合的かつ的確に講ずるものとする。

以上を強力に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置する。

記

- 1 新たな国境措置への移行に伴う農産物の価格流通政策のあり方及び中長期的観点に立った農業政策の展開方向に関して検討するため、これまで国民各層において広く議論がなされたことも踏まえながら、内閣総理大臣の諮問機関である農政審議会の意見を求めるものとする。
- 2 ラウンド合意の実施時期までに、上記の意見も踏まえつつ、新たな国境措置への移行等に伴う生産・流通体制の整備、農業の体質強化、地域活性化対策等ラウンド合意の実施期間を通じた所要の対策につき、別紙の項目に沿って検討し、その具体化を図るとともに、所要の法律制度の改正等を行うものとする。
- 3 2の対策は、ラウンド合意の実施のため必要となることにかんがみ、その実施に当たっては、地方公共団体を始めとする関係方面の協力を求めつつ、政府は一体となって対処し、万全を期するものとする。

(別紙)

検討項目

1. 米の生産・供給安定対策

米に関するミニマム・アクセス導入の下で、安定的な国内生産の確保と国民の主食たる米の安定供給が可能となるよう、中期的観点に立った備蓄と用途別需給均衡を確保し得る新たな米管理システムを整備する。

2. 農産物の需給・価格対策

新たな国境措置の下で価格等に影響の生ずる品目についての需給調整対策及び価格安定対策の見直しを行う。

3. 「新しい食料・農業・農村政策の方向」に沿った農業の体質強化対策

(1) 新しい国際環境の下で、効率的・安定的な経営体の育成及びこれら経営体が農業生産の大宗を担う農業構造の実現が図られるよう、農家負担に配慮しつつ、農業生産基盤の重点的な整備、農地の流動化等による農業の体質強化を加速的に推進するとともに、構造再編の円滑化のための経営転換等条件整備を行う。

(2) 国際競争の強まりに対応するため、資本装備の充実・合理化、新技術の導入等による生産性の向上を図る。

4. 地域活性化対策

中山間地域等影響が集中する特定の地域における農業農村の活性化のための総合的な施策を推進する。

5. 加工・流通対策

新たな国境措置の下で、輸入の増大、原料事情の変化等によって影響の生ずる農産加工業の再編・合理化を推進するとともに、効率的な流通システムによる農産物の流通コストの低減を図る。

6. その他

その他、国際環境の変化に対応した国内農業の新たな展開を図るため、所要の措置を講ずる。

秘

まで

平成五年十二月十三日閣議
農林水産大臣発言要旨

一 先日の閣議でも申し上げたとおり、ドウニ議長
の調整案には我が国の主張がそれなりに取り入れ
られてはいるものの、特例措置の対象となるのは
コメのみであり、乳製品・でん粉等は関税化を余
儀なくされるなど、誠に厳しい内容を含むもので
あります。

二 調整案を受け入れる場合、関税化される品目について、最終合意案の規律の範囲内で、関税化に伴う国内生産、価格、流通等への影響をできる限り緩和し得る所要の関税相当量等を確保するとともに、国内保護の削減についても、今後の所要の国内対策の立案実施に遺憾なきを期し得るものとする必要があり、こうした基本的考え方に立つて国別表を作成の上提出したいと考えますのでよ

ろしくお願い申し上げます。

三　また、国内対策については、関係者の意見も聞きつつ、農業・農村の将来展望が開けるようその具体化に最大限の努力を傾注する所存でありますので、関係閣僚の一層のご協力をお願い致します

7(2) 總理談話

※総第130605号047公館宛

平成※平成5年4月28日47分秒受付

47

電信案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 経済局長 審議官 審議官 総務参事官 国際機関課長	※発電係 1化 26
			起案 平成5年12月14日 起案者 電話番号 岡田 2514
協議先			

代
代

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 別紙47公館		大使 総領事		あて		外務大臣 発	
件名 UR(総理談話)							
主管・文書記号 経国一		※電番 合第24681号		大至急 普通		至急 (優先処理)	
転電 転送 在		※転電番号 2a14		大至急 至急 普通 (優先処理)		パターン・コード	
(80字)							
※							
13060520 大至急 BEI 等047 漢							
GB-1 外務省						回覧番号	

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

13日午前3時過ぎ、臨時閣議が開催され、同閣議において、ウルグアイ・ラウンド農業合意案の受入れにつき了承が得られ、右に引き続き総理は、談話を発表したところ、同談話別FAX信（高デ公館のみ。非高デ公館には別途公信）のとおり送付する。

Fax

宛先：別紙47公館。

(了)

在外公館発電宛先一覧表

大代総領(駐) 111
6
68
2
11
187公館

電信用

平成5年1月1日

全在外公館宛	駐在官事務所(11)を除く全公館	187公館
	駐在官事務所(10)、併設の総領事館(7)を除く全公館	180公館

◆アジア地域(35)	ボートランド総	ヴァチカン大	ソロモン大
インドネシア大	ボストン総	エストニア大	フィジー大
(ジャカルタ総)	ホノルル総	オーストリア大	中近東地域(16)
ウジュン・パンダン総	マイアミ総	オランダ大	アラブ首長国連邦大
スラバヤ総	ロス・アンジェルス総	パプア・ニューギニア大	イエメン大
メダン総	カオホクダ大	(ポート・モレスビー)	イスラエル大
ヴィエトナム大	ヴァンクーヴァー総	フィジー大	イラク大
ホーチミン総	エドモントン総	中近東地域(16)	イラン大
カンボディア大	トロント総	アラブ首長国連邦大	オマーン大
シンガポール大	モントリオール総	イエメン大	カタール大
スリ・ランカ大	国連代	イスラエル大	クウェイト大
タイ大	◆中南米地域(32)	イラク大	サウジアラビア大
大韓民国大	アルゼンティン大	イラン大	シエッタ大
釜山総	グアタマラ大	オマーン大	ジョルダン大
中国大	ウルグアイ大	カタール大	シリヤ大
広州総	エクアドル大	クウェイト大	トルコ大
上海総	エル・サルヴァドル大	サウジアラビア大	イスタンブール大
瀋陽総	キューバ大	シエッタ大	パハレーン大
ネパール大	グアテマラ大	ジョルダン大	レバノン大
パキスタン大	コスタ・リカ大	シリヤ大	
カラチ総	コロンビア大	トルコ大	
バングラデシュ大	ジャマイカ大	イスタンブール大	
フィリピン大	スリナム大	パハレーン大	
(マニラ総)	チリ大		
ブルネイ大	ドミニカ(共)大		
ブレイシア大	トリニダード・トバゴ大		
ベナン総	ニカラグア大		
コタ・キナバル領	ハイティ大		
ミャンマー大	パナマ大		
モンゴル大	パラグアイ大		
ラオス大	エンカルナシオン領		
香港大	ブラジル大		
	クリチバ総		
	サンパウロ総		
	ベレーン総		
	ポルトアレグレ総		
◆北米地域(23)	マナオス総		
米大	リオ・デ・ジャネイロ総		
アガナ総	レシフェ総		
アトランタ総	ベール大		
アンカレッジ総	(リマ総)		
カンザス・シティ総	ポリヴィア大		
サン・フランシスコ総	ホンデュラス大		
シアトル総	メキシコ大		
シカゴ総			
デトロイト総	◆欧州地域(46)		
ニュー・オルリンズ総	アイルランド大		
ニューヨーク総	イタリヤ大		
ヒューストン総	ミラノ総		

駐在官事務所(11) (注: は高代公館、()内表示は大使館内所在の総領事館、X印は一時退避中)

済州(韓国大)	チェンマイ(タイ大)	サンタクルス(ボリビア大)	アレキサンドリア(エジプト大)
大連(瀋陽総)	ダバオ(フィリピン大)	クライストチャーチ(NZ大)	ケープタウン(プレトリア大)
デンパサール(スラバヤ大)	サイパン(アモリ大)	アデス(イエメン大)	

〈注〉1. 宛先は、公館名右中に赤○印を付して表示する。
2. #印は平・取扱注意のみ可能公館、*印は漢字印刷機未設置公館。
3. 駐在官事務所は、「全在外公館宛」の宛先には含まれない。但し、必要な際はその旨表示する。

午後8時以降受付往電案



※総第130606号042公館宛 FAX信 03
平成※平成 5 年 2 月 4 日 秒受付

電 信 案 P.3

(42)

電 信 課 長	大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 經 済 局 長 審 議 官 審 議 官 総務参事官 国際機関課長	※発電係 1 佐 2 2 起 案 平成 5 年 12 月 14 日 起案者 電話番号 岡田 2524
	協議先		

代
代

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 別紙 42 公館	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名 UR(税理談話)	主 管 ・ 文 書 記 号 経 国 -		
※電番 FAX信 FAX信	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード
転電 転送 在 転報	※転電番号 大使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)	
往電経国一第 24681 号別 FAX 信。			
※			
13060633 大至急 BEI 等042 F信			
GB-1	外 務 省	回覧番号	

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

内閣総理大臣談話

本日私は、ガットのウルグアイ・ラウンド交渉全体が妥結するとの前提の下に、農業交渉の調整案を受け入れる決断をいたしました。これにより、コメ以外の農産物については、関税化することとなりますが、コメについては、関税化の特例が認められることとなります。

このような結果は、遺憾ながら我が国の主張のすべてが取り入れられているわけではないものの、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点から、ぎりぎりの決断を下さざるを得なかったことについて、国民各層の御理解を得たいと存じます。

この結果、我が国農業は新たな国境措置の下において、内外ともに一段と厳しい環境に置かれることとなりますが、農家の方々に不安や動揺をきたさないためにも、万全の国内対策を講じてまいります。私は、我が国農業がこうした環境に耐え、その体質を一層強化し、魅力ある産業として確立されるとともに、農業の持つ国土・環境の維持や地域経済の安定といった多面的機能が十分に発揮されるよう、今後、最大限の努力を惜しまない決意であります。こうした考え方の下に、私を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置し、今後の農政の推進に全力を尽くす所存でありますので、国民各層の御理解・御協力を切にお願い申し上げます。

UNOFFICIAL TRANSLATION

13 December 1993
Foreign Press Center
Japan

Statement by Prime Minister Morihiro Hosokawa

Today, I have made a decision to accept the draft Agreement on Agriculture provided that the overall Uruguay Round negotiations are successfully concluded. As a result, although agricultural products other than rice will be subject to tariffication, rice will be accorded special treatment regarding tariffication.

Although this outcome does not, regrettably, accommodate all of Japan's positions, I sincerely hope to gain understanding from all the people of Japan for the ultimate decision I have had to make, given the broad-based benefits to the people of Japan which will flow from the successful completion of the Uruguay Round, and the resulting expansion of the world economy and maintenance and enhancement of the free trading system.

As a result, under the new border measures, the Japanese agricultural sector will face an increasingly severe environment. Still, I intend to provide for every domestic measure possible to avert any sense of insecurity and unease on the part of the farmers. In order that Japanese agriculture can endure this severe environment and establish itself as an attractive sector through structural enhancement, I am determined to exert my utmost efforts to enhance further Japan's agricultural structure so that that sector can sufficiently fulfill its multifaceted functions, including maintaining the national land and environment and ensuring the stability of regional economies. With this goal in mind, I intend to establish and head an Emergency Agriculture and Farming Area Headquarters and to devote myself fully to advancing government agricultural policy. Hence, I earnestly seek the understanding and cooperation of all the people of Japan as I grapple with this task.

(END)

在外公館発電宛先一覧表

GM: 8801

代
総
領
(駐) 11
6
68
2
187公館

電
信
用

平成5年1月1日

全在外公館宛	駐在官事務所(11)を除く全公館	187公館
	駐在官事務所(11)、併設の総領事館(7)を除く全公館	180公館

◆アジア地域(35)		ボートランド総	ヴァチカン大	ソロモン大
インドネシア大	○	ボストン総	エストニア大	ミクロネシア大
インドネシア大	○	ホノルル総	オーストリア大	オークランド総
インドネシア大	○	マイアミ総	オーストリア大	パプア・ニューギニア大
インドネシア大	○	ロス・アンジェルス総	オーストリア大	(ポート・モレスビー)
インドネシア大	○	カガメ総	オーストリア大	フィジー大
インドネシア大	○	ヴァンクーヴァー総	オーストリア大	
ウジュン・バンタン総		エドモントン総	オーストリア大	
スラバヤ総		トロント総	オーストリア大	◆中近東地域(16)
メダン総		モントリオール総	オーストリア大	アラブ首長国連邦大
ヴィエトナム大		国連代	オーストリア大	イエメン大
ホーチミン総	■		オーストリア大	イスラエル大
カンボディア大		◆中南米地域(32)	オーストリア大	イラク大
シンガポール大	○	アルゼンティン大	オーストリア大	イラン大
スリ・ランカ大	○	ブラジル大	オーストリア大	オマーン大
タイ大	○	ウルグアイ大	オーストリア大	カタール大
大韓民国大	○	エクアドル大	オーストリア大	クウェイト大
釜山総		エル・サルヴァドル大	オーストリア大	リビア大
中国大	○	キューバ大	オーストリア大	ジュッダ総
広州総		グアテマラ大	オーストリア大	ジョルダン大
上海総		コスタ・リカ大	オーストリア大	シリア大
瀋陽総		コロンビア大	オーストリア大	トルコ大
ネパール大		ジャマイカ大	オーストリア大	イスタンブール総
パキスタン大		スリナム大	オーストリア大	バハレーン大
カラチ総		チリ大	オーストリア大	レバノン大
バングラデシュ大		ドミニカ(共)大	オーストリア大	
フィリピン大	○	トリニダード・トバゴ大	オーストリア大	◆アフリカ地域(24)
(マニラ総)		ニカラグア大	オーストリア大	アルジェリア大
ブルネイ大		ハイティ大	オーストリア大	エチオピア大
マレーシア大	○	パナマ大	オーストリア大	ガーナ大
ベナン総		パラグアイ大	オーストリア大	ガボン大
コタ・キナバル領		エンカルナシオン領	オーストリア大	カメルーン大
ミャンマー大		ブラジル大	オーストリア大	ギニア大
モンゴル大		クリチバ総	オーストリア大	ケニア大
ラオス大		サンパウロ総	オーストリア大	ザイール大
香港総	○	ベレーン総	オーストリア大	ザンビア大
		ポルトアレグレ総	オーストリア大	ジンバブエ大
◆北米地域(23)		マナオス総	オーストリア大	スーダン大
米大	○	リオ・デ・ジャネイロ総	オーストリア大	セネガル大
アガナ総		レシフェ総	オーストリア大	象牙海岸大
アトランタ総		ベマル大	オーストリア大	タンザニア大
アンカレッジ総		(リマ総)	オーストリア大	中央アフリカ大
カンザス・シティ総		ボリヴィア大	オーストリア大	チュニジア大
サン・フランシスコ総		ホンデュラス大	オーストリア大	ナイジェリア大
シアトル総		メキシコ大	オーストリア大	マダガスカル大
シカゴ総			オーストリア大	南アフリカ大
デトロイト総	■	◆欧州地域(46)	オーストリア大	(プレトリア総)
ニュー・オルリンズ総		アイルランド大	オーストリア大	モロッコ大
ニューヨーク総	○	イタリア大	オーストリア大	リビア大
ヒューストン総		ミラノ総	オーストリア大	リベリア大

駐在官事務所(11)

(注: 〇印は高デ公館、() 内表示は大使館内所在の総領事館、X印は一時退避中)

済州(韓国大)	■	チェンマイ(タイ大)	■	ワシントン(ボリビア大)	■	アレキサンドリア(エジプト大)	■
大連(瀋陽総)	■	ダバオ(フィリピン大)	■	クワイネン(フィンランド大)	■	ケープタウン(南アフリカ大)	■
デンパサール(スラバヤ大)	■	サイパン(アガナ大)	■	アデン(イエメン大)	■		

(注) 1. 宛先は、公館名右 〇 中に赤〇印を付して表示する。

2. # 印は平・取扱注意のみ可能公館、* 印は漢字印刷機未設置公館。

3. 駐在官事務所は、「全在外公館宛」の宛先には含まれない。但し、必要な際はその旨表示する。

(注: () 内表示は親公館)

文 書 課 長 9	大臣秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 経済局長 審議官 審議官 総務参事官 国際機関一課長	起案 平成5年12月14日 起案者 田田 (振込: 明珍) 電話番号 2514	平成5年12月14日 ※発信日 ※入力係 ※送信係
	協議先			

(※印欄は文書課記入)

F A X 公 信

※受付番号		FGM25874-11	
在 外 公 館 長 殿 外 務 大 臣 総領事			
件名 UR (総理談話)			
主管・文書記号 ※FAX公信番号 経国一合 F 第6277号		※FAX公信日付 平成5年12月14日	平 ☒ 取注 ☐
本信送付先 (合信の場合のみ記入) 別紙 5 公 館		写 送 付 先	
往電経国一第24681号に關し、			
13日未明、臨時閣議後発表された総理談話			
を、 別紙 送付する。			
別紙の通り			
GA-8			
外 務 省		回覧番号	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(昭和六三・九・五改正)

内閣総理大臣談話

FCM25874-11

本日私は、ガットのウルグアイ・ラウンド交渉全体が妥結するとの前提の下に、農業交渉の調整案を受け入れる決断をいたしました。これにより、コメ以外の農産物については、関税化することとなりますが、コメについては、関税化の特例が認められることとなります。

このような結果は、遺憾ながら我が国の主張のすべてが取り入れられているわけではないものの、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点から、ぎりぎりの決断を下さざるを得なかったことについて、国民各層の御理解を得たいと存じます。

この結果、我が国農業は新たな国境措置の下において、内外ともに一段と厳しい環境に置かれることになりますが、農家の方々に不安や動揺をきたさないためにも、万全の国内対策を講じてまいります。私は、我が国農業がこうした環境に耐え、その体質を一層強化し、魅力ある産業として確立されとともに、農業の持つ国土・環境の維持や地域経済の安定といった多面的機能が十分に発揮されるよう、今後、最大限の努力を惜しまない決意であります。こうした考え方の下に、私を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置し、今後の農政の推進に全力を尽くす所存でありますので、国民各層の御理解・御協力を切にお願い申し上げます。

UNOFFICIAL TRANSLATION

13 December 1993
Foreign Press Center

FGM258/4-11

Statement by Prime Minister Morihiro Hosokawa

Today, I have made a decision to accept the draft Agreement on Agriculture provided that the overall Uruguay Round negotiations are successfully concluded. As a result, although agricultural products other than rice will be subject to tariffication, rice will be accorded special treatment regarding tariffication.

Although this outcome does not, regrettably, accommodate all of Japan's positions, I sincerely hope to gain understanding from all the people of Japan for the ultimate decision I have had to make, given the broad-based benefits to the people of Japan which will flow from the successful completion of the Uruguay Round, and the resulting expansion of the world economy and maintenance and enhancement of the free trading system.

As a result, under the new border measures, the Japanese agricultural sector will face an increasingly severe environment. Still, I intend to provide for every domestic measure possible to avert any sense of insecurity and unease on the part of the farmers. In order that Japanese agriculture can endure this severe environment and establish itself as an attractive sector through structural enhancement, I am determined to exert my utmost efforts to enhance further Japan's agricultural structure so that that sector can sufficiently fulfill its multifaceted functions, including maintaining the national land and environment and ensuring the stability of regional economies. With this goal in mind, I intend to establish and head an Emergency Agriculture and Farming Area Headquarters and to devote myself fully to advancing government agricultural policy. Hence, I earnestly seek the understanding and cooperation of all the people of Japan as I grapple with this task.

(END)

(J)

在外公館 FAX 公信発送一覧表

FGM25874-11

大 115
総 69
領 2
代 6
計 192 公館

本信送付先 (○)

本信写送付先 (△)

(発送公館数) 5 公館

平成5年11月現在

◎アジア地域 (35)		カ ナ ダ 大		ス ペ イ ン 大		イ ラ ク 大	×
イ ン ド 大		ヴァンクーヴァー総		バルセロナ総		イ ラ ン 大	
カ ル カ タ 総	×	エドモントン総		ラス・パルマス総		オ マ ー ン 大	
ボ ン ベ イ 総		ト ロ ン ト 総		チェコ・スロヴァキア大		カ タ ル 大	
マ ド ラ ス 総		モントリオール総		デンマーク大		ク ウ ェ イ ト 大	
インドネシア大		国 連 代		独 大		サウディ・アラビア大	
(ジャカルタ総)				デュッセルドルフ総		ジ ェ ッ ダ 総	
ウジュン・パンダン総		◎中南米地域 (32)		ハンブルグ総		ジョルダン大	
ス・ラバヤ総		アルゼンティン大		フランクフルト総		シ リ ア 大	
メ・ダ・ン総		ヴェネズエラ大		ベルリン総		ト ル コ 大	
ヴィエトナム大		ウルグァイ大	○	ミュンヘン総		イスタンブール総	
ホーチミン総		エクアドル大		ノールウェー大		バハレーン大	
カンボディア大		エル・サルヴァドル大		ハンガリー大		レバノン大	×
シンガポール大		キューバ大		フィンランド大			
スリ・ランカ大		グアテマラ大		仏 大		◎アフリカ地域 (24)	
タ イ 大		コスタ・リカ大		ストラスブール総		アルジェリア大	
大 韓 民 国 大		コロンビア大		マルセイユ総		エジプト大	
釜 山 総		ジャマイカ大		ブルガリア大		エティオピア大	
中 国 大		スリナム大		ベラルーシ大		ガ ー ナ 大	
広 州 総		チ リ 大	○	ベルギー大		ガ ボ ン 大	
上 海 総		ドミニカ (共) 大		ポーランド大		カメルーン大	
瀋 陽 総		トリニダード・トバゴ大		ポルトガル大		ギ ニ ア 大	×
ネ パ ー ル 大		ニカラグァ大		ユーゴスラヴィア大		ケ ニ ア 大	
パキスタン大	○	ハイティ大		ルーマニア大		ザ イ ー ル 大	
カ ラ チ 総		パ ナ マ 大		ルクセンブルグ大		ザ ン ビ ア 大	
バングラデシュ大		パラグァイ大		英 大		ジ ン バ ブ エ 大	
フィリピン大		エンカルナシオン領		(ロンドン総)		ス ー ダ ン 大	
(マニラ総)		ブラジル大		エディンバラ総		セ ネ ガ ル 大	
ブルネイ大		クリチバ総		ロ シ ア 大		象 牙 海 岸 大	
マレイシア大		サン・パウロ総		ウラジオストク総		タ ン ザ ニ ア 大	
ベ ナ ン 総		ベレ ー ン 総		リソクト・バテルブルグ総		中 央 ア フ リ カ 大	×
コタ・キナバル領		ポルト・アレグレ総		ハバロフスク総		テ ュ ニ ジ ア 大	
ミャンマー大	×	マナオス総		ウィ ー ン 代		ナ イ ジ ェ リ ア 大	
モンゴル大		リオ・デ・ジャネイロ総		ジュネーヴ代		マダガスカル大	
ラ オ ス 大	×	レシフェ総		(ジュネーヴ総)		南 ア フ リ カ 大	
香 港 総		ベ ル ー 大	○	軍 縮 代		(ブレットリア総)	
		(リマ総)		E C 代		モザンビーク大	
◎北米地域 (23)		ボリヴィア大		O E C D 代		モ ロ ッ コ 大	○
米 大		ホンデュラス大		◎大洋州地域 (11)		リ ビ ア 大	
ア ガ ナ 総		メキシコ大		豪 大			
アトランタ総				シ ド ニ ー 総		◎駐在官事務所他 (13)	
アンカレッジ総		◎欧州地域 (51)		ブ リ ス ベ ン 総		モントリオール (ICAO)	
カンザス・シティ総		アイルランド大		メルボルン総		(ユネスコ常駐代表)	
サン・フランシスコ総		イ タ リ ア 大		ソ ロ モ ン 大		(デンバサル)	
シアトル総		ミ ラ ノ 総		ニュー・ジーランド大		(チェンマイ)	
シ カ ゴ 総		ヴァチカン大		オークランド総		(済 州)	
デトロイト総		ウクライナ大		パプア・ニューギニア大		(大 連)	×
ニュー・オルリンズ総		ウズベキスタン大		(ポート・モレスビー総)		(ダ バ オ)	
ニュー・ヨーク総		エストニア大		フ ィ ジ ー 大		(サ イ パ ン)	
ヒューストン総		オーストリア大				(サンタクルス)	
ポートランド総		オ ラ ン ダ 大		◎中近東地域 (16)		(クライストチャーチ)	
ボ ス ト ン 総		カザフスタン大		アラブ首長国連邦大		(ア デ ン)	
ホ ノ ル ル 総		ギ リ シ ャ 大		イエメン大		(アレキサンドリア)	
マイアミ総		ス イ ス 大		イスラエル大		(ケ ー プ タ ウ ン)	
ロス・アンジェルス総		スウェーデン大					

- (注意) 1. アフガニスタン大、リベリア大及びボラムシャハル総は一時閉鎖のため、本表より削除。
2. 駐在官事務所には、本信写のみ送信できる。
3. 駐在官事務所他は、総数 192 公館には含まれない。

11

4
(9)
留
保
徹
回

★電は問議後 1-12312

(13)

行うことしたい。

※総第130600号013公館宛

平成5年12月27日 秒受付

秘
無期限

大至急

○アトコヒー ○YIC 電信案

電信課長

○大臣 秘書官
政務次官
○事務次官
外務審議官
○外務審議官
○官房長

主管
○経済局長
審議官
○審議官
総務参事官
国際機関事務第24678号

※発電係 1 (4) 2 代
起案
平成5年12月14日
起案者 電話番号
山上 3243

協議先

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 寿府代 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件名 13060052 大至急 JUFUDAI 第013 漢
UR農業交渉(臨時閣議)

主管・文書記号

※電番

経国一

3536

大至急 至急
普通 (優先処理)

パターン・コード

○電 米,英,仏,独,加,伊,
転送 在 韓国,豪,NZ,EC代,
転報 OECD代,伯

※転電番号
合 24678

大使 総領事あて

大至急 至急
普通 (優先処理)

※

13060052 大至急 JUFUDAI 等 013 漢

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

大臣記者会見

大臣記者会見要旨

平成5年12月14日(月) 4:30～(於: 会見室)

(冒頭発言)

本日未明2:50分頃から政府与党首脳会議が開かれ、引き続き閣議が開かれた。閣議では自分(大臣)からラウンド交渉についての報告を申し上げ、各閣僚の理解を求めたいということを申し上げた。その後農林水産大臣から、さらに最後に総理から発言があった。

この後、山花国務大臣からGATTにつき基本的には反対であるが、URを成功させること、連立与党にとどまるという方針の中で、我々としても総理の決断を了承したい旨の発言があった。さらに山花国務大臣からは、農業、農村のありかたにつき適切かつ強力な体制を取って欲しいという要請があり、同様の要請は他の閣僚からもあり、最終的には総理の決断を了承することで閣議を了した。

(質疑応答)

(問)

大臣の報告内容如何。

(大臣)

ジュネーブに出張し、サザランド事務局長、ドウニ議長、米農務長官、米通商代表、ブリタンEU副委員長等と個々にあるいは四極で話し合った。

ラウンド交渉は、物の市場アクセス、知的所有権等非常に広い分野をカバーし、116か国の参加を得て、各種レベルで行われているが、我が国は我々の主張が貫徹されるように最大限の努力をした。その結果、全体としての交渉は事実上妥結しつつある。15日の貿易交渉委員会において、最終文書案の採択が行われることとなろう。

農業分野について我が国は、7年後の状況につきさらに明確にしてほしいと率直に話した。

結論として、GATTを成功させるために我々はあらゆる努力を払う必要があり、貿易大国として確固たるリーダーシップを示すべきであろう。このような観点からわが国としては農業分野合意の調整案を受け入れざるを得ず、15日の貿易交渉委員会での最終文書案の採択に合意することとしたいので関係閣僚の了承を得たいことをお願いしたい、というものである。

(問)

国別表の提出期限如何。

(大臣)

14日である。数時間以内に提出する。

(問)

農産物、林産品も含むのか。

(大臣)

含む。林産品については各国に様々な意見がある。丸太については、丸太そのものの輸出規制をしていながら、製品だけゼロゼロにすることには合意はできないと主張した。

(問)

農業分野を含めた日本の譲歩はURの成功のためにプラスに作用したか。

(大臣)

これはシンボリックなイシューになっていたもので、全体を前進させるために寄与したと思う。

(問)

7年間やっていて何点つけられるか。

(大臣)

このような交渉事は何を基準にするかによるが、全体として及第点はつけられると思う。

たしかに農業分野は、われわれにとってきついものであったが、他に選択の余地があったかと考えると難しかった。結果として、(農業分野を)足腰の強いものに作り上げていく事が重要であると思う。

(問)

米国はジュネーブに二人の大臣と多くの国会議員を送り、ECはブリタンが長期間滞在していたのに、日本は大臣が実質1日半しか交渉のために滞在していなかったのは消極的という印象があるが。

(大臣)

それは全く違う。

米国、ECとも多くの問題点(例示:知的所有権、輸出補助金、サービス分野等)を抱えていることがあるので、多くの人が現地に行ったものである。

(問)

総理は先程の会見で7年後も関税化は考えていないと言ったが、対外的に構わないのか。

(大臣)

対外的に構わないのかというのではなく、関税化を選ぶのか、ミニマム・アクセスを継続して行くのかという2つの選択肢があるが、関税化はやらない基本方針ということである。

(問)

国益全体を考えての話がなかったようであるが、今後はどうか。

(大臣)

マルチの会議において全てをオープンに議論する事は難しい。

問題はいろいろな選択肢のなかで、もっとフランクに、真正面から話して行くことと思う。国会で話した事が問題とされ、その後その発言を一々取り消す

—ような対応をせざるを得ないようでは、話しができない。

なぜGATT、URを議論しなくてはならないかが一般の国民にとりあまりにも分かりにくくなっている。

(問)

大臣の従来からの一貫した信念は、UR成功のために曲げざるを得なかったのではないか。

(大臣)

116もの国が参加し、それぞれが農業分野に関心があり各々痛みを伴うものである。そのなかでどこか1か国だけを外すということでは、URはまとまらない。自由化や例外なき関税化を避けたと言う点では我々の意図をある程度確保し得たかと思う。

(問)

日本がそのような成果を上げた背景には、米との2国間交渉時に輸入割り当てにつき合意したことがあるからか。

(大臣)

それは思い過ごしである。

(問)

農家対策の内容。

(大臣)

足腰を強くし、競争力をつけること及び大規模化の推進。

(問)

食管法の見直しについて。

(大臣)

主食の流通過程等については、ある程度は把握しなければならないので、それを念頭に置きつつ、食管法の運営をする必要がある。

また、取引についても自由な裁量を欲しいとの声もあるので、消費者の立場も配慮して行きたい。

(問)

当初米、ECは輸出補助金の削減率を70%～80%と言っていたのに、結局仕上がりは21%であるが、これは日本の措置とバランスが取れているのか。

(大臣)

日本の場合には物の流通があったが、輸出補助金についてはGATTの中にいけないという基準がなかったところに、新しくそれを創設したところに一つの意義がある。

但し、我々は最後の最後まで本件について主張してきたが、あまりあれ(輸出補助金)を指摘するとECの支持が得られなくなるからやめたほうがいいとか注意する向きもあった。しかし、自分(大臣)はコメの流通はそれほど大きなウェイトはないが、輸出補助金の方が市場を攪乱するので問題は大きいと主

張してきた。

(輸出補助金の)量で21%カット、価格で37%のカットには満足していないが、一応の前進であるし、これが問題であることが双方で確認されたことは成果である。

(問)

米・EC交渉の動きが、終盤になって不透明で、GATTはやはり米欧中心主義の感もあったが、如何。

(大臣)

多数国間交渉の全貌はなかなか見えにくいので、我々としても不満がある。但し、EC内をまとめるだけでもなかなか大変で、さらにECと米の衝突もあり、この辺が分かりにくくしている原因ではないか。

(問)

次期のラウンドのテーマについて環境問題等を取り上げると言われているが如何。

(大臣)

まだ纏まっていないので、何も言えない。但し、貿易以外にも環境問題などもテーマになっていく問題であると思う。

(問)

総理は会見で2回お詫びを言ったが、なぜか。

(大臣)

マルチの交渉は一般にはなかなか理解しにくいということである。しかし、このような問題はより多角的に議論することが必要である。役所の人だけが行っているのではないかと意見もあるようだが、これは外交交渉であることを忘れるべきでない。

また、実際に交渉に当たってくれた役人の諸兄も辛い苦しい思いがあったと思うが、その中でよくやってくれたと思う。

(問)

URを最初から最後まで見届けての感想。

(大臣)

7年数か月の交渉に初めから関わってきたが、当初各国はまとめることよりも逃れたいという気持ちを持っていたようであった。3年前の12月のブラッセルの会議は決裂し、各国は互いにその責任をなすりつけ合いをしていた。

しかし、今回はだれもが今度失敗したら大変だ、自由貿易体制を失ってしまうという思いを持った事は大きな変化であった。また、中国などのGATT非加盟国がGATTに加盟したいという意思表示をし、その要請が我々にも寄せられてきていること等を考えると、自由貿易体制といったものが大切であり、維持・強化していくことが、より強く各国に認識されるものになってきたとの感を強くしている。

(了)

5

実質妥結の際の閣議手続

石川 秋 桂

442/

御決裁をお願い致します。

秘
無 期 限

決 裁 書

大臣 秘書官 事務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	保存期間
	○経済局長 ○審議官 審議官 ○総務参事官 国際機関課長	1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年)
		起案 平成 5 年 12 月 2 日
		決裁 平成 5 年 12 月 13 日
	起案者	電話番号
	山上	J243

協議先
○総括審議官
国会担当参事官
○総務課長
首席事務官
法令班

全務長 郷了
参議官 比
○国際協定課長 山

武蔵 山崎 全務 山崎

首席内閣参事官と連絡する要がある
ので、その期日前に11生に連絡
して下さい。(西村)

下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名

UR(実質妥結の際の閣議手続)

1 問題の所在・結論

ウルグアイ・ラウンドにおいては、15日にラウンドの結果を承認するための貿易交渉委員会（TNC）が開催される予定である。我が国としてかかる「承認」に参加するに当たって、閣議との関係で如何なる手続きをとるか（具体的には、閣議決定若しくは閣議了解を得るのか、又は閣議報告を行うのか、又は何ら措置をとらないのか）を詰めておく必要がある。^(大臣等)結論としては、以下4（1）の考え方から、同（2）のとおり大臣より、15日のTNCにおいてURの実質的内容が採択されることについて閣議報告を行っていただくことといたしたい。

2 「承認」の意義及び態様

（1）15日のTNCで行われる「承認」は、交渉の結果得られる合意の実質的な内容を確定するためのものであり、同日以降はテキストの文言の修辭的な変更は行うものの、合意内容の実質的な変更は行わないこととされている。

（テキストへの実際の署名は、明年4月のUR閣僚会合（モロッコを予定）において行われることとなっている。なお、このUR閣僚会合において予定されている署名が、何らかの政治的文書への署名にとどまるのか、又は国際約束自体への署名をも予定するものか、現時点では必ずしも明らかではないが、国際約束自体に署名する場合には、国会承認との関係上、かかる署名が締結行為とならないよう留意する必要がある。下記3（注）参照。）

（2）ガット事務局の我が方に対する説明によれば、「承認」の態様としては、各国の譲許表を添付した議定書を含む最終合意文書を、TNCの議場において採択することを予定しており、署名を行うことは想定していない由（別添1）。

3 東京ラウンドの際の前例

東京ラウンドの時には、1979年4月に交渉が実質的に妥結したが、その際、交渉成果の実質内容を確認する趣旨の調書（PROCESS-VERBAL）

がTNCの議長によって作成され、各国の署名のために開放されたところ、我が国としては、交渉の実質妥結の持つ重要な意義に鑑み、閣議了解を得て在ジュネーヴの沢木大使（当時）をして署名せしめた経緯がある。（別添2）

（なお、協定への署名（注）は、ジュネーヴ議定書については同年7月27日、東京ラウンド諸コードについては12月17日に行われた。）

（注）東京ラウンド諸コードにおいては、締結形式が「署名その他方法によって行う受諾（"acceptance by signature or otherwise"）」となっており、署名のみによっても締結行為が完了することとなっていたため、締結について国会承認を要するものについては、署名にあたり「憲法上の手続きの完了を条件として（"Subject to completion of constitutional procedures"）」との文言を付記した。

4 今次対応振り

（1）（イ）15日のTNCにおいては、上記2のとおり、東京ラウンドの場合と異なり、調書等の文書への署名は行われず、合意内容の採択にとどまる見通しであること、

（ロ）かかる採択に当たって閣議の意思決定（閣議決定又は閣議了解）が当然に必要なわけではないこと（このことは、調書等の文書の作成・署名、署名を行う場合も同様）、（注：明年4月のUR閣議会議における署名が政治的文書ではなく国際約束自体への署名となる場合には閣議決定を得ることとなる）

（ハ）最終合意文書については、未だいくつかの流動的な部分があり、その内容の確定は最終段階までもつれ込む可能性が高いところ、閣議決定又は閣議了解という重い手続を経る場合には、閣議提出文書の内容が固まらないために、手続に混乱を来す可能性が高いこと、に鑑み、閣議決定又は閣議了解を得ることが必要かつ適当とは考えられない。

（2）他方、ウルグアイ・ラウンドの実質妥結の政治的重要性、及び今後の協定締結・実施の各段階で関係省庁の協力を要する局面が多々予想さ

れることに鑑み、閣議でなんらの行為も行わないことは適當ではないと思料される。ついては、大臣より、15日のTNCでウルグァイ・ラウンドの実質的内容を採択することにつき、閣議報告を行っていただくことと致したい。(なお、報告を行うタイミング、及び報告の内容については、別途ご高裁を仰ぐこととするが、とりあえず上記を踏まえ14日(火)の定例閣議を想定することと致したい。)

(了)

(別添)

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

電信写

15-035

大 政事外儀官
 大務移典房
 次次
 臣秘書官審審長長

政北環査総 外研
 代ア大察括 長
 表大使使大審

総儀対会口厚情研

察人園在警史オ

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

審 審総安平
 企国

審 参軍不科協

国長 参行専人難地

ア 参地中東
 審北東西

米長 審一〇保

南長 参一二

長 審西口洋
 西東

近ア長 参一二アア
 二二

長 参海 審準
 参政調国開無
 参緊評技有理

参海 審準

経協長 参政調国開無
 参緊評技有理

長 審条規

情長 参国析析調
 一二

総番号 R250641

月 1日

平成 5年 12月 2日

寿府代 発

本省 着

主管 経国一

外務大臣殿

遠藤大使

UR (実質妥結の形式及び譲許表の確認作業)

第6144号 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 GV8188-04)

GV:8188- 1

貴電経国一第3337号に関し、

30日昼、ホッダ事務局次長主催の昼食会において、15日に実質合意が達成された後の譲許表の確認作業 (verification) をどのように進めるかを含め、15日の時点での譲許表の合意の態様につき、意見交換が行われたところ、概要以下のとおり(出席者:ラボレル、ドゥニ、ホーズ、ラカルテ及び日、米、EC各国首席交渉官)。なお、5日に再度この問題を討議することとされた。

1. (1) 冒頭ホッダより、15日には各国の譲許表を添付したプロトコールを含むファイナル・アクトを採択することとなるが(署名は想定しておらず、議場における採択の形式をとることが予定されている由。)、その前に各国が全ての譲許表について合意の内容を正確に反映しているか吟味する時間的余裕はないところ、現実の問題として、それでよいのか否かの問題がある。但し、当然の如く16日以降署名予定日である明年4月15日の間には入念な確認作業は必要となる。

仮に、全ての国の譲許表について精査する時間的余裕がないとの前提に立った場合でも、例えばモノの市場アクセス交渉については、各国間のオファ-の間に全体的なバランスが必要であるが、それに加えて以下の点につきどのようにするかの問題がある。第一に、全体のバランスが必要であるといった場合に、全ての国の間でこれを求めるというよりは、主要国の間でどう確保するかが重要と考えるところ、どの範囲の国を想定してこれを実現させるかの問題がある。第二に、15日までにきちんとした譲許表を作成・提出できない国を含め、「主要国」以外の国の扱いをどうするかの問題がある。第三に、農業については特殊な考慮が必要であり、関税引下げについて主要国間でバランスがとれている必要があるだけでなく、譲許表に記載する内容については種々ルールが決まっており、これらのルールが遵守されているかについてもチェックする必要があると思われる。

秘

GV:8188- 2

(2) 因みに東京ラウンドの例は必ずしも参考にならないと思われる。すなわち、具体的には79年4月に合意された際、その時点では譲許表は添付されておらず、署名は3ヶ月後に行われている。4月の合意ができた時点では、今後先進14ヶ国が交渉を行いその交渉がまとまった時点で譲許表を添付する旨が表明されたにすぎない。

2. (1) ドウニ（市場アクセス交渉グループ議長）より、この問題について、早急に検討すべきであるが、農業に関する交渉^{（交渉）}は、15日の採択の前に譲許表をチェック^{（チェック）}機会が必要であるというのが大勢の意見であり、同時に、その作業が終了した以降は交渉をリオープンすることに対する強い懸念が表明されている旨の発言があった。

(2) ラカルテよりは以下のとおりの発言があった。

分野によって譲許表に盛り込む義務の性格が異なることに留意する必要がある。農業については、譲許表に盛り込む内容につき、明確なルールが設定されているところ、15日前までには時間がないであろうから、その後かかるルールが遵守されているかチェックし、要すれば改善を求めることができるようにする必要がある。他方、工業品の関税については、各国の間で合意ができたならば譲許表自体の確認作業は必要であろうが、基本的にはそれ以上の交渉は必要はないと思われる。但し、熱帯産品については、各国のオファーが十分なものかを判断する機会を設ける必要があるかもしれない、特にLLDCをどのようにかかるプロセスに参加させるかの問題が残る。

(3) ホーズ（サービス交渉議長）よりは、サービスの^{（サービス）}特徴としては、どの分野のオファーが出されるか^{（オファー）}明^{（明）}各国とも他の国のオファーを見た上で自国のオファーを撤回するか等につき判断をする必要がある、どの時点でかかる撤回を凍結するかの問題がある旨述べた。

(4) （出席者よりは、基本的に他の国の譲許表をチェックする必要があることにつき意見の一致があったのを踏まえ）ホッダより、各国の譲許表を15日までにチェックするとしても、全ての国の譲許表について（10日の提出期限後）15日までにチェックするこ

秘

GV:8188- 3

とはできないので、かかる作業の対象となる国のリスト、謂わばカヴァレッジリストを作る必要があるのではないか、その範囲で各国に不満がなければ、そこで実質的な交渉を終了するというのが一つのやり方であろうとした上で、但し、その場合でも各国の間で合意ができなかった場合には、交渉を継続せざるを得ないかもしれないが、それによってURのパッケージを崩すようなことがあってはならないと考える旨述べた。

3. (1) 我が方より、他国の譲許表をチェックすることは重要であるが、他方で現在農業に関連して話合われているところであるが、仮に他の国の譲許表について、合意できない点があるからといって、自国の譲許を撤回するというようなことは極めて問題であり、むしろ譲許表の記載に関するルールを守らない国に対し、どのようにこれを守らせるかを考えることが必要である旨指摘した上で、このようにルールを守らない国、あるいは譲許表を提出しない国に対しどのように圧力をかけるかが問題であろうと述べた。

(2) その後各出席者より、取敢えずの発言が種々行われたが、各出席者ともそうした国に「ただ乗り」を許すべきでないという点では一致があり、様々な形で圧力をかけるべきである、あるいはそうした国についてはMTOへの加盟を認めるべきではないとの意見も示された。その際、政府調達協定にあるように、加盟の条件として、附属書（譲許表）に合意することといった趣旨の明文規定をおくことも一案である旨の発言もあった。

(3) その後種々議論が行われたが、ラボレルより、少なくとも四極を含む主要国間ではきちんとした合意のできた譲許表を提出すべきであり、これをベースに16日以降、他の国に対し改善を迫っていくことが適当であり、これらに応じない国に対してどのように対処するかについては別途検討する必要があるとの指摘があった。これを受けてモノ及びサービスの市場アクセスについて、主要国間で譲許表の中身について一応満足のいく状況を作るべきであることについては、出席者の間で一致したが、具体的なチェック作業をどのように行うかについては、今後とも検討することとされた。

秘

GV:8188- 4

この点についてECも、最終譲許表の提出
時(10月1日)には各移入国に提出する
条件を提示(オーストラリア・ニュージーランド)必要は
無効にしていることである。

我が方より、ECのオファーに言及して、条件付きのままオプ
ーでは問題であり、主要国間で満足のいく譲許表を作る前提は、条
件の付いていないクリーンな譲許表とすることであり、それをペー
スに各国間で確認・チェック作業を行う必要がある旨指摘した。な
お、主要国をどの範囲にするかについては、途上国の一部も含めて
何らかのリストを作成することを検討しては如何との示唆も行われ
たが、我が方よりは、本年の東京閣僚会合合意を受けた作業におい
て、カントリー・カヴァレッジのリストを作ろうとしたが、合意で
きなかった経緯もあり、それ自体が極めて困難な作業となろう旨指
摘しておいた。

米、加、EC代に転電した。

(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

電信写

15-035

大 政事外務官
 大務務 典房
 次次
 臣秘書官審審長

政北総環査総 外研
 代ア大大察括 長
 表大使使大審

総儀対会口厚情研
 察人圖在警史オ

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 参軍不科協

国長 参行専人難地

了 参地中東
審北東西
長

⑩米長 審一〇保

南長 参一二

長 審西口洋
西東
長

近ア長 参一二アア
二二

長 ⑩⑩⑩⑩
⑩⑩⑩⑩
⑩⑩⑩⑩
⑩⑩⑩⑩

参海 審準

経協長 参政調国開無
参緊評技有理

長 審条⑩規

情長 参国析析調
一二

総 番 号 R 2 4 9 4 5 4

月 30日

平成 5年 12月 1日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

經 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR (MTOの探択・署名)

第 6 1 0 8 号 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 GV8141-01)

GV:8141- 1

26日、MTO協定の採択・署名手続き等に関し、当館辻がガット事務局リンデン特別顧問より事務局の考えを聴取したところ、以下のとおり（森同席）。

1. 現在事務局で検討しているのは、12月15日にFinal ActにMTO協定を付属したものをコンセンサスで採択する。但し、現実的には、Final Actに各国の譲許表を物理的に付属することはせず、Final Actにはモノ及びサービスの譲許表のリストを付属させる。

（当方より、Final Actへの署名の有無を質したのに対して、）

1990年のブラッセル閣僚会合の際のアレンジとして、1990年11月26日のTNCにおいてダンケル議長より、ブラッセル閣僚レベルTNCにおいてはFinal Actをコンセンサスで採択し、URの成果に対する公に支持を表明したい国に対してはジュネーブにおいてFinal Actのテキストが署名のために開放されている、右署名は政治的なジェスチャーであり、決定自体は閣僚がガット特別総会の際に行う旨のステートメントを読み、TNCはこれをテークノートした経緯があり

（MTN.TNC/17: 別FAX信1）、原則として採択により合意内容を確定することでも差し支えないと言える。

2. （当方より、12月15日にはUR合意に対する基本的な合意が示されようが、全ての譲許表が提出・確定できるとは考えられず、更に若干は交渉を必要とする国もあるうし、また技術的な修正作業も必要と思われる、他方、「採択」はテキストの確定の効果を持つと考えられるところ、どのように整理するのかと指摘したのに対して、）

12月15日に採択するが、これは更なる交渉・技術的修正が必要な文書であり、これを明確にしておけばいいものと考えられ、この点は、東京ラウンドの際に、各テキストはサブスタンスを変更しない修正に付されることがあり得べしとのProces-VerValを付した経緯があり（BISD26S/189: 別FAX信2）、これと類似の扱いをすることで処理が可能ではないか。

米からは、国内手続きとの関係で、4月15日の署名に先だって3月15日頃までに全ての譲許表が確定されている必要があると聞いている。

3. 4月15日にはMTO合意（各国の譲許表を含む）に署名する。但し、この場合にも、各国の譲許表を物理的に付属することはせず、MTO合意にはモノ及びサービスの譲許表のリストを付属させることで処理することが考えられる。

（了）

GV8142

FAX信

秘

4
3+2

7

総 番 号 R249455

月 30日

平成 5年 12月 1日

外 務 大 臣 殿

寿 府 代 発
本 省 着

主 管

経 国 一

遠 藤 大 使

UR (MTOの採択・署名)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 GV8142-03)

**MULTILATERAL TRADE
NEGOTIATIONS
THE URUGUAY ROUND**

RESTRICTED

MTN.TNC/17

3 December 1990

Special Distribution.

Trade Negotiations Committee

GV: 8142- 1

71 FAX 信 /

TRADE NEGOTIATIONS COMMITTEE

Thirteenth Meeting: 26 November 1990

1. The Trade Negotiations Committee held its thirteenth meeting, under the chairmanship of Mr. Arthur Dunkel.
2. The Chairman noted that the document to be forwarded to the Ministerial meeting of the TNC in Brussels was now before the Committee (MTN.TNC/W/35). He thanked all those who had contributed to its elaboration, and in particular the chairpersons of the various groups. He stated that this document would be accompanied by the report of the Chairman of the Surveillance Body (MTN.SB/14), by the communications which participants wished to send to the Brussels meeting, and by the present record of the TNC's thirteenth meeting. He noted that document MTN.TNC/W/35 was just one step in an on-going process and merely transmitted to the next meeting of the TNC the state of work done to date. Nothing in the document committed any participant in any formal way.
3. The Chairman stated that formal credentials would not be required for the Brussels meeting. At the end of previous rounds, there had been a Final Act or Procès-Verbal to be signed by participants. However, this was not necessary. His conclusion was that the TNC should adopt a Final Act by consensus, on the banging of the gavel by the Chairman. However, for those participants that wished to make a public expression of their support for the results, the text would be open for initialling in Geneva. This would be a political gesture. The real decision would be taken when Ministers met on the occasion of a Special Session of CONTRACTING PARTIES. The Committee noted this statement.
4. The Chairman said that the organization of work at the Brussels meeting would be based on the procedures of the previous Ministerial meetings in Punta del Este and Montreal. Ministers would make their formal statements in the plenary sessions of the TNC (see MTN.TNC/INF/10, part 6). Negotiations on issues requiring policy decisions would continue in parallel to this. The Chairman of the meeting, Minister Gros Espiell of Uruguay, would be organizing these negotiations. As in the previous Ministerial meetings, informal meetings of Heads of Delegations to the TNC would ensure that all delegations were informed of developments. The first such meeting would be held on Monday, 3 December 1990 at 3 p.m. The evaluation of the results attained in the negotiations, referred to in Part I:G of the Punta del Este Declaration would be carried out in Brussels. The Committee noted this statement.
5. The Committee noted that the five international organizations (IBRD, IMF, UN, UNCTAD and WIPO) that attended the Montreal Mid-Term Meeting would be invited to attend the Brussels Ministerial Meeting on the same terms as they attended the Montreal Meeting.

GATT SECRETARIAT

UR-90-0733

Review

7. The Committee shall review annually the implementation and operation of this Agreement taking into account the objectives thereof. The Committee shall annually inform the CONTRACTING PARTIES to the GATT of developments during the period covered by such reviews.

Amendments

8. The Parties may amend this Agreement having regard, *inter alia*, to the experience gained in its implementation. Such an amendment, once the Parties have concurred in accordance with procedures established by the Committee, shall not come into force for any Party until it has been accepted by such Party.

Withdrawal

9. Any Party may withdraw from this Agreement. The withdrawal shall take effect upon the expiration of sixty days from the day on which written notice of withdrawal is received by the Director-General to the CONTRACTING PARTIES to the GATT. Any Party may upon such notification request an immediate meeting of the Committee.

Non-application of this Agreement between particular Parties

10. This Agreement shall not apply as between any two Parties if either of the Parties, at the time either accepts or accedes to this Agreement, does not consent to such application.

Secretariat

11. This Agreement shall be serviced by the GATT secretariat.

Deposit

12. This Agreement shall be deposited with the Director-General to the CONTRACTING PARTIES to the GATT, who shall promptly furnish to each Party and each contracting party to the GATT a certified copy thereof and of each amendment thereto pursuant to paragraph 8, and a notification of each acceptance thereof or accession thereto pursuant to paragraph 2, and of each withdrawal therefrom pursuant to paragraph 9 of this Article.

Registration

13. This Agreement shall be registered in accordance with the provisions of Article 102 of the Charter of the United Nations.

Done at Geneva this twelfth day of April nineteen hundred and seventy-nine in a single copy, in the English, French and Spanish languages, each text being authentic.

SCHEDULE OF TARIFF CONCESSIONS OF BULGARIA

The Government of the People's Republic of Bulgaria will apply, in accordance with the terms set out below, the tariff concessions enumerated in the Schedule of Tariff Concessions of Bulgaria in respect of imports from contracting parties to the General Agreement on Tariffs and Trade which will accord to Bulgaria the same rights in respect of tariff concessions enumerated in their Schedules annexed to the Geneva (1979) Protocol.

1. The products enumerated in the Schedule of Bulgaria shall not be subject to customs duties and similar charges in excess of those set forth in that Schedule.
2. Bulgaria shall take no action that nullifies or impairs, directly or indirectly, the benefits accruing to exporting countries under paragraph 1 above.
3. Bulgaria shall apply the concessions enumerated in the Schedule in accordance with the principles of Article II, Article XIX, Article XXIV, Article XXVII and Article XXVIII and other relevant provisions of the General Agreement.
4. Bulgaria shall implement the tariff concessions enumerated in the Schedule in accordance with the relevant provisions of the Geneva (1979) Protocol.

Done at Geneva this thirtieth day of June one thousand nine hundred and seventy nine.

PROCÈS-VERBAL

1. Having participated in the Multilateral Trade Negotiations, the representatives of the Governments and the EC Commission agree that the texts listed below in respect of which they have signed the present Procès-Verbal embody the results of their negotiations. They acknowledge that the texts may be subject to rectifications of a purely formal character that do not affect the substance or meaning of the texts in any way except as otherwise indicated in the text on tariff negotiations.
2. These representatives agree that by signing the present Procès-Verbal they indicate their intention to submit the relevant texts or legal instruments to be formulated on the basis of the said texts for the consideration of their

respective authorities with a view to seeking approval of, or other decisions on, the relevant texts or instruments in accordance with appropriate procedures in their respective countries. Representatives may indicate that their signature evidences their intention to seek approval or decision.

3. Representatives may indicate that their signature to the present Procès-Verbal relates only to certain of the texts listed below which they will specify.

4. It is appreciated that some delegations participating in the Multilateral Trade Negotiations may not be in a position to sign the present Procès-Verbal immediately in relation to all or certain of the texts listed below. They are invited to do so at their earliest convenience.

5. It is recognized that representatives of least-developed countries participating in the Multilateral Trade Negotiations may need time to examine the results of the negotiations in the light of paragraph 6 of the Tokyo Declaration before they can sign the Procès-Verbal.

6. The representatives signing the present Procès-Verbal agree that the work on safeguards referred to in paragraph 3(d) of the Tokyo Declaration should be continued within the framework and in terms of that Declaration as a matter of urgency, taking into account the work already done, with the objective of reaching agreement before 15 July 1979.

7. Texts (k) and (l) are the result of negotiations only amongst the representatives of certain governments identified in the documents.

8. The representatives have taken note of the statements made in relation to various texts at the TNC meeting of 11-12 April 1979 as contained in MTN/P/5.

TEXTS

- | | |
|---|-------------------------------|
| (a) Agreement on Technical Barriers to Trade | MTN/NTM/W/192/Rev.5 |
| (b) Agreement on Government Procurement | MTN/NTM/W/211/Rev.2 and Add.1 |
| (c) Agreement on Interpretation and Application of Articles VI, XVI and XXIII of the General Agreement on Tariffs and Trade | MTN/NTM/W/236 and Corr.1 |
| (d) Arrangement on Bovine Meat | Annex to MTN/ME/8 |

- | | |
|---|--|
| (e) International Dairy Arrangement | |
| (i) | MTN/DP/8, Annexes A and B |
| or | |
| (ii) | MTN/DP/8, Annex C |
| (f) Agreement on Implementation of Article VII of the General Agreement on Tariffs and Trade | |
| (i) | MTN/NTM/W/229/Rev.1 |
| or | |
| (ii) | MTN/NTM/W/229/Rev.1 as amended by MTN/NTM/W/222/Rev.1 |
| (g) Agreement on Import Licensing Procedures | MTN/NTM/W/231/Rev.2 |
| (h) Multilateral Agricultural Framework | MTN/27 |
| (i) Texts prepared by Group "Framework" | MTN/FR/W/20/Rev.2 |
| .. | |
| (j) Tariff Negotiations | MTN/26/Rev.2 |
| (k) Agreement on Trade in Civil Aircraft prepared by a number of delegations | MTN/W/38, Corr.1 and Add.1 |
| (l) Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade prepared by a number of delegations | |
| (i) | MTN/NTM/W/232, Add.1/Rev.1, Add.2 and Corr.1 |
| or | |
| (ii) | MTN/NTM/W/232, Add.1/Rev.1, Add.2 and Corr.1 as amended by MTN/NTM/W/241/Rev.1 |

GV:8142-3

GV8142JC0-03/03

三三三三三三三三

93年11月30日 17:12

(7)



午後8時以降受付往電案

秘
無期限

※総第25920号001公館宛 GM6746-02
平成 ※平成 1 年 1 月 9 日 秒受付

電 信 案

大至急

電信課長 和 YR	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 経済局長 審議官 審議官 総務参事官 国際機関課長	※発電係 1 2 起案 平成 5 年 12 月 / 日 起案者 電話番号 山土 3240
	協議先 国際協定課長		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	寿府代	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	UR(実質妥結の形式)			
主管・文書記号	※電番	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード
経国一	第3337号			
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)		
大使・総領事あて				
※				
12592020 大至急 JUFUDAI F電				
GB-1		外務省		回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第6051号に関し、

1 冒頭貴電によれば、12月15日にウルグアイ・ラウンドの結果を承認するための貿易交渉委員会（TNC）が開催される由であるが、本省としては、我が国国内手続との関係もあり、如何なる形式でかかる承認が行われるかを早急に確認しておく必要があると考えている。

2 ちなみに、東京ラウンドの時には、1979年4月に交渉が実質的に妥結したが、その際交渉成果の実質内容を確認する趣旨の調書（PROCESS-VERBAL）がTNCの議長によって作成され、各国の署名のために開放されたところ、我が国としては閣議了解を得て在ジュネーヴの沢木大使（当時）をして署名（4月12日）せしめた経緯がある。

（注；同調書の署名は、後日案文の形式的な性格の修文があり得ることを留保した上でその実質的な内容を確定するもので、通常の条約交渉の際の仮署名に相当する行為である。したがって、同調書の署名に当たって閣議の意思決定が必要であるわけではないが、当時の諸般の事情から閣議の了解を得ることとしたと考えられる。）

3 上記2の前例もあり、本省としては今次ラウンドの実質妥結が如何なる形式（具体的には、上記の調書のように各国の署名を求める文書が作成されて15日のTNCにおいて各国の署名が求められるのか、あるいは、13日までに終了することとされている交渉を踏まえて修正されたテキストが15日に各国に配布され、TNCで口頭により了解が確認されることとなるのか等）で行われるのかについて、事務局の考え方を照会の上、結果至急回電ありたい。

（丁）

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

山と

電信写

15-035

大 政事外務官
大 事務 典房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 総 環 査 総 外 研
代 ア 大 大 察 括 長
表 大 使 使 大 審 長

総儀対会口厚情研

察人 在 警 史 オ

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

審 総 安 平
企 国

審
参 軍 不 科 協

国 長
参 行 専 人 難 地

ア 長
参 地 中 東
審 北 東 西

印 米 長
審 一 口 保

南 長
参 一 二

長
審 西 口 洋
西 東

近 ア 長
参 一 二 ア ア
一 二

長
審 総 漁 国
審 総 エ 国
一 ネ 二
審 総 一

参 海 審 準

経 協 長
参 政 調 国 開 無
参 緊 評 技 有 理

図 長
審 条 規 規

情 長
参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R255612

月 8日

平成 5年 12月 8日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR（ラカルテ少数国会合：実質合意の形式等）

第6355号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 GV8481-02）

往電第6296号4. に関し、

GV:8481- 1

7日午前行われたラカルテ議長主催の少数国会合において、6日の会合において配布された Final Actに関連してラカルテ議長より、12月15日の実質合意の形式及び同日以降の最終合意文書に係る手続き等に関し、現時点での非公式な考え方につき説明があったところ、概要は次のとおり（辻 出席）。

1. 昨日参考のために配布した事務局法律部作成の Final Act 案は（冒頭往電別FAX参照）何らステータスがないものである、本件には慎重な検討が必要なところ、とりあえず現時点での自分の考え方は以下のとおりである。

2. 12月15日における採択

15日のTNCでは、同日時点での交渉の成果を全体として採択することになるが（署名は行わずにサザーランド議長が「槌」を叩いて採択を宣言する。）、その際サザーランドより、今後法的な整理、譲許表の調整作業が必要であること等を発言することを検討している。

この点については別途検討が行われているのでこのグループでは取り上げないが（注：ホッダ次長の下で行われている協議を指しているものと思われる。 往電第6144号及び第6283号参照）、この点について右協議の結論が出れば然るべく各国にも配布されることとなる。

3. 明年4月に予定されている最終合意確認のための閣僚会合

明年4月に予定されている閣僚会合では、Final Act に署名することとし、右 Final ActにMTO合意の全てが添付されることとなるが、Final Act 自体としては、添付される交渉の成果を真正なものとして確認するとともに、各国が締結のために国内手続きにかけるとを約束することが主たる内容となる。 この Final Actの内容については、12月15日の前にこのグループで協議し、首席代表レベルにあげて確定したいと考えている。

4. その後の手続き

明年4月の閣僚会合の後、各国の締結準備状況を踏まえて「実施のための閣僚会合」を開催することとなるが、その場には既に締結準備手続きを終了した各国が参加し発効日を確定する。

具体的なMTOへの署名のやり方としては例えば次のような選択肢が考えられる。

GV:8481- 2

- ①「実施のための閣僚会合」において各国が署名により受諾手続きを行い、その際にMTOの発効日を確定する。
- ②「実施のための閣僚会合」においてMTOの発効日を確定し、その発効日にあわせて閣僚会合を開催し、その場で各国が署名により受諾手続きを行うと共に、MTOの下での第一回の閣僚会議を開催する。

この一連の手続きについても12月15日前に詳細を決めたいと考えている。

(了)

6
12月11日
閑條
熊心

武村内閣官房長官記者会見記録

報道室

- 日 時 : 平成5年12月11日(土) 12:36~12:56
- 場 所 : 官邸 記者会見室
- 概 要 :

I 官房長官から

今朝、土曜日でございますが、10時から 閣僚懇談会を開きました。2時間余り。

え- ウルグアイ・ラウンドを巡る う- 議論をいたしました。

え- 私より、先ず、う- 昨夜の外相派遣の 結- 経緯を含めて、え- 最近の 状況について 簡単に説明をいたしました。

続いて、外務・農水 両省の経済局長より、ウルグアイ・ラウンド交渉全体の状況—こりゃあ外務大 外務省、それから農業分野の状況—これは農林省、それぞれ説明がありました。

え- それから続いて、私から、昨日のサザerland書簡につき説明をいたしました。

え- その後、大半の時間を費やして、事務方の説明に対する活発な 質疑が行われました。

え- サザerland書簡につきましては、お配りをいたしておりますとおりでございますが、え- 私が発表したのは。

ウルグアイ・ラウンド農業合意案の修正問題につきましては、9日にドゥニ市場アクセス交渉グループ議長調停案の 包括的関税化関連部分を発表いたしましたところでありまして、10日 サザerland・ガット事務局長より 細川総理宛にウルグアイ・ラウンド の成功のため 日本の一層の貢献を求める旨の書簡が到着いたしましたので、ご報告を申し上げます。

というふうに 申し上げました。

え- 質疑は、様々、いろいろありましたが。ま 例えば、

米国は本当にウェーバーを止めるのかどうか、—え-

勿論 これは 関税化にもアメリカは踏み切っておりますという答弁が ありましたが、こういう質問ございましたし。

農業分野の いわゆる国別リストを出していない 国があるのか、特に主要国の中にそういう国があるのか という質問もありました。

これも主要国では日本だけが出していないんだという説明がありました。

本当に12月15日には、ウルグアイ・ラウンドが合意が出来るのかという質問もございました。

諸般の状況からいって も間違いなく合意ができるところまで 来てますという説明がありました。

合意した後、例えば、アメリカなんかは付加、議会の論議を踏まえて また部分修正の要求が出るんじゃないかというふうな質問もございました。

アメリカはご承知のようにファースト・トラックで縛りをかけておりますので、イエスかノーかという形で、議会は、意思決定をすることになっておりますという説明がありました。

あるいは9日に調整案を貰って、決定までの時間が余りにも短いではないかというお叱りもございました。

等々、質疑応答が続きました。

最後に、出席閣僚の総意としましては。

折角こうして、羽田外務大臣が現地へ飛んで ご苦勞を頂いているわけですから、現地の羽田外務大臣からの連絡を受けて、細川総理の判断で 閣議の開催を決めていただくと、そこで 外務大臣から報告を受け 了承するという形を取りたいと、いう段取りが確認をされました。

外務大臣から の現地からの 連絡を受けて 最終 この 閣議開催は、判断を して頂くということであります。

* 以上です。

II 質 疑

Q 総理から、何かこの閣僚懇談会の中ではお話はあったんでしょうか。

A 総理からも、いろいろの最終場面での向こうのジュネーヴの動き スケジュール について 確認する質問を されたりしておりました。

特に意見という ううー のはありません。

Q 担当大臣からは12日中に決めたいという発言あったんですか。

A ええ、農林水産大臣からは付加、遅くとも12日中には 決めて貰いたいと思っ

ていると、いう発言はありました。

えー 国別リストの提出は あー もうどんなに遅くとも13日一杯 でありますし。えー 本当は、国別リストを提出する前に。 あー まで議論してきましたのは、先般来2枚の紙 が配られて 日本のコメ部分だけ ああいう議論をしてきましたのは、全部のルール ガットのルール 新しいルールをどう決めるかという議論でありました。

あのルールが決まって始めて国別リストの の書き込みの作業が あー 出来るわけですから。本当言えばあー 先ずルールをきちっと決めると そしてそのルールに従って国別リストを書き込んで 向こうへ出すと、あー 作業としてはそういう段取りになるわけで。農林大臣は特にそのところを強調されておりました。

Q それに対して他の閣僚からどういう意見。

A 意見で。あーそれはそれで 認識をしたということであります。

だけどあー 13日ぎりぎりというけど13日の何時であるのかだけ あー 現地時間ですけどもー それは未だ分からない とかだけ、えー あー その辺のところは未だ 向こうの状況によって えー 今から見えてくる部分も確かに残っているわけですから、えー 現地時間何時何分が ぎりぎりのリミットであるとかいうような そういう うー 締め切りにはなっておりません。

この辺もあー羽田外務大臣からの 最終現地からの ご報告が属くんではないかと思っています。

いずれにしても、もう余んまり時間はありません。

Q 12日中の決定ってのはあるんですか。

A 閣僚には、あー 禁足は出しておりませんが、えー 東京で 居場所だけは ご連絡をはっきりしておいて、連絡が取れるようにお願いしますというふうに申し上げました。

Q 最後に総意として細川総理大臣閣議を招集し外相の報告を受けるというのは、羽田外務大臣が閣議で御自身報告するということを確認しているんですか。

A いや、それはご自身 であるのが通常であります。えー 羽田外務大臣の向こうでの あー 活躍の状況によってはだけ、えー 別の形が 生まれることもそりゃ無いとは言いません。しかし、極力あー 外務大臣がそれまでに 帰って頂けて、えー 外務大臣から直に報告があって、という形が望ましいとは思ってます。

ここは未だ判断できません。

Q 総意として閣議を開いて報告を了承するというところまで、総意として 今日確認され

たわけですか。

A ええ、そりゃ総理、そりゃ総理がはっきり最後仰っていました。今度の閣議は、外務大臣、他所管事項であるから外務大臣が報告をしてそれを内閣として了承すると、
サインをするわけではないけども、そういう形だと、いうことは、総理自ら発言をされておりました。

Q それに対して何の異論もなかったわけですね。

A あ、それに対しては異論、（認識の問題ですから異論はありません。

〔←。→了承。あ、いかなの。←今仰っているのは手続的な問題でございますから、
どういう報告がなされるかということはこれからの問題でございますから。→そう。←
ええ、要するに皆もこれで呑んだんだからと・・だけは困ると。→ええ、ええ。〕

いや、まあ勿論、手続きの話を聞かされてますから手続きの最終場面の、
閣議の形を申し上げているわけでありまして。異論が無かったから皆、全
閣僚納得しているという、うーことで、はないのかも知れません。ここは、確認でき
ません。ハハハ。ハ。

Q 国別表の提出は13日の日本時間で18時メドというようなご説明なかったですか。
提出の期限。

A ええ。18時メドという話も（→あったな？←）ありまし（→・・ね。←・・はあ
りましたが、・・見通し・・）あ、そういう話もありましたが。それは一つの見通し
ですから、見通してそういう話もありました。しかし、それに対して直ぐ又、それは
提出のリミットだけども、あ、その前に決定をしても、了承を閣議でして頂かな
いと、国別リストの書き込み作業に入れないという、あ、要するに事務的な作業がそ
れ以前に要するという説明もありました。

まあその辺を総合勘案をし、勿論、基本的には、羽田外務大臣のご報告を電話で受けて、
閣議の日時は、総理が決めさしていただくということでもあります。

Q 羽田外相の帰国予定日は初めは14日火曜日でしたけども、四極の会議も早めにある
ということで。今帰国予定は何日なんですか。

A 帰国予定は、今定かじゃありません。当初の出、帰国予定はあ（→14日、ね、←
そうです。13日発14日という）14日ということになって、出張が決め
決まっておりますが。

まあ実質的には一寸まだ定かじゃありません。

Q 向こうの動き次第で、何時連絡が入るかってのは分からないと思いますが。向こうの現地に到着された羽田さんが動いて、大体定時最初どれ位の時間には官邸の方へ連絡が入るといような予定は。

A ちょっとそれは全く、まだわかりませんねえ。まだ、飛行機の中ですねえ。

お着いた時から、羽田さんでなくとも、羽田さんの動きその他どンドン外務省とは連絡があるでしょうから。

Q 当面、与党側との何か予定はあるんですか。

A 与党側との会議は、今んところ予定しておりません。でも、この連絡を睨みながら、どうするか、連絡内容も逐一与党にも報告をしながら付加、減。閣議があれば当然閣議の前に政府与党首脳会議は、少なくとも1回開かなきゃならないというふうに思っています。

Q 12日に閣僚懇談会という形でやるという可能性もあるという話もあったかのように聞いているんですが、どうなんですか。

A いやいや、そういう話もありましたが、あの全体、今申し上げたような状況でございますから、え-与党の関係も、そりゃあそういう意味では閣僚懇談会も対話、ええ- 向こうからの 報告の内容によっては対話 いろんな形があり得ると、あ- いうことであります。

Q 社会党は今日の中執で、調整案は受け入れられないということをもう1回確認しているんですけども。総理や官房長官が社会党の首脳の方々と話し合われる、いう場面はありますか。

A ええー、1610中執の今日の報告は伺ってありませんが。

これは却　そういう関係も　そうであり、含めて、ま 今日明日　いろんな形があり得るということです。社会党との話し合いの可能性が、無いとは言えませんね。

Q 昨日政府与党首脳会議結局取り止めに なりまして。連立与党側から情報の齟齬があったのではないかなという ような指摘も出ているんですけども。そのことについてどのように受け止められていますか。

A あう 麒麟って。あ、外務大臣の派遣の話ですか？

あ、あれはあう、えー、今朝も、懇談会で申し上げておりましたが。

10 3日前になりますかね、夜 農水大臣を派遣をするかしないかという議論
 があったのは（→3日前ですね） 11 夜遅くまで総理含めて 12 このことも議論

をしております、ほぼ派遣で決めようという状況であったんですが、そこへ申し上げたように G17の会合が決まったと、いう連絡が12時前に入ってきました。 この会合が開かれたらドゥニ調停案がそこに配られると、最終案がもう配布されるということが分かっておりますだけに、それじゃあ 農水大臣ご苦労頂いても 所謂修正の可能性を秘めた再交渉ということはもう 事実上難しいなあ、という判断で。 一端決めかかったんですが 中止ということになりました。

で、羽田外務大臣もおられまして、しかし その時の話で、既に土・日は4極が開かれる可能性がある、そうになったら行かなきゃならんなあという話もされておりました。えー、もー そんな えー 報告が、ずうっと頭 頭にありまして。

えー 勿論、3日前から 強く社会党、民社党中心に 委 員長、書記長から直に私は伺いましたが、えー 少し時間を遅らせて、でも、外務大臣か農水大臣を派遣すべきであるという 強い要請が出ておりました。それで、その夜の協議になったんですが、羽田外務大臣の可能性がまだ残っているという認識でおったんであります。

えー 今申し上げたようなことで、えー 両党から強い要請がありましたし、又 政務幹事会の中でも新生党や日本新党の代表からは、行くべきだという主張が強く出ているという報告も受けておりました。与党の中も、えー この土・日の間に えー 外務大臣が行け 行った方がいい 行くべきだという主張がずーと尾を引いておりました。そこへ、昨日、予算委員会の最中ですが、自民党からもあしたの要請が出てきて、急速 総理・外務大臣と 協議をさせていただき、又、外務省を通じて現地 外務省の判断 も、聞いて頂いて、羽田外務大臣が 最終的には行くと、いう決断をしていた。

えー 午後4時でしたか、自民党にも行くという返事を申し上げたわけでありまして。

えー 何故か、自民党は直ぐに間髪入れずに記者発表をされて。私が、ここで申し上げるより早かったんですかねえ、電波の。

それで、それを見た幹事の中には、非常にびっくりして、えー それに、対 対する不満というか、えー の声が出たということでもあります。で、ああいう予算委員会の中での緊急の決断でありましたから、たまたま私は総理・副総理の後ろに座っておりますから、質問聞きながら、あるいは答弁されながらそんな話をしております。えー 与党内の、このことの連絡、協議 が十分できなかった様子はあります。

しかし、自民党に返事する約1時間前には、社公民3党の書記長には、ウチの秘書

93-12-11 15:25 河野洋平 河野洋平 河野洋平

官から連絡を 行く方向だという連絡を、伝えております。

え- ですからあ え- 全くしなかったわけじゃないんですが。あ 前から 与党の内部から強く要請されている う- 派遣の件でありますから。え- そういう経緯で 緊急に異例の形で決定をして頂いたわけですが。あ 与党との連絡 が、結果としては十分でなかった ために、一時 それに対する 批判なり不満が 出たことは事実であります。

段々 状況は説明を申し上げて分かってきて頂いているだろうと思っております。

長くなりました。

Q そうしますと、今後、今あ連立与党と政府の間で若干情報の掛け違いがあったわけですが、すけれども。今後そのことが尾を引くことはないというにお考えでしょうか。

A それはないと思 思ってます。

Q 今日中に外務大臣からの連絡があって、明日のスケジュールなんかも決められるのでしょうか。

A いえ、今日中か其れはわかりません。え 刻々、報告は、本人でなくてもいい、動向は伝わってくると思います。

以 上

601 席上配布資料

サザーランド・ガット事務局長の細川総理宛親書
について

〔平成五年十二月十一日閣僚懇談会〕
総理大臣発言要旨

一・十二月十五日の交渉期限を目前に控え、ウルグアイ・ラウンドについては交渉の進展の大きな障害となり得るものについて、次々と合意が達成されつつある。このような状況の下で、ダンケル合意案の修正問題を含め最終的な調整がなされつつあり、日本時間の十二月九日には、市場アクセス交渉グループのドウニ議長より農業合意の調整案が提示されるとともに、同十日、サザーランド・ガット事務局長よ

り、本調整案の受入れを要請する書簡が私あてに接到したところである。

二・サザーランド事務局長は、右書簡において、全ての参加者が十二月十五日までに全ての分野における交渉を終結させるとの意向であり、我が国に対し、ドゥニ調整案が非貿易的関心事項に関する日本の立場について相当考慮したものであり、日本が達成しうる最も望ましくかつ、バランスのとれた成果であるとして、政治的決断を行い、調整案を受け入れるよう強く求めている。

三・我が国は、農業問題に関しては、八党合意の方針

を踏まえ、包括的関税化には例外を設けるべき旨を主張してきた。

しかしながら、これまでの交渉経緯に鑑みれば、包括的関税化に例外を認めるべきでないとする国が大勢を占めており、もし我が国がこのまま包括的関税化への反対を主張し続ければ、ウルグアイ・ラウンドの崩壊につながりかねない状況である。

四・あくまで日本側主張が一〇〇％実現されるべきである」と主張して、本調整案を受け入れない場合、日本はウルグアイ・ラウンド崩壊の責めを負うことを覚悟しなければならず、また、事後的には、ガット提訴や威嚇的な二国間交渉への対応を余儀なくされ

ることになる。これは、国際社会に大きな責任を負う我が国の立場からみて、とることができない。

本調整案を受け入れた場合、国内農業への大きな影響が考えられ、また、食管制度の改正等を覚悟しなければならぬが、問題は、いかにすれば農業が今後とも維持発展し、農家の方々が安心して生産を続けていけるような環境を確保していけるかであり、この点について、政府・与党で知恵を出し合って我が国農業が進むべき途を切り開いていくべきであると考ええる。

六・以上、国会決議及び八党合意の線に沿って努力すべきことは十分わきまえながらも、私の考えるところ

ろを述べさせていただいた。この考え方に皆様方の御理解をいただき、政府与党一体となって、ただ今申し上げた線に沿って速やかな決断をなし得るよう、御協力をお願いしたい。

サザerland・ガット事務局長よりの細川総理宛親書（仮訳）

1993年12月9日

親愛なる総理閣下、

私は、10月21日の東京での会合において、12月15日までにウルグアイ・ラウンド交渉を終結することの死活的重要性について総理と議論したことを楽しく思い起こします。その際、総理はこのような結果を得るために多くの分野で日本が行っている努力について説明されました。私は、こういった努力が交渉の進展に重要な貢献をしてきたと信じております。総理は同時に、コメを含む農業における包括的関税化の問題について日本政府が直面する深刻な困難についても説明されました。

包括的関税化は、私の信任のもと市場アクセス交渉グループのドゥニ議長により行われたウルグアイ・ラウンド参加国間の協議及び交渉の集中的なプロセスにおいて検討された問題の一つであります。このプロセスは、今やドゥニ議長提案として集約されましたが、この提案は農業分野の残された問題を解決するための包括的な基礎を提供するものであります。この提案は、農業における非貿易的関心事項に関する日本の立場について相当考慮したものです。私は、このような解決は、日本の農業を持続的かつ長期的なものへと導くものであり、本件に関する極めて難しい交渉において日本が達成しうる最も望ましくかつバランスのとれた成果であると信じています。

この提案は、他のテキスト修正、就中最近修正された米・EC間のブレアハウス合意の成果とともに、ウルグアイ・ラウンド農業合意案改訂テキストに取り入れられています。私は日本がこの提案を受け入れるなら、主要貿易国もこの提案を受け入れるものと信じています。

これに関連して私は、各参加国とりわけ主要貿易国に対し、困難な問題を解決するために必要な政治的決定を下し、交渉の成功裡の終結のために決定的なリーダーシップを発揮するよう促しております。

私は、今こそ日本が農業問題について行動すべき時であると考えます。従って日本が農業についてのこの提案を受け入れることを強く促します。かかる貢献はウルグアイ・ラウンド交渉全体に対する極めて重要な推進力を与えるものでありましょう。私としても、他の全ての交渉分野における残された問題を即刻解決すべく集中的に作業を行っていることを保証するとともに、農業及び非農業分野の双方において今まさに合意が成立しようとしているものと信じています。私は、全ての参加者が全ての分野において12月15日までに交渉を終結しようとしていることを確信しています。

敬具

ピーター・サザーランド

ウルグアイ・ラウンド交渉（全体像）

93年12月10日

1. アンブレラ協定：多角的貿易機関（MTO）設立

サービスや知的所有権等の新しい分野を含むウルグアイ・ラウンド交渉の成果を取り込む包括的な制度的枠組みを創設する協定（併せて新しい機構を設立する）。

紛争処理：紛争処理の一層の迅速化、ガットの紛争処理に従わない一方的措置の禁止、各分野にまたがる統一紛争処理手続き等を規定。

2. アンブレラ協定中の主要協定

（1）ウルグアイ・ラウンド議定書（市場アクセス）：各国の譲許表が添付される。

（2）農業合意：コメを除き全ての農産品を対象に全ての非関税措置を関税化。その他輸出補助金や国内支持の削減を規定。

（3）検疫・衛生：国際基準の尊重原則、透明性の確保等を盛り込んだ検疫・衛生措置に関する協定。

（4）繊維：10年間の経過期間後、繊維貿易全体を完全にガットに統合するための協定。

（5）補助金・相殺関税措置：相殺関税措置の濫用の防止等を規定。

（6）アンチ・ダンピング：ダンピング認定、損害認定の明確化、迂回防止措置等の新たな規定設置を設け、現行アンチ・ダンピング協定を強化する。

(7) セーフガード：セーフガード措置の発動のための規律の明確化、輸出自主規制等の所謂「灰色措置」の禁止・撤廃を明記。

(8) 貿易関連投資措置 (T R I M)：ローカル・コンテンツ要求、輸出入均衡要求等を禁止し、安定的、予測可能な投資環境を確立する。

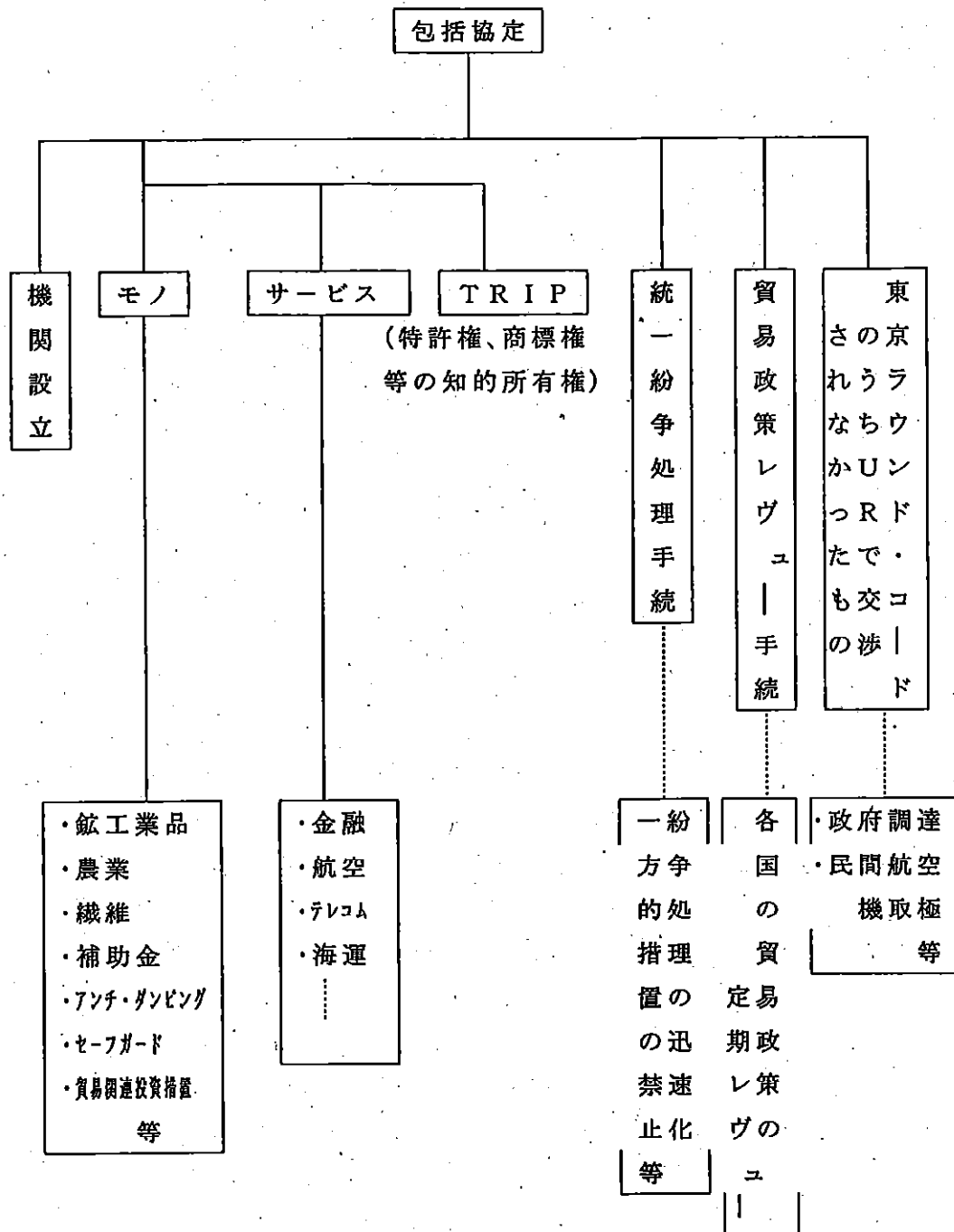
3. サービス：金融、海運、電気通信を始め多角的なサービス貿易自由化のための一般協定を作成。なお、各国譲許表を添付。

4. 知的所有権 (T R I P)：知的所有権に拘る保護規範の強化、その為の有効な執行手続き等を規定した協定。

5. 貿易政策レビュー：メンバー各国の貿易政策を定期的にレビューし、多角的貿易体制の機能の効率化を図る。

ウルグアイ・ラウンド合意

(協定案文の概要)



ウルグアイ・ラウンド農業合意案の概要

1. 目的

農業分野における貿易の改革の過程を開始するため、食料安全保障及び環境保護の必要性を含む非貿易的関心事項等に留意しつつ、各国が、国内支持、市場アクセス、輸出競争の三分野における具体的かつ拘束力のある約束を作成し、6年間の実施期間においてこれを実施することを定めるとともに、これらの約束の実績に関する規律を定める。

2. 各分野の約束及び規律

(1) 国内支持

(イ) 削減対象から除外される政策を除くすべての政策について、総合的計量手段 (AMS) により支持の総額を計算し、6年間にわたって、その総額の20%の削減を毎年同じ比率で実施する。

(ロ) 基準年は86～88年とする。

(ハ) 86年以降に実施された自主的な削減についてはクレジットが与えられる。

(2) 市場アクセス

(イ) すべての非関税国境措置を関税相当量を用いて関税に置き換える (関税化) とともに、これらを譲許する。

(ロ) 関税化の結果設定されるものを含め、通常関税は6年間にわたって農業産品全体で単純平均で36%、各タリフ・ラインで最低15%の削減を毎年同じ比率で行う。

(ハ) 基準年は86～88年とする。

(ニ) 関税化対象品目についての現行アクセス機会を、これを維持する。

(ホ) 輸入がほとんどない場合については、ミニマム・アクセス機会

(特例措置が適用される場合を除き、原則として関税割当てによる低税率の適用枠) として、実施期間の1年目については国内消費量の3%に設定し、実施期間満了までの間に、これを5%に拡大する。

(ヘ) さらに、関税化対象品目についての特別緊急輸入制限措置 (特別セーフガード) を設置する。

(3) 輸出競争

- (イ) 直接的な輸出補助金を対象として、6年間にわたって輸出補助金支出額を36%及び補助金付き輸出数量を21%削減する。削減の方法については柔軟性が認められる。
- (ロ) 基準年は86～90年とする。
- (ハ) 新たな産品、新たな市場に対する輸出補助金の供与は禁止される。

3. その他

- (イ) 農業産品について輸出の禁止又は制限を行う国は、輸入国の食糧安全保障に与える影響に対し十分な考慮を行うとともに、農業委員会に通報し、実質的な利害関係を有する輸入国と協議を行う。
- (ロ) 農業委員会を設置し、同委員会は約束の実施状況を検討する。
- (ハ) 農業合意に関する如何なる紛争の処理も、多角的貿易機関(MTO)の下における紛争処理手続に従う。
- (ニ) 途上国に対する特別かつ異なる待遇として、削減率は先進国の3分の2、実施期間は10年間とすることを認めるとともに、改革の過程が、食料純輸入開発途上国に与える影響を考慮して、先進国は必要な措置をとる。
- (ホ) また、別途、包括的関税化の特例措置については、付属書にその条件が決められている。(日本に直接関連する部分は、既に公表されたもの。途上国に対する特別扱いも、別途規定されている。)

(了)

調整案の骨子

1. 非貿易的関心事項の重要性に鑑み、以下の3つの基準を満たす農産物については、ミニマム・アクセスを一定率引き上げる（本来ならば3%から5%への拡大であるところを、4%から8%への拡大に引き上げる）ことを条件に関税化の特例措置（6年間関税化を実施しないことが出来る）が認められる。

（イ）基準期間（1986－88年）において、当該農産物の輸入が国内消費の3%未満であること、

（ロ）輸出補助金が付与されていないこと、

（ハ）効果的な生産制限措置がとられていること。

2. 上記特例措置を7年目以降も継続するか否かについては、実施期間終了一年前のレビューにおいて交渉される。

3. 国内の食糧不足の際に輸出制限を行おうとする国は、輸入国の食糧安全保障に与える影響に対して十分な配慮を払うと共に、協議・通報等を行う。

（了）

附属書 5 (仮訳)

第 4 条 2 の下の特例措置

第 A 部

1. 本合意の第 4 条 2 の規定は、以下の条件を満たす一次農業産品並びに当該産品を加工し及び（又は）調整した産品（以下「指定産品」という）については、農業合意が発効する時から適用されない（以下「特例措置」という。）。

(a) 指定産品の輸入が、1986-1988 年の基準期間（以下「基準期間」という）における国内消費量の 3 % 未満であること。

(b) 輸出補助金が、基準期間の始めから、指定産品に対して供与されていないこと。

(c) 有効な生産制限措置が当該一次農業産品についてとられていること。

(d) 食糧安全保障及び環境保護のような非貿易的関心事項を反映して、ウルグアイ・ラウンド協定（1994）に付属される加盟国の譲許表のパート 1 のセクション I B において、「ST-Annex 6」という印により、特例措置の対象である旨指定されていること。

(e) 指定産品に関するミニマム・アクセス機会が、当該国の譲許表のパート 1 のセクション I B において特定されているとおり、実施期間の 1 年目において、基準期間における指定産品の国内消費量の 4 % であり、その後、実施期間の残余の期間について、毎年、基準期間の国内消費量の 0. 8 % ずつ拡大されること。

2. 加盟国は、実施期間中のいかなる年の始めにおいても、6. の規定に従うことにより、指定産品に関する特例措置の適用を終了させることができる。この場合、当該加盟国は、その時点において既に効力を有しているミニマム・アクセス機会を維持し、かつ、実施期間の残余の期間について、毎年、基準期間の国内消費量の 0. 4 % ずつ拡大しなければならない。その後、この方式によって実施期間の最終年について得られるミニマム・アクセス機会の水準が、当該加盟国の譲

許表において維持されなければならない。

3. 特例措置を実施期間の満了後において継続することができるかできないかの問題に関するいかなる交渉も、この合意の第19条に規定されている交渉の一部として、実施期間の時間的枠組みにおいて完了されなければならない。

4. 3. にいう交渉の結果、ある加盟国が引き続き特例措置を適用することができることについて合意される場合には、当該加盟国は、その交渉において決定される追加的な、かつ、受入れ可能な譲許を与えなければならない。

5. 実施期間の満了する時、特例措置が継続されないこととなる場合には、関係する加盟国は、6. の規定を実施しなければならない。この場合、実施期間の満了後における指定産品に関するミニマム・アクセス機会は、当該加盟国の譲許表において、基準期間における国内消費量の8%の水準に維持されなければならない。

6. 通常関税以外の国境措置で指定産品について維持されているものは、特例措置の適用が終了する年の始めから、本合意の第4条2の規定に従わなければならない。当該産品については、特例措置の適用が終了した年の始めから譲許表において譲許される通常関税が適用されなければならない。当該通常関税は、実施期間にわたって少なくとも15%の削減が毎年同じ比率で行われた場合に適用されることとなる税率で適用されなければならない。これらの通常関税は、別添に示されているガイドラインに従って計算される関税相当量に基づいて設定されなければならない。

ANNEX 5

SPECIAL TREATMENT UNDER ARTICLE 4:2

Section A

1. The provisions of Article 4:2 of this Agreement shall not apply with effect from the entry into force of this Agreement to any primary agricultural product and its worked and/or prepared products ("designated products") in respect of which the following conditions are complied with (hereinafter referred to as "special treatment"):

- (a) imports of the designated products comprised less than 3 per cent of corresponding domestic consumption in the base period 1986-1988 ("the base period");
- (b) no export subsidies have been provided since the beginning of the base period for the designated products;
- (c) effective production restricting measures are applied to the primary agricultural product;
- (d) such products are designated with the symbol "ST-Annex 6" in Section IB of Part I of a Member's Schedule annexed to the Uruguay Round (1994) Protocol as being subject to special treatment reflecting factors of non-trade concerns, such as food security and environmental protection; and
- (e) minimum access opportunities in respect of the designated products correspond, as specified in Section IB of Part I of the Schedule of the Member concerned, to 4 per cent of base period domestic consumption of the designated products from the beginning of the first year of the implementation period and, thereafter, are increased by 0.8 per cent of corresponding domestic consumption in the base period per year for the remainder of the implementation period.

2. At the beginning of any year of the implementation period a Member may cease to apply special treatment in respect of the designated products by complying with the provisions of paragraph 6 below. In such a case, the Member concerned shall maintain the minimum access opportunities already in effect at such time and increase the minimum access opportunities by 0.4 per cent of corresponding domestic consumption in the base period per year for the remainder of the implementation period. Thereafter, the level of minimum access opportunities resulting from this formula in the final year of the implementation period shall be maintained in the Schedule of the Member concerned.

3. Any negotiation on the question of whether there can be a continuation of the special treatment as set out in paragraph 1 above after the end of the implementation period shall be completed within the time-frame of the implementation period itself as a part of the negotiations set out in Article 19 of this Agreement.

4. If it is agreed as a result of the negotiation referred to in paragraph 3 above that a Member may continue to apply the special treatment, such Member shall confer additional and acceptable concessions as determined in that negotiation.

5. Where the special treatment is not to be continued at the end of the implementation period, the Member concerned shall implement the provisions of paragraph 6 below. In such a case, after the end of the implementation period the minimum access opportunities for the designated products shall be maintained at the level of 8 per cent of corresponding domestic consumption in the base period in the Schedule of the Member concerned.

Annex 5

6. Border measures other than ordinary customs duties maintained in respect of the designated products shall become subject to the provisions of Article 4:2 of this Agreement with effect from the beginning of the year in which the special treatment ceases to apply. Such products shall be subject to ordinary customs duties, which shall be bound in the Schedule of the Member concerned and applied, from the beginning of the year in which special treatment ceases and thereafter, at such rates as would have been applicable had a reduction of at least 15 per cent been implemented over the implementation period in equal annual instalments. These duties shall be established on the basis of tariff equivalents to be calculated in accordance with the guidelines prescribed in the attachment hereto.

6 (2)

概

要

平成5年12月11日

11日午前10:00より、ウルグアイ・ラウンド（UR）に関する閣僚懇談会が行われたところ、右模様以下の通り。

1. 冒頭官房長官発言

（武村官房長官）

羽田大臣のジュネーブ訪問が急きょ決まった。先般は与党の中で関係閣僚がジュネーブを訪問すべしとの意見もあり、農水大臣が訪問することでほぼ決まりかけていたが、直前になってジュネーブよりG17開催との報が入り、その結果ご苦勞を頂いてジュネーブに赴いても交渉の余地なしとの認識から、派遣寸前の段階で急きょ取りやめとなった次第である。

羽田外務大臣より、「今週末に四極会合が行われるので、行かなければならない」との話があり、与党よりも「行ったほうがよい」との意見であったところ、外務大臣が総理大臣と相談をしながらジュネーブに赴いたものである。今後の日程については本11日午後3時に予定されていた閣議を見送り、最終判断はジュネーブの羽田外相からの連絡を待って総理が決めることとなる。各閣僚におかれては、週末連絡がつくようにしておいて頂きたい。

自民党に対し、昨10日午前11時、羽田外相の訪欧についてお話しした。その1時間前に、官房長官秘書官を通じて与党党首の秘書に連絡した次第であるが、与党抜きで決めたとの批判を受けた。今回与党との連絡が必ずしも十分にいかなかったのは自分の手落ちであり、反省している。

2. 引き続き、外務省小倉経済局長より、UR全体交渉につき別紙のペーパーに基づき縷々説明。また、引き続き農水省真鍋経済局長より、別紙ペーパーにより、UR農業合意案の概要につき説明。更に官房長官より、サザerland GATT事務局長発細川総理宛親書の概要を紹介。

3. 以上を受けて質疑応答が行われたところ、その模様以下の通り。

(五十嵐建設大臣)

アメリカ等は未だ多くの問題を抱えていると思うが、かかる問題の解決に向けての動き如何。

(小倉経済局長)

残っている問題としては、個別的な問題、仏の音響・映像等分野ごとの問題がある。

また、「相手がやればこちらもやる」という問題、あるいは「やれるかやれないか」の問題がある。したがって、縮小均衡の形で問題を解決するのか、拡大均衡の形で解決するのかという問題がある。米国についていえばウェーバー品目については包括的関税化を受け入れており、GATTにその旨通報している。ピーナッツ業界だけでも受け入れている。

ECも可変課徴金につき個別約束を出している。日本は、ルールにつき合意していないので個別約束を出していないという事情がある、

(五十嵐建設大臣)

15日には各国の同意が得られるという状況になるということか？

(小倉経済局長)

交渉なので余断を許さない。主な分野では、実質合意が得られるとの方向である。

(藤井大蔵大臣)

いわゆる15項目の中で、ドロップしたものはあるか？

(小倉経済局長)

天然資源の問題のように変更したものもあるが、全て入っている。

(五十嵐建設大臣)

米国の対応はどうなるのか？

(小倉経済局長)

12月15日までに議会に対し「かくかくしかじかの協定に合意する」との通告をすることになっている。米国政府は、合意の実施に係る部分を議会に伝える必要がある。

議会のほうは、産業界の意見を聞く等の必要があり、4月15日前には正式な意見が出されることになっている。

(五十嵐建設大臣)

15日に一応合意したものにつき、米国による修正はあり得るのか？

(小倉経済局長)

ファーストトラックという特別の規定は全体に対してYESあるいはNOということであり、字句の修正は議会ではできない。ただテクニカルな点については、協定を詰める段階で修正があり得る。

(久保田経企庁長官)

コメの初期関税700%という設定率の根拠は何か。

(真鍋農水省経済局長)

700%という数字は米国の研究機関が計算し発表したものである。我が方では試算はしていない。提出する国別表の中ではこの数字については空欄でいいということになっている。

(経企庁長官)

関税の一番高い例は何か？

(小倉経済局長)

開発途上国のものは、比較的高く設定されている。

(上原国土庁長官)

コメ以外のものはどうなるのか？日本政府の議論はどうなっているのか。コメについてはある程度話は聞いているが、コメ以外のものについても親切に説明し議論する必要がある。MTOの設置に米国は抵抗しているのではないかと更に、米国におけるウェーバーの扱いには疑問があるが。

(真部農水省経済局長)

例外扱いは、コメ以外はダメということになっている。

乳製品等については、豪州・NZより、関税化せよと言ってきている。これらについてはどのくらいの関税率にできるのか各国と交渉している。輸入の「数量制限」や「禁止」という措置を「関税によるコントロール」に置き換えることについては、ダンケル・ペーパーにその方法が書いてあり、十分かつ適切な関税水準を確保することとしている。

畜産振興等は維持されるのであり、現状を確保したい。他方、乳製品については、GATT違反であるとのGATTパネルの報告が出ている。

(小倉経済局長)

MTO (多角的貿易機関) については3つの要素がある。

- ①GATTを正式に認知しようという意味
- ②GATTを超えて、より拡大した枠組みを作ろうという意味
- ③スーパー301条等の紛争手続をはっきりさせようという意味

①については、米も事実上認めている。③については各国とも、やろうということで合意している。②については若干問題が残っているが、だいたいの合意ができるとの報告を受けている。ウェーバー品目については、米国は国別表に書き出している。米議会は「ピーナッツだけをつまみ食いはできない」との態度である。

(佐藤自治大臣)

- ①米国はスーパー301条をやめるのか？
- ②政府調達の問題は、15日までに決めなくてよいのか？
- ③コメの備蓄は1年もたない。食糧安保をどう考えているのか？
- ④日本はURに参加することでどのようなメリットがあるのか？

(小倉局長)

- ①(スーパー301条のある) その法律を廃案にするかどうかはわからない。但し、実態的にこの法律が残ったとしても、GATTの新たな統一紛争規則に従わなければならない。
- ②政府調達については、URでは116か国が加入できるものが交渉の対象となっており、政府調達は15～6か国の話。但し、ファースト・トラックの対象には入っている。したがって15日までということになっている。

(農水真部経済局長)

- ③コメの備蓄については(餌料にするといいが)、古いコメを食べることについてコンセンサスが得られるかどうかの問題がある。今の需給水準では、備蓄は必要。農業については日本は輸入国であり、備蓄を進めることのメリットはあまりない。これまでコメについては米国の精米業者がスーパー301条の発動を訴えてきたが、これまでは却下されてきた。URが合意しない場合には301条が出てくるであろう。

(自治大臣)

コメのことはわかるが、その他はどうか？

(伊藤運輸大臣)

URの成功が大切だということを示す必要がある。今後の具体的日程や手続はどうなっているのか。国別表の位置付けはどうなっているのか？

(小倉経済局長)

テキストができあがり署名する前に閣議に諮らせて頂く。また、国会に付託する前に、閣議に諮る。更に最終的に国際的約束を固める（批准）にあたって閣議に諮る、という段取りになっている。

(五十嵐建設大臣)

13日に閣議で報告了承をするということか？

(小倉経済局長)

15日に合意案と協定案文が採択される。協定案文はその後テクニカルな修正が加えられ、来年4月に固まることになる。

13日中に国別表を提出する必要がある。13日のジュネーブでの会議で交渉が実質的に終了することになっている。

(五十嵐建設大臣)

国別表が出なかったらどうなるのか？

(小倉局長)

国際的に「13日出そう」ということになっている。

(畑農水大臣)

日本が遅れて出すということはできない。ジュネーブ時間で13日の昼までに決めなければならない。

(五十嵐建設大臣)

所得補償はどうなっているのか。

(小倉経済局長)

補助金は減っているが、余り影響が出ないようにしたい。

(伊藤運輸大臣)

ぎりぎりの時期を迎えたラウンドの日程は、もっときちっとわかるようにしてほしい。

(江田科技庁長官)

行政サイドは最前を尽くしてやっている。決断の時期については、我々がやるべきことである。

(畑農水大臣)

日本時間で12日中に結論を出す必要がある。

(小倉経済局長)

他の国は、農業関係の国別表を既に提出しているが、日本はまだ提出していないという状況を理解する必要がある。

(久保田経企庁長官)

我々はUR合意案文をこの9日にしか入手していない。案文の中身を知らず、国民にも説明できず、恥をかいているような状況である。6年後に関税化しない場合、追加措置はどうなっていくのか？

(広中環境庁長官)

どういう経緯で、安全保障や環境への配慮という文言が入ったのか？

(真鍋農水省経済局長)

7年目以降については、その時の交渉に委ねられている。日本側の主張も通り、備蓄について例外措置が認められた。

(石田総務庁長官)

いつ閣議で、いくつのことを決める必要があるのか？

(伊藤運輸大臣)

内閣の了解として出すのか？

(畑農水大臣)

12日中にも了承を出す方向で考えてほしい。

(武村官房長官)

13日ジュネーブで最終的な会議が行われる予定になっているが、正確な開催時間はわからない。同会議の時間は流動的である。羽田大臣から総理に報告が入ることになっている。

(細川総理)

URは外務大臣の所掌の問題であり、決断も「外務大臣の報告に対し了承する」ということであり、閣議決定という性質のものではない。

閣議決定については今後、①4月に正式な協定署名のための決定、②批准のため国会に条約を上程する際に決定、③来年秋、批准が行われる際に決定、と合計3回することとなる。

(佐藤自治大臣)

羽田大臣からの伝達を受ける体制を決めてほしい。

(山花政治改革担当大臣)

我々はこれまで冷静に行動してきたのに、昨日の一件で与党内の歩調が崩れた。政府〜与党間の意志疎通を良くする必要がある。

(武村官房長官)

今、政府の真価が問われているところである。総理を中心に結束し、間違いない判断を行うことが必要である。

(伊藤運輸大臣)

URの成功がどういう意味をもつのか、国民によく理解してもらう必要がある。また、今回の合意に伴い、我が国の農業への展望ある態度を示し、国民にもよく説明する必要がある。

(畑農水大臣)

総理を本部長とした対策本部を設置することとしている。

(佐藤自治大臣)

対策本部だけでは不十分だ。痛みを皆で分かち合うという枠組みが必要。

(武村官房長官)

総理自ら15分間程度国民に対し直接訴えることになる。新しい農政の幕開けだと言うことであり、外交面での成果でもある。韓国と日本だけが6年間緒猶予期間を与えられるという例外を認められたのであり、かつ日本の主張がある程度認められてミニマム・アクセスについての譲歩が得られたことを納得して頂きたいと思う。

本日の会合の趣旨主旨は勉強を兼ねた意見交換ということである。いつ閣議を開くかについては羽田外務大臣の報告を待って、決めることとしたい。

(農水大臣)

閣議は12日中にでもあり得ることを念頭に置いて頂きたい。また、対策本部を設置し積極的に対応していくことについても理解願いたい。

(細川総理)

羽田大臣の連絡・報告を待って、内閣としての了承をするとの段取りにすることとしたい。

(了)

羽田大臣の総理へのメッセージ等

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

山上

電信写

15-068

因 政軍外務省
大移務 典房
次次
臣秘官官審審長長

因 正 課 査 査 外
代 ア 大 大 察 括 研
表 大 使 使 大 審 長

因 儀 対 会 口 厚 情 研
察 人 園 在 警 史 オ

因 報 官 報 際 内 外 プ

因 長 審 一 二

因 領 移 参 政 保 対 旅 外

因 長 安 平 国

因 審 参 軍 不 科 協

因 国 参 行 専 人 難 地

因 長 参 地 中 東 二
審 北 東 西 一

因 米 保 一 口 保

因 中 南 長 参 一 二

因 長 審 西 口 洋 二
西 東 一

因 了 参 一 二 ア ア 二 二

因 長 参 一 二 ア ア 二 二

因 長 参 一 二 ア ア 二 二

因 長 参 一 二 ア ア 二 二

因 長 参 一 二 ア ア 二 二

因 長 参 一 二 ア ア 二 二

因 長 参 一 二 ア ア 二 二

総 番 号 R259063

月 12日

平成 5年 12月 12日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ウルグアイ・ラウンド（ハタ副総理兼外務大臣の総理への報告）

第6532号 秘 大至急

（以下FAX送信 GV8742-02）

秘

(三八〇字)

各地出張中の羽田副総理兼外務大臣より、
同大臣の各地滞在の^{中の合議等}~~結果~~を踏ま^て、~~細川~~総理
に対し、次の報告を伝達するよう指示があつ
たのを送付する。右宜しくお取り廻らう。此
に。い。

✓

秘

GV: 8742- 2

大臣の総理への報告

1. 米、ECと各国の閣僚及びサザーランド・ガット事務局長等と会談したが、これら会談では、我が国政府の立場を可能な限り交渉結果に反映させるべく最終段階の困難な状況の中でギリギリまで最大限の努力を行いました。これら会談においては農業のみならず工業品の関税引き下げ、サービス、~~貿易~~等についても話し合いました。

2. 各国ともウルグアイ・ラウンド交渉を期限内に成功裡に終了させるためには、最大限の努力を行うべしとの立場であり、ウルグアイ・ラウンドの成功のため、日本としても、大局的見地から、農業合意案についても判断を下さねばなりません。

3. 13日中にも実質的な交渉を終了するという目標の下に交渉が行われていることに鑑み、日本時間の13日中のできるだけ早い時期に我が国としての意思決定を行うことが不可欠であります。

(3)

参議院予算委員会冒頭における官房長官発言より

平成5年12月13日

外務省経済局

12日夜、ジュネーブに出張していた羽田副総理・外務大臣より、細川総理に対し、次のメッセージが伝達されましたので、ここに披露させていただきます。

「1. 四極会合を含め、米、EC等各国の閣僚及びサザerland・ガット事務局長等と会談しましたが、これら会談では、我が国政府の立場を可能な限り交渉の結果に反映させるべく、最終段階の困難な状況の中で、ギリギリまで最大限の努力を行いました。これら会談においては、農業のみならず、工業品関税引き下げ、サービス、アンチ・ダンピング等についても話し合いました。

2. 各国ともウルグアイ・ラウンド交渉を期限内に成功裡に終了させるためには、最大限の努力を行うべきとの立場であり、ウルグアイ・ラウンドの成功のため、日本としても、大局的見地から農業合意案についても判断を下さねばなりません。

3. 13日中に実質的交渉を終了するという目標の下に交渉が行われていることに鑑み、日本時間13日中のできるだけ早い時期に、我が国としての意思決定を行うことが不可欠であります。」

(了)

羽田大臣から細川総理へのメッセージ

1. 米、EC等各国の閣僚及びサザーランド・ガット事務局長等と会談しましたが、これら会談では、我が国政府の立場を可能な限り交渉の結果に反映させるべく、最終段階の困難な状況の中で、ギリギリまで最大限の努力を行いました。これら会談においては、農業のみならず、工業品関税引き下げ、サービス、アンチ・ダンピング等についても話し合いました。
2. 各国ともウルグアイ・ラウンド交渉を期限内に成功裡に終了させるためには、最大限の努力を行うべきとの立場であり、ウルグアイ・ラウンドの成功のため、日本としても、大局的見地から農業合意案についても判断を下さねばなりません。
3. 13日中に実質的交渉を終了するという目標の下に交渉が行われていることに鑑み、日本時間13日中のできるだけ早い時期に、我が国としての意思決定を行うことが不可欠であります。

(了)

ジュネーブ訪問についての羽田大臣の

国会報告（案）

一．十二月十日から十二日までジュネーブを訪問し、四極の閣僚会合に出席するとともに、カンター米通商代表、エスピー米農務長官、ブリタニオンEC副委員長、マクラレン加貿易大臣、サーザーランド・ガット事務局長等と率直な意見交換を行ってきた。

二．ウルグアイ・ラウンド交渉は、モノの市場ア

クセス、サービス、知的所有権等の極めて広い分野をカバーし、また、EC委員会を含めて百十六箇国が参加しているが、真剣かつ夜を徹しての交渉が各種レベルで行われており、我が国としては、その主張を貫徹すべく最大限の努力を行ってきた。この結果、全体として交渉は妥結しつつあるとの印象を得た。

三．反ダンピング、オーデイト・ビジュアル、金

融等の分野において最終段階の調整を要する問題があるが、交渉はまさに大詰めを迎えており、

本日中にも実質的に交渉が終了する予定である。

四．包括的関税化の特例措置に関する調整案につ

いては、従来の基本方針を踏まえ、その内容を少しでも有利なものにするようギリギリの交渉を行ってきた。しかしながら、各国とも包括的関税化を農業合意の原則として受け入れており、状況は極めて厳しい。

五．自由貿易体制の下で経済成長を遂げてきた我

が国は、右体制の維持・強化に資するウルグア

イ・ラウンドの成功のためにあらゆる努力を払う必要がある、かつ、貿易・経済大国として国際社会において確固たるリーダーシップを示すべきであることは言をまたない。今回のジュネーブ訪問によりこの考えを新たにした。

8 羽田 大臣 訪 寿

(12/10 ~ 12/13)

あ



ジ

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

電信写

15-061

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

因 政 務 大 臣 官 房
大 務 次 官
秘 官 官 審 審 長 長

総 番 号 R259014

月 12日

平成 5年 12月 12日

寿 府 代 発
本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR (ハタ大臣の訪ジュ)

第6520号 秘 大至急

大臣発電報経国一第3503号に関し、

大臣のジュネーヴ発帰国便を次のとおり変更したところ、在仏大においては空港乗継ぎ時のVIPルームの
留保をお願いする。なお、乗継ぎ時の休そく用ホテル留保は不要の由。

12日 12:15 ジュネーヴ発

13:20 パリ着 (SR724)

15:00 同発 (AF276)

13日 10:55 ナリタ着

本電あて先: 大臣、仏 (了)

尖頭之件で行くか
次官か官房長か?



※総第 130079号003公館宛 GM8587-02

平成 5 年 12 月 11 日
18 時 21 分 47 秒 受付

電 信 案

秘
無 期 限

YYYYYY

電信課長

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管	経済局長 審議官 審議官 総務参事官 国際機関課長	※発電係 1 2
	協議先	江一朗 中山節子	起 案 平成 5 年 12 月 11 日 起案者 電話番号 51/原 3058 (机: 明玲)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 寿府代	大使 総領事 あり	外務大臣 発
件 名 UR (羽田大臣の訪寿)		
主管・文書記号 経国一	※電番 第3503号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 EC代, 米大 転報	※転電番号 合第24595号	大至急 至急 普通 (優先処理)
大使 総領事 あり		
※		
13007910 優先 JUFUDAI 等003 F電		

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

GM8587

2

往電経国一³⁴⁹⁷号に関し、

大臣の帰国について、諸般の事情により本邦時間13日中には到着していることが必要になったところ、貴地にて然るべく帰国フライトを変更の上、留保ありたい。

なお、当方にて把握しているところでは貴地12日12時15分発SR724⁷²⁴パリ経由同15時発AF276⁷²⁴成田着13日10時55分のフライトが適当と思われるところ、右参考まで。

(了)

記者会見等

0675 05/15 P01 R259147

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

山上

電信写

15-068

因 政 事 外 外 儀 官
 大 務 務 典 房
 次 次
 臣 秘 官 官 審 審 長 長

外研長

◎儀対会口厚情研
察人園在警史才

報官 報際内外ブ

審一二

領移	参政保对旅外
----	--------



 安平
 三


 國

參軍不科協

國長 參行專人難地

⑦ 参地中東
蜜北東西
長

保一發

田南 参一二

洋口西
一
東
二

参一二アア
一二
























































参海	審準
----	----

參政調國開無
參緊評技有理

規圖條圖

七調析圀參
二

総 番 号 R259147

月 12 日

平成 5 年 12 月 13 日

壽府代 發
本 省 着

主 管
經 國 一

外務大臣殿

遠藤大使

UR (ハタ大臣の記者会見)

第6536号 大至急

(以下FAX送信 GV8746-03)

GV: 8746- 1

12日午前11時20分より約20分間、当地出張中の羽田副総理兼外務大臣は、UR四ヶ国閣僚会合等に関し邦人記者会見を行ったところ、概要次のとおり。

1. 冒頭説明

私は、ウルグアイ・ラウンド交渉が大詰め段階にあるので、ECの呼びかけによる四極の閣僚会合に出席するとともに、サザーランド・ガット事務局長、ドゥニ・市場アクセス議長、エスピー米農務長官、カンター米通商代表、ブリタンEC副委員長、マクラーレン加国際貿易大臣と個別に意見交換した。この他にも何人か要請があったが、時間の制約のため、これらの方々としか会うことができなかった。

現地に来てみて感じたことは、ウルグアイ・ラウンド交渉には、関税引下げ問題、アンチ・ダンピング等、なお調整を要する点があるが、大きな流れとしては、所定の期限内に妥結しなければならない、との機運が高いということである。

残されている問題のうち農業は、我が国にとって極めて重要な問題である。農業については、これまでの7年以上の交渉において、妥結が極めて難しい状況にあったが、ドゥニ議長の調整案が今般提示された。右調整案についても、国内に極めて厳しい懸念があり、先行きに対する不安があるのも事実である。そのことを私から率直にサザーランド事務局長、各国閣僚及びドゥニ議長に伝えた。これに対する先方の反応は、一言で言えば、同調整案は各国の立場の微妙なバランスの上に立ったギリギリのものである、というものであった。

ここに二人の議員の方（注：谷本参議院議員、鉢谷衆議院議員（両議員とも社会党））も見えているが、今日まで議員の皆様いろいろなご協力を得ながら、話をして来たところである。

このように、我々は最後まで努力してきたのであるが、ウルグアイ・ラウンド交渉の促進に大きな責任を有する日本としては、世界経済全体の発展との立場からどうすべきか、もうやはり決断すべき時が来ていると思う。

今回の一連の会議を踏まえて、私なりに改めて考え方を整理しながら、総理に報告することとしたい。

2. 質疑応答

Q：日本のドゥニの調整案に対しては修正要求がなされたか。大臣の述べた「日本の立場を述べた」とはコメの自給方針のことか。（当館注：かかる発言はなかった。）

A：日本は世界一の食料純輸入国であり、穀物の自給率も国連加盟国の中で最低の国の一つであり、コメのアクセス改善も難しいこと、国会決議、国民及び生産者に不安があること等を率直に述べた。この問題については、重要で難しい時であるので、細かいことは差し控えたい。

Q：UR成功を図るためには調整案を受け入れざるを得ないということか。

GV: 8746- 2

A: 全体としては、そういうものだなあという思いを新たに強くした。

Q: 調整案の受け入れを正式に決める閣議及び総理による直接の表明は、大臣の帰国を受けて、その当日、つまり明日になるか。

A: そのような様子。14日までに固めないと最後の詰めができないという事情もあり、あまり時間がないことを我々としても7年数ヶ月の交渉を成功させるために自覚しなければならない。

Q: 昨夜大臣より総理へ電話した由であるが、総理は何を述べていたのか。

A: 日本の立場を率直に更に押して欲しいとの話であった。

Q: 調整案について何か。

A: 調整案について、今、私がどうこう言うのは正に交渉が微妙な段階に来ているということで差し控えたい。

Q: URは年内に終結され则认为るか。

A: 今のところ、いろいろな人と話すと、これをやってくれないとダメになる、大きなパッケージが小さなパッケージになる等として、まだ種々要請が強い。各国のオファーは、7年数ヶ月を費やしただけに決して小さいとは思わない。但し、あまり理想を追い求めてしまうと、ここまで積み上げてきたものが崩れ去ってしまう恐れがあると昨日の四極の場でも述べた。URは過去のラウンドに比べて全般的に相当踏み込んでいると思う。

Q: 今までの大臣の話から、米国とECが結託して日本に要求を突き付けてきたという感じがするが、大臣はどのように考えるか。

A: それは確かに、いろいろ話す過程の中で「次は何か。日本に話してみたい。」ということで、様々な問題についてボールを投げてきている。それでは、かかる問題について日本がこれまで努力して来てないのかというと、そうではないこともあるし、向こうの方は相当に強い分野で「日本も同じレベルになりなさい」、「それならばこっちも一緒にやろう」、「それはちょっと難しい」ということで、駆け引きが微妙。

Q: 日本のオファーを全て見て、世界第2位の経済大国として日本は十分な貢献をしたと言えるか。

A: 全体的に日本が大きく貢献したと確信を持っている。少数の問題について日本が反対している。しかし、例えば、相手がゼロゼロを提案し、日本が反対している問題の中でゼロゼロは無理でも、外国製品が売れるように規制緩和等の措置により、実際に輸出実績が上がっている事例がある。アクセス改善を本当に実現することが大切であり、かかる努力を積極的に続けていく。

Q: コメの関税化特例については、交渉の最後の段階となっても正式表明が行われていないとして内外より不満が強いが、国民、世界に理解を求める方法として落ち度はなかったか。

A: 落ち度はあるなどといっても、それでは何も交渉して、こっちの方が日本の農業の将来の展望を考えて、これを確保するということをしなくても構わないと

GV: 8746- 3

いうことではない。何でも表に出してと言われても、これは各国とも凄く微妙なものであるから、各国がやっていることを皆さんが御存知だったら、外交交渉というものは中々できないだろう。米国とECが議論しているテーマは大体見当が付いても、中味がどうなっているまでは皆さん判らないだろう。これはお互いが微妙なものを背景にしながら交渉していることであるから、何でも公けに議論できるというものではない。議論した途端に皆全部クラッシュしてしまうことになる。そのあたりは是非理解して頂きたい。私たちは、いろいろなところで意見があった点を念頭に置きながら、それを少しでも確保しつつ成功させようと努力する。

Q: 厳しい日程の中、大臣としてやはり来て良かったと思うか。

A: 国会の会期でギリギリであったが、四極の閣僚会合が開催されること等もあって、何とか出られないか、出席して話合わなければならない、という思いがあったので、タイトな日程ではあったが、先程からご指摘がある問題等について率直に話すことができたことを良かったと思う。

米、加、EC代、OECD代、英、仏、独、伊、西、瑞、デンマーク、澳、伯、墨、豪、NZ、ASEAN（除くブルネイ）、印、韓国に転電し、^① 並、チリに転報した。 (Fax 送信)

(了)

8(3) 報告電

ウルグアイ・ラウンド
(羽田大臣と各会談のポイント)

平成5年12月12日

国際機関第一課

1. サザerland・ガット事務局長

日時：11日(土) 午前11時半頃より約45分間

概要：大臣より、我が国にとりコメの問題は大変深刻かつ重大な問題、ドウニ調整案に関しては、国内は大変厳しい状況、調整案の姿が少しずつ見えてくるにつれ、将来の不安が増してきている、他の農業合意全体とのバランスも考えていきたい、米・EC合意の内容には必ずしも満足していない、アンチ・ダンピングは大きな問題、米国の自制を期待、等発言。

サザerlandよりは、日本政府代表団は常に建設的かつ一生懸命努力しており、URの成功のために貢献している、ドウニ調整案は、日本はこれで良かったと思われてしかるべき良い案と思う、同案は日本の従来よりの主張を可能な限り受け入れており、特例措置自体も十分な幅があり柔軟性もある、米国もECも国内の厳しい圧力の中で困難な問題を抱えている、その中であと数日モメンタムを最後まで保つことが重要、アンチ・ダンピングについては話し合いで解決する他ない、等応答。

2. エスピー米農務長官

日時：11日(土) 午後4時より約1時間

概要：(1) 大臣よりURには過去色々な資格で関係してきている等話した後、コメの問題につき日本の立場、国内の状況を説明。また米・E

C合意のうち輸出補助金の記述につき質問。

(2) エスピー長官より、輸出補助金に関してはE Cと何とか話が付いた、これも1つの成果である、日本国内の状況は良くわかるが、今回の調整案には日本の立場が相当反映されている、事実上皆痛みを分かち合っていて欲しい、いずれにせよ、何としてもU Rを成功させたい旨応答。

3. ブリタンE C副委員長

日時：11日(土)午後6時過ぎより約1時間

概要：先方より、林産物(10年後のゼロゼロ)、ホワイト・スピリッツ(ゼロゼロ)、皮革(一層の関税引き下げ)、非鉄金属(銅に関心)等につき要望。大臣より個別に反論すると共に、米・E C合意の問題点(例えばアルミの例外)を指摘。またエレクトロニクス等E C側の対応が不十分なる旨指摘。

4. 四極の閣僚会合

日時：11日(土)午後9時半頃より午前0時頃まで

概要：目的は東京閣僚会合のフォローアップ及び米・E C合意のマルチ化。個別項目としては、林産物、非鉄、エレクトロニクス、繊維、蒸留酒、紙・パルプ、サービス等。大臣よりそれぞれの問題点を指摘しつつ、米、E Cの対応が不十分な分野を指摘。

5. カンターUSTR

日時：12日(日)午前8時過ぎより50分程度(朝食会)

概要：大臣より、日本国内では非常に厳しい状況の中でコメについて議論を戦わせている、等国内の状況を説明しつつ、日本の立場を率直に説明し理解を求めるため関係者と会談している旨発言。

カンターよりは、コメが政治的に重要であることは理解、ただ調整

案は従来からの日本の立場が相当程度反映されており、これに日本が根本的に挑戦するような事になればU Rに重要な影響を与える、日本の立場を反映することがどこまでできるかには自ずと限度があるとして確固たる姿勢を示した。

その他に四極の会合を踏まえて、個別分野としてエレクトロニクス、林産物、非鉄、金属等につき議論。

6. マクラーレン加貿易担当大臣

日時：12日（日）午前9時半過ぎより30分間

概要：双方より、林産物、非鉄、玩具、家具等の市場アクセスにつき議論。

7. ドウニ市場アクセス議長

日時：12日（日）午前11時より約15分

概要：大臣より、寿府では各国ともU Rをまとめようとしている、ただ最後に各国共に利害を強く主張している、旨発言したのに対し、先方より、大臣がこの最終局面に自ら行動される事は非常に大切な事、良いパッケージができつつあるが、残り数日精一杯働いていく必要がある旨応答。

大臣より、コメについての日本の立場を関係者に率直に伝達したいとして、調整案に対する日本の考え方、国内の状況を説明。

これに対し先方は、日本の事情は承った、しかし調整案は各国の事情を踏まえてバランスを考えながら作っていったものであり、その中で日本の立場というものを相当取り入れたつもりである、実質的な変更を加えるという事は難しい、調整案を撤回すればU Rは壊れてしまう、調整案を実質的にいじるということは難しい旨応答。

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

極秘

電信写

04-035

因 政軍外務省
大務務 典房
次次 典房
臣秘官官審審長長

政北 調査総 外
代ア 大 察 研
表大使使大審 長

儀対会口厚情研
察人 在警史オ

外報官 審報際内外ブ

文長 審一ニ

領移長 参政保刘旅外

長 安平 国

審 参軍不科協

国長 参行専人難地

ア 参地中東
審北東西

長 審一 保

北米長 参一ニ

南長 審西口洋

長 西東

近ア長 参一ニアア

長 参海 審準

経協長 参政調国開無

参緊評技有理

長 審条 規

長 参国研析調セ

総番号 R259021

月 12日

平成 5年 12月 12日

寿府代 発

本省 着

主管

経国一

外務大臣殿

遠藤大使

UR（ハタ副総理兼外務大臣とサザーランド事務局長との会談）

第6523号 極秘 大至急

11日、当地出張中のハタ副総理兼外務大臣は、サザーランド事務局長と会談されたところ、右会談の概要次のとおり（本使、アカオ大使、朝海経済局審議官、石川大臣秘書官、別所経国一長他同席）。

1. 冒頭、ハタ大臣より、10月に東京に貴事務局長をお迎えして以来、URで大きな進展があつたが、これには、わが国のみならず他国も精力的に訪問し調整にあたつた貴事務局長の指導力が大きく寄与しており、けい意を表したい、マルチの会談は、各国のエゴのぶつかり合いであり調整者のご努力は大変なものであると思う、期限までの残り数日の間にいろいろ問題がふき出ることがあるかもしれないが、よくここまでこぎつけたと改めてけい意を表したい旨述べた。

これに対し、サザーランド事務局長より、ジュ府における日本代表部からの協力に感謝している、とりわけ、エンドウ大使、アカオ大使、シワク農水審議官からの協力に感謝している、東京でも述べたが、日本はURの成功に向け、建設的な役割を果たしていると思う旨述べた。

2. ハタ大臣より次のとおり述べた。

(1) 市場アクセス

(イ) 今次来ジュの目的の一つは、四極閣僚会議に参加し、市場アクセスに関する米・EC合意もかん案しながら、最終的市場アクセスのパッケージの作成に寄与するためである。米・EC合意に関するわが国の立場は、首席代表者会合等でくり返し述べているので、この場では詳しくはくり返さないが、わが国としてもこの最終局面で建設的な役割を果たす用意がある。

(ロ) わが国としては、米・EC合意の成立は結構だが、その内容については、従来よりわが国が主張してきたエレクトロニクスのゼロゼロが盛り込まれない等不満足な点があり、これらについては今後話し合つて

外務省

電信写

いきたいと考えている。

(2) アンチ・ダンピング

アンチ・ダンピングについては、日本としてもダンケル・テキストに種々不満はあつたが、ダンケル・テキストの修正は最小限にすべしとの観点から自制してきた。米が求めている修正は、米にとり政治的に重要なことは承知しているも、最小限に抑えていくことが必要であり、貴事務局長がかかる方向で努力されることを期待している。

3. これに対して、サザーランド事務局長より次のとおり述べた。

(1) 米・EC交渉

(イ) URの最終段階において、米・EC間の問題が依然中心的な問題となつている。EC諸国のEC委に対する圧力は高まつている。これは現在欧州理事会が開かれているだけになお更である。オーディオヴィジュアルの問題は引き続き米EC間で議論されているが、ブリタン副委員長は大変困難な状況にある。これはECとの交渉において常に問題となる、どこに交渉権限があるのかとの問題と関連している。

(ロ) 米国サイドにおいては、クリントン大統領は完全にURの終結にコミットしているが、国内の政治状況は、どうしてもURを成功させなければならないとのふん囲気ではない。それは、ロックフェラー、モイニハン等の有名な議員の発言からもうかがえる。もち論、URの成功は重要といつたりリップ・サーヴィスは聞こえるが、仮にURが失敗しても、他国の責任にできるとの考えも多い。従つて、米国は、"TAKE IT OR LEAVE IT"的なアプローチを最終局面でとるかもしれない。他方、大統領やカンターUSTRは、URの成功を望んでいる。いずれにせよ、残された問題の全てが米国絡みであり、かつ、多くの場合米国がこ立しているにもかかわらず動こうとしていないことも事実である。

(2) 金融

米国の金融に関するTWO-TIERアプローチはMFN原則を損なうものであり、また、日本等いくつかの国に対し現実に悪影響を及ぼすものであり問題である。米の立場が変更し得るのか不明であるが、昨日の首席代表者会合でもみられたような米の主張に対する各国の一致した反対意見が、米の立場に何らかの影響するのかもしれない。その際、重要なのは、日本をはじめ各国が、更なる自由化措置を行う用意がある旨シグナルを示しつつ、米の現在のアプローチに反対していくことであろう。

電信写

(3) アンチ・ダンピング

アンチ・ダンピングに関する米国の修正提案は最も大きな政治問題である。日本をはじめ、多くの国が、この修正提案により多角的自由貿易体制が侵食されることに懸念を示している。しかし、本件の解決は話し合いにより行われるべきである。何故なら、解決を一方的に押しつける場合、反応は予想がつかないからである。

(4) オーディオ・ヴィジュアル

本件にもとりわけ懸念している。欧州、とりわけ、フランス国内では感情的な議論が起きており、一方、米国では、強力なロビー集団に満足を与えなければならない状況が生じている。

(5) せん維

インド、パキスタンと米国の間のせん維に関する対立も懸念材料である。もち論、インド、パキスタンのせん維貿易における役割は限定されているが、両国に対立感情が生まれるとやつかいである。

(6) いずれにせよ、URをめぐるふん囲気は非常に変わり易く、良いふん囲気を持続させていくことが重要である。その意味で、米・EC交渉及び四極会合から良い結果が出てくることを期待している。自分としても、四極の場で交渉の現状を説明する等、できることがあれば協力したい。

4. 最後にハタ大臣より次のとおり述べた。

(1) EC内の意見調整が難しいことは、自分が8党派の連立内閣に入ってみて、自分としても実感している。

(2) 金融サービスについては、7月の東京四極閣僚会合で日本が他国に先がけてこうけんを行つたことを想起したい。本件については、米が今のアプローチに固執する場合、日本としても適切な対応をとらざるを得ないが、まずは話し合いで何とかまとめたい。米は、州の問題など国内にも問題をかかえているが、自分の問題には余り触れたがらないとの印象を有している。

(3) アンチ・ダンピングは米の一方主義的考え方のあらわれでもあり、わが国としても注視している。

(4) オーディオ・ヴィジュアルについてもわが国は関心を有している。えい画産業は米国にとつて、航空機とならんでの輸出産業であり、譲れないところであろうが、同時に、米国のえいぞうが日本でもはばをきかせており日本文化はどうなるかとの問題提起も行われているところではある。(了)

主管課緊急処理用

極秘

政事外外儀官
大務外典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大入察括 研
表大使使大審 長

締儀対会口厚情研
察人信在警史オ

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 参軍不科協

国長 参行専入難地

ア 参地中東
長 審北東西
一

北米長 審一二保

南長 参一二

審西ロ洋
西東
一

近ア長 参一二アア
二

審総満国
審経エ国
一
経途
二

参海 審準

経協長 参政調国開無
参緊評技有理

条長 審条協規

備長 参国析析調セ
一二

総番号 R259022

月 12日

平成 5年 12月 12日

寿府代 発
本省 着

主管

経済局長

外務大臣殿

遠藤大使

UR農業交渉（ハタ副総理兼外務大臣とサザーランド事務局長との会談）

第6524号 極秘 大至急

（限定配布）

11日、当地出張中のハタ副総理兼外務大臣は、サザーランド・ガット事務局長と会談されたところ、右会談における農業に関する概要次のとおり。

1. ハタ大臣よりまず次のとおり述べた。

（1）ウルグアイ・ラウンドは、知的所有権やサーヴィスのような難しい問題を数多く扱っているが、日本でウルグアイ・ラウンドというとコメに関心が集中してしまう。コメは容易に政治問題化してしまう非常に機微な問題であることは御存知のとおりである。

（2）そのような中で、エンドウ・アカオ両大使やシワク農水審議官等が大変な努力を重ね、また、貴事務局長に格別の配慮をしていただき特例措置が作られた。貴事務局長のかかる配慮に謝意を表したい。

（3）ウルグアイ・ラウンドは最終局面を迎えており、内閣において決断を下すべき時期が来ていることは十分承知している。

（4）しかし、いろいろな報道等で御存知かと思うが、日本国内はこの問題で大変な状況が生じている。国会では激しいやり取りが行われ、国会、外務省、農水省の回りはデモ隊が出ている。

（5）本件は交渉事であるから、全ての経緯を関係者に知らせる訳にも行かなかつたのであるが、今週ドウニ調整案という形でりんかくがふ上し、人々は不安を持つに至つた。

（6）自分は、ウルグアイ・ラウンドを成功させるため、何とかこれらの不安を抑えて、一步も引かない覚悟で努力していかなければならないと考えている。ただ、その場合7年目からどうするのかという問題がどうしてもある。また、途上国の扱いとの差異が合理的な範囲内に収まる必要がある。これらの点について、日本

代表団の中でもいろいろ考えたいが、貴事務局長におかれても何かお知恵があればお力添えいただきたい。

(7) また、日本国内には、輸出国と輸入国の利益が不均こうであるとして輸出補助金の問題を取り上げる意見がある。自分としては、ブレア・ハウス合意でもある程度輸出補助金に対する規律はなされていると思うし、貴事務局長の努力にもけい意を有しているが、日本国内にはまだまだアンフェアーとの議論が根強い。更に、農業関係者の中にもMTOについて、ルールができればこれをしつかり実施する体制を確立することが必要との強い意見がある。

(8) いずれにせよ、自分としては、最大限の努力を行いウルグアイ・ラウンドを成功させたい。

2. これに対して、サザerland事務局長より次のとおり述べた。

(1) 昨日(10日)、タナブ前農水大臣等国会議員団と面会した。その際、自分から、彼らに対し、ドゥーニ議長案は、自分としても良い案だと考えており、日本国内においても相当な成功だと受け取られてよいのではないかと述べておいた。もち論、自分からは、本案が交渉された案だとの言い方ではなく、ドゥーニ議長のグループ内での議論の中から、日本の包括的関税化に対する反対もふまえふ上してきたものだと説明した。

(2) 輸出国と輸入国の利益のバランスについては、ブレア・ハウス合意及びその再解釈は確かに輸出国の利益になるダンケル・テキストの修正である。しかし、重要なことは、ダンケル・テキストの修正は、その内容をFLEXIBLEなものとするための最小限のものでなければならないことであり、包括的関税化の特例措置もブレア・ハウス合意も、かかるFLEXIBLEかつ最小限の修正として認められるものである。ブレア・ハウス合意が一部の国にとつて受入れ困難であるように、包括関税化の特例措置も一部の国にとつて受入れ困難な面がある。

(3) 途上国についても、昨日のタナブ前農水大臣との会談でも話題になり、自分としては、本件が日本にとつてセンシティブであることも理解している。しかし、日韓両国は地理的にはりん接しているが、韓国は途上国であり、農業に依存している人口の割合が高い等、日韓間に差異があることも事実であり、政治的に難しいことは分かるが、自分としては両国間の取り扱いに差異を設けることは正当化し得ることだと思う。もち論、差異の度合いが大き過ぎないことは必要であると考え、自分はこれが大き過ぎるものとならないと聞いている。

3. これに対して、ハタ大臣より、日本としてはラウンドを成功させたいとの強い意思を有しているのであらゆる努力を払っていききたい、貴事務局長におかれては引続き指導力を発きしていただきたいと述べ会談を締めくくった。

4. なお、会談の終了の際、ハタ大臣よりコメについては国会等で強いプレッシャーを受けている旨説明し、本日の会談におけるコメ問題についての議論の対外説明振りは、「ハタ大臣より日本として言うべきことを言い（ただし内容にはコメントをしない）、サザerland事務局長よりは、ラウンドの成功のため本件の解決に最大限の努力を傾けるべき旨発言した」との扱いにすることとなった。また、本使より、サザerland事務局長に対し、本日の会談を受け、日本より、テキストに対し若干の修正を求めることもあり得る旨述べたのに対し、先方は困わくの様子を見せていた。（了）

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会口厚情研
察人信在警史オ

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

長 審総安平
企 国

審 参軍不科協
国 長

ア 参行専入難地
長

参地中東
審北東西
長

北 審一二保
米 長

参一二
南 長

審西ロ洋
西東
長

参一二アア
近 長

審総漁国
審経エ国
一ネ二
経途
長

参海 審準

経 参政調国開無
協 長

審条協規
条 長

参国析析調セ
情 長

総 番 号 R 2 5 9 0 2 7

月 1 2 日

平成 5 年 1 2 月 1 2 日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 済 局 長

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

本大臣とエスピー農務長官の会談

第 6 5 2 7 号 極秘 大至急

(限定配布)

11日、当地出張中のハタ大臣は、16時より約1時間、エスピー米農務長官と会談されたところ概要次のとおり(先方、ムース農務次官、オメーラ特別交渉官、ヘッグウッド在ブラッセル代表部農務官、当方、アカオ大使、シワク農水審議官、経済局朝海審議官、石川秘書官他同席)。

1. 冒頭本大臣より次のとおり述べた。

(1) 自分は、長年の間、ワシントンを訪れる際には農務省を訪れるというように、米農務省との関係が深く、デラガルザ議員等多くの農業関係議員とも親しい。10月に貴長官が訪日された際には、残念ながらお会いできなかったが、本日こうしてお会いできて本当にうれしい。

(2) 日米関係は、ここ数年コメをめぐる難しい関係にあつたが、小むぎやトウモロコシ等農産物貿易を通じた日米関係は本来良好なものであり、今後ともこの良好な関係を続けていきたいと考えている。

(3) コメ問題に関しては、RMAが提訴を行つた時、ちよう度自分はワシントンにいて、プンタ・デル・エステ閣僚会合から帰国したばかりのヤイター通商代表からRMA提訴があつたことを知らされて帰国したところ、当時のナカソネ総理の指示により、その日のうちにワシントンにもどり、再びヤイター代表と会談したといういきさつがある。結局、帰国途中ニューヨークにて、ヤイター代表より、RMAの提訴は却下したこと、ただし、米側としては、コメ問題を、米国のウェーバー品目とともに、ウルグアイ・ラウンドにおいて扱う考えであるとの連絡を受けた。あれから7年以上たつた今、こうして貴長官とコメ問題について話しているということも、何かのめぐりあわせのような気がする。

(4) 7年前の当時からコメ問題はセンシティブな問題であると言われており、自分もずっと、自由化や関

税化は受け入れられないと言ってきた。ただ、ウルグアイ・ラウンド成功のために、何もしないという訳にもいかないであろう。

(5) 他方、現在、日本国内は、コメ問題に関して国会や連立内閣の中からいろいろな声が出ており、大きな問題になっている。自分がジュ府を訪れて、貴長官と十分協議してきてほしいということになり、急遽訪れた次第である。

(6) ブレア・ハウス合意については、く労の未交渉をまとめられた米、ECの努力は評価したい。他方、同合意については昨年一たん合意の後、解釈の明確化等の問題が提起され、今年の再協議に至つたと承知している。「特例措置」に関しても、パッケージの原則を変えることは難しいのは判るが、解釈による明確化をする、みな理解できるよう何らかのことが出来るよう事務レベルで連絡させたい。

2. これに対し、「エ」長官より次のとおり述べた。

(1) 自分自身は、「特例措置」に関する交渉に直接係わつた訳ではないが、関係者は非常に努力されたと承知している。10月の訪日の際には貴大臣にお会いできなくて残念だったが、ハタ農水大臣とは有意義な意見交換ができた。

(2) われわれ米政府関係者は、米国の農民に自由貿易の重要性を説き続けてきた。これは決して容易なことではないが、日本側も事情は同様であると思う。だからこそ、自分としては、今回のコメに関する細川総理のご努力に感めいを受けている。

(3) 米国には「先頭を進む者(PIONEER)はヤに当たる」という言ばがある。ささつた時はいたいが、いたみは一時的なものでもあろう。貴大臣が、ウルグアイ・ラウンド成功のために日本としても何かをしなければならないと述べられたゆう気に感服した。

(4) 「特例措置」に関しては、自分はこれで良い(IN FAVOUR OF)と思つている。交渉の最終段階に入つた今、修正(MODIFY)することは非常に困難(VERY DIFFICULT)であると考えている。これが難しい問題であることは全ての国が理解していると思う。

3. 右に対し、本大臣より次のとおり述べた。

(1) 貴大臣の述べられた事情は十分承知している。日本のみがキツつかずに済む訳にも行かないであろう。ただ、コメ問題は、現内閣が直面するくるしい決断ではある。この困難は乗り越えていかなければならない

が。

(2) 1つ質問したいが、輸出補助金について、実施期間後の扱いはどうなるのか。

4. これに対し、「エ」長官より次のとおり述べた。

(1) ご質問にお答えする前に1つ申し上げたい。日本が困難な決断を下さなければならないことは十分承知している。他方、わが民主党政権も12年ぶりに政権をとったという点では、日本の場合と事情がにているが、財政あか字という困難な問題にゆう気をもつて取り組んでいるところである。

(2) 「特例措置」の6年後の扱いについて述べれば、他に何らかの措置がとられない限り、関税化しなければならない (YOU HAVE TO TARIFFY RICE UNLESS OTHER PROVISION IS MADE) ということが想定されている (PRESUMPTION)。ただ、友人同志では、いつでも特別アレンジメントにつき話し合えるのである。

(3) (本大臣より、「特例措置」に関しては、5年目終了時点で実施期間後のことについての交渉が開始されることとされているが、輸出補助金についてはどうなのか、と再度問うたのに対し)

実施期間後のことは、5年目終了時点で開始される交渉で決定される。輸出補助金は、6年目終了時点では、数量ベースで21%。予算ベースで36%引き下げられた水準に到達するが、6年後以降も更に削減することにつき交渉することとなろう。(同席の「オ」特別交渉官より、6年後以降は、農業貿易改革の第2段階 (2ND PHASE) であると補足。)

5. 本大臣より、最も貿易わいきよく的効果を有するのは輸出補助金であるが、今次米EC合意は輸出補助金の規律を更に後退させたとして批判が強いと述べたのに対し、「エ」長官より次のとおり述べた。

(1) 「後退させた」とは米国内でも言われていることであり、ECへの譲歩であることを認めるが、ウルグアイ・ラウンドをまとめるために必要なことであった。補助金は確かに貿易わいきよく的ではあるが、米・EC合意によつて、輸出補助金の6年後の最終的な水準は変わっておらず、削減のこう配を変えただけである。

6. 本大臣より、農産物への輸出補助金はガット違反ではないにもかかわらず、新たに削減規律がかかることになった点は評価する必要があるであろう、米国としてもウェーバーの撤廃という困難な問題を解決しようとしているのであり、どの国もそれぞれぎせいを払うということであろう、と述べたのに対し、「エ」長

官より、同感である、各国がそれぞれぎせいを払う必要がある、と述べた。

7. 終わりに、再度本大臣より、先程述べた「特例措置」の明確化 (CLARIFICATION) に関しては、シワク審議官とオメーラ交渉官で話し合わせることにしたい旨を述べ、「エ」長官より、「オ」交渉官に、本件について話し合うよう指示する旨述べた。(了)

注意 1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会には後第2171、2174に連絡願いたい。

秘

電信写

15-068

② 政務次官
大務次官
三秘官官審審長

② 外務省
代了大務次官
我大使使大務

② 駐外口厚
察人官在遊史

② 報知内外
審一二

② 参政保対旅外

② 参平

② 参軍不科法

② 参行尋人難地

② 参地中東
霍北東云

② 参一二保

② 参一二

② 参西口洋
一西東

② 参一二アア
一一

② 参一二

② 参一二

② 参一二

② 参海 参津

② 参政其国開無
参繁訳技有至

② 参条規

② 参折編七
一一

総 番 号 R259181

主 管

月 12日

海 府 代 発

経 国 一

平成 5年 12月 13日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR関係会合

第6546号 秘 大至急

(以下FAX送信 GV8759-07)

G V : 8759- 1

11日午後10時前より約2時間、EC主催でウルグアイ・ラウンド四極閣僚会合が開催されたところ、次のとおり（ECブリタン副委員長、米カンターUSTR代表、加マクラレン経済貿易省大臣、我が方より羽田大臣、赤尾大使、通産省岡松通商産業審議官、農水省熊沢国際部長、大阪省天野審議官、別所課長他）。

1. (米国)

米国とECとの間のマーケット・アクセスに関しては、完全に合意ができている。

これからの課題は、日本のオファーが不十分なので、出してもらいたいということである。クリントン大統領としても、まとめる最後の機会であると考えている。

特に、日本にやってもらいたいことは、木材、紙・パ、非鉄、蒸留酒の4分野である。

日本のこれらの分野でのオファーの改善は、不十分であり、今やUR交渉の鍵となっている。

(日本)

自分もUR交渉をまとめなければならない時であると思う。3年前のブラッセルの閣僚会談に出たが、あの時は、皆が逃げていて、他に責任を押し付けようとしていたが、今回は、まとめようとする責任が窺われる。

日本は、60%の関税引下げをオファーしており、他の各国に比べて全く遜色のないものとなっている。繊維についても3分の1のカットでオファーしているが、米国は11%カット、ECは17%カットにしか過ぎない。

カンター代表によれば、米国・ECの合意に日本が参加しないとパッケージが壊れる、とのようであるが、米国・ECの合意こそ、東京四極合意からの後退であり、世界の期待を損ねている。

例えば、エレクトロニクス、科学機器ではゼロゼロを目指していたが、実現はしていない。

おもちや、紙・パについては、ゼロゼロの合意があったものの、10年のステージングはおかしい。日本としては、5年でやる用意がある。

木材については、ゼロゼロの合意はないということで、四極間での合意が得られていたと考えていた。

紙・パについては、5年でゼロゼロということでやっている。

非鉄については、55%カットでオファーしている。

蒸留酒については、東京四極合意でオファーしたウイスキー、ブランデーのゼロゼロがある。

しかし、このように、過去のことを言っても仕方がない。

ホワイト・スピリッツについてゼロと言われても無理であるが、改善するというのであれば、少しは検討する用意はある。

秘

GV: 8759-

2

(カナダ)

7月の東京四極合意の結果、木材がゼロゼロの対象から消えたという認識は違う。当時もそうであり、今もそうであるが、ゼロゼロが最も望ましいと思っている。

ゼロゼロの達成のモダリティについては、いろいろと考えられるとは思う。

(EC)

我々は、東京では合意に達したが、東京四極合意を超えてまとめるということに努力している。

UR交渉で大きなパッケージをつくるためには、四極で合意しなければならない。

なぜならば、他の国々は、四極が動かないことを口実にしており、ECとしては、米国と日本とを動かそうということをやってきたが、米国との合意に達し、今度は日本である。

四極の間でパッケージの確定 (consolidation) が必要である。

木材、ホワイト・スプリッツ、銅、皮 (注: foot wear との語は用いなかった。) の4分野での改善が必要である。

(日本)

言い分は、良く聞いた。

しかし、UR交渉のオファーの仕方は、各国でいろいろなやり方がある。

日本だけが、皆の希望でゼロゼロを要求されても、できないものもある。

木材は、特にできない。ゼロゼロと言われても進めようがない。

一方で、米国は、繊維、トラックについては何もやっていない。ECも繊維での改善がない。そして、繊維、エレクトロニクスの分野での米国・ECのオファーが悪いということで、途上国の不満は強い。

しかし、日本のオファーに対しては、途上国からの不満はないのである。

各国でできることをやるのが大事である。現時点でできることをオファーすることが重要である。

皮革については、我が国はこれだけ苦勞してギリギリ出しているのである。

例えば、米国・カナダの丸太輸出はどうしたのか。

(米国)

繊維については、関税の引下げだけではなく、MFAのフェーズ・アウトの2つの問題を同時にやろうとしている。途上国にとって大きな利益である。

エレクトロニクスについて、米国としては、ゼロゼロに行く用意はあるが、そのためには、いろいろな分野で妥協が必要である。特に、この分野でのECのオファーはサブスタンシャルであり、中身がある。米国や日本にとっても有益である。

秘

U V : 8759-3

木材、丸太輸出の規制に言及があったが、日本は私有林の材木を十分買えるはずであり、全く影響を及ぼしていない。

東京四極会合の結果、木材のゼロゼロが消えたというのは、誤解である。報告書第3パラグラフには、きちんと木材への言及がある。これは、カナダの強い関心を踏まえたものである。

なお、やり方に関し、負担の少ない方法を考えるやり方もある。

(日本)

木材については、長年にわたり話し合ってきたが、現在の状況から見ても、どうしても難しい状況であるにも拘らず、大幅カットをオファーしている。

これ以上のカットは、説明できない。

率直に言わせてもらいたい。日本としても外材を入れるための努力をしているのである。

現に、輸入は増加しているではないか。日本としては、障害を設ける必要は全くないのである。本大臣は歴史的にカナダの木材をできる限り国内の木材と一緒に使うように奨励している。そういう時に、ゼロばかりを言われると、国内の業界の反発を強めるばかりである。

(EC)

時間の問題とゼロにどう到達するかの問題とがある。

木材を5年でゼロというのは、難しい。5年間で約50%引き下げて、その後、時間をかけてさらに下げていくという可能性はあり得ると思う。

午後の会談の際に、羽田大臣は、5年後にレビューしたらどうかとのことであった。それも一つの正しい方向かと思うが、UR交渉での各国のコミットを奨励することにはならない。

(カナダ)

ゴールの設定が重要である。ゴールを設定すれば、マーケット・アクセスの他の分野と結び付けて考えることもできる。

(日本)

繰り返して言いたくないが、国内の強い反対にも拘らず、50%カットのオファーを行おうとしている。

5年間で50%カットを行うこととし、その後、米・カナダの輸出規制の動向を見ながら、関税の引下げをどうするかを考えることがあり得よう。

むしろ、ECに聞きたいが、ECとしては、マレーシア、インドネシアの木材に対して無条件で関税率をゼロにできるのであろうか。

秘

(EC)

とてもできない。

(日本)

関税だけを引き下げると言って、実効が得られないことを言っても仕方がない。

(先程も述べたとおり、外材の奨励策、規制緩和を通じてのカナダからのパーティクルボード等の需要拡大等を紹介しつつ) 形式だけでは、ダメである。実際に結果が出ることが重要である。国内業界に50%カットを納得させるのには非常に苦労した。

自分は、大胆なことをやる人物であるが、この木材の問題についての要求は、政治家として、受入れ不可能と言える。

2. (EC)

蒸留酒についてはどうか。

(日本)

ECはいつも自らは何もオファーを出さないで、他国からのみオファーを出させることを考えているようだ。まずECに聞きたいが、エレクトロニクスについてのゼロゼロをどうするか。

(EC)

エレクトロニクスについては、米EC合意により大きなオファーを出した。右オファーは特に日本に大きな機会を与えるものであり、これに対する日本の対応をみたい。貴大臣の前任の武蔵大臣を超える思い切ったオファーを出し、前任者の作ったパッケージを完成させて欲しい。

(日本)

エレクトロニクスのオファーの条件として日米半導体協定への参加を条件とすることは不適切であり、外すべきである。個人的には右協定を好まず、ECがなぜ同協定に参加したいのか理解できない。ECがこの条件を外して無条件とするならば、我が国としても、相応の対応を検討したい。

(EC)

ECとしても右協定を好まないが、協定がある以上ECは差別扱いされているので参加したいのである。

(日本)

我々は関税引下げ交渉を行っているのであり、同協定とは関係がない。この条件を外すべきである。

(EC)

ECが同協定への参加が認められなければ、エレクトロニクスのオファーを一部撤回せざるを得ない。米国の前政権のことはよく判らないが、現政権はECの参加を歓迎していると理解。

(米国)

日米半導体協定はMFNをベースとしており、どの国も差別していない。ECの参加により、日米欧の協力が強化されることは世界貿易の拡大につながる。

(EC)

そもそも日米の協定に第三国を入れるには、まず協定当事国たる我が国に協議してから行うべきである。はっきり申し上げれば、米国とECが我が国に相談なしにこのような要求をすることは極めて遺憾である。

(米国)

もし日本が日米に相談なしに要求を行ったことに気分を害されたのであれば謝

秘

りたい。米自身がこれを要求したのではなく、ECに言われたから、受け入れたまでである。手帳が望ましくなかったのであれば謝罪したい。但し、内容的にはいいものとする。

(EC)

ECの条件につき協議することは有用であろう。

(日本)

APEC関係会合でも述べたが、アジア、太平洋諸国の協力の結果、外部の国々も利益を受けることはいいことである。

しかし、日米半導体協定にはもともと問題がある。右協定は近々(1996年に)廃止されるのであり、今から同協定に他国に参加させるのは適当でない。右協定をガット違反として訴えたのはEC自身であった。

(EC)

ECは右協定から除かれていることが不満なのであり、ECの関税率の引下げから生ずる利益に比べれば、同協定にECに参加させることは安い対価であり、エレクトロニクスについてのゼロゼロのための条件としたい。

(日本)

ECが他のセクターでのゼロゼロに答えるのであれば、ECの日米半導体協定への参加を検討してみたい。

(EC)

言い話(tempting)のように聞こえるが、誤解を避けるため、この話に乗ることはできないことを明確にしておく。日米半導体協定へ参加できなければ、オファーを撤回する。

(日本)

エレクトロニクス分野全てについてのゼロゼロができないのであれば、半導体についてのみのゼロゼロとしてはどうか。これができれば、日米半導体協定への参加を検討する。

(EC)

自分は今のオファー以上に何かをオファーする権限は持っていない。

(日本)

それならば、日米半導体協定への参加は問題外である。自分は最初にエレクトロニクス分野全てについてのゼロゼロを提案し、次に半導体についてのみのゼロゼロを提案したが、ECが両方の提案を受け入れられないのであれば、仕方がない。

(EC)

自分としても仕方がないと思う。その結果は先程述べたとおりである。日米半導体協定に参加しないことにより、ECがどれだけのオファーを撤回するかはこれから検討する。

(日本)

条件付ではURのパッケージは後退(backtracking)するばかりである。

(EC)

本条件は交渉の始めから付けたものであり、途中で付けたものでないので、後退ではない。日米半導体協定への参加問題については、日米で協議して貰いたい。交渉期限が迫っているので、早く返事をして欲しい。尤も、一度撤回オファーを譲歩表に含めておいて、ECが日米半導体協定に参加した時に、追加的オファーを出すことも可能である。

(日本)

ECの言わんとすることはよく承った。

秘

(米国)

明日、日米で協議を行いたい。

(日本)

条約上の問題は一面日中に結論が出るようなものではない。

(米国)

ECが日米半導体協定に参加するとしても、どういう形態で参加するのか、米より説明をしたい。そうすれば、日本の理解も得られるかも知れない。

3. 金融

(米国)

日本の市場は他の先進国の平均から見ても閉鎖的であり、米国としては、日本は金融のオファーを少なくとも先進国の平均となるよう改善する必要がある。日本は金融の分野の重要性を充分認識すべきである。

(カナダ)

MFNは金融のコミットメントにとり重要。コミットメントを信頼できるものとするために条件を付ける米国のアプローチを理解する。各国より実質的なオファーが示されることが重要。日本が東京合意よりも更に前進することが望ましい。日本の現政権は規制緩和を唱えており、その中でも金融は重要である。経団連等も同じ考えであると承知する。U.S.は内外の期待を満たすまたとない機会である。

(日本)

透明で広い参入を可能にする制度にすべく、我が国は金融制度の改革(銀行、証券、保険)を行っている。

(EC)

日本は、議許表への記入がintendedとの単語を使用している等、コミットメントの仕方が曖昧である。

(日本)

例えば、厚生年金については、来年、年金法の大規模な改正を行う。現在は、国会との関係で議許表には漸定的な言葉は使わない。

(EC)

全ての国が議会との関係を持つが、他の国は明確に記入している。

(日本)

本件については、専門家の間でよく話合っ欲しい。加は日本に批判的のようだが、加においては外国銀行の支店の設置すら認めてられていない。

(カナダ)

自分は、MFNが重要であると述べたのである。米加FTA、NAFTAでは若干基準に違いがあるが、出来るだけ平等な扱いをすることがMFNの確保のために重要である。

(EC)

羽田大臣が、専門家の間でよく話合っ欲しいと述べられたことは遺憾である。(カンター代表よりも、"Thank you"と述べた。)

4. (EC)

四極の各国とも困難な問題を抱えている。即ち、ECはロメ協定による特惠待遇、日本はコメ、加は補助金のspecificity、米はジョーンズ法、である。四極で1つずつの問題をパッケージとしてお互いに認め合ってはどうか。

(米国)

右意見については、初めて聞いたので直ちに良いとは言えない。ロメ協定につ

秘

いては、協定の枠組みの問題と中味のバナナの問題とは違う。(原則として反対するのではなく、後附したいとの口ぶりであった。)

(カナダ)

ECの意見に賛成。

(日本)

コメ問題をブレアハウス合意と同レベルで見るとなればともかく、ロメ協定と同レベルと見ることは困る。加のspecificityの問題については、同情する。(加より、これを多としていた。)

5. 途上国の「卒業」問題

(EC)

先進国として扱うべき国となりつつある国、シンガポール、香港、韓国がある。これらの国に対しては、特にルール分野において「特別な有利な待遇(S & D)」を適用しないことが重要。但し、直ちに先進国として扱うのではなく、2年の検討期間を置いては如何と考える。

(米連)

本件についてはブリーフを受けておらず、コメントできない。

(日本)

ECの挙げた国の中にはOECDへの参加を希望としている国もあるが、近隣諸国の問題でもあり、慎重に検討したい。

(カナダ)

日本と同様、本件はここ数日で結論を得るべき問題ではないと考える。

(EC)

だからこそ、ECは2年間の検討を行うべしとしている。補助金、アンチ・ダмпニングとの関係が重要。ECとしては、一旦途上国と見做されれば、その後もずっと途上国であると主張されることが適当でないと考える。

6. 林産物

(カナダ)

エレクトロニクスについては、ゼロと言ってもいい。林産物については、ゼロができなくとも、例えば、3%としておいて、最終的にゼロとするならばいい。こうした二段階のアプローチにつき検討して一兩日中に回答して欲しい。

(日本)

本件については各国と長い間議論してきたので、各国の関心は承知している。我が方としては、ゼロはできないが、何かできるかは検討しても良い。ブリタン：林産物については24時間以内に返事が欲しい。

米、加、EC代、OECD代、英、仏、独、伊、西、瑞、デンマーク、澳、伯、墨、豪、NZ、ASEAN(除くブルネイ)、印、韓国、至に転電した。

(了)

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

山上

電信写

15-068

因 政事 外務 典房
大務 次次
臣秘官官審審長長

因 環 査 外
代 大 大 括 研
表 大 使 大 審 長

儀 対 会 口 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ

報 官 報 際 内 外 プ

長 審 一 二

領 移 参 政 保 対 旅 外

長 安 平

長 国

参 軍 不 科 協

国 参 行 専 人 難 地

参 地 中 東

審 北 東 西

保

参 一 二

審 西 口 洋

西 東

参 一 二 ア ア

長

長 漁 国

長 工 国

参 海 審 準

参 政 調 国 開 無

参 緊 評 技 有 理

長 条 規

長 国 研 析 調 七

総 番 号 R259182

月 12日

平成 5年 12月 13日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR（ハタ外相とカンターUSTR代表との会談）

第6547号 秘 大至急

（以下FAX送信 GV8760-03）

秘

12日午後8時より約1時間、羽田副総理兼外相はカンターUSTR代表と朝食をはさみつつ余人を交えず会談したところ、次のとおり（別所経国一長通訳）。

（カンター）

昨晩も話し合ったことであるが、エレクトロニクスの関税引下げの条件に関連して、日米半導体協定へのECの参加が突如話題になり、お詫びしたい。

ただし、やはり、このエレクトロニクスの問題については、ECのオファーを生かすことが日米双方の利益になると思う。

確かに、ECのエレクトロニクスや科学機器についてのオファーは、期待どおりのものとはなっていない。

しかし、日米半導体協定へのECの参加は、日米の両国の双方にとって利益があることであると思う。前向きに検討していただきたい。

今後、大臣がどうやって検討していかれるかは承知しないが、自分としては、是非、大臣と協力して、前向きな回答が得られるようにしたい。回答をできる限り早くいただきたい。

（羽田外相）

仮にECを参加させることになると、韓国、東アジア諸国等が関心を示して入ってくることとなる。そうすると、事実上、日米半導体協定が解体する恐れが出てくる。

米国にとって、ECのオファーを失うことがもったいないということは、理解できる。

ともかく、本件は、UR交渉において突然に出てきた問題であり、どう判断していいかわからないというのが正直なところである。

（カンター）

ECとの間では、非常に長い期間の交渉を通じて、エレクトロニクスのオファーをとろうとしてきた。

大臣が是非ジュネーヴにいる間に、この点を真剣に検討すると言いついていただければ、ECのオファーを引き続きとどまらせることができると思う。もっとも、この点は、大臣の判断である。自分としては、作業をしていく用意があるということである。

（羽田外相）

本件は、突然に出てきたものである。この場で、どうこうとは言えない。

ほかの方法で、視野を広くして、考えていくことができるか検討はしてみたい。

（カンター）

さらに3点に関して申し上げたい。検討していただければ、幸いである。

U V ・ 8/00-

2

その3点とは、木材、銅、金融である。

今、UR交渉の成功を間近に控えているが、同時に、失敗を間近に控えているということも言える。失敗すれば、日本及び欧州経済は大きな打撃を受ける。是非とも、このような問題について、早期に返事をいただければ、有り難い。

(羽田外相)

金融に関しては、財務省との話をしてきているが、日本としては、6月に前向きな貢献を行っている。

非鉄に関しては、米国・カナダとの共同提案によるハーモナイゼーションをやるのが日本の立場である。

銅について、ゼロのオファーをすると言われても、そもそも米国とECの関税はゼロに近い現状にあるのであり、しかも、日本にとっては、センシティブな品目である。アルミが残されているのでは、ダメである。全部を含めてゼロゼロを考えていくというのであれば理解はできる。

(カンター)

自分としては、全部をやりたかったのであるが、残念ながら、部分的にしか成功しなかった。

そこで、銅の7401、7402、7403の3品目に関して、韓国については、2品目がゼロであり、3つめも日本がゼロならゼロにできる。ECとしては、ゼロにステックしている。

もしも、これらの3品目に関して、日本がゼロにできるのであれば、自分がECに働きかけて、ECのアルミのオファーについても出させるようにしたい。

木材に関しても、期待している。

(羽田外相)

やはり、丸太の輸出規制の問題がある。もしも、丸太の輸出規制がなくなれば、5年後に関税を見直すことはできると思う。

しかし、米国・ECの合意したようなゼロゼロは困難である。

(カンター)

日本の立場は、理解するが、連邦林、州有林に対する規制を行っていても、米国には余剰があり、輸出はできるのである。日本にとっても、問題がないはずである。

(羽田外相)

しかし、やはり連邦林、州有林の規制があるので、現に日本の関連産業界は厳しい状況にある。

秘

3

(三八〇字)

もっとも、自分としては、昨夜も言ったように、実際の日本の輸入の促進の動きに結び付くように続けていきたい。

(カンター)

お互いの立場については、理解ができたものと思う。

longer stagingで日本が対応していただけるかとは思ったが、この場でこれ以上話しても無駄であるので、言わないこととしたい。

(羽田外相)

何ができるかよく見極めるようにしたい。他方、高い理想を掲げすぎるとできることもできなくなってしまう。

引き続き米国と相談させることとしたい。

(カンター)

当方は、ヨークサ、あるいは自分に、直接言ってもらいたい。

エレクトロニクスに関連して、ブリタンとこれから会うが、その際に、羽田大臣がECの参加を「検討している」と言わさせてもらいたい。そうすれば、ECがオファーを撤回してしまうことはないと思う。

(羽田外相)

それは、了解する。

他のことで日本が寄与できることがあるかどうか考えてみたい。

(カンター)

これから、UR交渉も最後の4日間となり、大変ではあるが、お互いに事務レベルに対し柔軟に取り組むように指示することとしたい。

米、加、EC代、OECD代、英、仏、独、伊、西、瑞、フィンランド、豪、伯、墨、豪、NZ、ASEAN(除ブルネイ)、印、韓国に電した。

(3)

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

極秘

電信写

04-024

大 政事外官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北 調査総 外
代ア 大 察 括 研
表 大 使 大 審 長

総儀対会口厚情研
察人 在 警 史 オ

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
密 一 二

領 移
参 政 保 対 旅 外

総 審 総 安 平

企 国

参 軍 不 科 協

国 参 行 専 人 難 地

ア 参 地 中 東

審 北 東 西

米 審 一 保

中 参 一 二

欧 審 西 口 洋

長 西 東

近 ア 参 一 二

長 参 一 二

長 参 一 二

長 参 一 二

参 海 審 準

経 参 政 調 国 開 無

長 参 緊 評 技 有 理

長 参 条 規

情 参 国 析 析 調 セ

総 番 号 R259227

月 13日

平成 5年 12月 13日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR (ハタ副総理兼外務大臣とブリタンEC副委員長の会談)

第6553号 極秘 大至急

11日、午後5時過ぎより、当地出張中のハタ副総理兼外務大臣は、ブリタンEC副委員長と会談したところ、右概要次のとおり（同席：日本側 本使、アカオ大使、オカマツ通産審議官、シワク農水審議官、アマノ大蔵省審議官他。先方 パーマン対外総局次長、アボット局長他）

本会談は、市場アクセスの問題に大半の時間が費やされた。ブリタン副委員長より、先般の米EC合意をふまえ、りん産物、非鉄等同パッケージへの日本の参加を強く要請したが、ハタ大臣よりは、日本が参加していないところで合意されたパッケージに最終段階で参加を求めるやり方や7月の四極閣僚会合の合意が無視されている点等について反論し、また、個々の産品についても具体的に反論した。

1. 民間航空機

ブリタンより、先の議長提案に日本は賛成かと質したのに対し、ハタ大臣より日本としては、議長提案のラインで問題ないと考えている旨応答したところ、ブリタンは、ECも日本と同じであるが、米国は、議長提案は、航空機産業に強い規律を課すもので受け入れられないとして、ECとして受け入れられない提案を示している、これが米・EC交渉がまとまっていない一つの原因である旨述べた。

（注：ブリタンは、カンター-USTRとの交渉のため、予定より遅れてハタ大臣との会談に来た。ハタ大臣との会談後ブリタンはカンターとの会談にもどつた。）

2. 市場アクセス

(1) りん産物

（ブリタン）りん産物のゼロゼロについては、ECは10年のステーキングとすることにより加盟国を説得して米と合意した。これは、日本の参加が条件となっており、ぜひ参加をお願いしたい。

外 務 省

電信写

(ハタ大臣) 米E C合意の内容については、日本としては交渉当事者でなかったのでおどろいている。りん産物については、日本は90年に平均50%カットを約束しており、10年間であつてもゼロは約束できない。りん産物の主産地である北海道はコメ問題でそう然としており、これにりん産物の問題が加わつたら政治的にもたない。りん産物については、米加のまる太の輸出規制の撤廃が先決である。かかる輸出規制はガット違反のはずである。7月の四極でもゼロゼロの対象外とすることになつたはずである。自分はりん政調査会長もやつておりよく知つている。りん産物に関するわが国の困難についてはカンタ にも強く言つてある。

(ブリタン) 手続き的には米E Cの合意は日カナダの同意がなければ発効しない。まず、米E Cで話をまとめただけである。輸出規制がガット違反かについてはガットの手続きに従つて問題を処理するべきであろう。10年のステージングは日本のような国の困難にも配慮したREASONABLEなものとする。

(ハタ大臣) E Cのオファーはインドネシア、マレーシアの輸出規制とリンクしていると聞いており、両国はいかつている。カナダに対してもゼロはできない旨言つている。5年で50%下げ、その後はまる太の輸出規制の状況を見つつその時点で考えるということなら検討し得る。日本の木材輸入は増えており、また規制かん和の対象ともなつている。

(ブリタン) 5年後以降の50%以上の削減について今何か言えないか。

(ハタ大臣) 5年後にレビューするとしか言えない。7月の四極でもゼロゼロの対象外になつてはいるはずである。土たん場でこうしなさいと言われてもできない。

(ブリタン) 四極では、りん産物についてゼロゼロにしないとは合意していない。ゼロゼロの対象分野を追加することについて検討していくことになつてはいたはずである。5年後以降の削減について米国の輸出規制の撤廃を条件とするとの案はどうか。

(ハタ大臣) 相談する必要があるが、いずれにせよ、りん産物のゼロゼロはできない事情を理解してもらう必要がある。確かりん産物をゼロゼロとしないかわりにウイスキーのゼロゼロに合意したとの説明を受けた記おくがある。

(ブリタン) いずれにせよ、早急に検討していただきたい。

(2) ホワイト・スピリッツ

電信写

(ブリタン) ホワイト・スピリッツに対するゼロゼロの適用の可能性如何。

(ハタ大臣) ウイスキーとブランデーについてのゼロゼロの決定は最高の政治レベルで行われたわが国のギリギリのこうけんである。ウォッカ、ジン、リキュールについては強い要請を受けベース・レートから50%の削減を提案していることを評価していただきたい。

(ブリタン) 10年のステージングではどうか。アイリッシュ・クリーム等日本の国産品と競合しないものもある。

(ハタ大臣) アイリッシュ・クリームは自分もあい用している。それよりも、先に、ゼロゼロの対象品目の拡張を検討していくと貴副委員長が言つたが、この点に関連して、日本の要求でECからのオファーに反えいされていない品目を取り上げなければならない。

(3) ひ革・かわぐつ、エレクトロニクス

(ブリタン) ひ革についてはいくらかの進展があつたが不十分である。

(ハタ大臣) ひ革は、わが国の歴史的・社会的困難をかかえる地域の主産業であるが、URを成功させるため、ギリギリのオファーを行つている。これは、貴副委員長の訪日の際クマガイ通産大臣より伝えたはずである。また、TQ品を除いては、ECがエレクトロニクスをオファーすることを条件にオファーすることを申し上げている。

(ブリタン) エレクトロニクスについては、多大の利益を日本にもたらすオファーをしている。これは日本の要求の殆どに応えるものになつている。

(ハタ大臣) エレクトロニクスのECのオファーは、ステージングが長いこと、日米半導体協定へのECの参加を条件としていること等問題が大きい。

(ブリタン) 日米半導体協定は、第三国に差別的であり、個人的には問題視している。この協定をマルチ化することは日本の利益にもなるのではないか。ECは半導体に関するオファー全体を本件協定への参加を条件としている。

(ハタ大臣) 問題視している協定に参加したいとは理解できない。いずれにせよ、自分としては同協定を96年で終わらせるつもりである。

(4) 非鉄

電信写

(ブリタン) どうについてもゼロゼロを受け入れてもらいたい。

(ハタ大臣) 非鉄については、全ての品目をカヴァーし各国がいたみを共有すべきであり、アルミを除いてどうをゼロゼロの対象とすることはフェアでない。

(5) せん維

(ハタ大臣) せん維についても取り上げたい。

(ブリタン) 米国がRELUCTANTであり、難しい。日本としても米国と話すことを勧めたい。

3. サーヴィス (金融)

(ブリタン) 金融に関する日本の国別表の記述は明確性に欠け、法規範として不十分であり、改善してもらいたい。

(ハタ大臣) 法律改正をひかえているためそのような表現となつているのであろう。

(ブリタン) 米国のTWO-TIERアプローチに対抗していくためにも、四極での日本のオファーは明確な形で国別表に書き込まれる必要がある。

(ハタ大臣) 技術的にわからないところがあるなら事務レヴェルで説明させたい。

(ブリタン) 単なる技術的問題ではなく、四極での日本が合意した義務を果たすためには、国別表の記述をよりPRECISEなものにする必要がある。

米、加、EC代に転電した。(了)

主管課緊急処理用

極秘

外務省
大務次官
秘書官
官審審長
儀典房
官審審長

政北経環査総
代ア人入察括
表大使使大審
外研
長

総議対会口厚情研
察人信在警史オ

外報官
審報際内外ブ

文長
審一二

領移
参政保対旅外

長
審総安平
企国

審
参軍不科協

国長
参行専入難地

ア
参地中東
審北東西
一

長
北米
審一保

審
参一二

長
審西口洋
西東
二

近ア長
参一二アア
二二

経
審総海国
審経エ国
一ネ
経途
二

参海 審準

経協長
参政調国開無
参緊評技有理

条長
審条協規

備長
参国析析調セ
一二

総番号 R260049

月 13日

平成 5年 12月 14日

寿府代 発
本省 着

主管
経済局長

外務大臣殿

遠藤大使

UR農業（ハタ大臣のカンター通商代表との会談）

第6592号 極秘 大至急

（限定配布）

12日、ハタ外務大臣は、カンター米通商代表とテタテートで朝食を取りながら約1時間会談されたところ
コメに関する部分概要次のとおり。（別所経国一長が通訳）

1. 冒頭カンター代表より、本日は余人を交えず率直に話し合い、政治的に重要な問題でお役に立てれば良
いと考えている旨述べたのを受け、ハタ大臣より次のとおり述べた。

（1）今回ジュネーヴに来たのは、四極の会合に出席することもさることながら、コメについて主要関係者
と話し合うためである。

（2）細川総理は、固い決意で本問題に取り組んでいる。しかし、過去数度の国会決議には完全自給がうた
われており、政府がやろうとしていることは国会決議に違反するとの強い批判に直面している。これは野党
である、自民党のみならず、与党第1党である社会党他の政党に強い反対がある。

（3）日本国内には、農業合意の文書を修正させるとの強い意見がある。自分としては、実質的な変更は各
国が容認しないであろうことは理解している。

（4）自分は総理と話し、ジュネーヴに来て、カンター代表、エスビー農務長官、ドゥー議長、「サ」事務
局長と会談し、わが国の立場に対する理解を求めることとなつた。政府としての決定は私が帰国するまで決
められないとのことである。

（5）国内には、基本的な数字を修正すべきであるとの意見もあるが、自分としては、それをすれば全てが
こわれてしまうと主張している。他方、ジュネーヴで貴代表他の人達に要請することは約束せざるを得なか
つた。

(6) 修文については、農務省とも話している。実際問題として基本部分を変えることはできないとの認識の下にクラリファイを目的として6年後に特例措置を延長するか、関税化するか協議を行う場合についての条項に一文追加したいと考えている。(7) なぜわが国として、このようなことを求めざるを得なくなつたかについて2点説明しておきたい、第一は、従来完全自給を主張していた人達にミニマム・アクセスを受け入れさせ、更にそれを上回るアクセスを特例措置の結果として受け入れさせることが必要なためである、更に7年目以降、特例措置をけいぞくさせる場合、いつその代償と払わなければならないことにつき、強い反対がある。自分としては、新たなゆう予をもらうのであるから代償が多少増えるのは否定できないと言っている。これはダンケル・テキストの考え方にも一致するものであると思う。いずれにせよ、一か国の一産品が全く解れられずにすむことはないと言っている。第二に、韓国の問題がある。昨や韓国が途上国か先進国かという議論が行われたが、韓国自身が本件のような問題につき途上国としての位置付けを主張することはしかたがないと思う。ただ、すぐとなりの国であり、また、今まで同じように関税化反対を主張していた国であるだけに、一方の条件が他方に比し、あまりに違いすぎると日本国内で大きな問題になる。念のため言っておくと、わが国は、韓国がよい条件を得ること自体につき否定するつもりはない。日本国内では、韓国の数字が動かないことを前提として、日本のアクセスの数字が若干変わらないかとの議論が行われている。これに対し、自分としては、そのような変更は困難であろうと認識している。

2. これに対し、カンター代表より次のとおり述べた。

(1) まず韓国についてのべると、大臣と自分の間限りの話であれば、韓国が、安全保障、政治上極めて特別な事情にあることは意見が一致していると思う。

(2) もし、役に立つのであれば、コメが日本市場に及ぼす影響 (IMPACT) について、グループまたは二国間で定期的 (REGULARLY) に協議することとしてはどうだろうか。そのようなことは、政治的困難をかん和するだろうか。

(3) また、自分はエスピー農務長官に話し、6年間後についての協議に関する日本の修正案に同意するよう勧めることとしたい。

3. これを受け、ハタ外務大臣より次のとおり述べた。

(1) 現時点で、韓国が途上国のグループに入っていることは事実である。わが国としては、韓国との扱い

の差を否定することはしないし、韓国が確保した条件を悪くしたいとは思わない。扱いの差の比率が合理的であればし方がないし、日本が反対すべきではないと思う。しかし、合理的範囲内であることは必要である。

(2) 貴代表が示さされた「グループ」は、URそのものではなく、輸入のもたらす結果について検討するものということと理解する。どうするかは、関係者に検討させてみたい。テキストの修文については、わが方からアカオ大使、シワク農水審議官が中心となつて議論していきたいが、米側ではだれと接触させれば良いか教えて欲しい。

4. これに対し、カンター代表より、オメーラ農務省特別交渉官とヨークサUSTR次席代表に話して欲しい旨のべた。更に同代表より、大臣が更に何かお考えになつた際にはいつでも連絡していただきたい旨のべた。また、モンデール大使から本口朝電話があり、できる限り日本に協力して欲しいとのことであつた。自分とモンデールは極めて近いので、自分に何かのメッセージがある場合は、モンデールに言つていただければ良い旨述べた。

5. 最後に大臣より、自分は東京に帰つて報告し、また、その前にも総理に電話する。カンター代表、エスピー農務長官等に率直に種々要請したが、特例措置全体のわく組みを変えることはUR全体のほうかいをもたらすとの消極的反應であつたと報告することとしたい旨述べたところ、先方より、その点は現にそのとおりであろうと述べた。

米に転電した。(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡ありたい。

限定配布

極秘

電信写



政事外務省
大務務典房
次次
臣秘官官審審長長

政北課査
代ア大大察括
表大使使大審
外研
長

儀対会口厚情研

察人任在警史オ

外報官
審報際内外フ

文長
審一二

領移長
参政保対旅外

審
審安平
企国

軍
審
参軍不科協

国長
参行専人難地

ア
長
参地中東
審北東西

北米
長
審一二保

中南
長
参一二

審
長
審西ロ洋
西東

近ア
長
参一二アア

審
長
審経エ国
一ネ二
経途

参海
審準

経協
長
参政調国開無
参緊評技有理

審
長
審条規

情
長
参国析析調セ
一二

総番号 R260052

月 13日

平成 5年 12月 14日

寿府代 発

本省 着

経済局長

外務大臣殿

遠藤大使

本大臣の訪ジュ（ドゥニ市場アクセス交渉グループ議長の本大臣表けい）

第6593号 極秘 大至急

（限定配布）

12日、本大臣は、ドゥニ市場アクセス交渉グループ議長の表けい訪問を受け、約20分間会談したところ、概要次のとおり（当方、アカオ大使、当館ヤブナカ公使、別所国一長他同席）。

1. 冒頭ハタ大臣より、ジュ府に来て、ウルグアイ・ラウンドを成功させようという気運の強さを改めて感じたこと述べたのに対し、ドゥニ議長より、貴大臣の来ジュをかん迎申し上げる、ウルグアイ・ラウンド交渉の決定的な段階に、大臣自らジュ府を訪問され、交渉にあたられるということは、非常にゆう気付けられる

（ENCOURAGING）ものである、大きなパッケージはすぐに手が届くところにあるが、最終段階における調整（FINE TUNING）が必要である、この調整には期待値の調整も含まれ、各国が妥協のし勢を示すことが必要であると述べた。これに対し、本大臣より、同感である。大きなパッケージは自由貿易のために重要であるが、他方において各国ともそれぞれぎせいを払った上でオファーをしているのであり、余り理想を追いすぎるとパッケージがこわれてしまうことになるので注意する必要があると述べた。

2. 更に、ドゥニ議長より、最近日本の国会議員の方々が自分を訪問され、その中には特例措置に関する自分の提案の撤回を求める方もおられたが、これに対し自分は、この提案は各国の複雑な利害関係を調整した結果であり、これなしにウルグアイ・ラウンドを成功させることはできないと強調した、と述べたのに対し、本大臣より次のとおり述べた。

（1）本件提案調整にあつての貴議長の努力を多とする。ウルグアイ・ラウンドの最終段階において、本件提案を白紙にもどすことは、ウルグアイ・ラウンドのほうかいにつながりかねないという認識を自分も共有する。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡ありた

極秘

電信写

（2）他方、コメ問題は、日本国内で大きなエネルギーが爆発する問題である。従つて、交渉の現段階において、貴議長調整案の実質を変更することは困難であるとしても、少なくとも日本国内における懸念を少しでもやわらげるために、何らかの明確化が必要であると考えている。詳細は事務レベルで説明させるが、6年後以降の特例措置の扱いに関する交渉において、非貿易的関心事項が考慮されることが明確にされる必要があると考えている。本件についてはぜひよろしく願ひしたい。（また、本件については、先程お会いしたカンター米通商代表にも述べておいた。（アカオ大使より、ドラフティング・サジェスチョンを別途ドウニ議長に手交したところ、右別FAX信にて送付する。本省接到後は「極秘」に指定替願ひたい。）

（3）また、韓国の問題に関して言えば、途上国としてのある程度扱いの違いは認められるが、余りにもバランスが欠けると問題であり、貴議長としても、バランスのとれた扱いになるよう努力してほしい。

3. 右に対し、ドウニ議長より、特例措置の明確化については、早速他国とも協議していきたい、貴大臣からカンター通商代表に述べられたことも重要である、また、韓国の扱いについても、合理的なバランス（REASONABLE BALANCE）が達成されるよう努力したい、と述べた。（了）

8
(4)
記者ブリーフ

12月9日23時より、ドゥニー調整案につき、朝海経済局審議官によるバックグラウンド・ブリーフィングが行われたところ、概要以下の通り。

1. 冒頭発言

御承知のとおり、日本時間の早朝、ジュネーヴで農業についての少数国会議が開かれ、その席上、通称「ドゥニー調整案」というものが正式に提示された。その調整案の「特例措置」に関わる所は、本日午後英文及びその訳文を発表した。

そこで、本日発表した特例措置については、資料を見ただけでは若干読みにくい所もあるので、簡単に解説したいと思う。

第1項は、「以下の条件を満たす農産品は、農業合意が発効する時から4条2項の規定を適用されない」ということである。この4条2項の規定というのは、2年前のドンケル・テキストからあり「全ての数量制限は関税に置き換える」ということであるが、その関税化の規定は資料にあるような(a) (b) (c) (d) (e)の条件があるものについては、農業合意が発効する時から適用しない。発効する時というのは、MTO合意が

発効する時であり、各国の批准の状況にもよるが、再来年の中頃あたりと予想している。

いずれにせよ、URが発効して農業合意も発効する時から、この関税化という規定はこういう品物（後述）については適用されない。こういう品物というのは、①国内消費の輸入が国内消費の3%未満であり、②輸出補助金がない、③有効な生産制限措置がとられている、という3つの条件を満たす物である。この3つの条件は、先日の骨子でも触れているとおりである。この（d）というのは、特例措置を適用する品目については「国別表に目印をつけて下さい」という趣旨である。（e）は、特例措置を実施する時は、初年度のミニマム・アクセスは4%、その後毎年0.8%ずつ拡大していく、その結果6年たてば8%になるということを意味する。

第2項は、「特例措置をとっても途中でやめて関税化してもよい。但し、その場合もそれまでの間に（先ほどの（e）に従って）ミニマム・アクセスが増えていくので、そこの所からスタートして、その後残っている——例えば6年間の計画期間中の3年は関税化しなかった、しかし何故か4年目以降は関税化することにしようという人がいた場合、その残り3年間の

関税化の下でのミニマム・アクセスは何％になるか」ということについて書いている。今の例で言えば、3年目であれば初年度が4％、それから増えて5.6％になるわけであるが、0.8％ではなくて0.4％ずつ増えればよろしいという趣旨である。この0.4％というのは、計算してみると、関税化した場合のミニマム・アクセスが3％から5％に伸びるということであるが、それが6年間で伸びるということは毎年0.4％伸びるということであり、そこから出てきた数字であろうと思う。

第3項・第4項は、資料では「実施期間」と書いてあるが「6年間の期間終了後特例措置も適用できる、但しそれは交渉によるのであり、その交渉は第19条（ダンケル・テキスト全体に通じることであるが、5年目に今後のことを協議しようという規定）の交渉の一環として行う」ということが第3項であり、「その交渉において特例措置を延長する場合には（ここでは特定していないが）何らかの追加的な譲許を与えなければならない」というのが第4項である。

第5項・第6項は、逆に「6年経った後、特例措置を継続せず関税化する時にどうなるか」ということを書いたものであり、第5項は「7年目以

降関税化した場合のミニмум・アクセスは、その段階で既に特例措置で8%まで行っているのので、その8%からスタートする」ということである。

これは当たり前といえは当たり前であるが、要するに「当初から関税化していれば5%で止まっていたはずであるが、だからといって7年目以降関税化するのであるから当初の5%の所から始まるというわけではない」ということを言っている。第6項の方は「万一、7年目以降関税化する場合の関税相当率は幾らか」ということについて触れたものであるが、それは「仮に初年度から関税化した場合の関税率から始める」ということである。

それは何を意味するかというと「初年度で例えば1000%ということで関税化した場合、ダンケル・ペーパーに従って6年目には15%減になっているわけであるから、その水準が7年目以降の関税相当率の水準であり、そこから始まる」ということを言っている。

第5項・第6項を併せてどういうことを言っているかというと、最初の6年間は関税化しないが7年目以降関税化するという場合のミニмум・アクセスと関税相当率は、いわば途中下車というか途中で電車を乗り換えるという話であるので、乗り換えた時は今まで乗っていた電車のミニмум・

アクセス８％から始まるし、関税率の方は乗っていたと仮定する所から始まるという考えであると思う。

以上がこの特例措置の調整案についての解説であるが、お話しすると技術的に随分難解なので、かえって混乱する面があるかと思うが、平たく言えば、ダンケル・テキストの関税化をすれば関税相当率があってそれが６年間で減っていき、その間同時にミニマム・アクセスは３％から５％に増えていくという図式である。一方、特例措置をとれば関税化はしなくてもよいが、その代わりミニマム・アクセスの方は３％ではなくて４％から始まり、５％で終わるのではなくて８％で終わる、という所がポイントであると思う。

何故その点敢えて繰り返したかということ、本日、人に（調停案・特例措置について）説明していた時に、「ダンケル・テキストそのものにミニマム・アクセスという概念があったとは知らなかった」という人もいたり、確かに難解である。この特例措置にミニマム・アクセスとダンケル・テキストのミニマム・アクセスは名前が同じなため混乱する面もあるのではないかと思う。或いは、この５年が終わった時の６年目の協議も、本来ダン

ケル・テキストの全体を報告したように、一般に該当する協議条項を使おうということであるが「ただ19条と書いてあるだけでよくわからない」というようないわば技術的な面がある。以上。

2. 質疑応答

(問) 先日発表された「骨子」と今回の文書の相違如何。

(答) この文書は、今朝のジュネーヴの会議で正式に提示されたのだが、「当面不公表にしておいて欲しい」との申し合わせになっている。恐らく国によって様々な事情があり、すぐ広報されては困るという考慮があるのであろうと想像される。これは多国間協議の場面での約束事である一方、日本の場合、この問題については非常に関心が高い、等の事情もあり「この特例措置の部分は全文公表させてほしい」ということをお願いした。

「それは困る」と随分言われたようであるが、何とか公表することになったという事情がある。

何故そういうことを申し上げるかというと、前回火曜日(12/7)に骨子を発表した時は、その前の晩にドゥニーに会いに行って「そろそろ調

整案出るでしょう。どういう内容ですか」ということで照会したが、その時も彼は非常に慎重であり「そもそもテキストは（6日の夜の時点で）はまだ渡せない。不公表である。しかし、そんなに言われるのであれば、主なポイントは予告編的に教える」ということで聞いたのが、あの骨子に盛られている3点乃至4点ということであった。その為に、骨子として伝えられたものと、今朝正式に出てきたものと詳細さにおいて差がある。

その差は具体的に何かというと、例えば先ほどの途中下車した場合（第5項・第6項）、或いはその逆の特例措置を継続した場合（第4項）については、6日の夜にはドゥニー議長は触れていなかったということである。

これは（国会での議論はあるが）、自分（朝海審議官）個人の意見としては、この第4・5・6項は相当テクニカルな点であり、大きな流れという意味では「関税化しなくてよい。その条件はこうこうである」といったようなことがあり、それがまさに骨子であると理解している。

（問）そうではなくて、特例措置を適用するための厳しい条件と、途中で関税化に乗り換える際には不利な条件が課せられる可能性を鑑みて、特例措置を取り続けるより関税化するほうが得策とのインセンティブを与え

るためのもの、とも読めるのではないか。

(答) そうとも読めるが、第2項は、途中で(特例措置を)やめる人は8%までいなくてよいと規定して折り、8%までいくのはコストが高過ぎるという見地に立てば、そのコストがかからなくなる、ということの意味する。従って、それをインセンティブと見るのかコストを減らすと見るのか、この辺は法的完璧主義というか論理を追求していくとやはりこうなるのかな、と自分(審議官)は思う。

もう一つは「追加的な、且つ受入れ可能な譲許」、これも論理の帰結としてはそうであろうと思う。何故ならば、この特例措置の基本的出発点は「関税化をしないというのであれば、そのかわりにミニマム・アクセスの方を4%とか8%とか通常の関税化以上に減らして、それでバランスをとって下さい」というような発想であろうと思う。従って、7年目以降もそういう特例措置をとるのであれば、何らかのバランスをとるべきではないかというのは、流れとしては自然であろうと思う。

但し、この第4項では、「追加的な、且つ受入れ可能な譲許」と規定しており、これは流れからいってミニマム・アクセスの増大が想定されるの

かと思うが、法律文書としては別にそういうことは書いてないし、法律論としては、交渉して決めればよいというスタイルになっていると言えると思う。

(問) 第6項を見ても、この文書の受諾によって、日本が「関税化」という原則を受け入れた、ととらえることができるのではないか。

(答) そこも見方如何の問題であろうと自分(審議官)は思う。仮に7年目以降関税化しようという人があった場合、その関税相当率の水準は何か、という問題が直ちに生じる。「初年度から関税化していたと仮定した水準」が適用されるのは、(特例措置はあくまでも)既に動き始めていた関税化という電車の特例であり、「途中からもし乗る場合は、初めの方の電車賃も払って下さい」というスタイルに起因する。但し、乗るか乗らないかは別問題であり、例えばその電車賃が高過ぎると思えば乗らなければいい、という仕組みである。従って、前提にしているといえれば前提にしていると言えなくもないと思うが、適正な運賃を欠いているといえればそうとも言えるのではないかと思う。

(問) 言葉をかえて言うならば、乗る事が想定されているという事は、実

は具体的な関税化の率が決まっているのではないか。

(答) もう一つ注目点は、それ(具体的な数字)が定まっていないことである。省略したが、別添のガイドラインの所を書いてある。これはダンケル・テキストと同じで「内外価格差云々」ということが書いてあるが、一般的なガイドラインであるため、それでは外部価格は何なのか、どこの価格なのかということまでは、書いていない。同様に「国内価格」と書いてあるだけで、九州の価格なのか、或いは北海道の価格なのかまでは書いていない。また「品質の格差を考慮していい」という規定があるが、ではそれは具体的に何なのかというところまでは踏み込んでいない。そこまでは不可能なのであろう。

更に、いざそのガイドラインの適用段階では、計算の方法によって実に様々な数字が出てくる。そのため、7年目以降関税化しようとする、これらの事も含めて考えなければならないという性格の問題である。

(問) 関税率が未定ということは、この調整案にいう「1.5%」が全く計算できないということか。

(答) 計算は可能だが、計算の方法が幾通りもある、ということである。

いわば分母と取り方が数通りある。

(問) では、仮に7年目に関税化するとしたら、その関税率はどう計算するのか。

(答) 6年目1年間に適用されたであろう関税率が出発点であって、それ以降の数年間一次の改革プログラムの期間というのを別途この19条の交渉で決めなければならないが、仮に交渉の結果「次回の改革期間は10年間」になったと仮定して、次に話し合わなければならないのは—その10年間の削減のスピードを前のように6年間で15%とするのか、異なるスピードにするのか、この文面からいってそれも交渉事項に含まれる。従って、交渉してみなければわからないのであるから、6年目の水準と比べて7年目の水準が下がらない、ということも理論的には可能である。或いはX%下げてその後段階的にいくということが第二期調整計画のルールとして合意されればそういうふうになる。

(問) この特例措置は日本のコメ以外にも適用されるのか。

(答) ノールウェーはトナカイの関税化に抵抗してきており(この特例措置に)該当するらしい。この特例措置を使うか否かは知らないが、使うことは可能である。特例措置の3条件に合っているようである。韓国のコメも合っていると思う。

(問) トナカイの肉か。

(答) トナカイの肉であろう。

(問) 関税化するとしたら、具体的にはいつの時点の内外価格差をてきようするのか。

(答) 第2期の関税という意味か。

(問) 第2次という意味である。

(答) それは、第1次に仮に関税化していた場合の水準の15%減ということになる。

(問) 判定の時点はいつか。

(答) それは関税化のルールの本則に戻って86、89の内外価格差である。但し、第6項に関して補足したい。概念的にはガイドラインに従って、

仮に関税化した場合の水準で7年目以降の水準を考えようということにはなっているが、肝心の分母は実際何なのかは定まっていない。つまり、例えばコメについて1, 300%に上がる、いや700だとかいろいろな説が去年あり、それも恐らく輸出の格差をどうとるか、バンコックの値段なのか、カルフォルニア米なのか、長粒子と短粒子の品質格差をどうするのか等いろいろなことがあるから、その辺の考慮の仕方によってある人によれば700, ある人によれば・・・

(問) その認定は誰がするのか。

(答) そこが決まっていない、ということを今申し上げたい。決まっていないということは、当初から関税化したということと、実体的に数字の上でどういう関係にあるのか、観念的にはわかりやすいが実際は全くわからない。全くわからないということと変だが、未定、不明である。

(問) どこが不明なのか。

(答) それも交渉の中で決めるのであろう。この文理解釈としては。

(問) 7年目以降の関税化という前提は、5年目のレビューで決めるのか。

(答) そういうことであらう。つまり、そうではないということは何も書

いていないから、そうとしか文理上は解釈できない。

(問) 基準年、及びある程度の指標の計算は今の時点でも可能なのではないか。

(答) 計算しようと思えばできるだろう。

(問) 日本政府は何らかの指標を出さないのか。

(答) 出さない。つまり、計算しようとも思わないから、ましてや数字は出さない。もう一つのポイントは、その数字を出せとは書いていない、ということである。したがって出す義務はない。

(問) 「骨子」の解説の時に「関税化を実施しない」との理解を示されたが、6項を読む限りにおいては疑問を持つのだが。

(答) 5項も6項もいずれも(便宜的に所謂第2期と呼ぶが)第2期に、関税化しようということになった時の話をしているのである。従って、むしろ3項や4項はちょうど逆のことを言っていて、関税化しないという場合はどうするのか、その場合にはちょっと代償を出してもらおう、ということが書いてある。

(問) 前回の説明の際、一切の前提条件がないと言ったが、今回明らかに

なったのは、4項のように、交渉の中で既にある部分の譲歩すべき部分

(ミニマム・アクセスの15%削減)が含まれているということである。

(答) それも国会で提起されている点の一つであるが、自分(審議官)が申し上げたいのは、5年終わった後の協議の時に第2期で関税化をするのか、或いはしないのかということについては、するともしないとも書いていない。交渉して決めようということである。。その意味で「今からする」ということを念書をとられたということではない。6年間猶予して、その後は関税化するという合意をしようということではない。その意味で白紙である。但し、もし関税化することになった時は、こういうふうにやろうというのが5項と6項に書いてある。もし、関税化をしないようにすることになったら4項である。従って、入り口においてどちらに行くかは白紙である。こっちに行ったらこういう条件でやろうという整理である。ちょっとそこがわかりにくかったのだろうと思う。

(問) 特別措置を受け入れる場合、国別表(農業部門)での扱いはどうなるのか。

(答) もしこれを受けた場合、コメは4%というのを実数で書かなければ

ならない。従って、それが実数で40万トンなのか、40幾つなのか知らないが、初年度を実数でX万トン、2年度がそれプラス0.8と全部実数で書くのである。

(問) 40万トンくらいなのか。

(答) 自分(審議官)はそこは知らないが、86、88の基準年の国内消費というのがおよそ1,000万トンであろう。その4%と言えば大体40万トンということになる。

(問) 初年度が1000%だとしたら、6年目には850%ということか。

(答) そういうことである。1,000掛ける85というと850だからそうである。それが一部の人は毎年15%だと思っている人がいた。そうではなくて、6年度目が始まる初日から正確に言えばその1年間は1,000だとすれば850になる。15割る6年分は2.5%である。

(問) もし、6年後に関税化した場合、より追加的な譲歩を求められるのではないか。

(答) ここは何も書いていない。追加的な数、コメについてとか当該3品についてとか、限定がない。

(問) (遠藤大使の落ち度が一部では指摘されているようだが) どのような譲歩が想定されるのか。

(答) それも正に6年目の交渉事項であり、今の時点では一切想定はない。ただ、敢えて観念的に言えば、コメならコメのミニマム・アクセスをまた上積みするということもあるかもしれないし、それは嫌だから何らかの関税をされるということだってあるかもしれないし、もっと極端なことを言えば文理解釈としては何でもいいのである。

(問) 米国や他の国の抗議にあって、ずるずる譲歩するという可能性はないのか。

(答) 国会でそういうことを指摘する人もいた。ただ、別にそこまで書いていないのである。自分(審議官)が今日申し上げているのは、政治論でなくてこの合意案の文理解釈であり、いざ6年目交渉したらどうなるか。6年とちょっと先の予想を申し上げているのではない。極端な話、その頃第2次枠組み協議をやっているかもしれない。そこで何かやってくれなければ嫌とか、どういう話になるかわからないが、そういうことはここに何も書いていないし、この文書からは将来、あるいは仮定の話であるとしか

言いようがないと思う。

(問) (第2次)交渉の際に相当不利な条件を課せられる可能性はないのか。

(答) 何を根拠にそういうことを言うのか。例えば、将来の状況だからわからないが、いろいろな意味で「日本は非常にいい子だ。だから、それほど譲歩しなくていい」ということだってないとは言えない。ここにそのようなことはないとは書いていない。繰り返し自分(審議官)が申し上げているのは文理解釈であり、解釈上将来交渉したら必ず押しまわられてひどい目に遭うということはどこにも書いてないのである。

(問) 骨子で触れられていた「輸出規制」の言及がないが、どういうことか。

(答) 今回は「関税化」の特例措置だけに限ったからである。前回骨子のところで輸出規制が出てきたのは、日本が前からうるさく言っていたので、日本の関心は「特例措置関連と輸出規制」であろうということが出た。

(問) ドンケル・ペーパーのミニマムアクセスの関税率は依然効力をもつのか。

(答) 然り。あれに非常に良く似たのが入っている。

(問) 文書はこの他にあるのか。

(答) そうである。これは冒頭申し上げたように調整案は基本的に不公平を絶対出しては困ると言われたが、関税化のところはいろいろな事情があるからいいではないかと言って、そこだけ特例的に認めてもらった。しかし、その他はちょっと待ってくれと言われ、輸出規制はその他のところに含まれている。

(問) _____ 幾らくらいなのか。

(答) それは何も言っていない。ミニマム・オア・ローであったか。低い関税率である。何％とは言っていない。ミニマム・オア・ローという表現が唯一の頼りで何をもって、それが10なのか15なのか5なのかどこにも手掛かりはない。

(問) _____

(答) 勿論ある。

(問) 大体どういう形になりそうか。

(答) 現在は未定である。そもそもこれを受けるとは決めていないし。

(問) 一部には、ミニマム・アクセス _____

(答) そこはミニマム・オア・ローと関税を掛けるのであろう。

(問) ゼロということはあるか。

(答) そこは法律論というか、政策論としてお答えすればゼロというのは恐らくないと思うが、決めていないからわからない。

(問) 因みに何が「ミニマム・オア・オー」なのかが曖昧である。日本と他国の共通認識はあるのか。

(答) 共通認識はない。つまり、今の時点で日本はこれを受けていないからそもそもコメも含めて関税化は嫌だというポジションである。従って、関税化の概念にあるところのミニマム・アクセスにおけるミニマム・オア・ロー関税率というのは何なのかということについて、具体的な案はないわけである。E Cが3分の1と決まったわけでもないであろう。E Cを見てもいろいろな数字がたしかあったと思う。

(問) 例えば工業製品の関税率との比較ではどうか。

(答) それは政治論を別にすれば全く違う話である。工業品の関税の世界と農業交渉の関税の世界は全く別である。大体工業品の世界でピーク・タ

リフ 15% というのは EC だけで、米国も日本も 15% はピーク・タリフ
だなど何となく了解したということは一切ない。ピーク・タリフの定義そ
のものが EC の定義はあるが、国際的な定義はない。

(問) 交渉は拒否され得るのではないか。

(答) 19 条で、5 年経ったらば交渉しようとして書いてあるので、それは交
渉義務である。

(問) 関税化しなかった場合は自動的に 5 項と 6 項に移行するということ
か。

(答) そういうことはどこにも書いていないからそうではないと思う。

(問) 交渉が一年以内に終了しなかったときはどうなるのか。

(答) 完了しなかった場合どうなるかについて、何も言っていない。

(問) コメの関税率は、関税化を受け入れた時点で決まるのか。

(答) 然り。

(問) 例えば、他の国々が日本の関税化の実現のために受け入れ易い関税
率を提示してくることも可能か。つまり、非情に高い関税率を適用するこ
とも可能か。

(答) ある程度できるであろう。例えば恣意的に関税率を2, 0 0 0 %とすることも、ここ(調停案)でやってはいけないとは書いていない。

(問) 現実に6年後過ぎた際の関税化に踏み切るか否かの選択は、各国に認められる必要があるのか。

(答) そうであろう。

(問) では、他国が日本を関税化に踏み切らせようとする場合、日本としては(特別措置か関税化)どちらが得かという比較考慮はあるのか。もしあれば、その基本となる関税化の率を他国が決めるということであれば、日本にとって結局逃げ道は殆どない。

(答) それはまた一種の弱気かひがみ根性であって、「6年目に交渉しよう」ということである。それはおっしゃるようなことがやってくるかもしれないし、やってこないかもしれない。やってきたって嫌だと言って交渉するかもしれないし或いは、いいよとなってしまうかもしれない。招来の事である。

(問) 新聞報道を見ていると、その時に日本が好きな方を選べるという印章がある。

(答) 日本が勝手に選ぶことはできない。それは交渉しなければいけないのである。

(問) その交渉の基盤となるいろいろな決めごとが何も決まっていないようである。

(答) 概念的な条件は「もしこちらの道を行けば、何かは知らないが”おまけ”を払ってほしい。こちらへ行くなればあたかも最初から関税化していたみたいにしてやってほしい」という概念的なそれこそガイドラインはあるが、それが実際に何なのかということは6年目に交渉してみないとわからない。

(問) 他国の特別措置について、それぞれ個別のペーパーがあるのか。

(答) 韓国は途上国と認定されており、ダンケル・テキストで様々なことの実施を10年延長できると規定されている。よって、その適用を受けることができる。

(問) ノールウェーはどうか。

(答) ノールウェーは途上国ではないので、使うとすればこれ(日本と同様の文書)であろう。特例措置の適用を今考えているか否か知らないが、

ノールウェーは途上国ではないので。

（問）他の文書は届いているのか。

（答）届いているというか、今朝未明ジュネーヴで提示されている。

（問）官房長官は日本の「食糧安保」の考え方が取り入れられたと言っていたが。

（答）輸出規制の話であろう。ブレアハウス関連である。というか、輸出を補助金はこうする、国内市場はこうするという話である。

（問）本音を言うと、いろいろな前提があってもやはり特例措置の方が得だという考えか。

（答）それを総合的な見地から近々に判断しようということである。

（問）合意後にこれ以外にまた別なことがわかったということはないか。

（答）特例措置についてのものはこれである。

（問）特例措置をとった場合に高率関税とういうのはなくなるわけだが、一方でミニマム・アクセスの部分は関税化よりも早く常勝するので、関税化と特例措置を使ってより輸入量を少なくするのが政策目標だとした場合には、いつか（特例措置から関税化へ）乗り換える時期がくると考えてい

いのか。

(答) それは統計的にわかるのであろうか。つまり、高関税をどれだけ乗り越えてくるかはわからないのである。従って、何かは高関税を乗り越えてくる。加えて、ダンケル・テキストの3乃至5は低関税だからほぼ必ず入ってくるだろう。その二つの輸入量を足したYと、こちらの方は明確に乗り越えてくる分がないから、4%から8%と非常に予測可能な数字のどちらの量が多いかというのは観念的に比べられないのではないか。

(了)

12月10日16時40頃から羽田外務大臣のジュネーヴ訪問について行われた朝海経済局審議官のバック・グラウンド・ブリーフィングの概要以下の通り。

1. 冒頭説明

羽田外務大臣は今晚（10日）9時55分発の飛行機でジュネーヴに出張する。目的は、UR交渉がいよいよ大詰めになっているなかで、いわゆる四極閣僚会合を含めUR全体の対応について現地で総括的に指揮を執るためである。帰国日程は未定。

2. 質疑応答（以下オフレコ）

（問）ジュネーブの到着時間は何時か。

（答）土曜日（11日）の午前8時20分である。

（問）四極会合はセットされているのか。

（答）セットされつつある。

（問）何時か。

（答）12日の日曜日である。時間まではまだ承知していない。

（問）各国の参加者は判明しているか。

（答）ほかの閣僚は、カンターが土曜日（11日）一時間までは承知していないが、ジュネーブ着の予定、ブリタンも11日後前中にジュネーブ着の予定、カナダの貿易大臣はかなり前から既にジュネーブ入りしている。

(問) これは招請が来たのか。

(答) そういう話はあった。

(問) それは何時頃か。

(答) 暫く前からあり、いろいろな都合を考えていたという状況である。

(問) 暫く前からか。

(答) (バック・グラウンドであることを確認した上) つまり、一番最初は、12月1日の第1回目のカンター・ブリタン会談の後ぐらいから、そういうのはどうかとの話しがあった。正式な招待と言う事ではないが、あるいは、元を正せば11月の中頃から正式な招待と言う事ではないが、そろそろ(四極会合を)やったらどうかとの話があり、最近より本格的になってきたということである。

(問) 日本だけなぜ外務大臣が行くのか。

(答) UR交渉の全体を総括する立場であり、その意味で他の国の外務大臣とはもともと立場が違う。他の国の外務大臣はそれ程URを担当していないが、日本では歴代の外務大臣がずっとUR総括の立場にある。そういう事情からだと思う。例えば3年前に東京で閣僚会議を行ったが、そのときも外務大臣の主催であった。

(問) 四極以外の日程、例えばだれかと会うとかそういう予定はあるのか。

(答) 今のところ具体的には決まっていないが、あり得ると思う。

(問) ドゥニー議長や、サザランド事務局長等と会う予定はあるのか。

(答) 今のところ、誰にどうするということは明確には決まっていない。

(問) 四極会合で他の国の大臣と会うということはないのか。

(答) 今そういう話はない。但し、他の国の大臣も若干ジュネーヴにい

るようなので、そういう可能性が四極にジョインするというか、他の国の閣僚と会うことが全く無いとは今は言い切れない。

(問) 東京から誰が同行するのか。

(答) 外務省員が同行することになると思う。

(問) 朝海審議官も同行するのか。

(答) 同行するかもしれない。

(問) 四極会合をすることの意義如何。

(答) URは大詰めではあるが、若干の大きな問題も残っていて、具体的にこの会議でどれが議題になるかまだ決まっていらないが、例えばアクセスの問題でまだ残っている問題もあるから、そういう問題も話題になるのではないか。

(問) ルールの問題は取り上げないのか。

(答) ルールもあるのかも知れない。まだ何を取り上げるというところまで詰まっていらない。

(問) 今回の派遣の性格についてであるが、ジュネーヴからの要請に応えるものなのか、政府からの要請に応えるものなのか、もしくは日本の国内の要請に応えるものなのか。

(答) 他の3極から大詰めであるしそろそろ集まらないかとの誘いがあったということである。

(問) コメ問題を国内でどのような形で調整するかということと、今回の派遣とは無縁なのか。

(答) コメ問題、より具体的に言えばドゥニー調整案の再調整、再交渉は非常に難しいということは国会その他で述べている通りで、そういう立場でUR全体として総括していくために出張するということである。

(問) 再交渉しに行くのではなく、コメについてもドゥニー調整案の背景等を改めて確認するために行くということか。

(答) ドゥニー調整案も話題にはなることは疑いないと思うが、確認というか、ドゥニー調整案の意味するところは、明解であると自分たちは考えている。

(問) 明日の一連の手続きは変更されるのか。

(答) 国内措置、手続きについては自分は承知していない。

(問) 総括できるまで(大臣は)現地に止まることになるのか。

(答) 帰りの日程は未定である。

(問) 日本がコメでワーワーやっている間に米・E Cがかなりつるんで日本叩きをするようなニュアンスのことも伝わってきているが、そういう危機感はあるのか。

(答) 個別の案件に触れるのは差し控えたいが、幾つかの案件で、米国とE Cの利害は一致していて、それと日本の利害は少し異なっているという懸案は幾つかあることは事実である。

(問) 米・E Cの合意を飲まないと、日本が潰したということになりそのような気配もあるが。

(答) 交渉の常として、利害が一致している国同志協力するということは常にあり得ることだが、おっしゃるように、そうすることによって人のせいにするほどの状況かどうかは、必ずしもそうではないのではないかと思う。個別に細かく見てみると、そういう面がなきにしも非ずではないかというものもあるが、全体として見れば必ずしもそうではない。

(問) 日本政府の態度表明は何時までにしなければならないのか。

(答) G A T Tでのサザランドの目標、狙いは、13日までに実質交渉

を終えて15日に採択と言っている。これはすでに公表されている。

(問) 調整案と、国別表の関係如何。

(答) 調整案についての方針を決めればそれにとまって国別評が書けるというイコールの関係である。

(問) サザランドの言っているのは国別表をその時までにとということか。

(答) サザランドが前に言っているのはこれは彼の発言録として公表されているが、13日には最終的なテキストを配る……配るというのは誤解を招くといけなないので補足すると、15日に採択すべき文書をそのいわば24時間前—36時間になるかもしれないが—には配ばると、ただしそれは一部この辺に誤解があるようだが、今まで農業の分野で言えばドゥニー調整案が先日出ているし、他の分野でもそれぞれ議長案が出ているが、そういう物をまとめたもの、要するに2年前にダンケル・ペーパーと通称された400ページほどの紙があるが、今度はそれと同じような紙が出来上がるわけで、それを正式に命名したわけではないがサザランド・ペーパーという人が多く、そういう物を13日に渡すと言っている。

(問) そのスケジュール通りに各国は国別表を出すことになるのか。

(答) 国別表というか、今の話はテキストのことである。テキストの質問がドゥニー・ペーパーということであれば、サザランド・ペーパーの農業部分の新しいテキストが、ドゥニー案であり、それも含んだ500ページの物にするということである。ドゥニー・ペーパーが否定されればそれは入ってこないということであろう。

(問) サザランドの公表されているスケジュール通りに進めるためには日本政府はどの時点までに政治決定すれば間に合うのか。

(答) テキストについて端的に言えばドゥニー・ペーパーについて方針が決まれば、それに応じてそれを国別表の形で書き直す。

(問) それにはどのくらい時間がかかるのか。

(答) それは分からない。

(問) 例えば、13日の午前0時に閣議を開いて閣議了解を取ったとする、そうすれば即座にサザランドに提出ができるというわけではないのか。13日に多分外相が帰ってこられ、それから閣議や首脳会議等があって、そこで日本政府の対応を決めて……

(答) そういう手順かどうかは自分は知らない。

(問) 日本政府として調整案に対する態度を決める決定と、各国に対して日本政府の決定を伝えてそれが纏まってサザランドがテキストを作るという当初公表通りのスケジュールに間に合わせるためには……

(答) 仮定の話として、日本だけが残っていて、ある時、日本がドゥニー案で良いと決め、それをジュネーヴに連絡する。ザランドはそれを受け、厚ぼったい本の一部となって配られる。日本があればだめだと言ったとすると次に自分はどうか良く分からないが、そののところは修正しないでドンケル・ペーパーに戻って、ということになるかもしれないし、ドンケル・ペーパーに戻ったのでは余り意味ないから困ると……

(問) 日本政府が意思決定をすれば、それ程時間をおかずに物事は纏まるということか。

(答) 若し日本だけがそういう状態であったらということである。

(問) ぎりぎり13日の夜までに日本がドゥニー案にうんと言えはそれはサザランド・ペーパーの中に入るのか。

(答) ただこれは皆さんに参考までに申し上げている自分個人的な観測

にすぎないが、従来の G A T T 交渉の歴史で 10 日というとなつたりするであろう。今度は 13 日と言っているが非常に厳密に 13 日の 24 時までかどうかそれは分からない。

(問) 15 日は大丈夫か。

(答) 15 日は本当の 15 日だ。

(了)

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

電信写

15-035

大 政事外儀官
 大 務務 典房
 次次
 臣秘官官審審長長

政北環査総 外研
 代ア大大察括 長
 表大使使大審

総儀対会口厚情研

察人(在)警史オ

外報官 審報際内外プ

文長 審一二

領移 参政保对旅外

総長 審総安平
 企国

審 参軍不科協

国長 参行専入難地

ア 参地中東
 審北東西

印米長 審一〇保

中南長 参一二

長 審西口洋
 西東

近ア長 参一二アア
 一二

長 審総漁国
 審総工国
 一ネ一
 審

参海 審準

経協長 参政調国開無
 参緊評技有理

長 審条規

情長 参国析析調七
 二

総番号 R258978

月 11日

平成 5年 12月 12日

寿府代 発

本省 着

主管 経国一

外務大臣殿

遠藤大使

UR交渉 (タ) 大臣とサザerland事務局長会談：記者ブリーフ)

第6514号 大至急

(以下FAX送信 GV8725-05)

GV: 8725-

(三八〇字)

羽田大臣とサザンランド事務局長との会談
の模様についての別所国一課長によるリ
ーディングの概要次の通り。

1. 大臣は11時半頃より約45分間「サ」と会
談した。先方よりほオトール官房長が同
席した。

まず、大臣より、10月に東京でお会いした
が、その後URがここに来てきた事について
の「サ」の指導力について敬意を表すると
ともに、自らがURについては当初より色々
お形で聞きしところを述べた。また、日本
では今、GATTと言えはコト、というこ
とによりこれは日本にと、大変真剣か、
重大な問題である。事務局長もどう議長
の調整案の作成について色々御令かいたした
いたと思う。御承知の通り、このURの最
終局面にあ、日本国内、政府は現在大変
厳しい状況には、ている。その理由は、調
整案の数が少く、あつてくるにつれ、持

GV: 8725- 2

(三八〇字)

米への不安が増して来ているために。今後の対応が非常に重要な問題であり、「サ」としても何か考えがあれば授けていたにしたい。また、日本としては、他の農業合意金体とのバランスも考えていきたい。

今日、厚府を訪れたもうひとつの目的は、四極会合を行ない、市場アクセス交渉をまとめ、URを成功させ、終結させることである。

米、EC間での合意が成立したこと自体は日本としても歓迎するが、内容については必ずしも満足していない。また、URの他の問題としてはAセ(アンチ・ダンピング)が大きな課題である。日本はダンケル・テキストに完全に満足している訳ではないが、自新して来た。これが政治的に重要なものはある。同様に米国の自新も期待している旨述べた。

これに対し「サ、^{は次々とあり述べた}より、日本政府代表团

UV: 8725- 3

(三八〇字)

は常に建設的^に、一所懸命努力しており、

URの成功のために貢献していることは充分認識している。

農業についてはドウニ議長が提出した調整

案は、日本はこれで良かったと思われてい

かすべし良い案だと思う。同案は日本の従

来よりの主張と可能な限り受け入れており、

また、持例措置自体も充分な幅があり柔軟

性もあると思う。ブレアハウス合意が一部

の国にと、て飲み下すのが難しいのと同様

持例措置も飲み下すのは一部の国にとり困

難である。その案について日本の理解を求

めたい。

UR全体の話では、米・ECの交渉でも

大変厳しいものがあるが、たゞ、現在でもある。

ブリタニ副委員長は、EC各国内の厳しい

圧力の中で大変困難な問題を抱えている交渉

している。米も大勢の議員が来季に、大変

な圧力をかけている（たゞ、自分としては

GV: 8725. — 4 —

(三八〇字)

故には、クリントン大統領、カンター代表
はURを成功裡に終結させるという固い決
意を持ってゐることをある。）。大臣の言
われたA田（ア・タ・ン・ビン）の話は、米
は、これを解決できなかったURをまとめ
ることをできないと言つており
また各国とも関心が非常に強く、話し合ひ
で解決していく他はないと思う。

毒府では、あと数日、前進するモメントム
（勢い）を最後まで保つことが重要である。
この意味から、ぜひ四極関係合意を成功さ
せたい。また、そのために自分も何らかの
形で役に立つたい。

最後に大臣より、米・ECの困難な状況
と日本も同様であり、あつためて日本の立
場の理解を求めたい。また、四極合意の成
功のために自分として役に立つことが
あれば努力したい旨述べた。

(以下質疑応答)

GV: 8725. 5

(三六〇字)

Q. 大臣はドウニ議長の調整案と受諾したのか。

A. そのようなことはいい。

Q. コレについて、大臣は日本の非常に困難な立場を理解して欲しいと述べたが、その真意は、ドウニ議長の調整案を変えて欲しいということか。

A. 自分は、その「真意」についてお答えする立場にはいい。

米、EC代、加、英、仏、独、伊、ASEAN (3) (除(九社)に電通は、)
韓国、

経路第 号 3
※平成 年 月 日 時 分 発 3

在外公館電信案

館長 次 序 注 意	主管 教 中 公 使	※発電係 起案 平成 年 月 日 起案者 電話番号 角 木
協議先 赤尾大使 報連 秋田		
外務大臣 あて 在 尋府代 大使 総領事 発		
件名 UR C (四極関係会合 記者フリー)		
※ 第 号	大至急 普通 (至急) (優先処理)	パターンコード
転送 在 来 此 地 必 要 電 報	※転電番号 第 号 大 便 ・ 総領事あて	大至急 普通 (至急) (優先処理)
△△○A		
○B ○C		
○D ○E △△ ○S		
○A (必ず記入) 関係国名 (1~4ヶの国名、地域、国家群、国際機関名を記入)		
○B (必ず記入)	基本分類 (1~4ヶの番号記入) 国内問題—110 国家体制 (クーデター、憲法改正など) 120 指導者・政府 130 議会・政党 140 政局 (選挙など) 190 その他 対外関係—210 外交政策 220 (二国間、地域、国際) 情勢 240 紛争・交渉・協議 230 要人往来 (首脳会談、外相会談など) 290 その他	
○C (必ず記入)	テーマ (1~4ヶの番号記入) 政治・安保—310 政治・国際関係 320 安全保障 330 軍事 (軍事力、軍縮・軍備管理など) 390 その他 380 日本に係わる問題 社会・治安—410 治安問題 (テロ、ストライキ、戒厳令など) 420 社会問題 (人種、人権、宗教、難民) 480 日本と係わりのある社会問題 490 その他 経済・経協—510 国内経済 (財政・金融、主要指標など) 520 対外経済 (貿易、債務累積、経協など) 530 マルチ経済問題 (OECD、OPECなど) 580 対日経済 (含む経協) 科学・文化・その他—610 科学技術 (原子力、海洋など) 590 その他 620 文化 630 世論・論調 690 その他 テロ問題—910 組織 920 事件 940 対テロ国際協力 980 日本関係	
○D 情報入手者名 (省略可)	○E 情報源 (省略可。個人名、○○部等)	
○S 要旨 (要旨の記入に当たっては△△を消し、次頁以降に600字以内で書き、末尾に△△を付す。) (要旨を省略するときは○Sを削除。)		

12日午前3時より、11日のウルグアイ・
 うりンド四極関係会合等の概要についての邦
 人記者ブリーフが行われたところ、右要旨次
 のとおり。(ブリーフラー：赤尾大使)
 1. 11日夜の四極関係会合の概要
 赤尾大使の冒頭説明は次のとおり。
 四極関係会合は、当初午後6時からを予定し
 ていたが、米・ECのバイ交渉が長引いたた
 め午後9時半頃より開催された。初めに食事
 をとり午後12時頃まで行った。
 本日の会合はブリタンEC副委員長の主催で
 会合の目的は、東京関係会合のフォローアッ
 プとして米・EC合意のアルチ化に關し日本に
 協力を求める(後者が主目的)ということだ
 った。
 個別項目についての議論は次のとおり。
 (1) 木材
 米・EC合意の内容は木材の関税を10%
 年間で撤廃するということであり、右にっ

て日本に対し参加を求められたが、次の理由により参加できないと拒否を断った。

(イ) 米・ECの本材に関する合意の内容は、アレーシア・インドネシアの丸太輸出規制の撤廃を条件としていすが、他方米・加の同様の規制の撤廃は求めないという途上国に差別的な内容を含む不平等なものであること。

(ロ) 日本はそもそも本材については、米・EC合意に含まれていないECオファー（条件付きで50%カット）よりよいオファー（無条件で5年間に50%カット）を行っており、米・EC合意により参加することにより得るものは少ないこと。

2) 非鉄

日本はそもそも米・加提議のハーモナイゼーションを支持していたが、非鉄に関する米・EC合意は、その対象を銅のビロビロにし、日本の参加を条件とするものである。右については次の理由により参加できない旨述べた。

(a) 日本の非鉄金属オファ―は、全体としてECのオファ―より倍位良いオファ―であると、半、EC以外の国より評価されている。

(b) 他方、半、EC合意の内容は、日本が弱い銅のみを対象とあるものであり、かかる半、ECにのみ都合のよい提案に参加する理由は無い。

3) エレクトロニクス
半、EC合意の内容は、ECが半導体を中心にオファ―を行う（但し、引上げの期間は10年で実際に削減引下げを行うのは6年目から）が、その条件としてECが日米の半導体協定に参加するといふものである。これについて、は次の理由により参加を断った。

(1) 日米半導体協定は96年までの期限のものであり、その内容には問題があり良い協定とは言えないとの指摘もあること。

(2) 上記協定への参加はエレクトロニクス分野の削減引下げとは無関係であること。

4

(三八〇七)

(4) 繊維

日本より、米、E.C.の繊維のオファーについて
^{不十分であり}
 7はアジアの諸上国（印、パキスタン等）が
 不満を持ち、7いる旨指摘した。

(5) 蒸留酒

米、E.C.より、ブランデー、ウイスキー以外
 のホワイト・スピリッツも関税撤廃の対象に
 含めることを求めたが、日本よりはかき子返
 りオファーは行かない旨述べた。

(6) 紙・パルプ及び科学機器

米・E.C.合意の内容は10年間で関税撤廃を行
 うものであり、他方日本のオファーは5年で
 撤廃するものであるところ、米・E.C.合意は
 不十分である旨指摘した。

(7) ガーゼス

米E.C.より、日本は金融に關し追加オファー
 ができず、算間があったが、日本は交渉のこ
 の段階で追加オファーを求められずも対応は
 できない旨答えた。

日本よりは、半の金融に及ぶ two-tier
 アプローチは交渉の雰囲気にも悪い影響を及ぼ
 一部のアジア諸国はオファー撤回を行って
 る旨述べた。なお、半の海運、ECのオプ
 ン・セグメント(AV)については今日の
 会合では議論する時間はない。

(8) 半、EC交渉

今日は決着はつかず、明日(12日)朝また行
 うと思われている。

2. 質疑・応答(主なもの)

Q: 四極会合において進展はあったか。

A: 半、EC会合への日本参加の要請はほと
 んど断った。半、ECのオファーは自己に翻
 意の無い品目について a pick and choose の
 オファーがあり、またECの立場は、自らが
 オファーできない責任を他国に押しつけるも
 のであり受け入れられない。

Q: ウェルについて議論はあったか。

A: ウェルについては議論はあったが、大臣

より我が国の事情について若干の説明を行った。

Q: 米、E.C.の農業后意について議論されたか。

A: あまり議論されなかった。従来より四極関係会合では農業はあまりとりあげられていない。

Q: 米、E.C.后意の説明は既に事務レベルで行われているが、関係会合でも行われた理由は何か。

A: 日本の大蔵のDからほと、より何が? なるのか否かを聞きたいということであると思う。

Q: 日本のオプターの変更の可能性について

A: 日本のオプターは良いので問題は無い。米、E.C.后意に参加して、日本のオプターを後退させる必要はないし、非鉄のオプターに因する進上国との関係からしても変更は望しくない。但し、米、E.C.のオプターの内容によつては変更を検討することはあり得る。

Q: 今後の日程について

(三ノ)

A: 明日は四極関係会議は予定されている。
 U R 交渉に際しては、13日にはGNG会合とG
 NS会合を開催し、その後でTNC会合を行
 いテキストを配布する、15日には右テキスト
 が採択されるという予定である。実質交渉は
 12日の夜まで行う。テキストについてはAD
 が少し遅れている。TRIPについては半-
 ECの間で合意があれば比較的速いであろう。
 補助金協定に際しては半-EC間で問題が多
 い。
 半、加、EC代に転電した。
 (13)

不決裁

1.

三八〇字

12日行われた羽田大蔵とカンター米通商代表との朝会合の様相についてこの邦人記者グループ概要次のとおり（グループ＝別所全団一課長）
1. 8時過ぎから50分程度朝会合の形で会談が行われた。親密な雰囲気で行ったとの「カ」の希望をうけて、大蔵及び「カ」に通訳一人を入れたという形で行われた。
農業、2つの問題及び昨日の四極会合を受けての二国間協議の両方がとり上げられた。
2. (1) 大蔵より、今回の来朝は四極会合に出席の子という二つともあるが、同時に2つについて重要な方々とお話しする子二つともその目的であり旨を言う子二つともは、今日本は非常に厳しい状況の中で2つの問題について議論が戦わされているとの国内の状況を説明。また、色んな意見が国内にあるという二つを率直に説明した。その上で、自分ら総理とも話し合った。カンター代表、ワシントン農務長官、ハウ＝議長

ササ・ランド事務局長等の代表と話し合つて

日本の立場を説明し理解を求むることをし

したものであり、その結果について報告

するところとなつてゐる。

ドラ調整案は合やばば公表された形にな

つており、当地委員会においても色々議論

が行われてゐることもあつてゐる。日本だけ

の都合が通ふとは思つてゐないが、他の国々

を考え、立場を説明したことをして、国内

の議論を率直に説明した。

(2) ことに於て、たゞ、自分としても

Xが日本に於て政治的に重要であること

には理解してゐるつもりである。たゞ、

ドラ調整案は従来からの日本の立場が

相当程度反映されたものである。

ことに日本が根本的に挑戦するところ

には、たゞ、URに重要な影響を及ぼす

というところにはなりかねない。ので、日本以

外の国としてどうして日本の立場を反映

あり、それが、まづ、かゝる、程度、あり、

として、臨、確、回、に、姿、勢、を、示、し、た。

(3) 上記のとおり、お互い、が、その、立場、を、保、ち、

合、を、引、き、續、き、た、として、も、内、題、の、重、要、

性、を、認、識、し、た、と、い、う、こと、で、他、の、議、題、に、移、

った。

3 昨、日、の、四、部、会、合、を、踏、み、つ、つ、幾、つ、か、の、具、体、

的、の、議、論、が、(1) エ、レ、ク、ト、ロ、ニ、ク、ス、(2) 木、材、(3)

非、鉄、(4) 金、融、に、つ、き、あ、つ、た。

(1) エ、レ、ク、ト、ロ、ニ、ク、ス

昨、晚、大、臣、会、合、の、米、E、C、合、意、の、内、容、に、つ、き、

て、ど、れ、ど、れ、が、成、立、し、た、か、つ、た、の、に、つ、き、合、意、を、

あ、り、と、考、へ、た、と、い、う、こと、を、受、け、て、た、と、い、う、こと、を、

全、体、と、し、て、は、米、と、し、て、は、E、C、に、対、し、て、精、一、

杯、か、ん、は、あ、つ、た、と、い、う、こと、を、受、け、て、た、と、い、う、こと、を、

結、果、を、受、入、れ、た、と、い、う、こと、を、受、け、て、た、と、い、う、こと、を、

言、う、こと、を、受、け、て、た、と、い、う、こと、を、

(2) 木、材

米、E、C、合、意、の、10年、後、の、ど、れ、ど、れ、の、要、請、に、

お話し、大臣さんには、日本としては既に最
大限の意味あるオファーとしていふことは
できるとの、基本的に従来日本の立場
を説明した。

(3) 非鉄

「カ」代表さん ~~日本~~ 米が提案の「一モ
タイゼーション」を支持との立場に言及があった
のに対し、大臣さんは銅についての日本
の強みに関して説明した。

(4) 金融

「カ」さん、金融市場のもう一步の開放努力
を願った。これはURにとって必要
である旨を言及したのに対し、大臣さんは、
7月の東京合会において日本は本件セクター
において他国に先がけて前向きな貢献を
したところであり、右努力を十分評価し
て欲しい旨を述べた。 「カ」は、かかる^{日本の}努力
は評価するものの、~~である~~ であるが是非もう一歩
の努力を願った。大臣は街検討方が強い

可子次第である旨説明。

4. 最後には、これらからECと合意して、引き続き交渉を行う予定である旨説明を了した。

5. 質疑応答

Q: 2×12について大臣は具体的に何の要望を行ったか。

A: 国内の事情、国内に出ている議論をかなり詳細に説明した。

Q: 政府として何が要求したという点については何か。

A: 国内の状況、政府内外での議論を踏まえて、先方の十分な理解を求めたという点。

Q: 何に対しての理解か。H±調整費は受入れられないとの立場における理解か。

A: 直接大臣にお伺いした方がよいと思う。

三〇字

朱、加、EC代に転電して。

(3)

注意

1. 本電の取扱いに慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

秘

電信写

15-068

因 政 事 外 儀 閣
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

因 代 表 大 使 使 大 審
外 研 長

儀 対 会 口 厚 情 研
察 人 在 警 史 オ

報 官 報 際 内 外 プ

長 審 一 二

領 務 長 参 政 保 対 旅 外

長 安 平

長 国

審 参 軍 不 科 協

国 参 行 専 人 難 地

長 参 地 中 東

長 審 北 東 西

米 保

中 南 長 参 一 二

長 審 西 口 洋

長 西 東

長 参 一 二 ア ア

長 参 一 二

長 参 一 二

長 参 一 二

参 海 審 準

長 参 政 調 国 開 無

長 参 緊 評 技 有 理

長 参 緊 評 技 有 理

長 参 緊 評 技 有 理

総 番 号 R259169

月 12日

平成 5年 12月 13日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管

経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

UR（ドウニWG議長のハタ大臣表けい）

第6542号 秘 大至急

（以下FAX送信 GV8754-02）

GV: 8754- 1

1 2日羽田大臣をドゥニー市場アクセスグループ議長が表敬した模様について、別所経国1課長によるブリーフィングの概要以下の通り。

1. ~~経国~~大臣は11時頃から約15分にわたって非常に忙しい日程をお互い調整して、ドゥニー議長と懇談した。基本的には大臣の方からコメの問題について話をした。

2. (1)大臣より、ジュネーブに来てURの最終局面を見ていると各国共にURをまとめようとやる気は見せている。但し最後に来て各国共に利害を強く主張している。その中で市場アクセスグループの議長としての「ドゥ」議長の御尽力というのは非常に大変なものだと敬意を表した。

それに対して「ドゥ」議長からは、やはり羽田大臣がこの最終局面においてお見えになって自ら行動されるという事は非常に大切なことだと述べた。また引き続き議長の方からURの今の状況についてかなり大きな良いパッケージが出来つつあると思うが、これから数日間引き続き精一杯働いて行く必要があると思う旨紹介があった。

(2)大臣より、自分がこの度来たのは他の事もあるけれどコメについて日本の立場を率直に関係者に伝えること、市場アクセスグループの議長として調整案を出された「ドゥ」議長に自ら会って日本の情勢、調整案をうけての色々な議論を説明して調整案に対する日本の考え方を直接お伝えすることが一つの目的でもある。等国内の状況を説明した。そして、日本としては出来るだけ良い形の物を作っていただけのようにお願いしたい旨述べた。

これに対して「ドゥ」議長の方から、日本の御事情は承知した。しかし、この調整案は各国の色々な事情を踏まえバランスを考えながら作っていったものであるし、その中で日本の立場というものも相当取り入れたつもりである。実質的な変更を加えるということは難しい。また、何度かジュネーブに来られた^(日本の)議員の方々ともお会いし、その中にはこの調整案を撤回しろと言う人もいる。しかし、それに対して自分は、それではURは壊れてしまうということを申し上げてきている旨述べた。

(3)大臣より、自分は「ドゥ」議長以外にも、カンター代表とも今日会ってコメの話をした。それからサザーランド事務局長他関係

秘

GV: 8754- Z

者とも話していると述べ、再度日本の立場、主張に対する理解を求めた。

これに対し、「ドゥ」議長よりは、やはりこの調整案^を [REDACTED]
実質的にいじるということは難しいとの発言があった。

(以下質疑応答)

Q. 良い調整案を作るべきだというのは日本にとってという意味か。

A. そういうことで [REDACTED]

Q. 今日はドゥニー議長との会談だったのでかなり突っ込んだ話をしたのか。

A. かなり具体的なことも話した。

Q. 具体的にはどういう点か。

A. [REDACTED]

詳細に述べることは差し控えた。

Q. 具体的に何等かの修正を求めた [REDACTED] ということか。

A. [REDACTED] その [REDACTED] うに理解していただいて結構である。
のよ

Q. 特例措置の延長についての規定も議論されたか。

A. 色々な件について議論した [REDACTED] その中でその点も触れられた。
だけ

Q. 韓国の米については議論されたか。

A. 特に議論されていない。

Q. 基本的に調整案は変更出来ないということだったのか。

A. 基本的態度としては非常に消極的だった。
[REDACTED]

米、加、EC代に転電した。

未決裁

12日羽田大臣をドゥニー市場アクセスグループ議長が表敬した模様について、別所経団1課長によるブリーフィングの概要以下の通り。

1. 大臣は11時頃から約15分にわたって非常に忙しい日程をお互い調整して、ドゥニー議長と懇談した。基本的には大臣の方からコメの問題について話をした。

2.(1)大臣より、ジュネーブに来てURの最終局面を見ていると各国共にURをまとめようとやる気は見せている。但し最後に来て各国共に利害を強く主張している。その中で市場アクセスグループの議長としての「ドゥ」議長の御尽力というのは非常に大変なものだと敬意を表した。

それに対して「ドゥ」議長からは、やはり羽田大臣がこの最終局面においてお見えになって自ら行動されるという事は非常に大切なことだと述べた。また引き続き議長の方からURの今の状況についてかなり大きな良いパッケージが出来つつあると思うが、これから数日間引き続き精一杯働いて行く必要があると思う旨紹介があった。

(2)大臣より、自分がこの度来たのは他の事もあるけれどコメのついて日本の立場を率直に関係者に伝えること、市場アクセスグループの議長として調整案を出された「ドゥ」議長に自ら会って日本の情勢、調整案をうけての色々な議論を説明して調整案に対する日本の考え方を直接お伝えすることが一つの目的でもある。等国内の状況を説明した。そして日本としては出来るだけ良い形の物を作っていただけのようにお願いしたい旨述べた。

これに対して「ドゥ」議長の方から、日本の御事情は承りました。しかし、この調整案は各国の色々な事情を踏まえバランスを考えながら作っていったものであるし、その中で日本の立場というものも相当取り入れたつもりである。実質的な変更を加えるということは難しい。また、何度かジュネーブに来られた議員の方々ともお会いし、その中にはこの調整案を撤回しろと言う人もいる。しかしそれに対して自分はそれではURは壊れてしまうということを申し上げてきている旨述べた。

(3)大臣より、自分は「ドゥ」議長以外にも、カンター代表とも今日会ってコメの話をした。それからサザーランド事務局長他関係

者とも話していると述べ、再度日本の立場、主張に対する理解を求めた。

これに対し、「ドゥ」議長よりは、やはりこの調整案というものは実質的にいじるということは難しいとの発言があった。

(以下質疑応答)

Q. 良い調整案を作るべきだというのは日本にとってという意味か。

A. そういうことです。

Q. 今日はドゥニー議長との会談だったのでかなり突っ込んだ話をしたのか。

A. かなり具体的なことも話した。

Q. 具体的にはどういう点か。

A. 誠に申し訳ありませんが。

Q. 具体的に何等かの修正を求めた~~部分~~ということか。

A. まあそういうふうに理解していただいて結構である。

Q. 特例措置の延長についての規定も議論されたか。

A. 色々な件について議論したので、^へその中でその点も触れられた。

Q. 韓国の米については議論されたか。

A. 特に議論されていない。

Q. 基本的に調整案は変更出来ないということだったのか。

A. 基本的態度としては非常に消極的だった。

(子)

米、加、EC代に転売した。

(3)

未決裁

15日、当地邦人記者団に対し、本日午前で開催された羽田大臣とマクラーレン・カナダ貿易大臣との会談の模様について石川経国一企画官より説明を行ったところ、概要次のとおり。

1. 概要説明

(1) 本日午前9時半すぎから10時すぎまで約30分、会談を行った。会談は和やかな雰囲気で行われた。

(2) マ大臣からは、次のとおり述べた。

日・カナダの交渉関係者は良好な関係を保っており、各国ともこのような関係のもとに交渉を進めれば早期に終結するであろう。

カナダとしては大きなパッケージを目指して交渉しており、その観点から林産物と非鉄の両セクターの追加を重視している。

非鉄については日本とカナダは同じ立場にあると思う。

林産物については、日本の立場は承知しており、カナダの理想としては直ちにゼロゼロが実現されることであるが、それが無理ならば2段階方法（最初の5年は3%、その後協議しあとの5年でゼロに）でもよい。

玩具及び家具のゼロゼロには応じる用意がある。林産物ゼロゼロ、非鉄ハーモが無理ならば、米・EC合意は考え直す必要がある。

(3) これに対して、羽田大臣より次のとおり述べた。

米・EC合意においては、非鉄についてはアルミには手をつけず、銅のみがゼロとされている。日本は広範な関税引下げを重視しており、この点はカンター-USTR代表にも伝えた。

林産物交渉には経緯がある。他方、カナダ材は年々増加してきている。ガットは関税を低くする観点から交渉が行われているが、関税引下げ以外に、輸入促進や規制緩和を講じているところである。林産物についてはゼロにはできない。我が国は丸太輸出規制の撤廃を重要視しており、それがさらなる話し合いを進める前提である。丸太輸出規制については米国、カナダとも問題がある。我が国は何もしていない訳ではなく、具体的にできることはやってきた。カナダ材を公共用の建物に使うよう奨励をしているし、私事であるが母の家を建てたときも外材と日本材を一緒に使うようにした。

玩具については幅広いカバレッジが望ましい。

家具については我が国は問題はない（マ大臣より、カナダもオフィス用や産業用家具はゼロゼロで問題なし、住宅用家具は木材ゼロゼロ次第であり留保する旨述べた。）

- (4) マ大臣よりUR全般及び金融サービスについて意見を求めてきたので、羽田大臣より、次の通り応答した。

米・EC間では、オーディオ・ビジュアルや航空機が難しい問題として残っているようであるが、（これまでのラウンド交渉とは異なり）今度はみんなが痛みを分かち合う精神で望んでいる。終盤になるとあともう少し取ろうと考えたりもするだろうが、URを壊してはならないとの気持ちも働くのではないか。

特に、日本の場合はコメについて、補正予算や政治改革とも重なり国会の会期を延長しなければならなくなり、多くのエネルギーを使った。ドゥニ議長には調整案をまとめる上で大変努力をしてもらったが、努力を無にしないよう我が国も取り組みたい。

金融サービスについては7月の東京合意において我が国は大きな貢献をした。これ以上は無理である。我が国もいろいろ努力しており理解してもらいたい。また、two-tier approach のような差別的措置がとられないよう願っている。このような措置がとられれば我が国としても何らかの措置を考えないといけない。

- (5) 最後にマ大臣より、来年4月ごろに訪日し、日加間の共通事項につき忌憚のない意見交換を行いたい。

2. 主な質疑応答

Q: 農産物や乳製品についての議論はあったか。

A: なかった。

Q: コメについての議論はあったか。

A: 先程説明したような発言があっただけである。

Q: 米国がtwo-tier approach を発動した場合は対抗措置がとられるという趣旨か。

A: そのとおり。

米国、カナダ、EC代に転電した。（了）

85 發言応答要領

首席

臨時 × 3

農業

市場アクセス × 3

高島ル

坂本ル

岡田ル

大 使
次 席
総務参事官
ガット列長 (H)

通番	- 3	日付	平成 5 年 12 月 11 日
受信者	統国 - 山上 補佐 宛 FAX番号 (国) - (地 域) - ()		
発信者	在ジュネーヴ代表部 統国 - 井本 (ローマ語 (署名) 宛)		
件名	事務連絡 (大臣発言、応答要領)		

上記に以下の追加的説明は次のとおりです。

1. 11日当地朝 9時に送付した資料は外務省作成案。

2. " 11 13時頃 " は 各省の意見と
(11時半~会合)

踏まえて改訂したものです。

(発言要領または参考資料の改訂を行った箇所は

別紙の V の部分です。)

目次

	頁
A. 総論	
レ I. カンター USTR 代表との会談	1
✓ II. ブリタン EC 副委員長との会談	2
III. サザーランド事務局長との会談	4
✓ IV. 四極大臣会合	5
B. 各論	
I. モノ	
1. 日本が攻める事項	
✓ 1-1 総論	6
1-2 東京合意からの拡大が不十分なもの	
✓ (1) エレクトロニクス	8
✓ (2) 非鉄	9
✓ (3) 紙パルプ	11
✓ (4) 玩具	12
1-3 二国間の問題として不満があるもの	
✓ (1) 繊維・衣類	13
✓ (2) トラック	16
✓ (3) 化学品	17
✓ (4) セラミック	18
2. 日本が攻められる事項	
✓ (1) 林産物	20
✓ (2) ホワイトスピリッツ	21
✓ (3) 皮革・革靴	26
II. サービス	

(1) サービス交渉全般	28
✓(2) 金融	29
(3) 海運	35
(4) オーディオ・ビジュアル	36
Ⅳ. ルール	
レ1. アンチダンピング	37
レ2. 補助金	39
3. TRIP	40
Ⅳ. 政府調達	41

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

登

電信写

02-003

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘書官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総経対会口厚情研
察人(在)警史オ

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 参軍不科協

国 参行専入難地

ア 参地中東
審北東西

長 審一二保

北米長

南長 参一二

長 審西口洋
西東

近ア長 参一二アア
一二

経 審総漁(国)
長 審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

経 参政調国開無
協長 参緊評技有理

条 審条協規
長

情 参国析析調セ
長 一二

総 番 号 R 2 5 8 9 5 4

月 11 日

平成 5 年 12 月 11 日

寿 府 代 発

本 省 着

主 管 経 国 一

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

事務連絡

第 6 5 0 7 号 秘 大至急

石川経国一長代理へ ジュ府代ヤブナカより

当地午後2時の大臣ブリーフの際に配布した大臣発言・応答要領の改訂ばんを別FAX信します。(了)

GV8715

大至急

FAX信

秘

総番号 R258955

月 11日

平成 5年 12月 11日

寿府代 発
本省 着

主管
経国一

外務大臣殿

遠藤大使

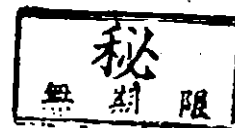
事務連絡

FAX信 秘 大至急

(以下FAX送信 GV8715-44)

GV:8715- 1

往電第6507号別FAX信



ウルグアイ・ラウンド交渉

(平成5年12月11日～12日)

羽田副総理兼外務大臣

御発言・応答要領

参 考 資 料

平成5年12月

在ジュネーヴ日本政府代表部

目次

GV: 8715- 2

頁

A. 総論

- I. カンターUSTR代表との会談
- II. ブリタンEC副委員長との会談
- III. サザーランド事務局長との会談
- IV. 四極大臣会合

1

3

4

5

B. 各論

I. モノ

1. 日本が攻める事項

1-1 総論

6

1-2 東京合意からの拡大が不十分なもの

(1) エレクトロニクス

8

(2) 非鉄

9

(3) 紙パルプ

11

(4) 玩具

12

1-3 二国間の問題として不満があるもの

(1) 繊維・衣類

13

(2) トラック

16

(3) 化学品

17

(4) セラミック

18

2. 日本が攻められる事項

(1) 林産物

20

(2) ホワイトスピリッツ

21

(3) 皮革・革靴

26

II. サービス

GV:8715- 3

(1) サービス交渉全般	28
(2) 金融	29
(3) 海運	35
(4) オーディオ・ビジュアル	36

Ⅲ. ルール

1. アンチダンピング	37
2. 補助金	39
3. TRIP	40

Ⅳ. 政府調達

41

A. 総論

1. カンター米国通商代表との会談

GV: 8715- 4

<総論>[発言要領]

1. 先月中旬シアトルでお会いして以来であるが、その間UR妥結の見通しが大きく改善したことを歓迎。最後の局面で協力しあってURを成功に導きたい。

2. 米EC合意

(1) ・米・EC合意の内容の中には、日本の参加が一方的に条件とされている点や、特定国の都合のみに考慮が払われている点等問題が多い。また、東京合意拡大についても各国の期待を下回るものが多々あり、残念。

・具体的には、エレクトロニクス、科学機器でゼロゼロができなかったこと、紙・パルプやおもちやの長期ステーキングがある。特に問題が多いのは非鉄金属である。また、林産物については、四極東京会合で我が国の主張が認められ、ゼロゼロの対象外とされたものと認識しており、今回の米ECの合意のゼロゼロは我が国としては受け入れられない。

(2) また、林産物については、四極東京会合で我が国の主張が認められ、ゼロゼロの対象外とされたのであり、米ECの合意のゼロゼロは受け入れられない。

(3) 我が国としては、できる限り既存のオファーを取り下げることなく対応するつもりであるが、米、ECから我が国関心事項について一層前向きな対応を求めたい。

<各論>

1. モノ

・我が国から米国に改善を求める事項

繊維、トラック等

・米国の主な対日関心

木材、皮革 (ホワイト・スピリッツ)

2. サービス

(特に、金融について言及頂く)

GV: 8715- 5

3. ルール

ダンピング規則 (必要に応じ言及)

II. ブリタンEC副委員長との会談

<総論> [発言要領]

GV: 8715- 6

1. 先月東京でお会いして以来であるが、その間UR妥結の見通しが大きく改善したことを歓迎。最後の局面で協力しあってURを成功に導きたい。

2. 米・EC合意

(1) ・米・EC合意の内容の中には、日本の参加が一方的に条件とされている点や、特定国の都合のみに考慮が払われている点等問題が多い。また、東京合意拡大についても各国の期待を下回るものが多々あり、残念。

・具体的には、エレクトロニクス、科学機器でゼロゼロができなかったこと、紙・パルプやおもちゃの長期ステーシングがある。特に問題が多いのは非鉄金属である。また、林産物については、四極東京会合で我が国の主張が認められ、ゼロゼロの対象外とされたものと認識しており、今回の米ECの合意のゼロゼロは我が国としては受け入れられない。

(2) また、林産物については、四極東京会合で我が国の主張が認められ、ゼロゼロの対象外とされたのであり、米ECの合意のゼロゼロは受け入れられない。

(3) 我が国としては、できる限り既存のオファーを取り下げることなく対応するつもりであるが、米、ECから我が国関心事項について一層前向きな対応を求めたい。

<各論>

1. モノ

- ・我が国からECに改善を求める事項
エレクトロニクス、トラック等
- ・ECの主な対日関心
革靴、皮革、ホワイト・スピリッツ

2. サービス

(特に、オーディオ・ビジュアルについて言及頂く)

Ⅲ. サザerland事務局長との会談

I. 総論

〔発言要領〕

GV: 8715- 7

1. 10月に東京に事務局長をお迎えして以来、URでは大きな進展があった。これには、貴事務局長の強力な指導力が大きく寄与しており、敬意を表したい。残され5日間UR成功のため引き続き指導力を発揮して頂きたい。
作

2. 関税化に関する特例措置の扱いに関しては、貴事務局長から多大な支援と理解をいただき、あらためて謝意を表したい。我が国は現在同措置受入れをめぐる、極めて困難な政治状況にあるが、必ずURの成功裡の妥結に貢献できるよう全力をあげたい。

3. 今次、来寿の目的は、一つには米、EC、加と会談し、市場アクセスに関する米・EC合意を踏まえ、最終的市場アクセスのパッケージの作成に寄与するためである。米・EC合意に関する我が国の立場は、首席代表者会合等で繰り返し述べているので、この場では繰り返さないが、我が国としてもこの最終局面において建設的な役割を果たす用意がある。

4. なお、日本国内では自分の今次来寿を特例措置に関する調整の一環と見ている。自分としても対外的には貴事務局長と特例措置についても話し合い、事務局長からド二調整案を受け入れるよう強く要請されたと説明せざるを得ないので、了承願いたい。

Ⅱ. 市場アクセス

1. 米EC合意が成立したことは歓迎。

2. しかし、その内容は日本にとって不満足なもの。(多くの国も不満を表明。)

3. 我が国としては、できるだけ大きなパッケージを作るとの観点から現在のオファーはできるだけ維持するとともに、四極として一層の改善を図る所存。

IV. 四極会合 [発言要領]

GV: 8715- 8

I. <総論>

1. 7月のUR東京閣僚会合の合意は、それまで沈滞化していたUR交渉を再活性化させる上で大きく貢献。今回は、交渉期限を直後にひかえ、まさしく交渉の最終的とりまとめの一環として、ともに共同して作業できることを喜んでいる。

2. 米・EC合意

(1) ・米・EC合意の内容の中には、日本の参加が一方的に条件とされている点や、特定国の都合のみに考慮が払われている点等問題が多い。また、東京合意拡大についても各国の期待を下回るものが多々あり、残念。

・具体的には、エレクトロニクス、科学機器でゼロゼロができなかったこと、紙・パルプやおもちゃの長期スレージングがある。特に問題が多いのは非鉄金属である。また、林産物については、四極東京会合で我が国の主張が認められ、ゼロゼロの対象外とされたものと認識しており、今回の米ECの合意のゼロゼロは我が国としては受け入れられない。

(2) また、林産物については、四極東京会合で我が国の主張が認められ、ゼロゼロの対象外とされたのであり、米ECの合意のゼロゼロは受け入れられない。

(3) 我が国としては、できる限り既存のオファーを取り下げることなく対応するつもりであるが、米、ECから我が国関心事項について一層前向きな対応を求めたい。

GV: 8715- 9

B. 各論

I. モノ

1. 日本が攻める事項

1-1. 総論

(発言要領)

日本の関税引下げ率是对世界貿易加重平均で60%に達するものであり、他の3極の引下げ率と比べても全く遜色のないものと自負している。一例を取れば、繊維・衣類では、日本は約半分のピークタリフカットを含む平均3分の1カットを実施している（が、これに比べ、ECのカットは17%、米国のカットは11%にとどまるものと承知している）。

GV: 8715-10

(参考)

鉱工業品に係る各国関税の引下率

(単位%)
()は米に合わせた

	日 本	米 国	E C	カナダ
対日本	—	43.9	25.4 (20.4)	55程度
対米国	81.0	—	44.4 (50.0)	—
対EC	54.9	na	—	na
対カナダ	75.6	—	—	—
対世界	60.2	35.1	33.2 (30.0)	50

平均関税率 1.6%

3.5

3.8

4.9

(ガット事務局資料及び当方試算による)

各国オファークの特色及び問題点

1 EC (93年10月のインディカティブ・オファー)

[平均関税率 5.8%→3.8% (34%引下げ)]

- ・ 660品目につきオファーなし。その中には日本の関心品目であるVTR、乗用車等が含まれる
- ・ 貨物自動車(トラック)のピークタリフについては22%から19%へのわずかな引下げしかなされていない。
- ・ 繊維(引下率17%)、水産物(引下率20%)のオファーもPOORであり、発展途上国を中心とした諸外国からの批判を浴びている。

2 米国 (93年11月19日提出)

[平均関税率 5.4%→3.5% (35%引下げ)]

- ・ 繊維のオファーは非常にPOOR(引下率11.5%)。多数の例外品目。
- ・ 日本の対米関心品目であるトラック(関税率25%)については、ピークタリフであるにも係わらず実質的にオファーなし。乗用車についてもオファーなし。その結果87類(輸送機器)については4%の引下げにとどまる。
- ・ 履き物についてもわずか6.7%の引下げ。
- ・ エレクトロニクスについては85%の引下げであったが、今回は61%に後退している。

〔エレクトロニクス（含む科学機器）〕

GV: 8715-11

（発言要旨）

- (1) 米国・EC合意によるエレクトロニクスのオファーに関しては、対世界で43%のカットから64%のカットへ、対日本で39%のカットから60%のカットへという改善が見られ、一応の評価はできる。
- (2) しかし、かねてから日本がECに対して強くリクエストしてきた半導体20品目については、
- ① 関税撤廃が実現されていないこと
 - ② 引下げの条件として、品目の一部について10年間という長期のステージングとなっていること
 - ③ しかも、後半の6年目からの引下げとなっていること
- という標準的プロトコールから外れたオファーとなっており、極めて残念である。
- (3) ECの鉱工業品の全体の対日オファーも26.4%のカットから31%のカットへの若干の改善を示しながらも、33%カットという目標には不足しており、半導体のゼロゼロへの思い切った決断を期待している。

〔注〕

- (1) 科学機器に関しては、60%のカットとなっているが、日本、米国、カナダ、北欧諸国、その他の国々は、ゼロゼロで同意しており、このような合意をベースとした上でのさらなる努力が求められている現状である。
- (2) 半導体に関しては、最も中心的アイテムであるメモリーのD-RAMs、EP-ROMsについて、14%から7%へとなっているものの、このような引下げは不十分であると考えており、我が国としては不満が残っている。
- (3) 半導体の引下げの条件に関して、『日米半導体協定へのECの参加』が挙げられ、米国・EC間で既に合意したとされている。
- しかし、この点については、米国から、当事者である我が国に対して何らの相談もなく、関税の引下げとは全く無関係であるこのような条件をアクセプトすることは到底できない。
- （半導体の全てに関してゼロゼロを合意し得るのであれば、何らかのECとの協力関係を作ることが可能となろうが、ゼロゼロを合意し得ないのであれば、協力関係を進めることは不可能であると考えている。）

〔非鉄金属〕

GV: 8715-12

(発言要領)

- 1、銅地金関税撤廃要求については、我が国としては全く応じられない。銅地金関税は現在、EC、カナダともゼロであり、米も1%と低率であることから、ゼロゼロ提案は実質的な痛みを伴うものとはいえない。
- 2、日本はかねてより、非鉄セクターについては、4極全ての国が全ての品目について、痛みをシェアすることを主張してきている。しかるに、ECはアルミの6%関税について、一切の引き下げを行っておらず、他方、銅について撤廃を要求している。これはフェアなゲームではなくアクセプトできない。
- 3、米国はカナダとともに、7月29日、全てのセクターの3分の1引き下げ又は3%のハーモ提案をマルチの場において行った。この提案は、米国が主催したAPECの場においても評価され各国の期待が高まった。にもかかわらず、米国がこの提案を一方的に放棄したことは、経緯からしても極めて遺憾である。
- 4、なお、日本は、ECがアルミ地金についてノーカット、製品についても僅かなカットとなっている状況を改善できないのであれば、アルミ地金についてはあえて撤廃に応じる用意があるものの、アルミ製品については、EC及び近隣諸国との厳しい競争状態に照らし、3%を維持することはできず調整を強いられる。
ただし、ECがアルミにおいて、更なる改善を行うのであれば、銅、鉛、亜鉛、その他の品目において3%ハーモを極力維持するよう努めたい。なぜなら、日本の非鉄セクターの輸入の75%は非4極からのものであり、日本の大幅なカット(65%)に対する期待がこのラウンドのモメンタムとなっているからである。

(参考)

ECのカット率 27~33% (日本の銅地金関税撤廃を含む種々の条件付き)
米はゼロゼロ提案を行っているが、後退が予測される。その詳細は不明。

非鉄金属に関する四極の対応

GV: 8715-13

日本 各品目を33%カット又は3%のいずれか低い税率のハ-モナイゼ-ション
 カナダ 引き下げ
 (7月の米加共同提案そのもの)

EC 平均33%カット。最高税率5%。例外あり (アルミ地金6%)
 アメリカ 日本に対し、銅 (一部銅製品)、ニッケルの関税撤廃を要求

四極の現状とオファー

	銅地金	アルミ地金	アルミ製品	ニッケル地金	鉛地金	亜鉛地金
日本	4.6%→3% (15円/kg→9.7円/kg)	1%→0%	11.5%→3%	5%→3%	9.1%→3% (8円/kg→2.7円/kg)	5.7%→3% (8円/kg→4.3円/kg)
カナダ	0%→0%	0%→0%	2.1~10.3% →3%	0%→0%	0%→0%	0%→0%
EC	0%→0%	6%→6%	10%→7.5%	0%→0%	3.5%→2.5%	3.5%→% (注)
アメリカ	1%→0%	0%→0%	2.6~5% →(注)%	0%→0%	4.0%→% (注)	1.5%→% (注)

(注) EC, アメリカは相互に相手に対し40%カットで調整

(3) 紙パルプ

GV:8715-14

(発言要領)

米 E C 合意でステージングが 10 年とされたことには失望している。日本は今

だに 5 年での実施が適当であると考えている。

(4 / [玩具]

GV: 8715-15

(対米国、対EC)
(発言者)

玩具のゼロゼロについては、現在、米国、ECから中国のPrincipal supplier品目を例外とするような提案が出されているが、このような提案は政治的に極めてネガティブなメッセージであり、例外を設けずに一律にゼロゼロとすべきである。

1-3 二国間の問題として認識があるもの

(1) [繊維]

GV: 8715-16

(対米国)

(発言要領)

(1) 我が国は、現下の厳しい国内状況にもかかわらず、UR全体の成功にむけ、特に途上国の関心のある繊維分野において、東京四極大臣会合の趣旨を踏まえ、3分の1カット、トリフピークについても全体の半分以上を上回る167品目の5割カットをオファーしている。しかるに、米国は12%、ECは17%カットのオファーしか行っておらず、全く不満。

(2) 貴国に対しては、重点リクエスト157品目について3分の1カットを要求してきたところ、逆に6月のオファーから更に後退しているのは全く受け入れられない。

これらの品目について3分の1カットを強く要求する。

(対EC)

(発言要領)

(1) 我が国は、現下の厳しい国内状況にもかかわらず、UR全体の成功にむけ、特に途上国の関心のある繊維分野において、東京四極大臣会合の趣旨を踏まえ、3分の1カット、トリフピークについても全体の半分以上を上回る167品目の5割カットをオファーしている。しかるに、米国は12%、ECは17%カットのオファーしか行っておらず、全く不満。

(2) 貴国は、当初3分の1カットをオファーしておきながら、自ら提案したハーモナイゼーションを口実にして、17%カットにまで撤回し、米国のオファーを口実に、更なる撤回を示唆しているのは全く受け入れ難い。

(3) 我が国としては、繊維分野での3分の1カットを強く要求する。

GV: 8715-17

(我が国の最終対応)

(添字要領)

米、ECの貧弱なオファーは、LDCの多大な不満の根源。

我が国も、米、EC並みへの撤回圧力が極めて大きい。

こうした厳しい状況の中で、我が国は撤回は自制するが、米国が10年のステージングであることに対応し、我が国もステージングを5年から10年に変更する。

修了)

繊維関税オファーの現状

GV: 8715-18

[米国] 最終案は、引下率 対世界 11.6% (対日本 24.9%)

ヒルマン大使「日本が不満なら撤回したらよい。それにあわせて自分も撤回する。」

(対日引下額)

(万ドル)

	157リクエスト品目	(参考: 全繊維)
93年6月	△1,232 (21.0%)	(△2,824 (24.6%))
11月8日	△766 (13.1%)	(△2,366 (20.6%))
11月19日	△796 (13.6%)	(△2,638 (23.0%))
12月8日	△1,011 (17.4%) (注)	(△2,857 (24.9%))

(注) このオファーの中には、政治的sensitive品目として強く要求していた別珍・コール天について、ほぼ5割カットのオファーが含まれている。但し、金額的には約30万ドルと小さなもの。

[EC] 対世界 17.1% 対日本 24.3%

但し、米国のオファーが不十分として撤回を示唆

[日本] 対世界 32.6% 対米 36.8%、対EC 33.3%

(2)トラック

GV: 8715-19

(発言要領)

米国は、日本の関心の高い軽トラックを全く引き下げておらず（現在25%）、

また、ECも軽トラックについては極めて浅くしかカットしていない（21%-

19%）、この点については日本は深い失望を感じており、日本に鋼についてセ

ロゼロを要求すると言うのであればまず米ECとも乗用車並への関税引下げを

行うべきである。

3) [化学品セクター]

GV: 8715-20

(対米国)

(発言要領)

臭素化合物(12品目)の対日関税撤廃要求について

今回の四極エクソサイズのうち、化学品ハーモは例外的に、完全な形での合意がなされたセクターであり、各極それぞれが痛み、苦労をシェアして成立したものである。本セクターでの引下率は我が国はすでに52%と大きなものとなっている。(注 ECの化学セクターの関税引下率30%)

米国からは、臭素化合物12品目についてリクエストがなされているが、日本だけが一方的に撤廃に応じることはできない。四極を含め、主要な貿易相手国がすべて関税を撤廃することが必要であり、それがない限り、応じることはできない。

(対EC)

(発言要領)

スチレンモノマーの化学品ハーモからの例外要求(0%を4%にする)
(HS2902.50)

化学品ハーモの例外なき、完全なる実施を他国に強く要求していたECが交渉のこの段階において、自ら例外を要求したのは驚きである。

元来、化学品ハーモはECの業界の主導で開始され、進められてきた経緯があり、当方は大きな苦痛を伴いながら、参加したものである。6、7月の合意作成の時点で提案してきたのであれば、当方としても喜んで支持したものであったと考える。提案主導者としての責任を自覚してもらいたい。

ECが本件について全ての化学品ハーモ参加国の同意を得てくるのであれば、我が国としても4%について、応じる。

(注1) ECはスチレンモノマーを例外とすることにより以下の3品目を例外とすることが真意である。

エチルベンゼン(HS2902.60)、クメン(HS2902.70)、
ベンゼンの一種(HS2902.90の一部)

(注2) 米国は染料約70品目の例外を要求していたが、ECの強い要求により断念した経緯あり。ECによる例外を認めれば、米国もこれらの例外要求を行わざるを得ないとの発言あり。

(12月10日 日米バイ交渉、ノートン課長)

(注3) カナダは、スチレンモノマーの日本の関税撤廃を、我が国の自動車部品の関税引下げリクエストとリンクしている。

4) [セラミック]

(対米国)

(発言要領)

GV: 8715-21

- (1) 我が国としては、貴国に対してセラミックについて11品目の重点要求を行い、これら11品目について、6月に5割カットを中心としたオファーを貴国から受け取っていたところ。先般ガットに提出された貴国のオファーは、6月のオファーから大幅な撤回となっており(11品目中7品目)、全く受け入れられない。
- (2) これらセラミックの重点要求11品目のすべてについて、5割カットを要求する。

GV:8715-22

(参考) セラミックス対米重点 1 1 品目

H S	協定	93. 6月	93. 11月	
6907. 90. 00	20. 0	177- 10. 0	177- 14. 5	改善
6908. 10. 10	20. 0	10. 0	14. 5	"
20	20. 0	10. 0	14. 5	"
50	19. 0	9. 5	14. 5	"
90. 00	19. 0	9. 5	14. 5	"
6911. 10. 20	8. 0	6. 0	6. 0	同じ
39	8. 0	6. 0(200ト*以上超は4. 0)	6. 0	改善
49	8. 0	単品200ト*以上超は4. 0	6. 0	"
6912. 00. 44	13. 5	10. 0	10. 0	同じ
49	11. 5	9. 8(注)	9. 8	"
6913. 10. 50	9. 0	4. 5	(X O Y O Z 4. 5)	一部改善

(注) 低級品と高級品の区分ができれば追加177-可能とのこと。これに対し、
区分は「100ト*」を登録。

2. 日本が攻められる事項

GV: 3715-23

(1) 林産物

(a) 合板

米EC合意で日本の参加を条件としてゼロゼロが合意されている（通関方式）点及び、日本の同一行動を条件としてECが合板、パーティクルボード、繊維板を引下げオファーしている点、日本としては、交渉当事者でなかったのに驚いている。日本としては、これまで約束してきた平均50%カットはきちんと実施するつもりである。但し、10年後であってもゼロを約束することはできない。コメの問題で国内は騒然としており、コメに加えて林産物についてゼロを約束することは政治状況が許さない。ゼロゼロを推進している米加は、ゼロを主張する前にまず、丸太の輸出規制を撤廃すべきである。

(2) ホワイトスピリッツ (カンター、ブリタンとのバイ会談用)
(松尾 氏 送) GV:8715-24

ホワイト・スピリッツの関税相互撤廃について

1. 蒸留酒の関税については、一連の自主的引下げにより、国産品が減少する中で輸入品が急増し、国内業界は極めて厳しい状況にある。
2. それにもかかわらず、我が国は関税引下げのステージング期間を通常（6年）より長期とすることを前提に、ウィスキー、ブランデーに限って関税相互撤廃に応じることとし、7月の四極の東京閣僚会合の成功に大きく貢献した。
3. これは、最高の政治レベルで決断された我が国としてギリギリの貢献であり、関税相互撤廃の対象をホワイト・スピリッツまで拡大することは不可能である。
4. なお、米国・ECの要望するウォッカ、ジン及びリキュールについては、業界の厳しい状況にもかかわらず既に、ベースレートから50%のカットを提案している点を評価していただきたい。

〈四極関係会合用〉

GV: 8715-25

(更に、先方がホワイト・スピリッツの関税相互撤廃に固執する場合)

関税相互撤廃対象を拡大することはできない。しかし、我が国としては、ウルグアイ・ラウンドの成功に貢献するとの観点から、ホワイト・スピリッツの中で主要な産品であるウォッカ、ジン及びリキュールについては関税引下げオファーを大幅に改善し、ベースレートから約7割引き下げる用意がある。この引下げは実行税率から5割の引下げに対応するものである。

なお、7月の東京閣僚会合の際にも明らかにしたとおり、ウィスキー、ブランデーの関税相互撤廃については、ステージング期間を通常より長くすることが、オファーの前提条件であり、その点については理解を得られていると思う。今回提出する譲許表では10年間の長期ステージングを明記することとしているので、念のため申し添える。

(注) 現在のオファーはベースレートから5割の引下げ、
実行税率から1割の引下げの水準にある。

〈四極閣僚会合用〉

GV: 3715-26

(先方がウィスキー及びブランデーの10年のステージング期間に
難色を示す場合)

1. 今般、米国・E C間合意においては、ビールの関税撤廃のステージング期間を8年とすることが合意されたと聞いているが、7月の東京閣僚会合においては何の言及もされておらず、明らかに東京合意からの後退である。
2. このようなビールの長期ステージングに合意しておいて、7月の東京閣僚会合の際に我が方オファーの前提条件として明示しておいたウィスキー及びブランデーの長期ステージングを問題視する態度は、第三者の目から見ても全く公正を欠くのではないか。
3. 長期ステージングの確保は、ウィスキー及びブランデーの関税相互撤廃のオファーを維持するための不可欠の条件であることを再度明らかにしておきたい。
4. なお、当然のことながら、長期ステージングを問題視するのであれば、今申し上げたウォッカ、ジン及びリキュールのオファー改善は撤回せざるを得ない。

GV:8715-27

(先方より、7月の四極合意で、ウィスキー及びブランデーに関する非関税措置の撤廃が四極間で合意されたことを踏まえ、焼酎とその他の蒸留酒との間の酒税の税率格差の是正について言及越す場合)

1989年に行った酒税制度の抜本的改革において、従価税制度及び級別制度を思い切って廃止した上、ウィスキー類の減税（旧特級で約45%程度の減税）と焼酎の大幅増税（約75%程度の増税）を行った結果、税率格差は改正前と比べ大幅に縮小。

(参考)

GV: 8715-28

ウォッカ、ジン及びリキュールの関税引下げ案

	ベースレート	実行税率	現行オファー (実行10%カット)	今回オファー (実行50%カット)
ウォッカ	32.0%	17.9%	16.0% (△50.0%)	9.0% (△71.9%)
ジン	154 円/ℓ 税 35%の低い方	86.2円/ℓ 税 19.6%の低い方	77.0円/ℓ 税 17.5%の低い方 (△50.0%)	43.1円/ℓ 税 9.8%の低い方 (△72.0%)
リキュール	252 円/ℓ	141.1円/ℓ	126.0円/ℓ (△50.0%)	70.6円/ℓ (△72.0%)

() 内はベースレートからの引下げ率

(3) [皮革、革靴等]

(対米国)

(応答要領)

GV: 8715-29

- (1) 我が国は、歴史的・社会的困難を抱える地域の主産業となっている皮革産業について、UR全体の成功に向け、特に貴国の要求を踏まえつつクラストレザーを中心に皮革の関税引下げをオファーしたところ。
- (2) 我が国のオファーは、ギリギリの政治的決断に基づく最終的なものであり、貴国側も、我が国のオファーを肯定的に評価する旨のコメントをしてきた筈。
- (3) しかるに、昨日になってこれまでの交渉プロセスを全く無視するような要求 (TQ革靴の2次税率の従価税分の60%カット (60%→24%) 要求等) をしてきたことは理解し難くこれを受け入れることはできない。
- (4) 尚、革靴については、主要供給国との交渉結果を受けて、貴国にオファーをすることとしているが、昨日貴国が要求越した内容は全く唐突なものであり、かつ貴国の履物のオファー状況等に鑑みれば、これを受け入れることはできない。

(注) なお、米国は、靴の2次税率 (60% (従価税分) 又は4800円 (従量税分) の何れか高い方) の従量税分の撤廃を要求。ただし、従量税分を大幅に引き下げることには、ECの靴業界が強く反対。

(対EC)

- (1) 我が国は、歴史的・社会的に困難を抱える地域の主産業となっている革靴及び皮革産業について、UR全体の成功にむけ、特に貴国の要求を踏まえつつ関税引下げをオファーしたところ。
- (2) 我が国のオファーは、ギリギリの政治的決断に基づく最終的なものであることは、先日貴副委員長が訪日された際にも私及び通産大臣からも申し上げたところ。
- (3) 加えて、非TQ品目については、極めて苦しい状況にあるが、我が国のエレクトロニクスゼロ提案に対するEC側のオファーを前提に、相応のオファーをする用意があると申し述べてきたところ。

(注) ECは、5品目あるスキー靴 (27%等) の関税引き下げ要求を出している。しかしながら、スキー靴業界は特定産地の部落解放運動に強くからんでおり、関税引き下げには社会的、政治的に大きな問題がある。

GV: 8715-30

(参考) 各国の関税引下げ状況

(単位: %)

	日本			米国 (注1)			EU			カナダ		
	協定	最終 177-	引下率	協定	177-	引下率	協定	177-	引下率	協定	177-	引下率
皮革製品 (11品目)	9.0	4.8	(46.6)	3.9	2.9	(24.2)	3.9	2.9	(24.1)	10.0	6.6	(34.3)
皮革製品 以外の皮革製品 (12品目)	11.8	9.5	(19.0)	11.0	10.4	(5.2)	6.7	4.3	(35.7)	17.9	11.5	(35.9)
皮革製品 以外の皮革製品 (13品目)	17.0	15.3	(10.3)	10.7	10.0	(6.7)	11.7	6.6	(43.9)	22.1	17.5	(20.4)
合計	13.9	11.7	(15.4)	10.4	9.7	(6.6)	8.0	4.9	(39.1)	18.4	13.6	(26.0)

(注1) 米国は、履物全体 (115品目) で78品目、そのうちタリフピーク (51品目) で36品目について、全く引下げのオファーを行っていない。

(注2) ECは、最近の日・ECバイ会合において、既にオファーした履物関税の撤回を示唆している。

(注3) カナダは、履物に係るタリフピーク品目の大多数 (33品目中31品目) について20%カットをオファーしている。

(サービス交渉全般) 【発言要領】

GV: 8715-31

我が国は、サービス交渉を重視し、広範な分野につき自由化のオファーを提示。然るに、重要分野である、金融、海運、オーディオ・ビジュアルにつき十分な成果が予想される状況にないことは残念。各国が困難を克服し、URの成果に向けて貢献することを期待。

(発言要領)

GV: 8715-32

金融サービス

- 1 我が国は、金融サービスをサービス協定の重要な分野の一つとして積極的に取り組んでおり、本年6月の東京での四極閣僚会合の際には、金融分野における積極的な貢献策を他国に先駆けて表明したところ。
- 2 我が国としては、本分野において最恵国待遇原則に基づいた合意が行われることを期待しているが、仮に米国が最後まで現在の方針に固執する場合、適切な対応をとらざるを得ないと考えている。

(応答要領)

GV:8715-33

問 日本は、金融サービス分野でもっと貢献すべきではないか。

(答)

- 1 我が国は、金融サービス分野でもウルグアイ・ラウンド交渉の成功裡の終結に向け積極的に貢献しており、本年6月の東京での四極閣僚会合の際には、厚生年金基金の運用に係る規制緩和措置を含む目一杯の貢献策を他国に先駆けて表明したところ。
- 2 我が国としては、上記貢献策を盛り込んだ譲許表を11月26日に提出しており、金融サービスの分野では最大限の貢献を提示済みと考えている。

(参考)

本年6月の我が国の貢献策

- (1) 厚生年金基金の運用に係る投資顧問業者のアクセス改善
- (2) 越境保険取引に係る規制緩和
- (3) 保険ブローカー制度の導入 等

(応答要領)

GV: 8715-34

問 米国の金融サービス分野における差別的アプローチに対し、どのように対応するのか。

(答)

- 1 我が国は、この交渉を通じ、一貫して最恵国待遇原則を重視する立場を取ってきたところ。
- 2 我が国としては、この交渉の基本原則を歪める、米国の差別的アプローチの撤回を要求するが、仮に米国が最後まで現在の方針に固執する場合、最恵国待遇義務免除の登録を含め、何らかの適切な対応を取らざるを得ないと考えている。

(参考)

米国は、金融サービスについて、米国から見て金融市場の開放が不十分な一部の国に対し最恵国待遇を与えないとの例外登録を行う旨主張している。

このような米国の差別的アプローチは、最恵国待遇に基づく一方的な米国金融市場の開放はフリーライダー（ただ乗り）を許すことになるとの米国内の根強い声を反映しているとも考えられ、その方針は容易には変更されないのではないかと考えられる。

GV: 8715-35

問 米は、ソーティア・アプローチを採る事態を回避するため、日本が金融市場に対する手続きの透明化及び公的年金への投資機関会社の参入を認めるべきではないか。

(答)

- 1 手続きの透明化については、先般の行政手続法の成立を受けて、来年度より実施される予定である。
- 2 年金市場への投資機関会社の参入については、今年6月の4極協議会議において、厚生年金基金への参入の拡大を、URを推進するという観点から提示したところである。この措置を実施するためにこれから国会に厚生年金保険法の改正をお願いしなければならない。今回の厚生年金保険法の改正は、年金制度の改革を含む重要な問題である。このような法律について国会の承認をお願いする際に、重ねてURのために私的年金についての措置を約束することは、政治的に全く困難である。
- 3 いずれにしても、交渉期限を間近に控えた現時点において、申し越しの要請についての意図表明も含め、追加的な貢献を行うことは困難である。しかしながら、金融市場の自由化については、今後とも着実にやっていく所存であり、明年7月に最終合意が期待されている日米包括協議において日米双方にとって満足のいく合意が得られた場合には、MFNベースですべての諸国に恩恵を与えることが、今年7月の日米政府間の共同声明に明記されている。

(参考)

日米間の新たな経済パートナーシップのための

枠組みに関する共同声明

(仮訳)

GV:8715-36

日本国総理大臣と米合衆国大統領は、1993年4月の首脳会談における了解を再確認し、日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みを以下の通り設置することに合意する。

基本目的

この枠組みは、日米経済関係のための新たな協定のメカニズムとしての役割を果たす。この新たな経済関係は、バランスの取れた相互の利益となるものでなければならず、また、世界的な成長、開放的市場、そして極めて重要な世界貿易体制を推進するとの日米共通の利益と責任にしっかりと根ざしたものでなければならない。協定は、双方通行の対話という基本原則の下で行われる。

この枠組みは、年に2回開催される首脳会談を基盤とする継続的な一連の協定を構築する。この枠組みは、市場開放およびマクロ経済分野での措置を通じて競争力のある外国の製品及びサービスへのアクセス及び販売を相当程度増大させ、投資を増加させ、国際的競争力を増進するとともに、日米二国間の経済面での協力を強化するため、関連・セクター別問題を取り扱うことを目標とする。

日本は、経常収支の黒字の十分意味のある縮小を中期的に達成すること、及び米国からの輸入を含むグローバルな製品及びサービス輸入の相当程度の増加を促進することを意図して、力強く持続的な内需主導型の経済成長を促進し、また、競争力のある外国の製品及びサービスの市場アクセスを増大するという中期的な目的を積極的に追求する。この関連で、日本は、これらの目的を實現するために必要に応じ財政・金融面での措置を含む諸措置を取る。

米国もまた、財政赤字を相当程度削減し、国内貯蓄を奨励し、国際競争力を強化するという中期的な目的を積極的に追求する。

日米双方がこうした努力を善実に実行することにより、両国の対外不均衡の相当程度の縮小に資することが期待される。

米国及び日本は、全ての諸国に意思を与える開放的かつ多角的な貿易体制にコミットしている。この枠組みの下での意思は、MTNベースとなる。

協定の対象は、政府による対応が可能で責任が及び記号の事項に限定される。

両国政府は、この枠組みに関連して取られる全ての合意された措置を誠実に、かつ、早期に実行することとする。両国政府は、この枠組みの下で、具体的な進展が達成されなければならないことに合意する。

GV: 8715-37

問 金融サービス交渉を継続することについてどう考えるか。

(答)

新しい提案なので、もう少し事務的に検討させることにしたい。

(注) 金融サービスの継続交渉を受け入れる場合、米国のオファーとのバランス上、我が国のオファーの引き下げを考慮する必要がある。

(海運) 【発言要領】

GV: 8715-38

○米国の外航海運におけるオファーは極めて貧弱なものであり、また、MFN例外に至っては、ユニラテラルな措置等、マルチの枠組みを否定する広範な例外登録を維持していることは問題。

○米国が、このような態度を最後まで固執する場合には、我が国としても現行オファーの撤回、MFN例外の登録という対応をとらざるを得なくなる。

(参考) 米国の海運セクターのオファー・MFN例外登録の評価

- (1) 外航海運オファーについては、一定の制約の下での約束をしているにすぎず、現時点では、米国発着貨物全体の1%にも満たない貧弱なオファー留まっている。
- (2) MFN例外登録：一方的措置、交渉権限及び二国間協定の維持などの、幅広い例外登録を行っている。

(オーディオ・ビジュアル) 【発言要領】

GV: 8715-39

○オーディオ・ビジュアルについて協定に特例を設けるとのECの協定案文修正案は受け入れられない。

○ECは、オーディオ・ビジュアルにつき意味のあるオファーを行うべし。本件は、我が国が一貫してECに対して自由化を求めてきたもの。

(参考) オーディオ・ビジュアルについて協定に特例を設けたためのECの協定案文修正案

(1) 本年12月10日に初めて正式に提案されたもの。この時点における協定案文の修正提案は問題。

(2) 修正点: 第19条(漸進的自由化)、第15条(補助金)、第2条付則(MFN例外)の各条項につき、AVを特例扱いとするもの。

(参考) ECオファー及びMFN例外登録の評価

(1) オファー: 現時点でオファーなし。また、オファーの予定もないとしている。

(2) MFN例外登録: AV共同製作協定等をはじめ、広範なMFN例外登録を行っている。

Ⅲ ルーシ

1. アンチダンピング
(対米国想定)

GV: 8715-40

(アンチ・ダンピングに関する米国からの修正要求について4極で議論したい、と問われた場合)

1. 米国からのアンチ・ダンピングのテキストに対する修正要求については、現在カートランド主催の14か国非公式会合で協議が進められているところ。

2. 本件はこうしたマルチの場で検討されるべきであり、4極で議論する適当なアジェンダではないと考える。本4極会合では、東京合意のフォローアップをまず議論すべきである。

(さらに、スタンダード・オブ・レビューについては、修正が認められないと米国議会が承認しない、まず4極間で合意すべきである、と問われた場合)

1. 議会が承認するか否かは、貴国の国内問題であるが、NAFTAを成立させた政治力のある米国行政府の努力をこのウルグアイラウンド交渉の成功理の終結に際してもお願いしたい。

2. また、貴国におかれては、何よりもまず世界の指導者として、修正について納得できる説明を行い、関係国を説得することが必要である。

3. スタンダード・オブ・レビューは政治的問題かもしれないが、併せて、極めて法律的事項であり、また、MTOの将来に係わるものである。

4極間のみで議論することは差し控えたい。

(注) アンチ・ダンピングテキストは、米国においては、議会・業界・弁護士が強い関心を持っている政治的問題であり、ぎりぎりの最終段階で米国政府の面目をたたせる程度の修正を行うことが必要となろうが、それまでは態度を示す必要なし。

(参 考) 米因修正提案 11 項目

GV: 8715 41

1. スタンダード・オブ・レビュー
MTO体制の基本となる紛争処理機関（パネル）の権限の縮小
2. 迂回防止措置対象の拡大
ダンピング調査なしに、課税対象を第3国の製品や部品にまで拡大
3. サンセット条項
アンチダンピング税取消に関する5年後の見直しの要件を緩和
4. 損害の累積評価
価格、品質が異なる輸入や、少数輸入に対して一括して損害を認定
5. 提訴適格
労働組合に対しても提訴適格を認める
6. デ・ミニミス
ダンピング調査の打切り基準を緩和
(ダンピングマージンの打切り基準を2%から0.5%に変更。
マーケットシェア1%未満の輸入に対しても調査打切りとしない)
7. 立ち上がり時期の特例
スタートアップ時のコスト高に対する特別調整規定を無効にする
8. ダンピングマージンの計算における比較の方法
価格比較に関する技術的修正
9. ダンピングマージンの計算におけるコスト割れか否かの認定方法
数量比較の方法を明確化するための技術的修正
10. ダンピングマージンの計算における理論値の計算方法
適正利潤の客観的計算方法に関する規律の緩和
11. 原 則
ダンピング非難の肯定化

2. 補助金

GV: 8715-42

<応答要領>

開発及び地域補助金に関する米・EC提案並びに連邦国家に関する加提案ともに、基本的にダンケルテキストの修正は最小限にとどめるとの立場から慎重に検討中。

連邦国家の補助金の問題については、仮に同修正が認められる場合には、日本の自治体についても同じ扱いとなる必要がある。

3. T R I P (貿易関連知的所有権問題)

<応答要領>

GV: 8715-43

(米国のT R I P 修文提案について言及される場合)

T R I P 協定案は、長期間にわたる集中的な交渉の成果を盛り込んだ政治的パッケージとして、各国はこれを最大限尊重すべき。我が国としては、現行協定案の再交渉には基本的に反対の立場である。

(レコード・レンタルに関する米提案について言及される場合)

本件は我が国の国内業界にも大きな影響のある問題であり、現行案の再交渉には基本的に反対であるが、我が国の現行制度がそのまま維持されることが確認できるのであれば、我が国としても米案を受け入れる用意がある。

(参考)

1. 交渉の現状

・現行協定案に対して、米、印等が修文提案を行っているが、我が国を含む多くの国は、交渉成果のバランスを崩す危険があるとして、現行案の修文には消極的な立場。

2. 米修文案の概要

・米国は、①著作権等に関する内国民待遇（カセットおよびビデオの生テープに対する賦課金などを米のレコード製作会社等に対して内国民待遇で分配するよう要求）、②レコード・レンタル（存続を認める既存のレンタル制度をより限定する。なお、日本の制度については問題は生じない。）、等に関して修文案を提出。

3. E C の対応

・我が方同様、E C は T R I P 協定案の再交渉には基本的に反対の立場。ただし著作権等に関する内国民待遇については米と閣僚レベルに上げて協議中。

IV. 政府調達

GV: 8715-44

1. 発言要領

(1) 我が国としては各国のオファーと十分バランスの取れたオファーを行っていると認識。更に、本件交渉の成功裡の終結の為に、政令指定都市を追加的にオファーすべく最終的な国内調整を行っているところ。

(2) (米に対して) 米国州政府については、現在オファーされている24州に加え、更なるオファーの拡大を期待。

2. 応答要領

(米国より、我が国オファーの更なる改善を要請越すとともに、オファーの改善がない場合には、我が国に対しても協定を一部不適用とせざるを得ない旨主張越す場合)

我が国としては既に各国のオファーと十分バランスの取れたオファーを行っていると認識しているので、米国が我が国に対する協定の一部不適用に固執するならば、我が国としてはかかる事態に至るも已むを得ないと思料。

(参考)

(1) 協定条文に係る交渉は12月9日に実質的に終了し、また、各国のオファーに係る交渉についても、12月12日を以て終了する予定。

(2) 但し、米国・ECについてはオファーに関する交渉において合意が成立せず、附属書2(地方政府機関)及び附属書3(特殊法人等)につき、相互の間で当面(12月15日から明年4月15日までを目途)協定を不適用とすることで合意済み。

(3) ECは、我が国からの12政令指定都市のオファーがあれば合意に達し得る旨提案越している。

(4) 米国については、50州全てのオファーを行うことなく、地方・特殊法人に係る建設サービス基準額の450万SDRへの引き下げ、第3セクター・プロジェクトのオファー等、我が国に対するこれまでのリクエストを維持し続けるとともに、右リクエストが満足されない場合にはECに対すると同様に、我が国に対しても附属書2及び附属書3について協定を不適用とせざるを得ないと打診越している。

※総第130613号001公館宛
平成※平成5 年2 月4 日
6 時17 分21 秒受付

電 信 案

平

電信課長



大 臣
秘書官
政 務 次 官
事 務 次 官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管

経 済 局 長
審 議 官
審 議 官
総務参事官
国際機関課長

※発電係 1 他 2 他

起 案

平成 5 年 12 月 14 日

起案者

電話番号

伊井 2535

(※印欄内は電信課記入)

協議先

中

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 大 使 総領事 あて 外務大臣 発

件 名

転電通知

主管・文書記号

経 国 一

※電番

第3544号

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大 使 ・ 総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

貴電が6524号(259022)を米

~~ECM~~

~~に~~ 転電した。

(3)

※

13061305

普通

JUFUDAI

漢

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

限定配布

極 秘
無 期 限

※総第130611号002公館宛

平成※平成 5 年 12 月 14 日
6 時 16 分 13 秒 受付

電 信 案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 経済局長 審議官 審議官 総務参事官 国際機関課長	※発電係 1 代 2 代 起案 平成 5 年 12 月 14 日 起案者 電話番号 澤井 2535
	協議先 全		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	米、EC代	総領事あて	外務大臣 発
件名	UR農業交渉(119副総理兼外務大臣とサザラン事務局長との会談)		
主管・文書記号	※電番	大至急 至急 普通 (優先処理)	パターン・コード 限定配布
経済局長	合第24686号	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 転報	大使・総領事あて		
(八〇字)			
青前代発第6524号(R259022)			
後転電			
(3)			
※			
13061176 優先 BEI 等002 漢 自暗			
GB-1		外務省	回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

限定配布

極秘
無期限

※総第130609号002公館宛

平成※平成 5 年 2 月 4 日
6 時 15 分 23 秒 受付

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

経済局長
審議官
審議官
総務参事官
国際機関課長

※発電係

1 佐 2 佐

起案

平成 5 年 12 月 14 日

起案者

電話番号

河井 2535

協議先

五

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

米、EC代

大使
総領事 あて

外務大臣 発

件名

本大臣レスポンスー農務長官の会談

主管・文書記号

※電番

経済局長

合第24684号

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

限定配布

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

表府代発第6527号(R259027)

後転電。

(3)

※

13060972 優先

BEI

等002 漢 自暗

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

11

※総第130614号011公館宛

平成※平成5年2月4日
6時18分51秒受付

極 秘
無 期 限

電 信 案

電信課長

大 臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管

経済局長
審議官
審議官
総務参事官
国際機関課長

※発電係

1 仕 2 仕

起 案

平成 5 年 12 月 14 日

起案者

電話番号

澤井 2535

協議先

金

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 米 英 仏 独 伊 加
韓国 豪 NZ ECA OECD

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件 名

UR (11月副総理兼外務大臣とセザンランド事務局長との会談)

主管・文書記号

※電番

経 国 一

合第24687号

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大 使 ・ 総 領 事 あ て

大至急

至急

普通 (優先処理)

野原代読

16523号(1225902)

1) 後転電

(13)

※

13061418

優先

FUTU

等011 漢

自暗

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)